

広域ごみ処理基本計画

令和 5 年度 ～ 令和 14 年度
(2023 年度 ～ 2032 年度) 10 年間

令和 5 年 3 月

斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会

目 次

第1編 総論	1-1
第1章 基本事項	1-2
第1節 斜網地区広域ごみ処理基本計画策定の背景と目的	1-2
第2節 本計画の対象区域	1-3
第3節 対象廃棄物	1-4
第4節 計画の期間	1-4
第5節 計画の位置付け	1-5
5-1 計画の構成	1-5
5-2 上位・関連計画	1-8
第2章 斜網地区の地域特性	1-17
第1節 沿革	1-17
1-1 網走市	1-17
1-2 美幌町	1-17
1-3 斜里町	1-18
1-4 小清水町	1-18
1-5 大空町	1-18
第2節 位置と地勢	1-19
第3節 気候的特性	1-20
第4節 人口・世帯の状況	1-23
4-1 行政人口及び世帯数の推移	1-23
4-2 年齢階層別人口	1-31
4-3 人口動態の推移	1-33
4-4 就業人口の推移	1-34
第5節 産業	1-37
5-1 産業の現状	1-37
5-2 産業指標	1-39
第6節 道路・交通の状況	1-41
6-1 道路・交通	1-41
第7節 水環境・水質保全の状況	1-42
7-1 網走川の水環境	1-42
7-2 網走川の水利用	1-44
7-3 網走川の水質保全に関する状況	1-45
7-4 藻琴川の水環境	1-49

第 2 編 ごみ処理基本計画	2-1
第 1 章 ごみ処理の現状と課題	2-2
第 1 節 ごみ処理の流れ	2-2
1-1 網走市のごみ処理の流れ	2-3
1-2 美幌町のごみ処理の流れ	2-4
1-3 斜里町のごみ処理の流れ	2-5
1-4 小清水町のごみ処理の流れ	2-6
1-5 大空町のごみ処理の流れ	2-7
第 2 節 ごみ処理・処分施設の状況	2-8
2-1 斜網地区の広域化・集約化に関する課題	2-8
2-2 単独によるごみ処理・処分施設に関する現状と課題	2-12
第 3 節 ごみ排出量と原単位の実績・推移	2-36
3-1 網走市におけるごみ排出量と原単位の推移	2-37
3-2 美幌町におけるごみ排出量と原単位の推移	2-41
3-3 斜里町におけるごみ排出量と原単位の推移	2-45
3-4 小清水町におけるごみ排出量と原単位の推移	2-49
3-5 大空町におけるごみ排出量と原単位の推移	2-53
3-6 原単位(1 人 1 日当り排出量)の比較	2-57
第 4 節 ごみ処理の評価	2-60
第 5 節 ごみ処理の課題	2-73
5-1 ごみの排出抑制に関する課題	2-73
5-2 中間処理に関する課題	2-74
5-3 最終処分に関する課題	2-76
第 2 章 ごみ処理基本計画	2-78
第 1 節 基本理念	2-78
第 2 節 基本方針	2-80
第 3 節 ごみの排出量及び処理量の見込み	2-82
3-1 網走市におけるごみの排出量及び処理量の見込み	2-83
3-2 美幌町におけるごみの排出量及び処理量の見込み	2-84
3-3 斜里町におけるごみの排出量及び処理量の見込み	2-88
3-4 小清水町におけるごみの排出量及び処理量の見込み	2-92
3-5 大空町におけるごみの排出量及び処理量の見込み	2-96
3-6 計画可燃ごみ処理量	2-100
第 4 節 ごみの排出抑制・減量化計画	2-102
4-1 各市町の取組	2-102
4-2 斜網地区の取組	2-107

4-3 主な施策	2-108
第5節 広域連携に向けたごみの種類及び分別（可燃ごみ）の区分	2-111
5-1 網走市の新たなごみ処理フロー	2-112
5-2 美幌町の新たなごみ処理フロー	2-114
5-3 斜里町の新たなごみ処理フロー	2-116
5-4 小清水町の新たなごみ処理フロー	2-118
5-5 大空町の新たなごみ処理フロー	2-120
第6節 ごみの適正な処理及び処分に向けた計画	2-122
6-1 広域による収集運搬計画	2-122
6-2 広域による中間処理計画	2-123
6-3 単独による中間処理計画	2-131
6-4 最終処分計画	2-133
6-5 その他の計画	2-134

参考資料	参考資料-1
斜網地区施設位置図	参考資料-2
ごみ処理ガイドブックの整理	参考資料-3

用語集	用語集-1
広域ごみ処理基本計画の用語集	用語集-2

第 1 編 総 論

第 1 章 基本事項

第 1 節 斜網地区広域ごみ処理基本計画策定の背景と目的

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年(1970 年)法律第 137 号)に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定める必要があります。

将来にわたって廃棄物の持続可能な適正処理を確保するためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の発生動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図るなど、必要な施設を計画的に整備することが求められます※。

この廃棄物行政の課題と求められる取り組みに対し、オホーツク管内の網走市、美幌町、斜里町、小清水町、大空町による 1 市 4 町(以下「斜網地区」という。)では、一般廃棄物の可燃ごみの処理について、焼却や高温高压の他、破碎・減容後に埋立て、更には生ごみも含めて直接埋立するなど様々な方式で個別に処理しているのが実情です。

以上を踏まえ、「斜網地区広域ごみ処理基本計画(以下「本計画」という。)」では斜網地区による循環型社会の形成と持続可能なごみ処理を推進するため、ごみの発生抑制・再生利用の推進に伴う収集及び処理・処分等の計画を策定する他、将来のごみ処理体系に応じた施設整備等の検討を行います。

※：廃棄物処理施設整備計画(平成 30 年 6 月 19 日閣議決定)

第2節 本計画の対象区域

本計画は、網走市、美幌町、斜里町、小清水町、大空町による斜網地区の全域を対象区域とします。

令和2年度(2020年度)の環境省の一般廃棄物処理実態調査による斜網地区の総人口は76,510人、ごみ総排出量は26,961t/年です。

表 1.1.2.1 計画対象区域の人口とごみ総排出量など

		網走市	美幌町	斜里町	小清水町	大空町	合計
行政区域内人口(人)		34,696	19,001	11,182	4,648	6,983	76,510
ごみ総排出量(t/年)		11,842	8,962	4,035	1,520	2,120	26,961
1人1日当り排出量(g/人・日)		935	1,292	989	896	832	—
リサイクル率(%)		21.79	16.02	46.22	27.82	40.85	—
中間処理 (実施状況)	可燃ごみ	破砕埋立	直接埋立	高温高压	直接埋立	焼却処理	—
	不燃ごみ	破砕埋立	直接埋立	直接埋立	直接埋立	直接埋立	—
	生ごみ	堆肥化	直接埋立	堆肥化	堆肥化	堆肥化	—
	資源物	リサイクル施設で分別・処理※					—

※：斜網地区の各市町では、ガラスびん(無色、茶色、その他)、ペットボトル、プラスチック製容器包装について、日本容器包装リサイクル協会との引き取り・契約を実施している。

出典：一般廃棄物処理実態調査(令和2年度 環境省)

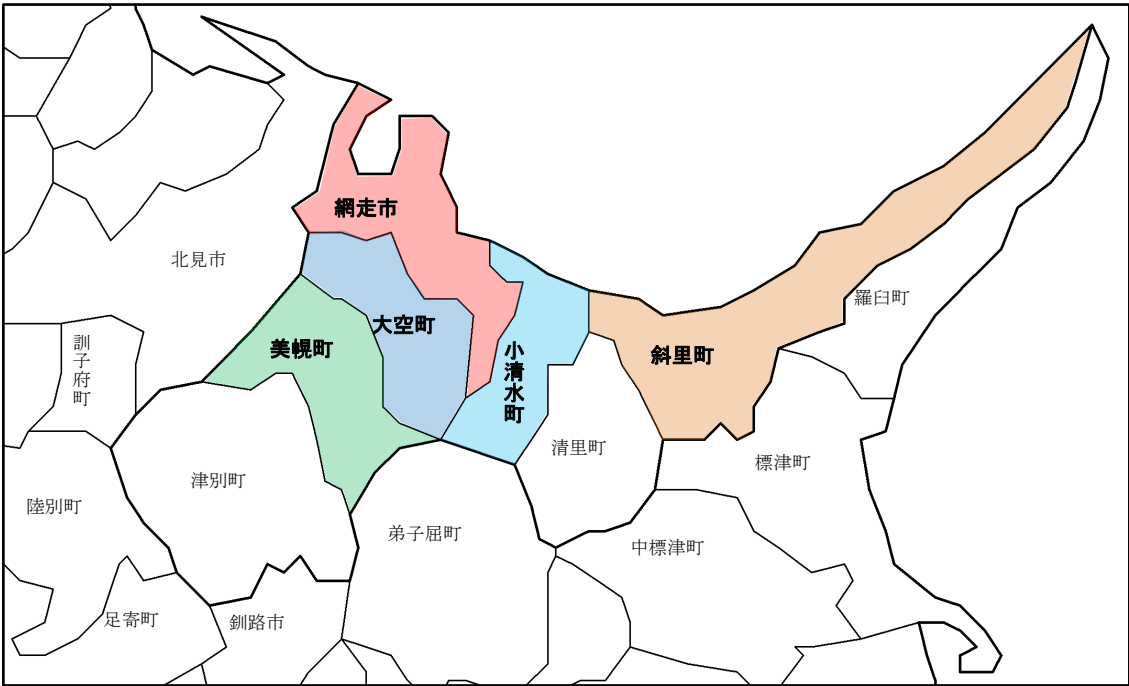


図 1.1.2.1 計画対象区域

第 3 節 対象廃棄物

対象とする廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)」に基づく一般廃棄物である「ごみの処理」とします。

第 4 節 計画の期間

本計画の期間は、令和 5 年度(2023 年度)から令和 14 年度(2032 年度)までの 10 年間とし、令和 9 年度(2027 年度)を中間目標年度に設定します。

なお中間目標年度においては、社会環境等の状況変化に応じて柔軟に計画の見直しを行うものとします。

表 1.1.4.1 計画期間と目標年度

年度	西暦	2022	2023～2026	2027	2028～2031	2032
	令和	4	5～8	9	10～13	14
内 容		計 画 策 定	→	中 間 目 標	→	計 画 目 標

第5節 計画の位置付け

5-1 計画の構成

廃棄物処理法第6条第1項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。」こととされています。

一般廃棄物処理計画は、以下の計画で構成されます。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年(1971年)厚生省令第35号)第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画(一般廃棄物処理基本計画)
- ・ 当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画(一般廃棄物処理実施計画)

また、上記の計画は、ごみの処理に関する部分(ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画)と、生活排水の処理に関する部分(生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画)で構成されます。

本計画は、このうち「ごみ処理」に係る「一般廃棄物処理基本計画」を策定するもので、斜網地区における一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。

次頁以降に、各計画の位置付けを示します。

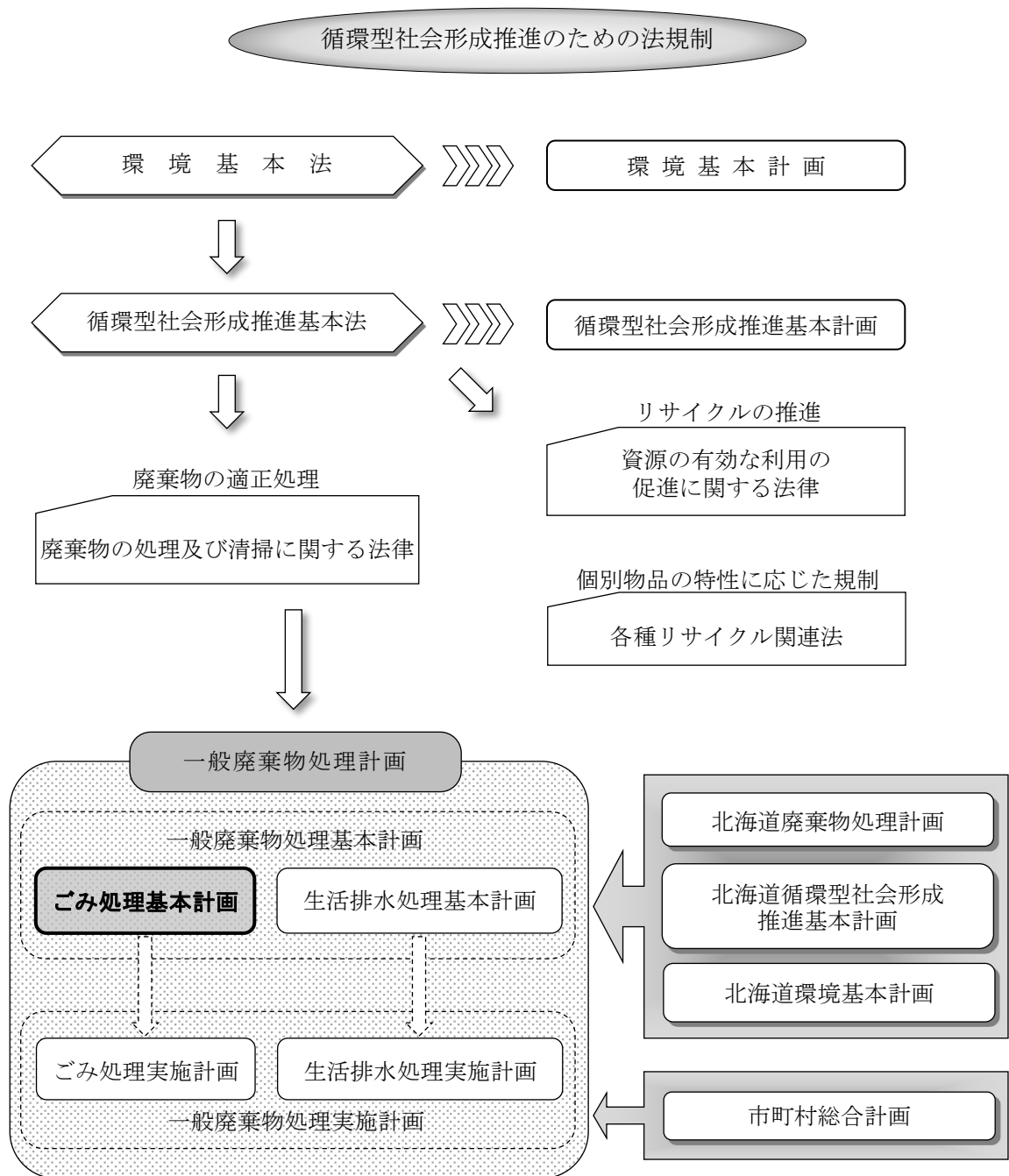


図 1.1.5.1 一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)の位置付け

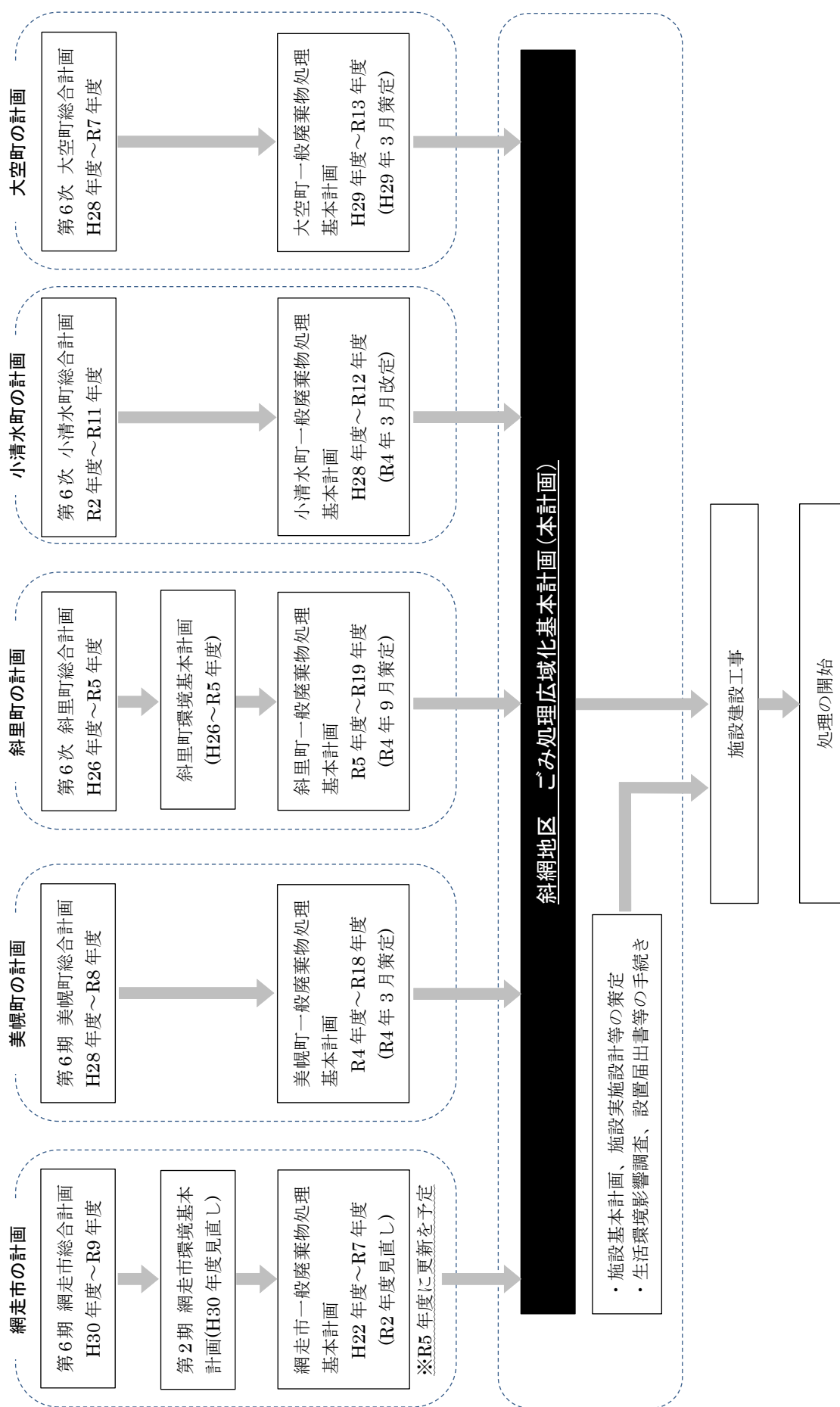


図 1.1.5.2 ごみ処理広域化基本計画と斜網地区の上位関連計画との位置付け～広域処理開始までの流れ

5-2 上位・関連計画

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

国では、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、及び③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を実現するよう、循環型社会形成推進基本法(平成 12 年(2000 年)法律第 110 号)に基づき「循環型社会形成推進基本計画」を策定しています。

平成 30 年(2018 年)に策定した第四次計画では、下表に示す循環型社会形成に向けた取り組みの中長期的な方向性と共に、次頁に示す循環型社会形成のための指標に対する数値目標を定めています。

表 1.1.5.1 第四次循環型社会形成推進基本計画の中長期的な方向性と将来像

項 目		将 来 像
中長期的な方向性	持続可能な社会づくりとの統合的取組	☐ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ☐ 環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上
	多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化	☐ 循環資源、再生可能資源、ストック資源を活用し、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等 ☐ 災害に強い地域となるコンパクトで強靱なまちづくり
	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	☐ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行う
	適正処理の更なる推進と環境再生	☐ 廃棄物の適正処理のシステム、体制、技術が適切に整備された社会 ☐ 海洋ごみ問題が解決に向かい、不法投棄等の支障除去が着実に進められ、空き家等の適正な解体・撤去等により地域環境の再生が図られる社会 ☐ 東日本大震災の被災地の環境を再生し、未来志向の復興創生
	万全な災害廃棄物処理体制の構築	☐ 自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に、平時から廃棄物処理システムの強靱化を図り、災害時に災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理できる社会
	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進	☐ 適正な国際資源循環体制の構築、我が国の循環産業の国際展開により、資源効率性が高く、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
	循環分野における基盤整備	☐ 情報基盤が整備・更新され、必要な技術の開発が継続的に行われ、人材が育成され、多様な主体が高い意識を持って、行動する社会

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画(平成 30 年 6 月 19 日閣議決定)

表 1.1.5.2 循環型社会の全体像に関する物質フロー指標(代表指標)と数値目標

指 標	数値目標	目標年次
資源生産性 = GDP / 天然資源等 投入量	<u>約 49 万円/t</u> 平成 12 年度(2000)の約 2 倍	令和 7 年度(2025)
入口側の循環利用率 = 循環利用量 / (天然 資源等投入量 + 循 環利用量)	<u>約 18%</u> 平成 12 年度(2000)の約 1.8 倍	令和 7 年度(2025)
出口側の循環利用率 = 循環利用量 / 廃棄 物等発生量	<u>約 47%</u> 平成 12 年度(2000)の約 1.3 倍	令和 7 年度(2025)
最終処分量 = 廃棄物の埋立量	<u>約 1,300 万 t</u> 平成 12 年度(2000)から約 77%減	令和 7 年度(2025)

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画(平成 30 年 6 月 19 日閣議決定)

表 1.1.5.3 循環型社会形成のための指標・数値目標(抜粋)

指 標	数値目標	目標年次
1 人 1 日当りのごみ排出量 ^{※1}	<u>約 850g/人・日</u>	令和 7 年度(2025)
1 人 1 日当りの家庭系ごみ排出量 ^{※2}	<u>約 440g/人・日</u>	令和 7 年度(2025)
事業系ごみ排出量 ^{※3}	<u>約 1,100 万 t</u>	令和 7 年度(2025)
災害廃棄物処理計画策定率	都道府県：100% <u>市町村：60%</u>	令和 7 年度(2025)
期間中に整備されたごみ焼却施設の平均発電効率 ^{※4}	<u>21%</u>	令和 4 年度(2022)

※1：1 人 1 日当りのごみ排出量 = ごみ排出量(計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量) / 人口 / 365 日

※2：1 人 1 日当りの家庭系ごみ排出量 = 家庭系ごみ排出量(集団回収量、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量) / 人口 / 365 日

※3：事業系ごみ排出量：事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差がみられることなどから、1 事業所当りではなく、事業系ごみの「総量」について指標とする。

※4：期間中に整備されたごみ焼却施設の平均発電効率：廃棄物処理施設整備計画の計画期間(2018 年度から 2022 年度まで)に整備された発電設備を有するごみ焼却施設につき、各年度に整備された施設の平均発電効率を求め、その 5 箇年平均を取った値。

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画(平成 30 年 6 月 19 日閣議決定)

(2) 廃棄物処理基本方針

国では、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)」を策定しています。

平成 28 年(2016 年)に見直しした基本方針は、主に令和 2 年度(2020 年度)を目標年度としますが、内容に大幅な変更の必要がないことから令和 2 年度(2020 年度)の改定は行われていません※。

平成 28 年(2016 年)の基本方針の概要と、「都道府県廃棄物処理計画の改定を実施する際に参考となる数値目標」を次頁より整理します。

※：事務連絡(令和 2 年 3 月 16 日 環境省 環境再生・資源循環局 総務課)

表 1.1.5.4 基本方針(平成 28 年(2016 年)見直し)の概要

項目	概 要
基本的な方向	□ できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に廃棄物となったものは、不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行う。 □ 排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものは、適正な処分を確保することを基本とする。 □ 災害廃棄物についても適正な処理を確保し、かつ可能な限り分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保する。 □ エネルギー源としての廃棄物の有効利用等を含め、循環共生型の地域社会の構築に向けた取組を推進する。
国民の役割	□ 商品の購入は、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品及び再生品の選択に努める。 □ 特に食品の購入に当っては、適量の購入等により食品ロスの削減に資する購買行動に努める。 □ 一般廃棄物の排出に当っては、市町村が設定する分別区分に応じて分別排出を行うことにより、市町村による適正な循環的利用に対する取組に協力する。
事業者の役割	□ 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、原材料の選択や製造工程、輸送工程を工夫する。取引慣行を改善する。 □ 不要となった物品を有価物として他者に譲渡して有効利用する等により、製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出される廃棄物の排出抑制に努める。
地方公共団体の役割	□ 区域内における一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、その排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進する。 □ 分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努める。その上で処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を確保する。 □ 適正な循環的利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、地方公共団体が策定する広域化に係る計画との整合を図る。他の市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組を促進する。 □ リサイクルの推進に係る諸法等に基づく広域的な循環的利用の取組について積極的に後押しするよう努める。 □ 再生利用及び熱回収の効率化等の観点から、廃棄物処理施設と他のインフラとの連携等を推進するため、関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用に努める。

表 1.1.5.5 基本方針による参考となる数値目標

No.	廃棄物処理法に基づく基本方針における 目標項目	参考となる数値目標
1	一般廃棄物の排出量	2025 年度に約 3800 万 t(循環基本計画)
2	一般廃棄物の再生利用量の割合※ ¹	一般廃棄物の出口側の循環利用率を 2025 年度に約 28% (循環基本計画)
3	一般廃棄物の最終処分量	2025 年度に約 320 万 t(循環基本計画)
4	1 人 1 日当りの家庭系ごみ排出量	2025 年度に約 440g/人/日(循環基本計画)
5	一般廃棄物の最終処分場の残余年数	2022 年度に 2017 年度の水準(20 年分)を維持 (廃棄物処理施設整備計画)
6	焼却された一般廃棄物量のうち発電設備 を有する焼却施設で処理される一般廃棄 物の割合	廃棄物エネルギーを地域を含めて外部供給している施設の 割合を 2022 年度に 46% (廃棄物処理施設整備計画)
7	産業廃棄物の排出量	2025 年度に約 3 億 9000 万 t(循環基本計画)
8	産業廃棄物の再生利用量の割合※ ²	産業廃棄物の出口側の循環利用率※ ³ を 2025 年度に約 38% (循環基本計画)
9	産業廃棄物の最終処分量	2025 年度に約 1000 万 t(循環基本計画)
10	産業廃棄物の最終処分場の残余年数	引き続き現行基本方針に基づき要最終処分量の 10 年分程度 を確保
11	家庭から排出される食品廃棄物に占める 食品ロスの割合の調査を実施したことが ある市町村数	引き続き現行基本方針に基づき 200 市町村以上における実 施を推進
12	特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法 律第 96 号)に基づく特定家庭用機器一 般廃棄物のうち、小売業者が同法に基づ く引取義務を負わないものの回収体制を 構築している市町村の割合	引き続き現行基本方針に基づき 100%の構築を推進
13	使用済小型電子機器等の再生のための回 収を行っている市町村の割合	引き続き現行基本方針に基づき 80%以上の実施を推進

※1：一般廃棄物の再生利用量の割合は、〔直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量〕を〔ごみの総処理量＋集団回収量〕で除した数値。一般廃棄物の循環利用率の計算方法と同じである。（一般廃棄物処理事業実態調査の数値を元に算出され、同調査におけるリサイクル率と同じ。）

※2：産業廃棄物の再生利用量の割合は〔再生利用量(直接再生利用量と処理後再生利用量の合計)〕を〔排出量〕で除した数値。（産業廃棄物排出・処理状況調査報告書の数値を元に算出される。）

※3：産業廃棄物の出口側の循環利用率は〔再生利用量＋金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類それぞれの減量化量－動物のふん尿の直接再生利用量〕を〔排出量〕で除した数値。（産業廃棄物排出・処理状況調査報告書の数値を元に算出される。）

※4：現在、目標の見直しを実施中。2020 年度内に新目標の結論を得る予定。

(3) 廃棄物処理施設整備計画

国では、廃棄物処理法に基づき平成 30 年(2018 年)6 月に「廃棄物処理施設整備計画」を策定しています。

平成 30 年度(2018 年度)から令和 2 年度(2020 年度)を計画期間とする本計画は、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で 3R^{*}の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進するよう、下表に示す基本的理念や事業の実施に関する重点目標を定めています。

※：3R とは、①リデュース(Reduce)・発生抑制、②リユース(Reuse)・再使用、③リサイクル(Recycle)・再資源化の三つの「R」のこと。

表 1.1.5.6 廃棄物処理施設整備計画の概要

項 目	概 要
基本的理念	(1)基本原則に基づいた 3R の推進 (2)気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保 (3)地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備
廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施	(1)市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3R の推進 (2)持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 (3)廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進 (4)廃棄物系バイオマスの利活用の推進 (5)災害対策の強化 (6)地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備 (7)地域住民等の理解と協力の確保 (8)廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化
廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標	【ごみのリサイクル率】 21% → 27% 【一般廃棄物最終処分場の残余年数】 2017 年度の水準(20 年分)を維持 【期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値】 19% → 21% 【廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合】 40% → 46% 【浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率】 53% → 70% 【合併処理浄化槽の基数割合】 62% → 76% 【省エネ浄化槽の導入による温室効果ガス削減量】 5 万 t-CO ₂ → 12 万 t-CO ₂

(4) 北海道廃棄物処理計画

北海道では、前項に示す国の基本方針に基づき、令和 2 年(2020 年)3 月に「北海道廃棄物処理計画〔第 5 次〕(以下「北海道計画」という。)」を策定しています。

北海道の区域内において、廃棄物の排出抑制や適正な循環的利用、適正処分の確保の他、バイオマスの利活用やリサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興といった国の基本方針を実現するよう、本計画では令和 6 年度(2024 年度)を目標とした廃棄物処理に関する目標値を定めています。

一部抜粋した内容を下表に整理します。

表 1.1.5.7 北海道廃棄物処理計画による廃棄物の処理に関する目標値

区 分	目標値 令和 6 年度(2024)	現 状 平成 29 年度 (2017)
	現状との比較	
一般廃棄物(※1)の排出量	1,700 千 t 以下	1,873 千 t
	約 10%削減	
一般廃棄物の排出量		
一人一日当りの排出量	900g/人・日以下	961g/人・日
一人一日当りの家庭から 排出するごみの量	550g/人・日	598g/人・日 453g/人・日※2
産業廃棄物の排出量 (動物のふん尿除く)	37,500 千 t 以下 (18,000 千 t 以下)	38,741 千 t (19,234 千 t)
一般廃棄物のリサイクル率	30.0%以上	24.3%
産業廃棄物の再生利用率 (動物のふん尿除く)	57.0%以上 (38.51%以上)	55.0% (36.3%)
一般廃棄物の最終処分量	250 千 t 以下	316 千 t
	約 20%削減	
産業廃棄物の最終処分量	570 千 t 以下	679 千 t
廃棄物系バイオマス利活用率 (排出量ベース(炭素換算量))	90.0%以上	89.8%

※1：ここでは「し尿」を除いています。

※2：国に合わせて資源ごみを除いて算出した値。

(参考)令和 7 年度(2025)の目標値：440g/人・日以下

出典：北海道廃棄物処理計画〔第 5 次〕(令和 2 年 3 月)

(5) 北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画

北海道では、環境省による「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について※」を踏まえ、令和4年度(2022年度)から概ね10年間を計画期間とした「北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画(以下「広域・集約化計画」という。)」を令和4年(2022年)7月に策定しています。

北海道における広域化・集約化に関する現状として、下表に示すよう、一部ブロックでは集約化されず単独処理となっていること、また一部の市町村では減容化をせずに直接埋立処分していることを課題として示しています。

計画推進に向けた取り組みとしては、次頁の表に示すよう、ごみの収集頻度や分別体制を基本的に統一すること、単なるごみ処理施設ではなく、新技術を活用しながら地域へエネルギーや資源を供給するといった地域循環共生圏の核となり得る施設整備とするなど、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築することが重要と示しています。

※：環循適発第1903293号(平成31年3月29日)

表 1.1.5.8 広域化・集約化の考え方

項 目	内 容
現状の課題	・ 焼却施設のうち全連続炉は約半数(半数は、准連続またはバッチ運転) ・ 一部のブロックでは集約化されず単独処理 ・ 一部の市町村では減容化(焼却、生ごみ堆肥化・メタン化、破碎など)をせずに直接埋立処分 ・ 全国的な物価、人件費の上昇を背景に、主に処理・維持管理費が増加傾向 ※今後の検討においては、集約化による建設費・維持管理費等の減少と輸送の長距離化による運搬経費の増加を総合的に考慮する必要がある。
北海道の地域特性	・ 人口密度は2015年国勢調査で69人/km²と全国の約1/5であり、2040年までの間に札幌圏への人口集中と少子高齢化による人口減少がさらに進行することが予測 ・ 冬期は豪雪に加えて低温による路面凍結もあり、頻繁に交通障害が発生 ※今後の検討においては、収集運搬による環境負荷とのバランスや収集運搬の効率と安全確保の視点を考慮する必要がある。
基本方針	・ 広域ブロック内における単独処理を含む実質小区分の解消に努める ・ 焼却施設は可能な限り全連続炉とする ・ 焼却施設以外の新設・更新に当っては、共同処理を検討 ・ 焼却処理を行わない地域における資源化、最終処分量の減容化の検討 ・ 地球温暖化防止に向けた取組〈廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減〉

出典：北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画(令和4年7月)

表 1.1.5.9 広域化・集約化の計画推進に向けた取組

項 目	内 容
(1)広域化・集約化を進める上での課題、検討事項	①収集、分別方法の統一 ごみの収集頻度や分別の体制について統一する必要がある、市民の十分な理解と協力が必要 ②「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応 法の施行による焼却量の減少やごみの組成変化に留意が必要 ③災害対策を踏まえた処理連携等の検討 災害に対する施設の強靱化を図るとともに、市町村同士の連携体制の構築の検討が重要 ④新技術の活用と新たな価値の創出 単なるごみ処理施設ではなく、新技術を活用しながら地域へエネルギーや資源を供給する拠点、環境教育・環境学習の場、災害時の防災拠点としての活用など、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが重要
(2)各主体の責務・役割	【市町村等】 ①広域・集約化計画を踏まえた一般廃棄物処理基本計画の改定 ②ごみ処理施設(焼却、資源化、最終処分場等)は、設置場所が特定の市町村に集中しないよう、ブロック内市町村の役割分担を検討 ③近隣市町村との情報共有、広域化・集約化の協議 【北海道】 ①各ブロックの進捗状況等の把握 ②市町村等間の調整、技術的支援 ③複数ブロック間の協議・調整 ④国への要望等～広域化・集約化の推進に対して、効果的にインセンティブが働くものとなるよう、必要に応じ、国に対して交付金制度の充実などを要望

出典：北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画(令和4年7月)

第2章 斜網地区の地域特性

第1節 沿 革

1-1 網走市

網走市は、北海道東部の知床半島を東に望むオホーツク海に面した人口約3万3千人のオホーツク圏における中核都市です。

網走市は、明治13年(1880年)に網走・斜里・常呂・紋別の4郡を管轄する、網走外三郡役所が当時の網走村に設置されて以来、その後の交通基盤の拡充による交流の活発化と積極的な都市機能の整備などにより、網走支庁管内開発の先駆にふさわしい発展を遂げ、昭和22年(1947年)2月11日に市制施行しています。

出典：網走市一般廃棄物処理基本計画(令和2年度見直し版)

1-2 美幌町

美幌町は、昭和15年(1940年)に全道の町村に先がけて都市計画区域の指定を受け、計画的な市街地の整備は道路交通の要衝として、中心市街地に商工業、金融、医療、教育、官公庁の出先機関が設置され発展し、基幹産業の農林業は、網走川、美幌川の流れに沿って拓かれた美幌原野と、その豊かな実りによって町が栄え、道内有数の町として発展してきました。

また、美幌町内には昭和15年(1940年)の海軍航空隊時代からの歴史があり、昭和25年(1950年)に開設された、陸上自衛隊美幌駐屯地があります。

出典：第6期美幌町総合計画(平成28年4月)

1-3 斜里町

斜里町は、北海道東部、オホーツク海に面した、農業、漁業、観光業のまちです。

明治 5 年(1872 年)に、斜里郡の村名が定められ、ヤンベツ村、シャリ村、シマトカリ村など 5 ヲ村が誕生しました。7 年後の明治 12 年(1879 年)には、斜里村役場が設置されました。

現在では平成 17 年(2005 年)に知床がユネスコ(国際連合教育科学文化機関)世界自然遺産に登録されるなど、豊かな自然を背景にまちづくりを進めています。

出典：町のあゆみ(斜里町 Web)

1-4 小清水町

小清水町は、明治 12 年(1879 年)先人がこの地に一粒の自治の種を蒔いたことから始まります。町名の由来は、町内を流れる「ポンヤムベツ川」の側に良質の湧水があったこと、アイヌ語で「小さい清水の川」という意味を持つことから、駅通所を「小清水」としたことに由来します。

先人たちの偉業により平成 30 年(2018 年)には、開町百年の節目を迎えることができました。

出典：町勢要覧(令和 2 年 小清水町)

1-5 大空町

大空町は、合併前の女満別地区は明治 23 年(1890 年)、マッチ軸木材伐採のため人が移住したのを開拓の始まりとしています。

大正 10 年(1921 年)には網走町から分村し女満別村が開村、昭和 26 年(1951 年)に町制が施行され女満別町となりました。

一方で東藻琴地区は明治 22 年(1889 年)に藻琴原野植民地計画の実測が行われ、明治 36 年(1906 年)に梅谷房蔵氏他 5 名が定住入地したのが開拓の始まりとされています。

その後、昭和 22 年(1947 年)に網走市の市昇格に伴い分村、東藻琴村となりました。

女満別町、東藻琴村は平成 18 年(2006 年)3 月 31 日に合併され、「大空町」となり現在に至ります。

出典：大空町の概要(令和 4 年 5 月 20 日)

第2節 位置と地勢

斜網地区は、北海道オホーツク海沿岸地域に位置し、北端は北緯 44 度 20 分(斜里町)、南端は北緯 43 度 35 分(美幌町)、西は東経 143 度 54 分(美幌町)、東は東経 145 度 20 分(斜里町)にわたり、総面積は 2,277.09km²を有しています。

区域内には、貴重な原始の自然を残す世界自然遺産知床を始めとした、豊かな自然景観を残しています。

地勢は、西部には網走国定公園に属する網走湖・能取湖などの7つの海跡湖からなる起伏の少ない平地が広がり、東部には知床国立公園に属する羅臼岳や、斜里岳道立自然公園、南部には屈斜路カルデラ外輪山などの高山群が聳えます。またオホーツク海に面した直線的な海岸が広がり、北に向かって緩やかに傾斜状地を形成しています。

出典：管内概要(令和4年 オホーツク総合振興局)、観光情報(小清水町 Web)など

表 1.2.2.1 斜網地区の位置

		網走市	美幌町	斜里町	小清水町	大空町
面積(km ²)		471.00	438.41	737.13	286.89	343.66
位置	東端(東経)	144° 26′ 01″	144° 19′ 55″	145° 20′ 15″	144° 33′ 42″	144° 23′ 16″
	西端(東経)	144° 01′ 10″	143° 54′ 40″	144° 33′ 15″	144° 19′ 55″	144° 02′ 48″
	南端(北緯)	43° 46′ 34″	43° 35′ 53″	43° 45′ 25″	43° 40′ 42″	43° 42′ 18″
	北端(北緯)	44° 06′ 58″	43° 53′ 37″	44° 20′ 43″	43° 57′ 22″	43° 58′ 05″

出典：(面積)全国都道府県市区町村別面積調(令和4年4月1日 国土交通省国土地理院)

(位置)都道府県及び市区町村の東西南北点の経度緯度(〃)

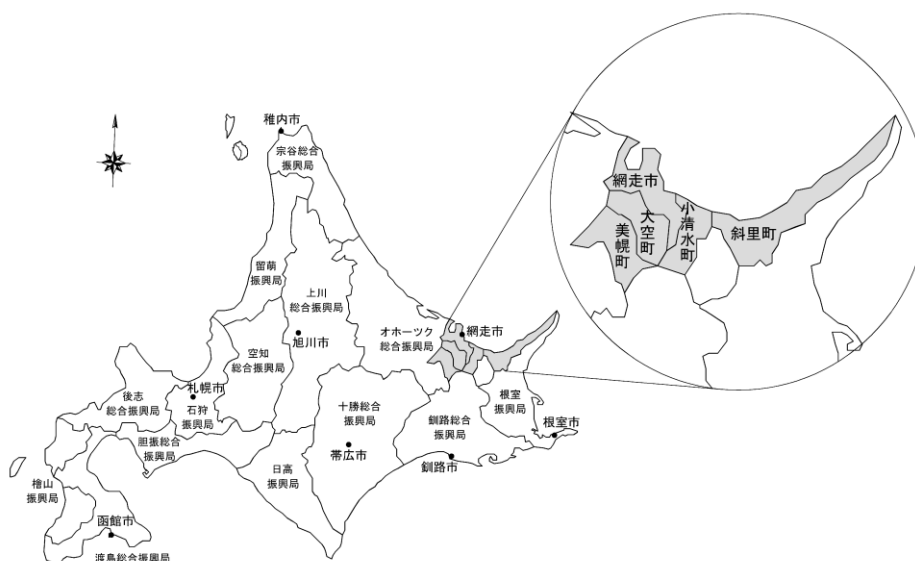


图 1.2.2.1 位置图

第3節 気候的特性

斜網地区に位置する網走市の気候は、年平均気温 7℃前後の気候で、夏は 30℃を超え、冬の気温は氷点下 15℃以下まで冷え込む冷涼な気候です。

年間降水量は、近年では降水量の増減が激しく平成 28 年(2016 年)における 1,206.0mm/年と、過去 10 年で最も少ない令和 2 年(2020 年)の 644.0mm/年では約 1.9 倍の降水量差を記録しています。

次に、年ごとの気象状況及び令和 3 年(2021 年)の月ごとの気象状況を示します。

表 1.2.3.1 年別気象状況(10 年間)

年 次	気温(℃)			降水量 (mm)	降雪量 (cm)	最深 積雪 (cm)	平均 風速 (m/s)	最多 風向
	平均	最高	最低					
H24(2012)	6.8	33.6	-17.0	1069.0	300.0	62.0	3.2	北)
H25(2013)	7.0	32.4	-17.8	973.0	394.0	75.0	3.3	南
H26(2014)	7.0	32.7	-16.2	956.5	431.0	86.0	3.4	西南西)
H27(2015)	7.6	33.8	-15.8	1011.0	309.0	91.0	3.3	南西)
H28(2016)	6.8	32.3	-16.7	1206.0	308.0	68.0	3.4	南西)
H29(2017)	6.8	35.1	-15.0	803.0	317.0	72.0	3.2	南西
H30(2018)	7.1	35.2	-16.3	948.5	246.0	63.0	3.0	南西)
R1 (2019)	7.4	35.4	-19.8	688.0	234.0	49.0	3.2	南)
R2 (2020)	7.5	36.5	-16.4	644.0	207.0	63.0	3.1	南西)
R3 (2021)	7.7	35.1	-17.6	841.0	278.0	70.0	3.7	南)
平均値	7.2	34.2	-16.9	914.0	302.4	69.9	3.3	—

)印：統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていますが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同等に扱います(準正常値)。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なりますが、全体数の 80%を基準とします。

出典：網走観測所 過去の気象データ(気象庁 Web)

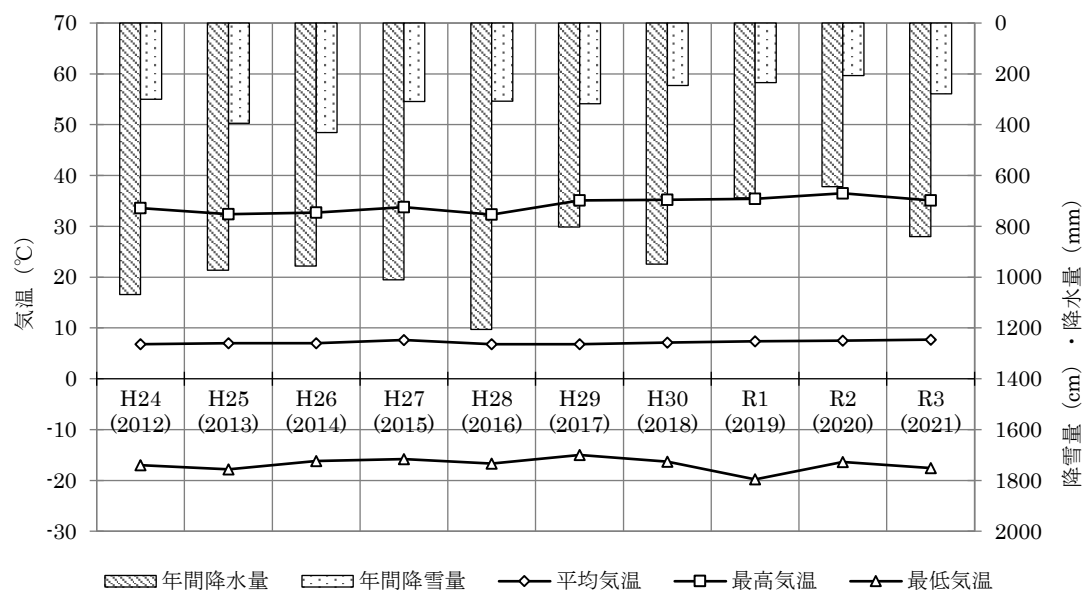


図 1.2.3.1 年ごとの気象状況の推移(10 年間)

表 1.2.3.2 令和 3 年(2021 年)の気象概況

月	降水量(mm)		気 温(℃)					風向・風速(m/s)			日照 時間 (h)	雪(cm)	
	合計	日最大	平 均			最高	最低	平均 風速	最大			降雪 合計	最深 積雪
			日平均	日最高	日最低				風速	風向			
1	49.0	21.0	-6.3	-2.7	-10.9	6.5	-16.8	4.0	15.0	北北東	133.6	90	48
2	40.0	16.0	-4.6	-0.8	-9.4	7.5	-17.6	3.7	13.3	西	135.0	51	46
3	57.0	27.0	1.0	5.5	-3.0	14.6	-13.0	4.1	14.7	北西	175.5	57	70
4	73.5	47.5	5.4	10.6	1.2	21.5	-2.9	4.5	16.1	北	180.6	7	3
5	106.0	29.0	9.2	13.5	5.7	28.1	1.0	3.7	14.8	北西	131.9	--	--
6	9.5	9.0	14.8	19.0	11.2	27.2	4.1	2.4	14.5	南	245.7	--	--
7	5.0	5.0	21.3	25.9	17.9	35.1	12.1	2.7	8.1	南西	287.8	--	--
8	145.0	86.5	19.4	23.3	16.3	31.1	10.6	3.1	14.2	北北東	199.6	--	--
9	68.0	22.5	16.2	20.2	12.7	25.6	9.0	3.6	15.2	北北西	188.3	--	--
10	152.0	42.5	11.2	15.3	7.5	22.5	0.9	3.7	14.6	北西	148.8	--	--
11	105.0	31.5	6.0	9.4	2.7	15.7	-2.6	4.1	18.4	北	94.5	1	1
12	31.0	14.0	-1.0	2.5	-4.7	14.7	-13.7	4.3	16.1	西北西	140.3	52	25
平均値	70.1	29.3	7.7	11.8	3.9	20.8	-2.4	3.7	14.6	—	171.8	—	—

)印：統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていますが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同等に扱います(準正常値)。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なりますが、全体数の 80%を基準とします。

--：該当現象、または該当現象による量等がない場合に表示します。

出典：網走観測所 過去の気象データ(気象庁 Web)

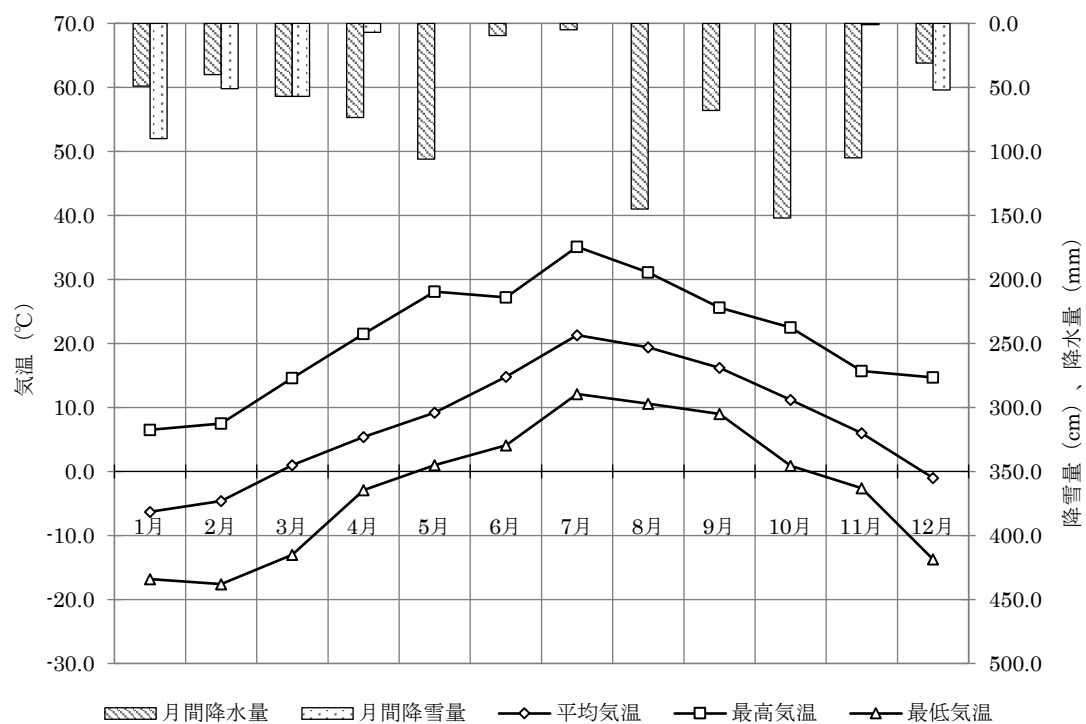


図 1.2.3.2 月ごとの気象状況の推移 令和3年(2021年)

第4節 人口・世帯の状況

4-1 行政人口及び世帯数の推移

国勢調査による斜網地区の総人口は、昭和35年(1960年)の115,416人をピークに令和2年(2020年)では77,272人と減少しています。

世帯数については、平成17年(2005年)の37,722世帯をピークに令和2年(2020年)では35,627世帯と減少しています。

世帯人員については、統計開始から昭和35年(1960年)までは5人/世帯を維持していましたが、平成7年(1995年)以降は3人/世帯を下回り、令和2年(2020年)では2.2人/世帯と、核家族化が進んでいることが伺えます。

市町別人口の推移では、国勢調査・住民基本台帳による実績10年間の推移では、全ての市町が微減傾向で推移しています。

また、地区総人口に対する人口の割合は各市町において過去10ヶ年を通して横ばいが続いており、網走市が占める割合が最も多く、約45%を示しています。

次頁以降に、人口及び世帯数に係る図表を整理します。

表 1.2.4.1 斜網地区の行政人口及び世帯数の推移(国勢調査)

年 度	斜網地区 人口 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (世帯)	1 世帯 当り人口 (人/世帯)
昭和 22 年(1947)	93,665	47,582	46,083	16,264	5.8
昭和 25 年(1950)	102,587	52,556	50,031	17,515	5.9
昭和 30 年(1955)	113,010	58,856	54,154	19,664	5.7
昭和 35 年(1960)	115,416	59,249	56,167	23,169	5.0
昭和 40 年(1965)	112,038	56,686	55,352	26,130	4.3
昭和 45 年(1970)	106,674	52,979	53,695	28,249	3.8
昭和 50 年(1975)	103,543	51,355	52,188	30,138	3.4
昭和 55 年(1980)	104,507	51,865	52,642	33,001	3.2
昭和 60 年(1985)	103,700	51,296	52,404	33,194	3.1
平成 2 年(1990)	101,274	49,975	51,299	34,169	3.0
平成 7 年(1995)	98,940	49,285	49,655	36,400	2.7
平成 12 年(2000)	96,438	47,874	48,564	37,641	2.6
平成 17 年(2005)	92,440	45,829	46,611	37,722	2.5
平成 22 年(2010)	88,909	44,339	44,570	37,632	2.4
平成 27 年(2015)	84,049	41,661	42,388	37,115	2.3
令和 2 年(2020)	77,272	38,289	38,983	35,627	2.2

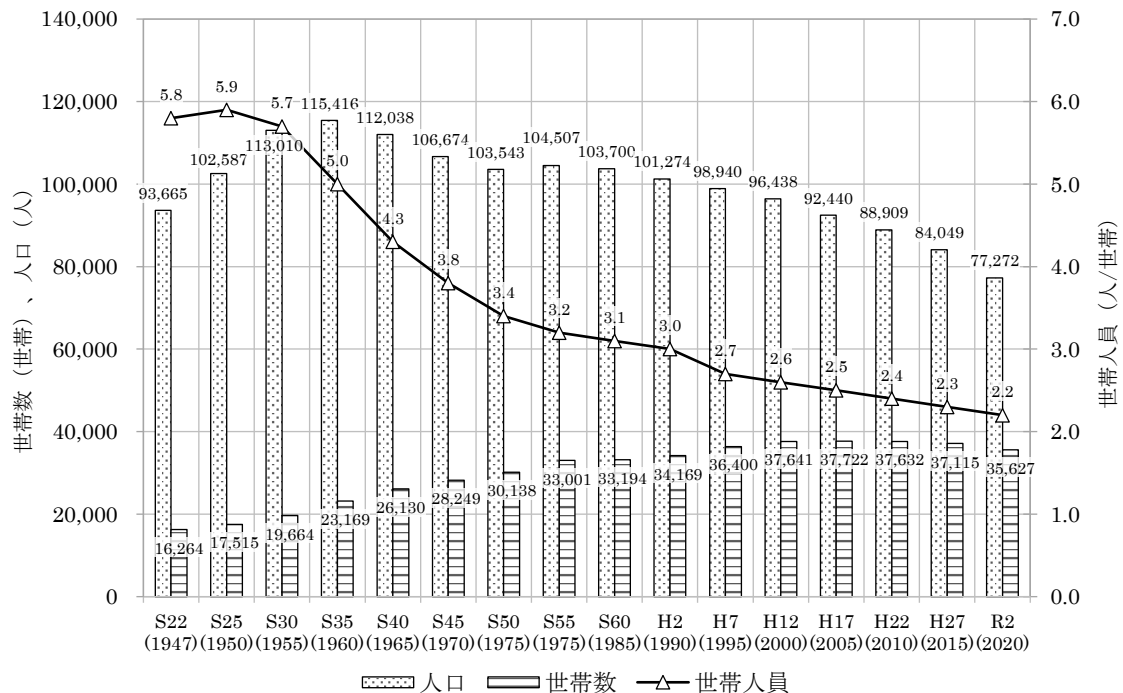


図 1.2.4.1 斜網地区の行政人口及び世帯数の推移(国勢調査)

表 1.2.4.2 斜網地区の行政人口の推移(国勢調査)

年 度	人 口(人)					
	斜網地区	網走市	美幌町	斜里町	小清水町	大空町
昭和 22 年(1947)	93,665	34,850	19,820	14,200	10,065	14,730
昭和 25 年(1950)	102,587	39,218	21,104	15,356	10,928	15,981
昭和 30 年(1955)	113,010	42,961	24,772	17,468	11,493	16,316
昭和 35 年(1960)	115,416	44,052	26,207	18,371	11,517	15,269
昭和 40 年(1965)	112,038	44,195	26,133	18,015	10,457	13,238
昭和 45 年(1970)	106,674	43,904	25,916	16,674	9,173	11,007
昭和 50 年(1975)	103,543	43,825	25,853	15,996	8,266	9,603
昭和 55 年(1980)	104,507	44,777	26,534	15,795	7,836	9,565
昭和 60 年(1985)	103,700	44,283	26,686	15,955	7,347	9,429
平成 2 年(1990)	101,274	44,416	25,680	15,182	6,758	9,238
平成 7 年(1995)	98,940	44,176	24,716	14,634	6,422	8,992
平成 12 年(2000)	96,438	43,395	23,905	14,066	6,126	8,946
平成 17 年(2005)	92,440	42,045	22,819	13,431	5,753	8,392
平成 22 年(2010)	88,909	40,998	21,575	13,045	5,358	7,933
平成 27 年(2015)	84,049	39,077	20,296	12,231	5,085	7,360
令和 2 年(2020)	77,272	35,759	18,697	11,418	4,623	6,775

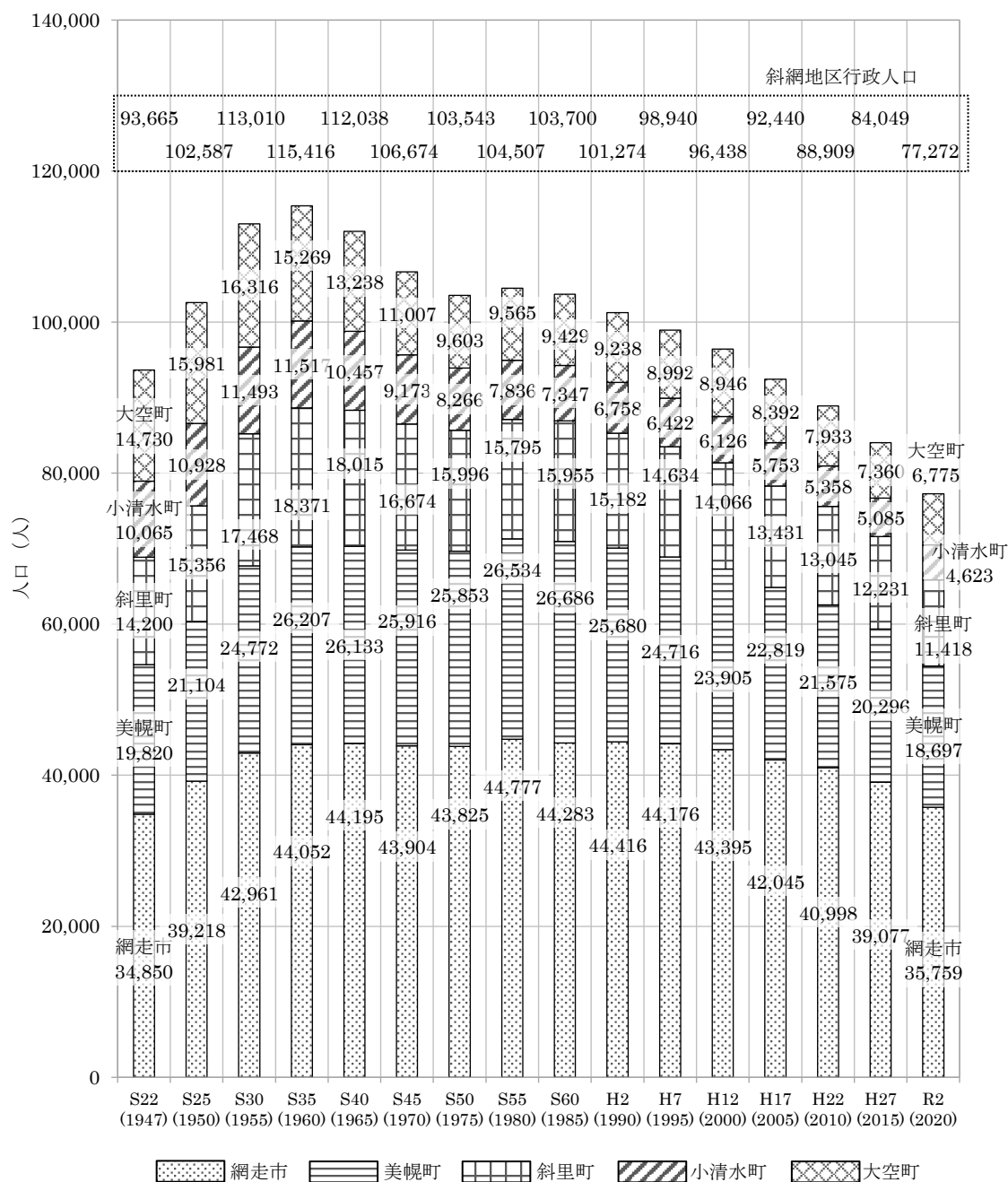


図 1.2.4.2 斜網地区の行政人口の推移(国勢調査)

表 1.2.4.3 斜網地区の行政人口及び世帯数の推移(住民基本台帳)

年度	斜網地区 総人口 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (世帯)	1 世帯 当り人口 (人/世帯)
平成 24 年(2012)	85,794	41,897	43,897	38,911	2.2
平成 25 年(2013)	85,038	41,371	43,667	38,991	2.2
平成 26 年(2014)	84,737	41,304	43,433	39,164	2.2
平成 27 年(2015)	83,712	40,761	42,951	39,032	2.1
平成 28 年(2016)	82,595	40,264	42,331	38,992	2.1
平成 29 年(2017)	81,485	39,702	41,783	38,940	2.1
平成 30 年(2018)	80,264	39,111	41,153	38,679	2.1
令和元年(2019)	79,024	38,548	40,476	38,559	2.0
令和 2 年(2020)	77,732	37,934	39,798	38,410	2.0
令和 3 年(2021)	76,520	37,376	39,144	38,318	2.0

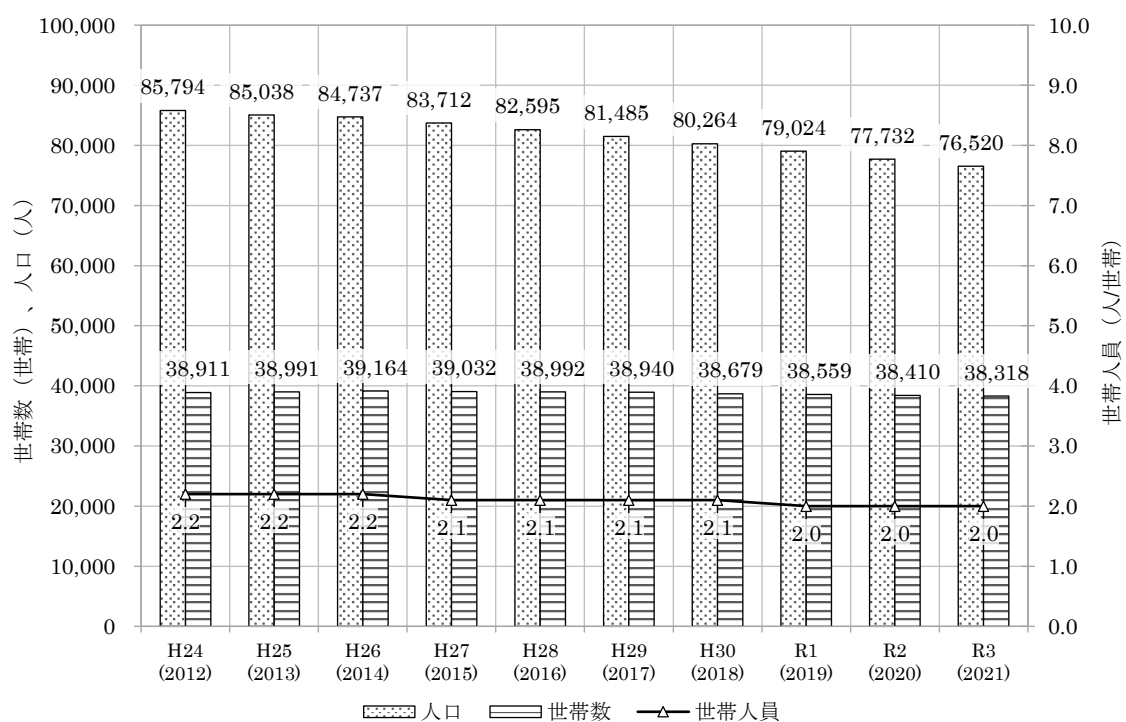


図 1.2.4.3 斜網地区の行政人口及び世帯数の推移(住民基本台帳)

表 1.2.4.4 斜網地区の行政人口の推移(住民基本台帳)

年度	人 口(人)					
	斜網地区	網走市	美幌町	斜里町	小清水町	大空町
平成 24 年(2012)	85,794	38,548	21,375	12,532	5,344	7,995
平成 25 年(2013)	85,038	38,219	21,125	12,476	5,286	7,932
平成 26 年(2014)	84,737	38,240	21,038	12,339	5,279	7,841
平成 27 年(2015)	83,712	37,740	20,851	12,186	5,227	7,708
平成 28 年(2016)	82,595	37,352	20,527	12,019	5,142	7,555
平成 29 年(2017)	81,485	36,912	20,246	11,862	5,059	7,406
平成 30 年(2018)	80,264	36,322	19,954	11,723	4,983	7,282
令和元年(2019)	79,024	35,704	19,578	11,610	4,897	7,235
令和 2 年(2020)	77,732	35,039	19,233	11,530	4,800	7,130
令和 3 年(2021)	76,520	34,640	18,941	11,300	4,676	6,963

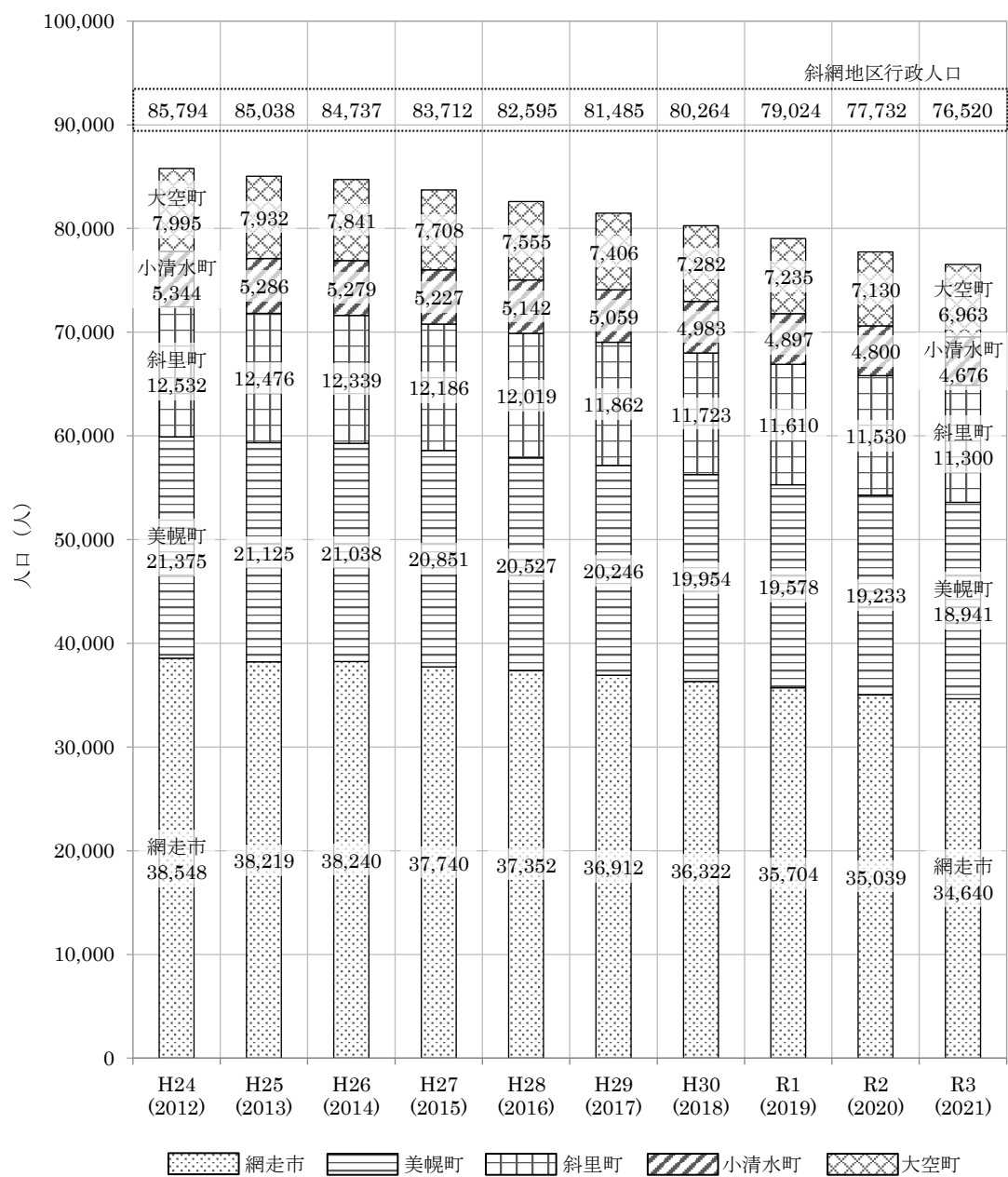


図 1.2.4.4 斜網地区の行政人口の推移(住民基本台帳)

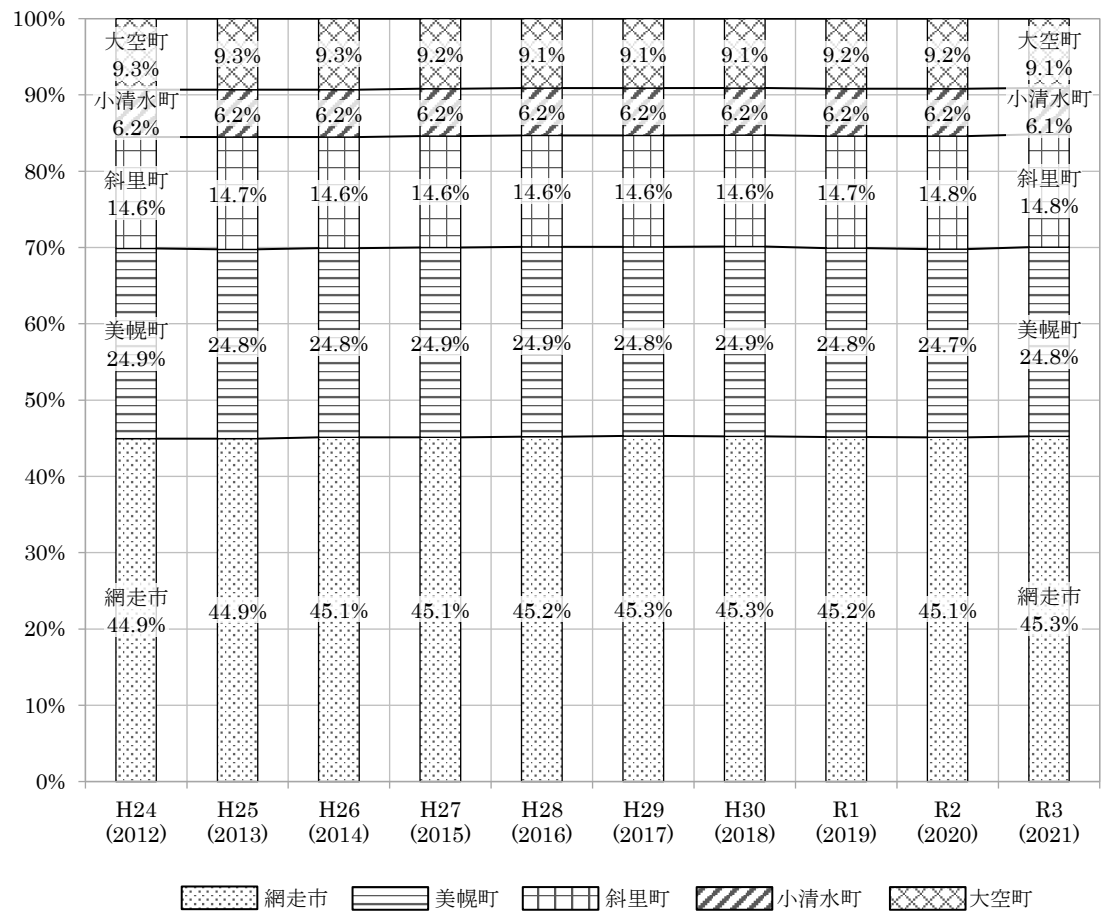


図 1.2.4.5 斜網地区の行政人口の割合(住民基本台帳)

4-2 年齢階層別人口

斜網地区の年齢階層別人口について、平成 27 年(2015 年)と令和 2 年(2020 年)を比較すると、令和 2 年の 65 歳以上の高齢率が 29.8%から約 1.1 倍の 33.7%に達し、逆に 15 歳未満の若年者率は 11.8%から 10.8%に減少し、少子高齢化が急速に進んでいます。

表 1.2.4.5 年齢階層別人口(平成 27 年(2015 年)と令和 2 年(2020 年)の比較)

項 目	平成 27 年(2015)		令和 2 年(2020)			
	人 口 (人)	構成比 (%)	総 数		男 女 別	
			人口(人)	構成比(%)	男(人)	女(人)
総 数	84,049	100.0	77,272	100.0	38,289	38,983
15 歳 未 満	9,898	11.8	8,327	10.8	4,279	4,048
0 ～ 4 歳	3,100	3.7	2,359	3.1	1,239	1,120
5 ～ 9 歳	3,276	3.9	2,889	3.7	1,426	1,463
10～14 歳	3,522	4.2	3,079	4.0	1,614	1,465
15～64 歳	48,890	58.2	42,451	54.9	22,499	19,952
15～19 歳	3,577	4.3	3,113	4.0	1,723	1,390
20～24 歳	3,720	4.4	3,225	4.2	1,889	1,336
25～29 歳	3,660	4.4	3,049	3.9	1,691	1,358
30～34 歳	4,379	5.2	3,502	4.5	1,919	1,583
35～39 歳	5,017	6.0	4,090	5.3	2,138	1,952
40～44 歳	5,691	6.8	4,745	6.1	2,498	2,247
45～49 歳	5,040	6.0	5,433	7.0	2,906	2,527
50～54 歳	5,572	6.6	4,769	6.2	2,449	2,320
55～59 歳	5,667	6.7	5,261	6.8	2,654	2,607
60～64 歳	6,567	7.8	5,264	6.8	2,632	2,632
65 歳 以 上	25,077	29.8	26,019	33.7	11,201	14,818
65～69 歳	7,106	8.5	6,172	8.0	2,941	3,231
70～74 歳	5,183	6.2	6,567	8.5	3,035	3,532
75～79 歳	4,782	5.7	4,602	6.0	2,009	2,593
80～84 歳	4,005	4.8	3,938	5.1	1,615	2,323
85～89 歳	2,549	3.0	2,882	3.7	1,093	1,789
90～94 歳	1,115	1.3	1,446	1.9	430	1,016
95～99 歳	337	0.4	412	0.5	78	334
100 歳以上	50	0.1	71	0.1	7	64
不 詳	134	0.2	404	0.5	303	101

※：構成比は、端数処理で各項と合計が合致しない場合がある。

出典：国勢調査

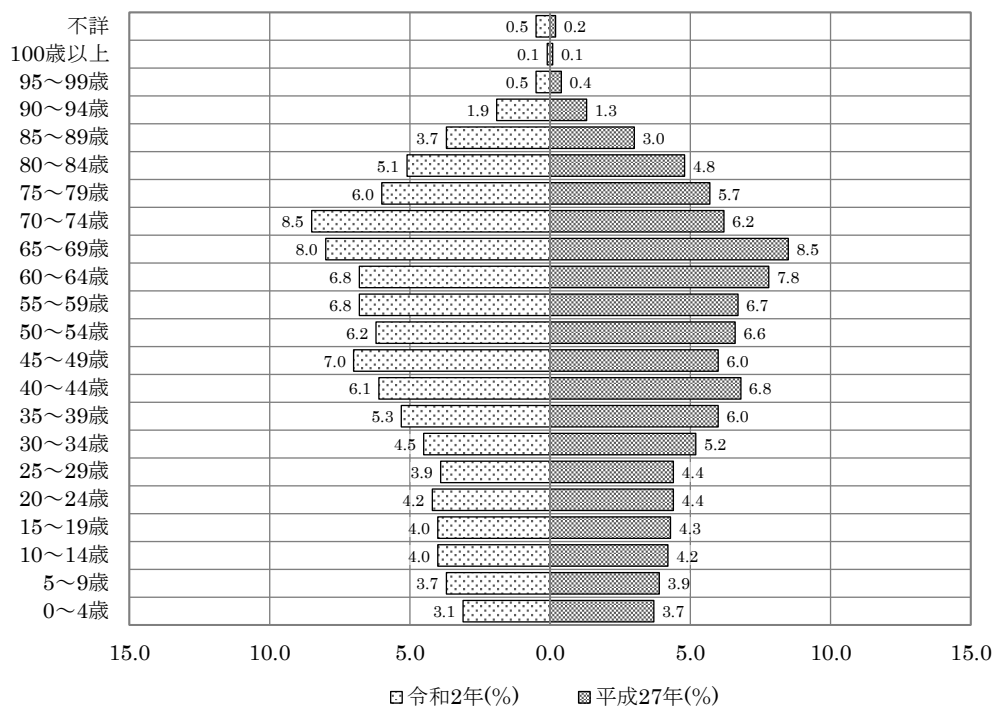


図 1.2.4.6 年齢階層別人口(平成 27 年(2015 年)／令和 2 年(2020 年))

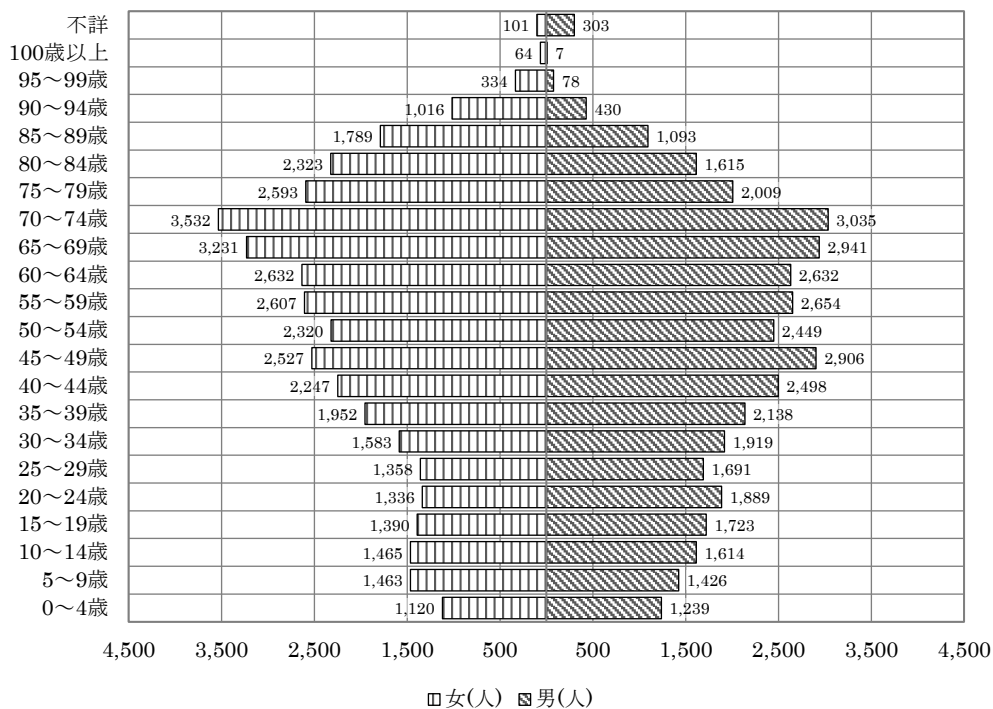


図 1.2.4.7 年齢階層別の男女人口 令和 2 年(2020 年)

4-3 人口動態の推移

斜網地区における人口動態の傾向は、自然動態では出生よりも死亡が多く、出生については、平成24年(2012年)の650人から令和3年(2021年)では378人と減少を示しています。社会動態では転入よりも転出が上回る状況が続いており、転入については、平成24年の3,431人から令和3年では2,930人と減少を示しています。

人口動態の増減計では、令和3年(2021年)で1,518人の減少と、過去10年間で最も多い減少数を示します。

表 1.2.4.6 人口動態の推移

(単位：人)

年度	増減計	自然動態			社会動態			職権		
		出生	死亡	差	転入	転出	差	その他増	その他減	差
H24(2012)	▲ 756	650	979	▲ 329	3,431	4,175	▲ 744	337	20	317
H25(2013)	▲ 1,134	659	956	▲ 297	3,460	4,314	▲ 854	32	15	17
H26(2014)	▲ 1,025	567	974	▲ 407	3,456	4,068	▲ 612	29	35	▲ 6
H27(2015)	▲ 1,117	566	991	▲ 425	3,424	4,164	▲ 740	70	22	48
H28(2016)	▲ 1,110	521	953	▲ 432	3,372	4,077	▲ 705	48	21	27
H29(2017)	▲ 1,221	513	1,063	▲ 550	3,202	3,899	▲ 697	56	30	26
H30(2018)	▲ 1,240	478	1,009	▲ 531	3,183	3,911	▲ 728	42	23	19
R1(2019)	▲ 1,292	455	1,039	▲ 584	3,170	3,894	▲ 724	43	27	16
R2(2020)	▲ 1,212	409	1,042	▲ 633	3,007	3,695	▲ 688	128	19	109
R3(2021)	▲ 1,518	378	1,112	▲ 734	2,930	3,729	▲ 799	53	38	15

出典：住民基本台帳

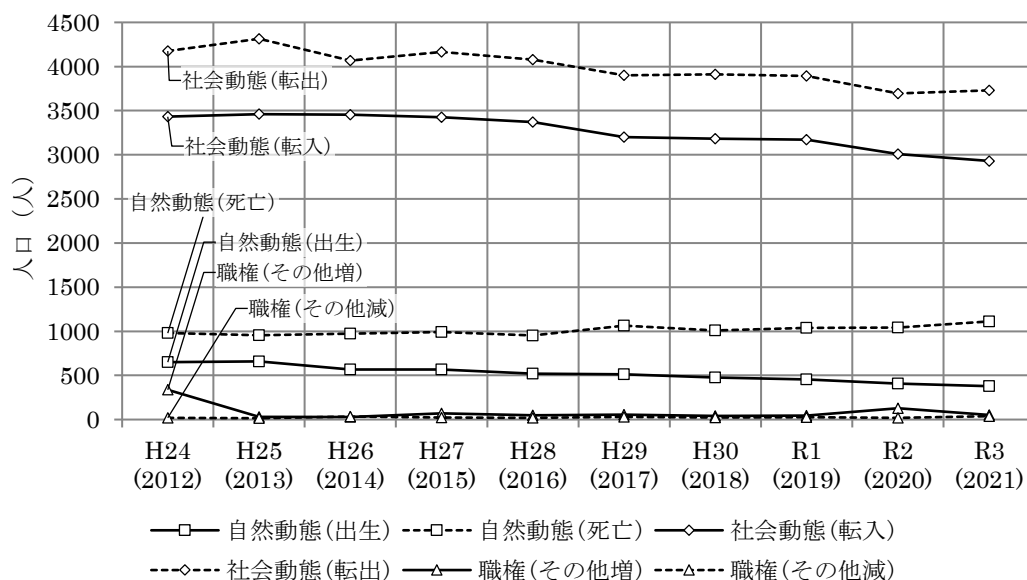


図 1.2.4.8 人口動態の推移

4-4 就業人口の推移

斜網地区の就業人口の推移では、第一次・第二次・第三次産業ともに減少傾向にあり、これら就業人口の減少は、若年生産年齢人口の減少が要因と考えられます。

令和 2 年(2020 年)の就業構造をみると、第一次産業では農業、第二次産業では製造業、第三次産業では卸売業・小売業、医療・福祉の就業者割合が高くなっています。

また、産業別就業者数は令和 2 年(2020 年)の割合では、第一次産業 19.4%、第二次産業 15.6%、第三次産業 63.1%となっています。

表 1.2.4.7 産業別 15 歳以上就業者数の推移

区 分		平成 22 年(2010)		平成 27 年(2015)		令和 2 年(2020)	
		人	%	人	%	人	%
第 一 次 産 業		8,073	18.7	7,866	19.2	7,415	19.4
	農 業	6,832	15.8	6,327	15.4	5,933	15.5
	林 業			264	0.6	235	0.6
	漁 業	1,241	2.9	1,275	3.1	1,247	3.3
第 二 次 産 業		7,291	16.9	6,765	16.5	5,975	15.6
	鉱業、採石業、砂利採取業	21	0.0	14	0.0	13	0.0
	建 設 業	3,331	7.7	3,057	7.5	2,775	7.3
	製 造 業	3,939	9.1	3,694	9.0	3,187	8.3
第 三 次 産 業		26,601	61.7	25,444	62.0	24,077	63.1
	電気・ガス・熱・水道	115	0.3	111	0.3	127	0.3
	情報通信業	170	0.4	165	0.4	137	0.4
	運輸業、郵便業	2,260	5.2	1,869	4.6	1,742	4.6
	卸売業・小売業	5,668	13.1	5,258	12.8	4,802	12.6
	金融業・保険業	651	1.5	607	1.5	537	1.4
	不動産業、物品賃貸業	325	0.8	358	0.9	375	1.0
	学術研究、専門・技術サービス業	990	2.3	838	2.0	777	2.0
	宿泊業、飲食サービス業	3,015	7.0	2,685	6.5	2,310	6.1
	生活関連サービス業、娯楽業	1,415	3.3	1,288	3.1	1,174	3.1
	教育、学習支援業	1,712	4.0	1,600	3.9	1,662	4.4
	医療・福祉	4,069	9.4	4,483	10.9	4,427	11.6
	複合サービス業	713	1.7	932	2.3	929	2.4
	サービス業(他に分類されないもの)	2,209	5.1	2,204	5.4	2,046	5.4
	公務(他に分類されないもの)	3,289	7.6	3,046	7.4	3,032	7.9
分類不可能の産業		1,167	2.7	949	2.3	713	1.9
総 数		43,132	100.0	41,024	100.0	38,180	100.0

出典：国勢調査

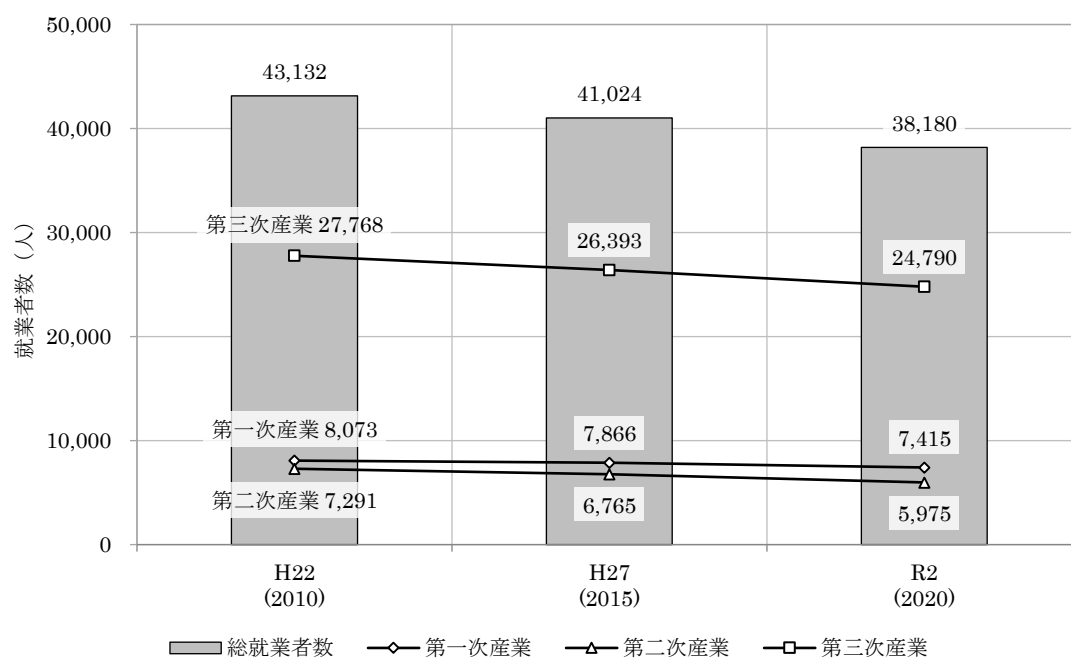
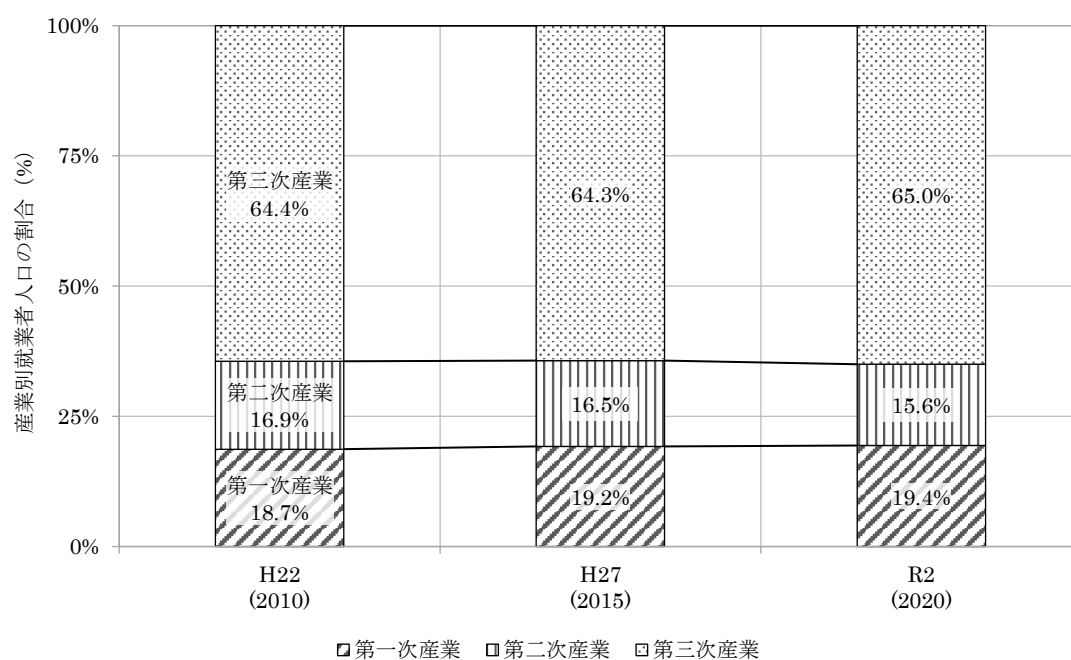


図 1.2.4.9 産業別 15 歳以上就業者数の推移



※：「分類不可能の産業」の就業者数は、第三次産業に含む。

図 1.2.4.10 産業別構成の推移

表 1.2.4.8 斜網地区の産業別就業者数

	網走市	美幌町	斜里町	小清水町	大空町
第一次産業	2,195	1,510	1,311	1,038	1,361
第二次産業	2,555	1,839	966	257	358
第三次産業	11,448	6,212	3,479	1,191	1,747
分類不能の産業	525	36	57	11	84
総 数	16,723	9,597	5,813	2,497	3,550

出典：国勢調査(令和 2 年度)

表 1.2.4.9 斜網地区の産業別就業者数の割合

	網走市	美幌町	斜里町	小清水町	大空町
第一次産業	13.1%	15.7%	22.6%	41.6%	38.3%
第二次産業	15.3%	19.2%	16.6%	10.3%	10.1%
第三次産業	68.5%	64.7%	59.8%	47.7%	49.2%
分類不能の産業	3.1%	0.4%	1.0%	0.4%	2.4%
総 数	100%	100%	100%	100%	100%

出典：国勢調査(令和 2 年度)

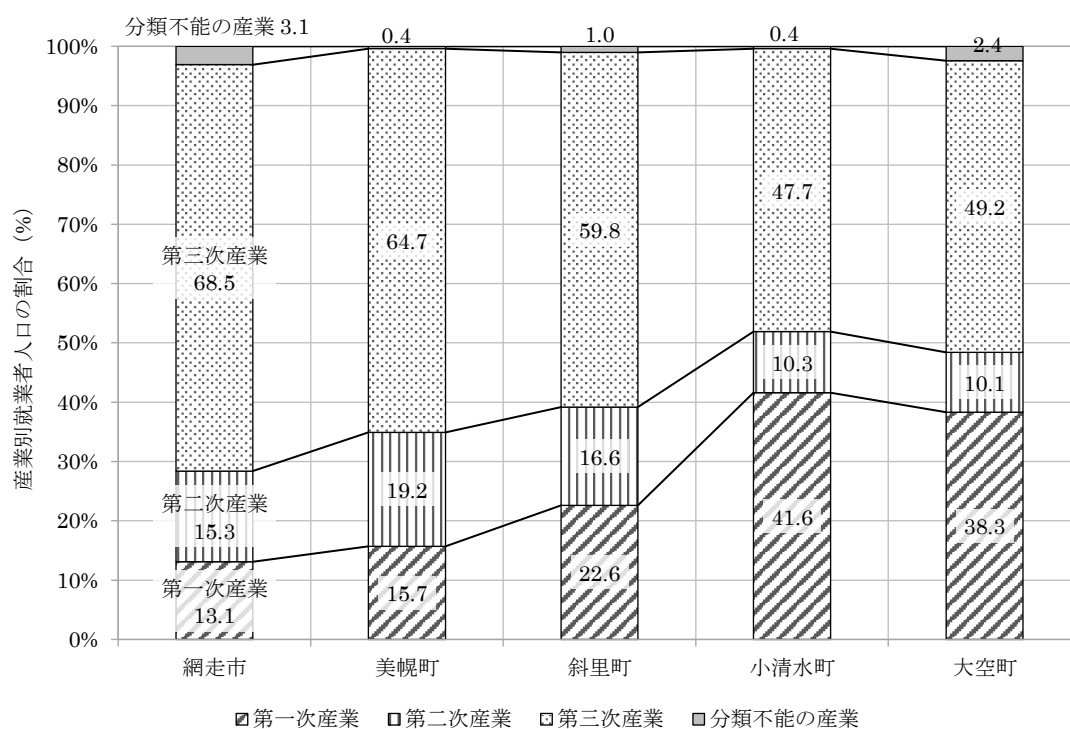


図 1.2.4.11 斜網地区の産業別就業者数の割合

第5節 産 業

5-1 産業の現状

斜網地区の産業構造は、第三次産業が約 56%を占め、次いで第二次産業が約 28%、第一次産業が 7%となっています。

図 1.2.5.1、図 1.2.5.2 による市町別の生産額割合をみると、網走市・美幌町・大空町では第三次産業が 60%以上と平均値である約 56%を上回ります。斜里町では第二次産業が 40%と比較的多く、また第一次産業では小清水町が 12.2%、大空町が 15.9%と平均値の 7%を上回ります。

表 1.2.5.1 産業細分類別の売上(収入)金額試算値

区 分	売上(収入)額(百万円)						比 率 (%)
	網走市	美幌町	斜里町	小清水	大空町	合計	
第一次産業	19,770	5,259	9,848	3,260	6,144	44,281	7.0%
農林・漁業	19,770	5,259	9,848	3,260	6,144	44,281	7.0%
第二次産業	84,942	33,412	46,681	5,532	7,241	177,808	28.3%
鉱 業	X	—	X	—	—	—	—
建設業	28,249	11,802	10,461	2,720	4,782	58,014	9.2%
製造業	56,693	21,610	36,220	2,812	2,459	119,794	19.0%
第三次産業	228,051	75,553	59,891	12,818	23,970	349,327	55.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	X	X	105	—	X	X	—
情報通信業	460	X	X	—	—	X	—
運輸・郵便業	7,018	5,067	3,797	1,229	2,644	19,755	3.1%
卸売・小売業	77,268	36,645	28,879	6,679	13,647	163,118	25.9%
金融・保険業	13,472	7,552	3,311	X	1,565	X	—
不動産業・物品賃貸業	2,850	870	1,040	102	2,242	7,104	1.1%
学術研究、専門・技術サービス業	3,557	258	216	658	116	4,805	0.8%
宿泊業、飲食サービス業	8,100	1,948	7,271	266	546	18,131	2.9%
生活関連サービス業、娯楽業	80,569	5,178	4,311	917	500	91,475	14.5%
教育、学習支援業	3,927	513	146	34	135	4,755	0.8%
医療、福祉	18,685	5,388	1,772	2,001	977	28,823	4.6%
複合サービス業	7,175	9,617	7,699	X	X	X	—
サービス業(*1)	4,970	2,517	1,344	932	1,598	11,361	1.8%
全産業	332,838	114,351	116,657	26,694	38,712	629,252	100%

※サービス業(*1)：他に分類されないもの X は、プライバシー保護のため非公表である。

※：出典資料の一部に X 表記(→プライバシー保護のため非公表)があるため、各業種の積み上げと全体の売上額は一致しない。

出典：経済センサス(平成 28 年)

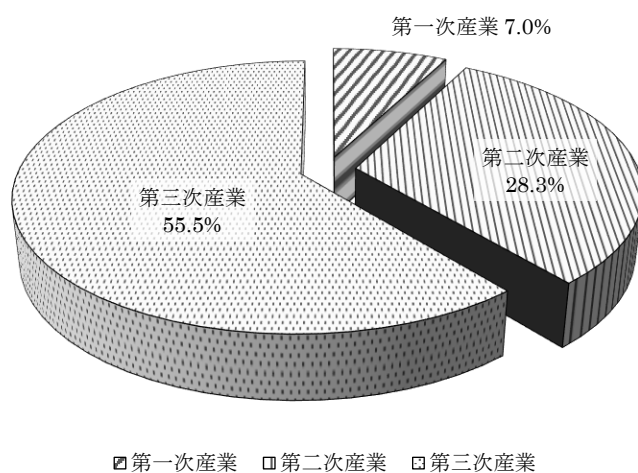


図 1.2.5.1 産業細分類別の売上(収入)金額試算値の比率

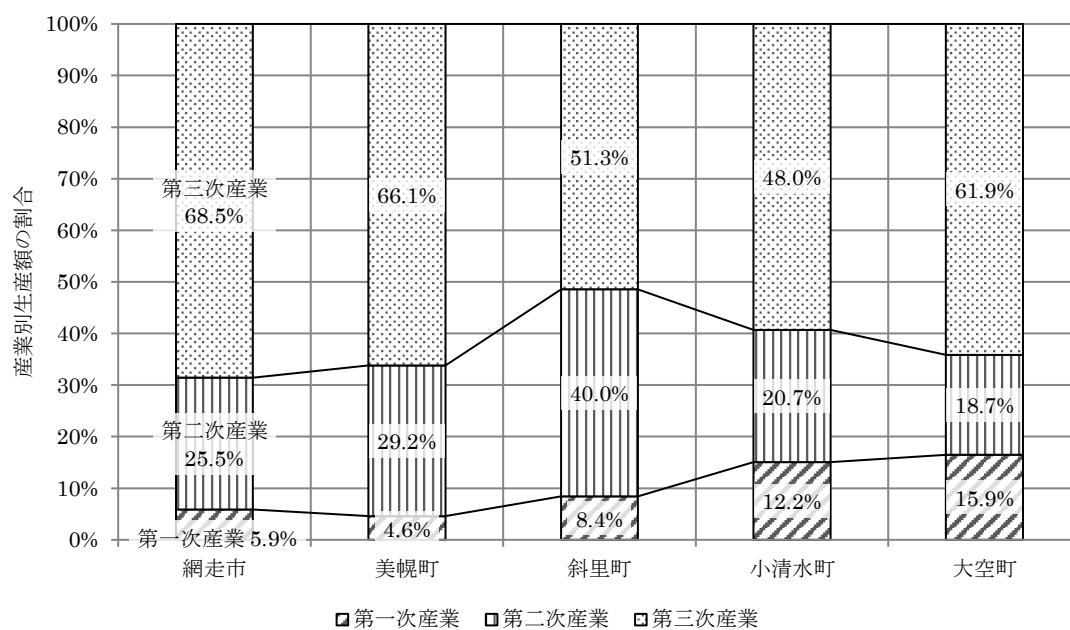


図 1.2.5.2 斜網地区の産業細分類別の売上(収入)金額試算値の比率

5-2 産業指標

前項まででは、斜網地区における人口や産業構造の状況を整理しました。

本項では、財政力指数の他、観光入込客数より特性を把握します。

財政力指数では、網走市 0.44、美幌町 0.37、斜里町 0.37 と比較的高く、またコロナ禍以前の令和元年度(2019 年度)の観光入込客数では、網走市の他に大空町 1,238 千人、斜里町 1,165 千人と百万人を超えています。

表 1.2.5.2 斜網地区の産業指標

	総面積 (km ²)	人口			財政力 指数	製造品 出荷額等 (百万円)	小売業年間 商品販売額 (百万円)	観光入込客 数(入込総数) (千人)			
		(人)	15 歳 未満	65 歳 以上				H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
	R3 年	R3 年 1 月 1 日現在			R1 年	R1 年	H28 年				
網走市	471	34,640	10.7%	32.4%	0.44	47,183	43,387	1,624	1,473	1,379	846
美幌町	438	18,941	10.0%	35.9%	0.37	22,535	25,046	727	622	551	390
斜里町	737	11,300	11.6%	33.9%	0.37	33,628	17,230	1,218	1,144	1,165	643
小清水町	287	4,676	11.4%	37.4%	0.22	3,079	5,424	531	568	559	395
大空町	344	6,963	11.5%	36.4%	0.26	1,959	9,991	1,171	1,329	1,238	785
合計	2,277	76,520	—	—	—	—	101,078	5,271	5,136	4,892	3,059

※：財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指標として用いられる指数であり、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値である。

※：製造品出荷額等は、従業員 4 人以上の事業所が対象。「X」は数字を秘匿したもの。

出典：2022 年度版 北海道ハンドブック(株式会社 日本政策投資銀行北海道支店)

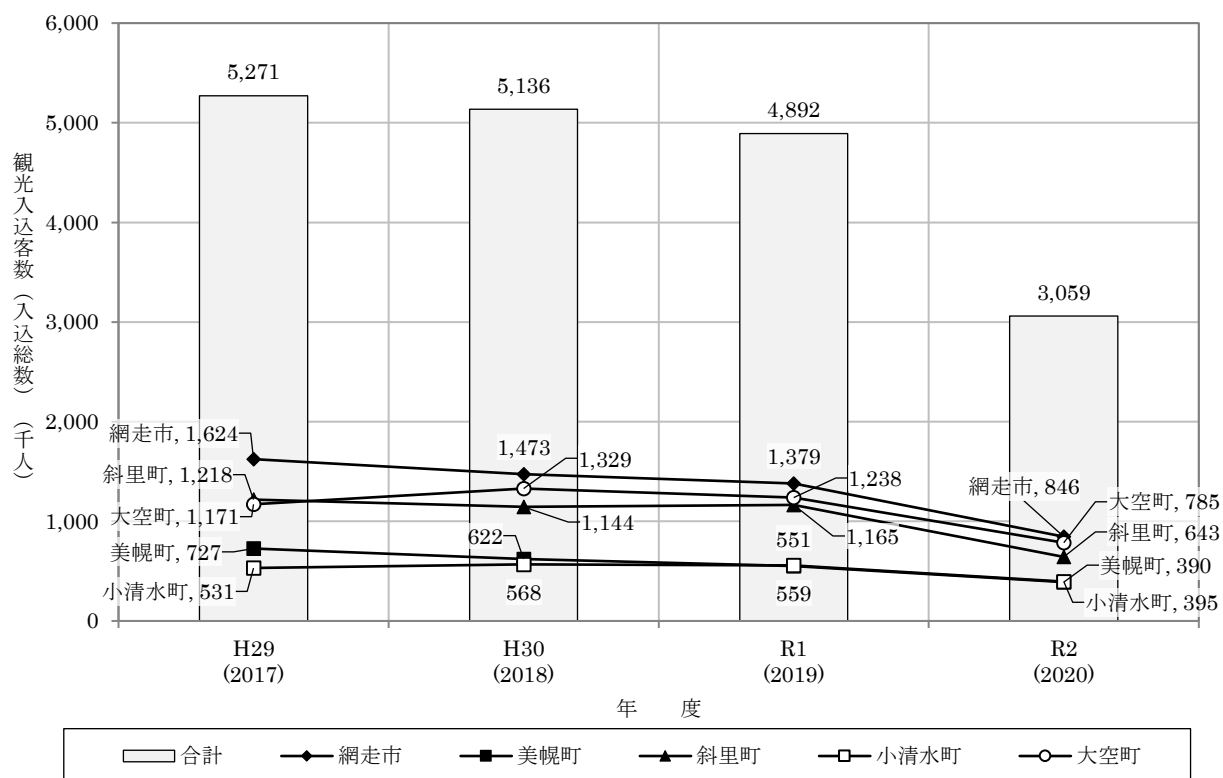


図 1.2.5.3 斜網地区における観光入込客数の推移

6-1 道路・交通

鉄道は、旭川市から網走市までを結ぶ JR 石北本線が美幌町・大空町を經由している他、網走市と釧路市を結ぶ JR 釧網本線が小清水町・斜里町と接続されており、地域間交通の輸送機関として重要な役割を果たしています。

また、大きな特徴としてオホーツク総合振興局の主要空港であり、地域管理空港となる女満別空港が大空町に整備されており、物流や観光の拠点となっております。

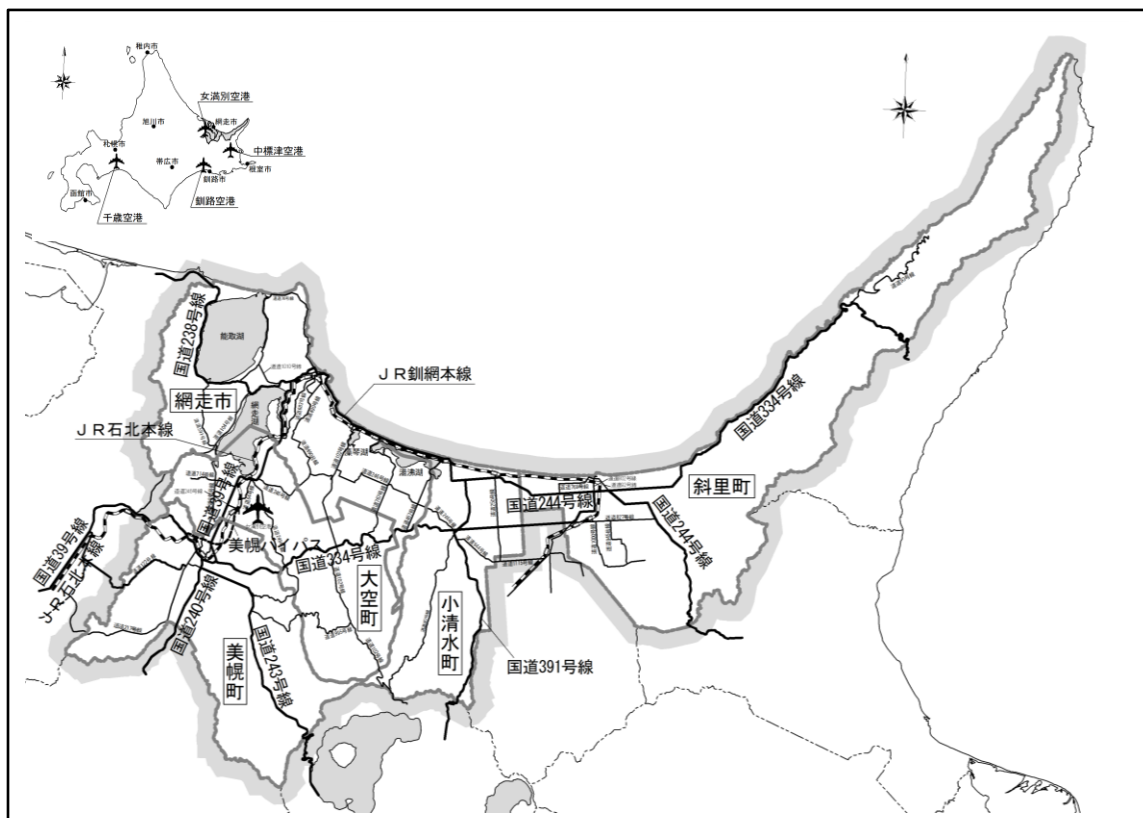


図 1.2.6.1 斜網地区の位置と道路・交通網の状況

第7節 水環境・水質保全の状況

7-1 網走川の水環境

本項では斜網地区における水環境として、網走川の概要と沿川など周辺状況を整理します。

(1) 概要

網走川は、北海道オホーツク総合振興局管内を流れ、津別町・美幌町・大空町・網走市の1市3町を流域とする一級河川です。

北海道網走郡津別町南部の阿幌岳南斜面より発し、山間部を流れながら津別川、平野部にて美幌川と合流したのち、網走湖に至りオホーツク海へ注がれます。

幹川流路延長は115km、流域面積は1,380 km²となっています。

(2) 周辺環境

流域の土地利用は、山林等が約80%、水田や畑等の農地が約19%、宅地等の市街地が約1%となっています。

流域の土地利用は、山林等が約80%、水田や畑等の農地が約19%、宅地等の市街地が約1%です。

流域内は森林資源などに恵まれ、主に下流では明治初期より古くから畑作等が営まれており、現在は甜菜や玉葱の全国有数の産地となっています。

また網走川は、ワカサギやサケ、カラフトマス等が遡上する他、網走湖にはシジミが生息するなど、魚類等の重要な生息地で豊かな自然環境に恵まれ、網走湖を中心にワカサギやシジミ、スジエビなどを対象とした漁業が行われています。

流域の年間降水量は約800mmであり、全国で最も降水量が少ない地域です。

出典：網走川水系河川整備基本方針(北海道開発局 網走開発建設部)

7-2 網走川の水利用

網走川水系における河川水の利用については、開拓農民による農業用水の利用に始まり、現在では、約 4,900ha に及ぶ農地のかんがい利用されており、取水量は 11.08 m³/s にも及びます。

また、水力発電では、津別発電所・下津別発電所の 2 ヶ所により総最大出力 1,010kW の電力供給が行なわれています。

さらには工業用水や雑用水として、製糖工場等の工業用水やサケ・カラフトマス・ワカサギのふ化養魚用水に利用されており、流域の生活の基盤として欠かせないものとなっています。

出典：網走川水系河川整備基本方針 流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する資料
(北海道開発局 網走開発建設部)

表 1.2.7.1 網走川水系の水利用現況

種 別	件 数	取水量(m ³ /s)
農業用水	66	11.08
発電用水	2	4.73
工業用水	2	0.424
その他	6	0.2268
合計	76	16.4608

出典：上記の出典より(参考文献：一級水系水利権調書(平成 17 年 3 月 北海道開発局))

7-3 網走川の水質保全に関する状況

網走川では、下表に示すように水質環境基準が指定されており、網走川上流（美幌町大正橋より上流）が水質環境基準の河川 A 類型、網走川中流（大正橋から網走湖まで）及び網走川下流（網走湖より下流）が河川 B 類型に指定されています。

環境基準点における BOD に関する水質測定結果は下表の通りであり、当該基準値を満足していることが伺えます。

表 1.2.7.2 水質環境基準の類型指定状況（網走川及び美幌川）

水系名	水 域 名	該当類型	達成期間※ ¹	基準地点名	備考
網走川	網走川上流（大正橋より上流）	A	イ	大正橋	S46.5.25 指定 （閣議決定）
	網走川中流（大正橋から網走湖まで）	B	ロ	治水橋（女満別）	
	網走川下流（網走湖より下流）	B	ロ	網走橋	

※1：達成期間の「イ」は直ちに達成、「ロ」は 5 年以内で可及的速やかに達成を意味する。

出典：網走川水系河川整備基本方針 流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する資料
（北海道開発局 網走開発建設部）

表 1.2.7.3 環境基準点における水質測定結果(BOD)

（水質：75%値）

	水域名、基準地点名、該当類型(基準値)に対する水質測定結果※ ²		
	網走川上流、大正橋 A 類型(2mg/L)	網走川中流 治水橋(女満別) B 類型(3mg/L)	網走川中流、網走橋 B 類型(3mg/L)
平成 20 年(2008)	1.1	1.9	2.1
平成 21 年(2009)	0.7	1.4	2.3
平成 22 年(2010)	1.0	1.5	1.9
平成 23 年(2011)	1.0	1.8	1.8
平成 24 年(2012)	0.9	1.3	1.3
平成 25 年(2013)	0.9	1.2	1.5
平成 26 年(2014)	1.0	1.4	1.8
平成 27 年(2015)	0.7	1.1	2.1
平成 28 年(2016)	0.7	0.9	2.5
平成 29 年(2017)	0.8	1.2	1.8

※2：定量下限値である 0.5 未満のものについては、0.5 として計算する。

出典：水文水質データベース(国土交通省 Web)

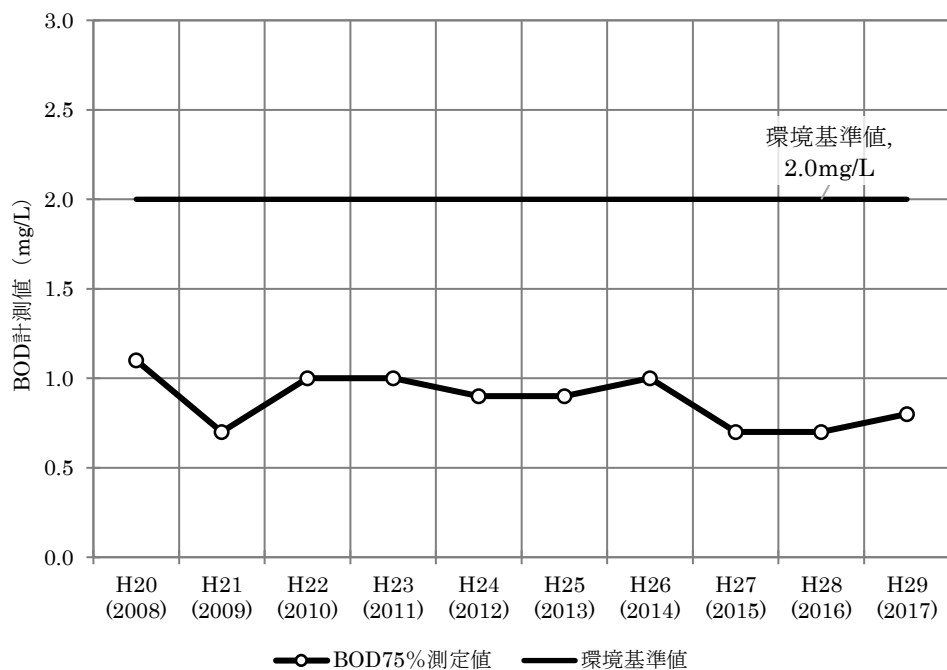


図 1.2.7.2 大正橋における水質測定結果(BOD75%値)

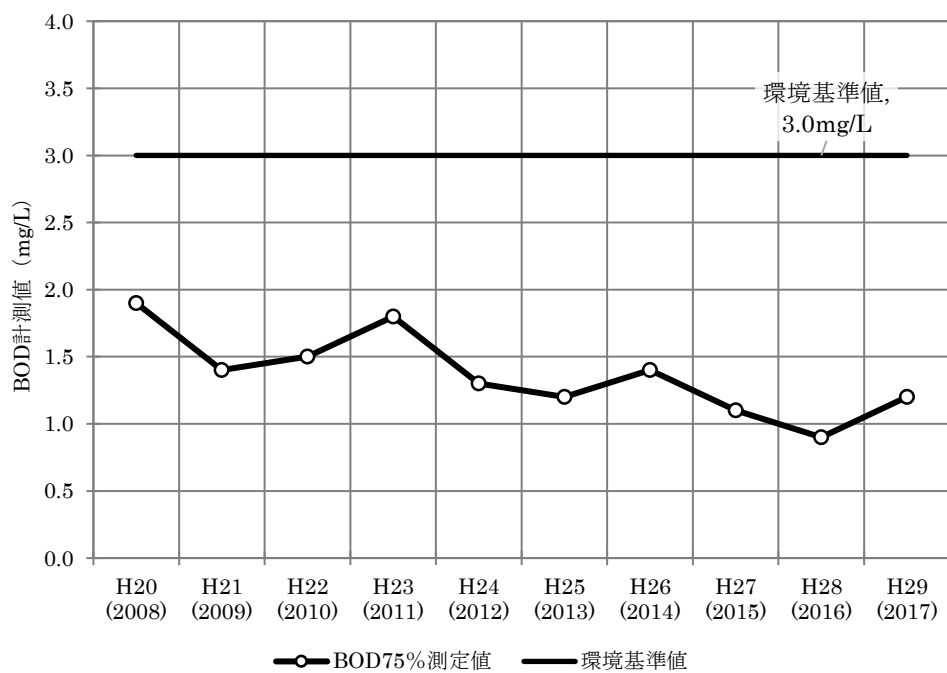


図 1.2.7.3 治水橋における水質測定結果(BOD75%値)

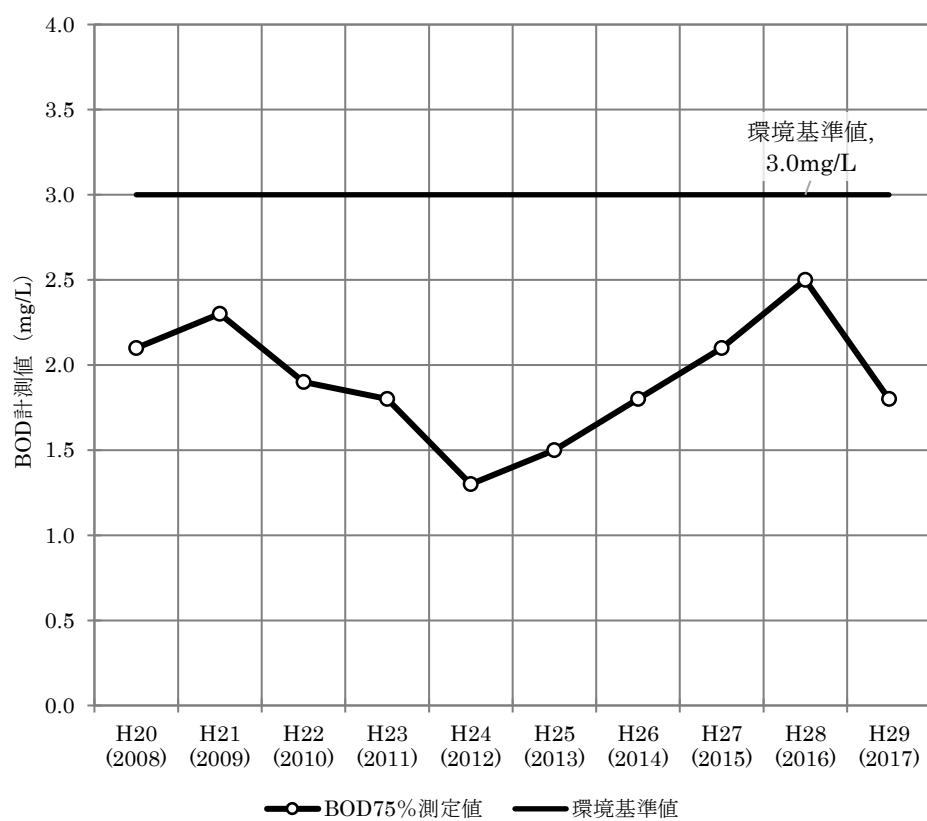


図 1.2.7.4 網走橋における水質測定結果(BOD75%値)

【参考：環境基準】（本計画に係る基準内容を示す）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮 遊 物質 (SS)	溶 存 酸素量 (DO)	大腸菌 群 数
AA	・水道 1 級 ・自然環境保全 ・A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	・水道 2 級 ・水産 1 級 ・水浴 ・B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	・水道 3 級 ・水産 2 級 ・C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
備考	1.基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。 2.農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とす る(湖沼もこれに準ずる)。					

出典：生活環境の保全に関する環境基準(河川)(環境省 Web)

7-4 藻琴川の水環境

本項では斜網地区における水環境として、藻琴川の概要と沿川など周辺状況を整理します。

(1) 概要

藻琴川は、北海道オホーツク総合振興局管内を流れ、大空町・網走市の1市1町を流域とする二級河川です。

北海道網走郡大空町東藻琴区の藻琴山の北部斜面より発し、シンプイ藻琴川などいくつかの支流を集めたのち藻琴湖に至りオホーツク海へ注がれます。

幹川流路延長は 29.8km、流域面積は 184.2 ㎢となっています。

(2) 周辺環境

流域の土地利用は、甜菜、小麦、馬鈴薯を主要作物とした、生産性の高い畑作が盛んに営まれています。

林業では約 6600ha の針葉樹林が植林され、人工林が流域周辺の森林の約 7 割を占めています。

また、漁業では藻琴湖でシジミ、ワカサギ、牡蠣貝等の漁獲があり、藻琴川では、さけ・ますのふ化事業を積極的に進めており、管内でも重要な湖・河川と位置付けられています。

地質の大部分は火山性土壌で構成されている他、起伏の多い流域であることも相まり、降雨・降雪時と共に土砂が下流の藻琴湖に流出・堆積し続けており、問題となっています。



図 1.2.7.5 藻琴川の流域の状況

出典：藻琴湖流域の水環境保全と農業の果たすべき役割より(平成 17 年度技術研究発表会)

(3) 安全と生物多様性に向けた川づくり

藻琴川では、平成 10 年(1998 年)9 月、平成 12 年(2000 年)4 月、平成 13 年(2001 年)9 月、平成 18 年(2006 年)10 月に洪水が発生し、家屋浸水など多大な被害が発生しました。

このため大空町による河川改修の要望を受け、道では平成 20 年(2008 年)より全長 6.0 km の計画区間を対象に、令和 7 年(2025 年)の完了を目標とした河川改修事業に着手しています。

また河川改修事業として、平成 22 年(2010 年)より「藻琴川河川改修工事現地検討会(河道計画)」を開催し、河道計画や河川工事に対するモニタリング調査の評価など、有識者である専門家の意見を募りつつ、治水上の安全性と生物多様性を有する川づくりを目指しています。

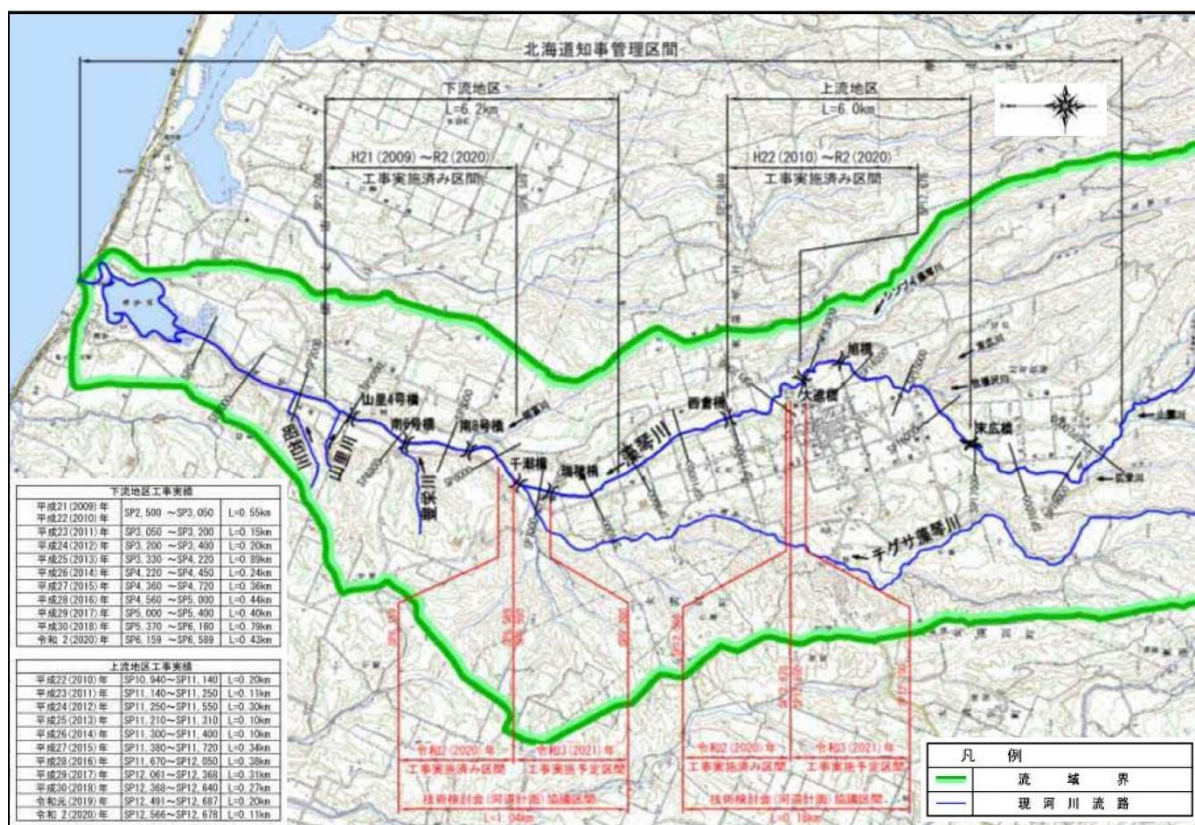


図 1.2.7.6 藻琴川河川改修工事区間

出典：第 14 回 藻琴川改修工事技術検討会(北海道オホーツク振興局網走建設管理部)

工事实施済み区間の評価

(5) 魚類の生息状況の評価(下流地区:施工後3年経過箇所)

【工事前後で確認数に変化の見られた魚類 (H29(2017)年度施工箇所)】
低水路の等の拡幅により「浅水域、止水・静水域」が形成された。さらに、水際植生(カパー)も回復し、それら環境を利用する魚類(トミヨ属淡水型、ウキゴリ)が増加した。

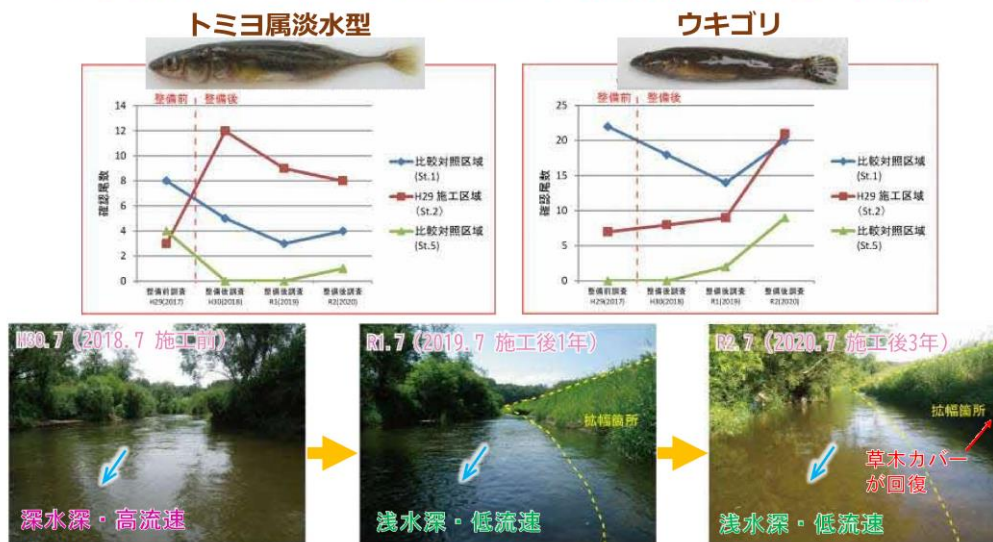


図 1.2.7.7 改修工事済み区間に関する水生評価(抜粋)

植物重要種の保全対策:移植後のモニタリング

植物重要種の保全対策(H27~28年度)

施工区間	重要種	保全対策	保全数量	環境	R1確認数量
H27 上流地区	エゾミズタマソウ (ヤマタニタデ)	個体移植	15個体	河畔林	13個体 (うち2個体開花)
H28 上流地区	エゾミズタマソウ (ヤマタニタデ)	個体移植	16個体	河畔林	13個体 (うち6個体開花)



移植地の状況 H31.8.6
(藻上橋下流左岸)

H28移植個体の確認 H31.8.6

図 1.2.7.8 植物重要種の保全対策(抜粋)

出典: 第 14 回 藻琴川改修工事技術検討会(北海道オホーツク振興局網走建設管理部)

第 2 編 ごみ処理基本計画

第 1 章 ごみ処理の現状と課題

第 1 節 ごみ処理の流れ

本項では、斜網地区の網走市、美幌町、斜里町、小清水町、大空町におけるごみ処理の流れを整理します。

斜網地区の総人口は 76,510 人^{※1}と、室蘭市(81,909 人)、岩見沢市(79,614 人)、恵庭市(70,092 人)と比較的近い人数であり、また同じオホーツク管内の北見市(115,641 人)の約 66% ($76,510 \text{ 人} \div 115,641 \text{ 人} \times 100 = 66.16\%$)と、道内でも比較的人口の多いブロックを形成しますが、ごみの処理に関する広域化・集約化は実施されていない状況です。

個別処理される各市町のごみ収集の流れを次頁より示します^{※2}。

※1：一般廃棄物処理実態調査(令和 2 年度 環境省)による斜網地区の人口・合計値。

※2：ごみ分別区分は各市町のそれぞれの条例等で定める区分で表記する。

1-1 網走市のごみ処理の流れ

網走市では、不燃ごみと一緒に可燃ごみも埋立処分しており、これらを「埋立ごみ」として一括して収集し、「粗大ごみ」も含めた破碎処理による減容化並びに鉄・アルミ等の資源化など選別した中で、その残渣を埋立処分する流れです。

その他、一般廃棄物最終処分場への埋立処分としては「使用済紙おむつ類」が該当します。

「生ごみ」については堆肥化を実施しており、この中にはティッシュペーパーやキッチンペーパー、割りばし・竹串、貝殻、草花・小枝等が含まれます。

「資源物」として収集するガラスびん(無色、茶色、その他)、ペットボトル、プラスチック製容器包装について、他の4町と同様に日本容器包装リサイクル協会との引き取り・契約を実施しています。

収集時の指定ごみ袋(有料)については、「生ごみ」、「使用済紙おむつ類」、「容器包装プラスチック」が同じ色のもので、「埋立ごみ」が別の色で分けられています。

また「資源物」については「種類ごとに中身の見える袋」でまとめることがルールとして決められています。

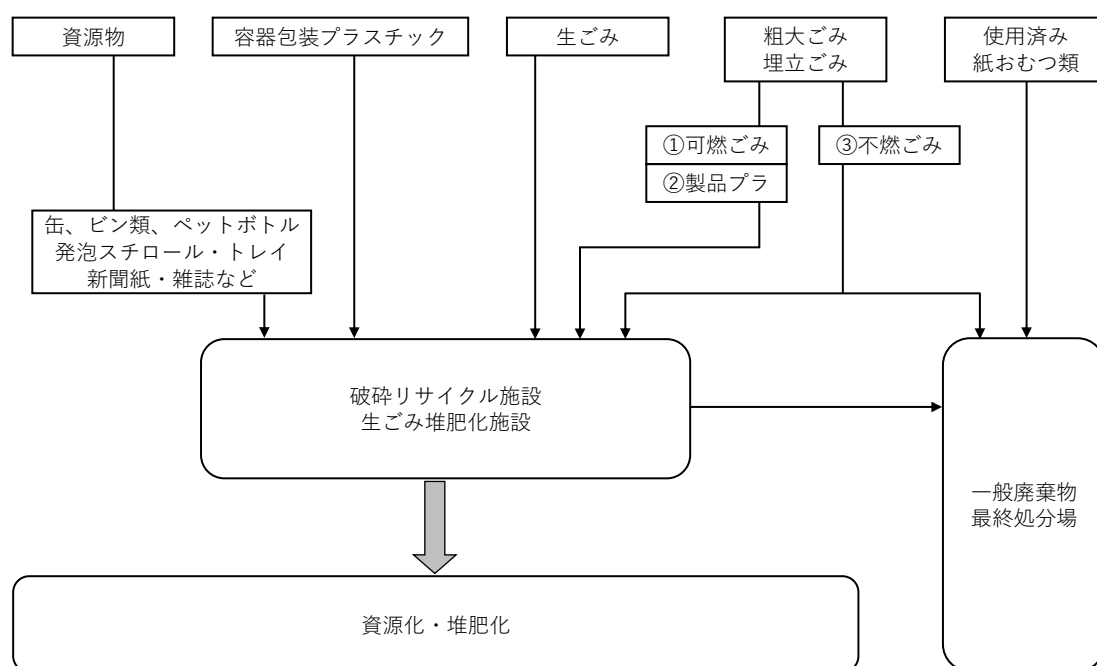


図 2.1.1.1 網走市のごみ処理の流れ

出典：網走市一般廃棄物処理基本計画 平成 22 年度～令和 7 年度(令和 2 年度見直し版)

1-2 美幌町のごみ処理の流れ

美幌町では、不燃ごみと一緒に可燃ごみも埋立処分しており、これらを「一般ごみ」として一括して収集し、「粗大ごみ」も含めた破碎処理による減容化並びに鉄・アルミ等の資源化など選別した中で、その残渣を埋立処分する流れです。

また一般ごみの中には、生ごみや農作業で廃棄処分される玉ねぎなど野菜くずの他、捕獲・廃棄するエゾシカ等の有害鳥獣が含まれており、直接埋立処分している状況です。

「資源物」として収集するガラスびん(無色、茶色、その他)、ペットボトル、プラスチック製容器包装について、他の 1 市 3 町と同様に日本容器包装リサイクル協会との引き取り・契約を実施しています。

収集時の指定ごみ袋(有料)については、「一般ごみ」のみが該当し、その他の「資源ごみ」や「その他プラ(容器包装プラスチック類)」については「透明または半透明の袋」で出すことが決められています。

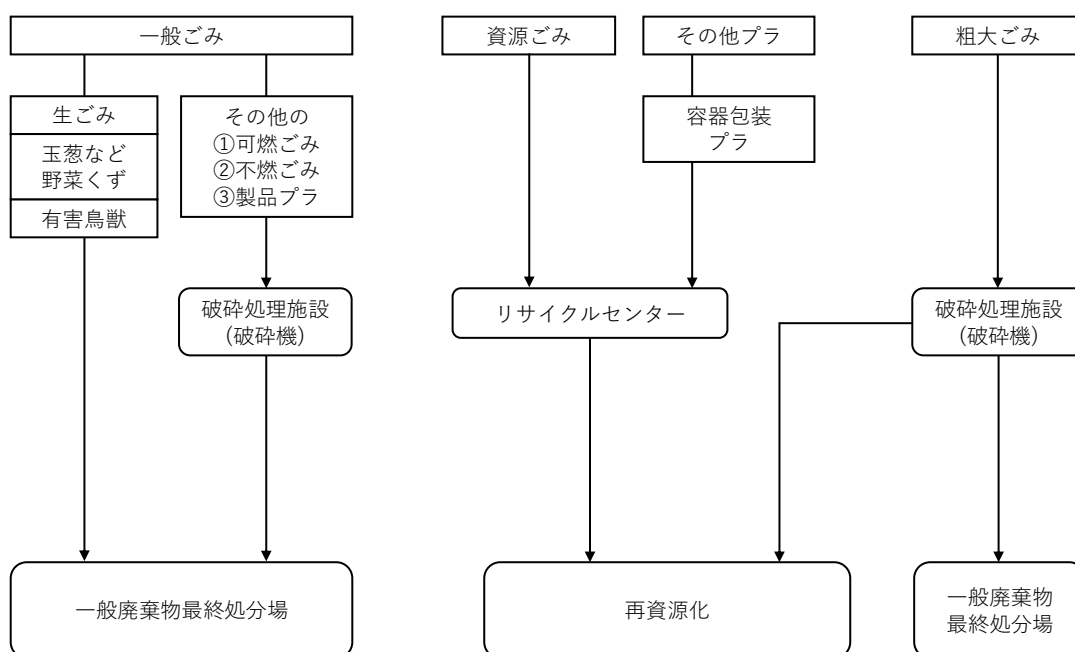


図 2.1.1.2 美幌町のごみ処理の流れ

出典：美幌町一般廃棄物処理基本計画 令和 4 年度～令和 18 年度(令和 4 年 3 月策定)

1-3 斜里町のごみ処理の流れ

斜里町での主な収集区分は「一般ごみ」、「生ごみ」、「燃えないごみ」、「資源物」、「粗大ごみ」です。

資源化施設に搬入された一般ごみ(=可燃ごみ)は、高温高圧蒸気で処理することでボイラー利用が可能な固形燃料(RDF)として成型・製造されており、粗大ごみについても破碎後の処理可能物が同様の流れで資源化されます。

更に「生ごみ」についても堆肥化を実施している等、本町では廃棄物を資源物として利用する取り組みが進められています。

「資源物」として収集するガラスびん(無色、茶色、その他)、ペットボトル、プラスチック製容器包装について、他の 1 市 3 町と同様に日本容器包装リサイクル協会との引き取り・契約を実施しています。

収集時の指定ごみ袋(有料)については、「一般ごみ」や「生ごみ」、「燃やせないごみ」などの収集区分で分かれており、「資源物」については「透明の袋」、「紙袋」などで出すことが決められています。

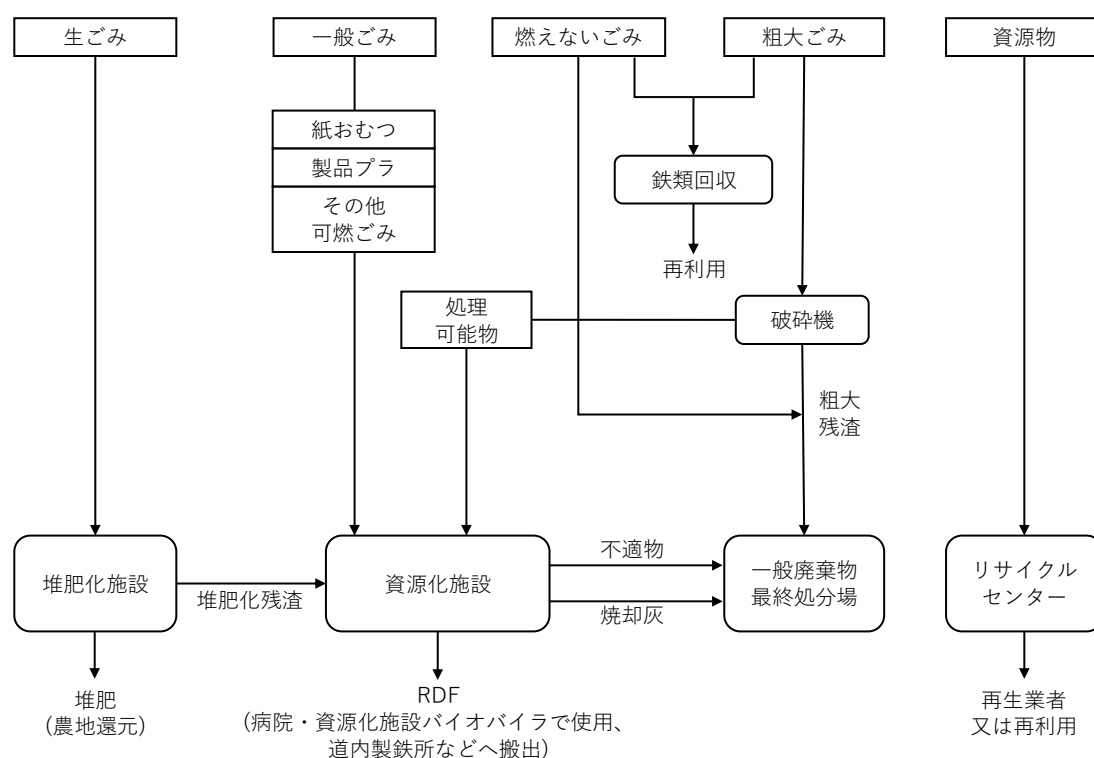


図 2.1.1.3 斜里町のごみ処理の流れ

出典：斜里町一般廃棄物処理基本計画 令和 5 年度～令和 19 年度(令和 5 年 3 月策定)

1-4 小清水町のごみ処理の流れ

小清水町では、不燃ごみと一緒に可燃ごみも埋立処分しており、これらを「一般ごみ」として一括して収集し、直接埋立で処分しています。また「粗大ごみ」については、破碎処理による減容化並びに鉄・アルミ等の資源化など選別した中で、埋立処分する流れです。

「生ごみ」については堆肥化を実施しており、この中には野菜や果物の皮、卵の殻、魚の骨、草や花が含まれます。

「資源物」として収集するガラスびん(無色、茶色、その他)、ペットボトル、プラスチック製容器包装について、他の 1 市 3 町と同様に日本容器包装リサイクル協会との引き取り・契約を実施しています。

収集時の指定ごみ袋(有料)については、「一般ごみ」や「生ごみ」などの収集区分で分かれており、「資源物」については「透明または半透明の袋」で出すことが決められています。

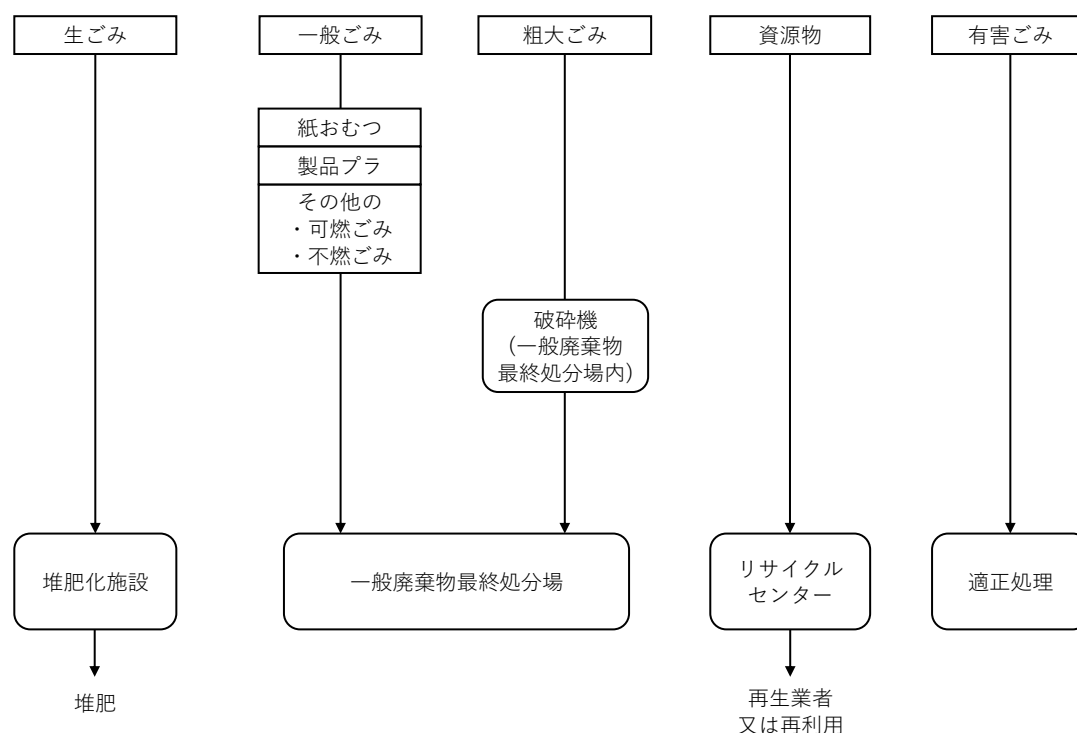


図 2.1.1.4 小清水町のごみ処理の流れ

出典：小清水町一般廃棄物処理基本計画平成 28 年度～令和 12 年度(令和 4 年 3 月改定)

1-5 大空町のごみ処理の流れ

大空町は斜網地区の中で唯一、可燃物を「燃やすごみ」として収集して中間焼却処理を実施している自治体です。

「燃やすごみ」と堆肥化する「生ごみ」の他、主な収集区分は、「燃やせないごみ」、「資源物」、「粗大ごみ」です。

燃やせないごみと粗大ごみは、破碎処理による減容化並びに鉄・アルミ等の資源化など選別した中で、埋立処分する流れです。

「資源物」として収集するガラスびん(無色、茶色、その他)、ペットボトル、プラスチック製容器包装について、他の 1 市 3 町と同様に日本容器包装リサイクル協会との引き取り・契約を実施しています。

収集時の指定ごみ袋(有料)については、「燃やすごみ」、「燃やせないごみ」「生ごみ」の収集区分で分かれており、「資源物」については「透明の袋」で出すことが決められています。

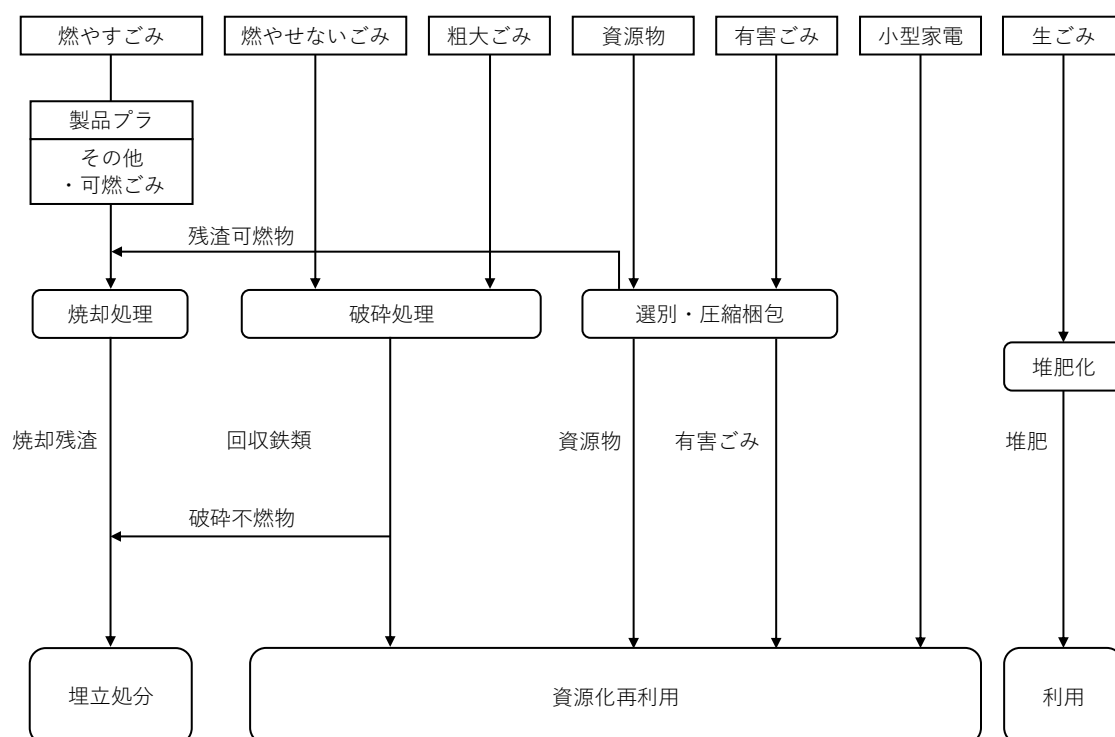


図 2.1.1.5. 大空町のごみ処理の流れ

出典：大空町一般廃棄物処理基本計画 平成 29 年度～令和 13 年度(平成 29 年 3 月策定)

第2節 ごみ処理・処分施設の状況

2-1 斜網地区の広域化・集約化に関する課題

第1編第1章第5節(5)(p.1-15)で示す広域・集約化計画より斜網地区におけるごみ処理施設の広域化・集約化に関する課題を整理します。

(1) 広域・連携に不足するごみ処理体制の改善

平成9年(1997年)の「北海道ごみ処理の広域化計画(以下「旧広域化計画」という。)」の策定時、斜網地区(大空町は旧女満別町と旧東藻琴村)は、旧常呂町と津別町、清里町を加えた9市町村による広域ブロックを構成していました。当時ブロック内に4つの焼却処理施設がありましたが、それぞれの自治体が単独で焼却後の埋立または直接埋立を実施していました。

その後、旧常呂町と津別町は北見ブロックへ移行し、斜網地区と清里町による1市5町(以下「斜網ブロック」という。)においては、現在2つの焼却処理施設がありますが、何れも運転と休止を繰り返すバッチ運転であり、環境や維持管理などコスト面で不利な仕様となっています。

また斜里町、清里町、小清水町による「斜里郡三町地域循環型社会形成推進地域計画」の策定など、広域連携に向けた協議が進められましたが、現在は6市町のそれぞれ単独での処理体制で、それぞれが資源化、焼却、固形燃料化等でごみの減量化を図っています。

当時と現状における施設の配置を下図に示します。

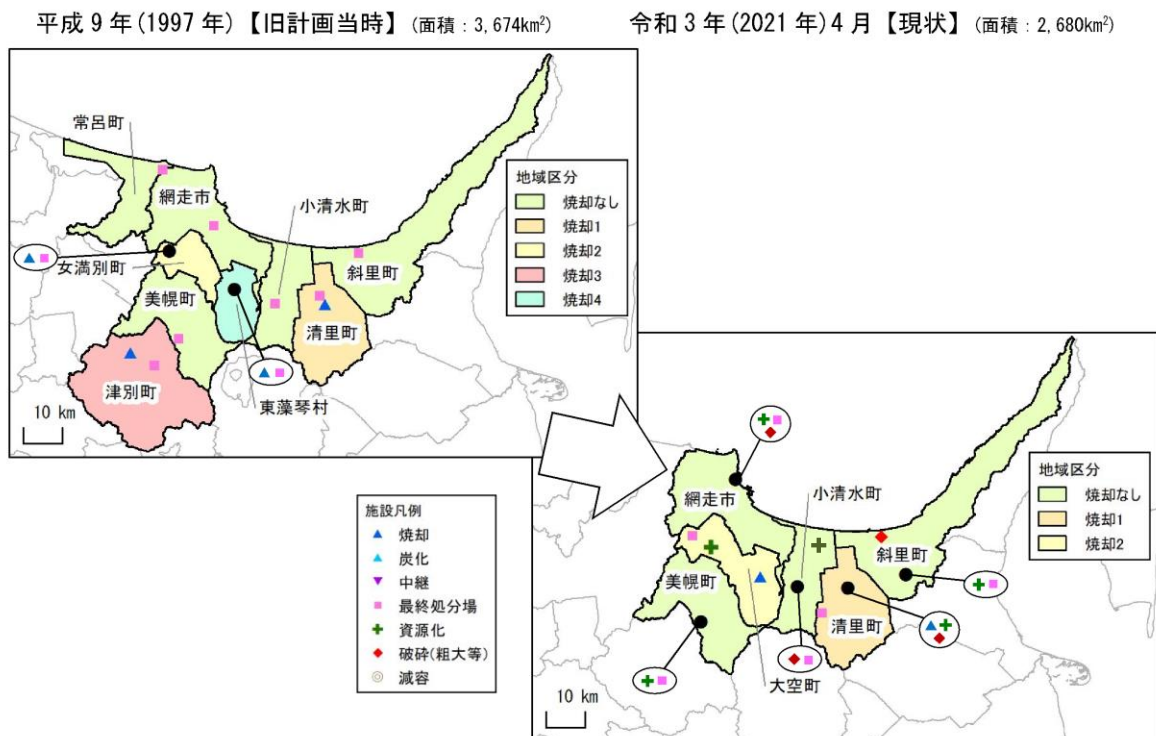


図 2.1.2.1 斜網ブロックの施設配置及び広域化・集約化の進捗状況

※: 広域・集約化計画の斜網ブロックは、斜網地区と清里町の1市5町で構成

出典: 北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画(令和4年7月)

(2) 最終処分に強く依存したごみ処理行政の脱却

斜網ブロックのごみ処理量の推移を下記の表図に整理します。

旧広域化計画の策定時の平成 8 年(1996 年)と令和元年(2019 年)を比較すると、排出量は半減しており($29,622\text{t} \div 59,495\text{t} \times 100 = 49.79\%$)、資源化量が約 4 倍($8,046\text{t} \div 1,958\text{t} = 4.11\%$)となったことにより、最終処分する埋立量は 1/3 以下($16,760\text{t} \div 56,219\text{t} \times 100 = 29.81\%$)に減少しています。平成 8 年(1996 年)と平成 12 年(2000 年)の比較では、資源化量が約 4 倍($7,093\text{t} \div 1,958\text{t} = 3.62$ 倍)となったことも特徴です。

また令和元年(2019 年)の資源化率は約 27%($8,046\text{t} \div 29,622\text{t} \times 100 = 27.16\%$)と、全道平均の約 23%を上回りますが、最終処分率が令和元年(2019 年)で約 57%($16,760 \div 29,622 \times 100 = 56.58\%$)と高いことが課題です。

表 2.1.2.1 ごみ処理量の推移(斜網ブロック)

(単位：t)

処理区分	H8(1996)	H12(2000)	H17(2005)	H24(2012)	R1(2019)
排出量	59,495	54,485	50,389	35,346	29,622
焼却量	1,555	1,126	1,637	1,201	1,206
資源化量	1,958	7,093	10,473	8,103	8,046
埋立量	56,219	46,369	37,427	22,993	16,760

※：広域・集約化計画の斜網ブロックは、斜網地区と清里町の 1 市 5 町で構成

現ブロック構成に準じ、旧常呂町、津別町を当初から除く値で整理(清里町を含む)

出典：北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画(令和 4 年 7 月)

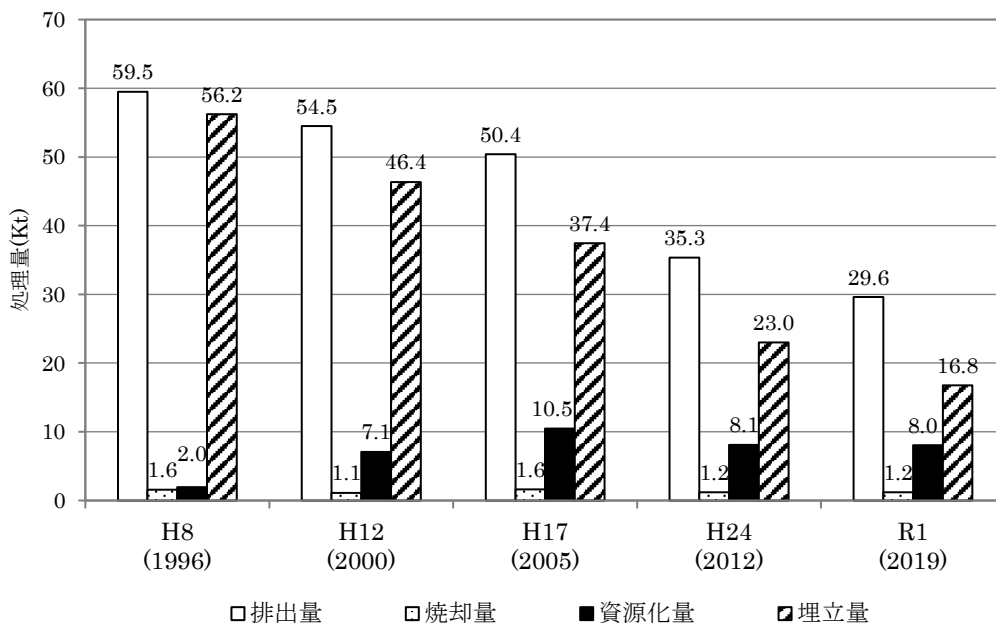


図 2.1.2.2 ごみ処理量の推移(斜網ブロック)

※：広域・集約化計画の斜網ブロックは、斜網地区と清里町の 1 市 5 町で構成

出典：北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画(令和 4 年 7 月)

(3) ごみ処理量の減少を踏まえた広域処理の検討

斜網ブロックの人口とごみ処理量の推移・推計値を下記の図表に整理します。

ブロック内の人口は、旧広域化計画の策定時の平成 8 年(1996 年)から令和元年(2019 年)までの間に約 2 割減少しており($83,134 \text{ 人} \div 102,921 \text{ 人} \times 100 = 80.77\%$)、今後、令和 22 年(2040 年)にはさらに 3 割弱の減少が予測されています($59,940 \text{ 人} \div 83,134 \text{ 人} \times 100 = 72.10\%$)。

ごみの排出量もそれに比例して減少すると考えた場合、令和 12 年(2030 年)の排出量は 25,458t になる見込みであり、広域化・集約化の検討にあたっては、焼却量等の内訳も十分検討した中で、将来の排出量を設定する必要があります。

表 2.1.2.2 人口、ごみ処理量の推移・推計値(斜網ブロック)

項目	H8(1996)	R1(2019)	R12(2030)	R22(2040)
人口(人)	102,921	83,134	71,448	59,940
排出量(t)	59,495	29,622	25,458	21,358
焼却量(t)	1,555	1,206	1,036	870

※：現ブロック構成に準じ、旧常呂町、津別町を当初から除く値で整理(清里町を含む)

出典：北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画(令和 4 年 7 月)

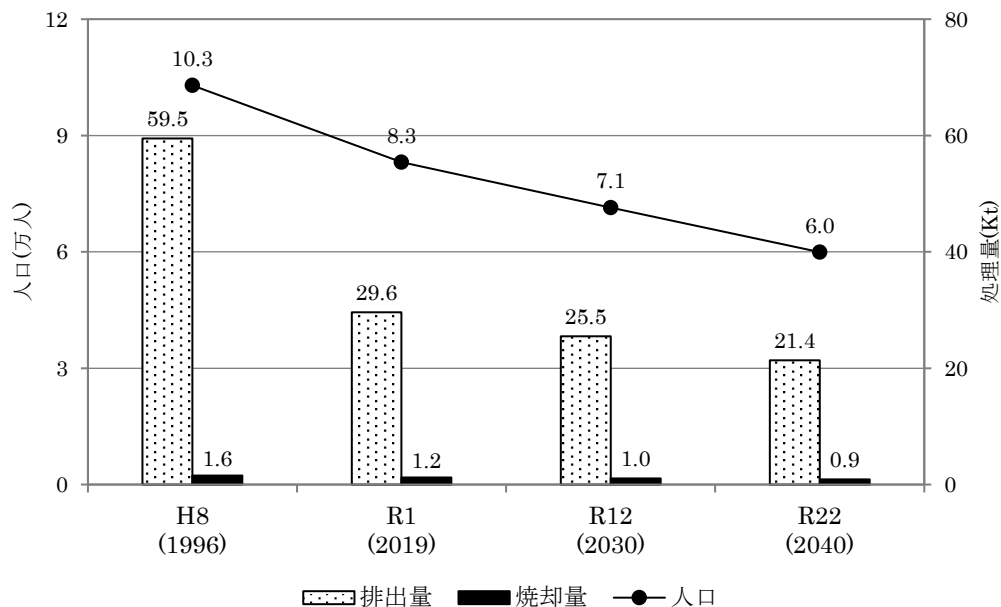


図 2.1.2.3 人口、処理量の推移・推計値(斜網ブロック)

※：広域・集約化計画の斜網ブロックは、斜網地区と清里町の 1 市 5 町で構成

出典：北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画(令和 4 年 7 月)

(4) 広域による焼却施設の更新・新設の検討

広域・集約化計画では、ごみ処理施設の更新期を稼働後 25 年以降と仮定し、当該更新期の直前 5 年間で「早期更新について検討する期間(以下「早期検討期」という。)」とした場合、現状の斜網ブロックにある主要な中間処理施設の更新期を下表のとおり整理しています。

前述した斜網ブロックにおける 2 つの焼却処理施設は、清里町と大空町とが該当します。清里町の施設の更新期については令和 17 年度(2035 年度)以降と、今から約 13 年後と設定する一方、大空町の施設については使用開始年度が昭和 59 年(1984 年)と 39 年目を迎えており、既に更新期との設定です。

その他、斜網ブロックにおける施設更新の課題として、今後、早期検討期を迎える網走市の資源化施設など更新まで期間のある施設へと集約を進める必要性が示されています。

令和 4 年度(2022 年度)から概ね 10 年間の計画期間内の方針としては、焼却施設の更新・新設等を検討する場合は、単独市町の処理を前提とせず、複数主体の連携による全連続炉施設の設置を検討することが重要です。

表 2.1.2.3 主要な中間処理施設の更新検討時期(斜網ブロック)

事業主体	種 別	使用 開始 年度	年処理量 R1(2019) t/年	処理 能力 t/日	更新 基準 年	⇔ : 早期検討期 ➡ : 更新期				
						R3	R7	R12	R17	R22
						2021	2025	2030	2035	2040
清里町	焼却(パッチ)	1983	684	10.0	2008					➡
	資源化(破碎、選別等)	2000	284	1.2	2025	⇔	➡			
	破碎(粗大等)	1984	—	5.0	2009			⇔	➡	
大空町	焼却(パッチ)	1984	598	6.0	2008	➡				
	資源化(破碎、選別等)	1999	603	1.8	2024	⇔	➡			
網走市	資源化(破碎、選別等)	2017	2,250	17.0	2042					⇔
	資源化(堆肥化)	2017	3,261	13.0	2042					⇔
	破碎(粗大等)	2017	3,979	15.0	2042					⇔
美幌町	資源化(破碎、選別等)	1997	118	3.8	2022	⇔	➡			
	資源化(破碎、選別等)	2005	268	3.5	2030		⇔	➡		
斜里町	資源化(堆肥化)	2012	1,295	9.0	2037				⇔	➡
	資源化(固形燃料化)	2012	1,782	10.0	2037				⇔	➡
	破碎(粗大等)	1983	—	25.0	2008	➡				
小清水町	破碎(粗大等)	2007	—	24.4	2032		⇔	➡		

※：広域・集約化計画の斜網ブロックは、斜網地区と清里町の 1 市 5 町で構成

出典：北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画(令和 4 年 7 月)

2-2 単独によるごみ処理・処分施設に関する現状と課題

前項では、斜網地区の広域化・集約化に関する課題として、広域・連携に不足するごみ処理体制の改善や、最終処分に強く依存したごみ処理行政からの脱却が求められることを整理しました。

また環境や維持管理などコスト面で不利なバッチ運転の仕様である大空町の焼却処理施設については、既に更新期を迎えており、新設等を検討する場合は、複数主体の連携による全連続炉施設の設置に向けた検討が求められています。

本項では、これらの課題の解消並びに将来施設整備の検討に当り、斜網地区における既存の主な中間処理施設及び一般廃棄物最終処分場に関する現状などを整理します。

(1) 焼却施設

①大空町一般廃棄物焼却処理施設

昭和 59 年(1984 年)8 月に建設した焼却施設は処理能力が 6t と比較的小規模なものであり、供用開始後、平成 14 年(2002 年)のダイオキシン類排出規制の強化・適合に必要な改造整備を平成 15 年(2003 年)に実施し現在に至ります。

広域処理事業に関しては、平成 15 年度(2003 年度)の改造整備の際に旧女満別町、旧東藻琴村、旧常呂町の 3 町村における処理を開始し、平成 18 年度(2006 年度)の合併後も北見市常呂町と広域処理を続けました。

その後、平成 22 年度(2010 年度)から北見市常呂町は北見市で処理することとなり、新たに津別町からの受け入れ、広域処理を始めました。

令和 3 年度(2021 年度)から津別町は北見市との広域処理を始めたことから、本町の焼却施設については単独処理を基本として、網走市と斜里町からの可燃ごみの一部を試験的に受け入れ、現在に至ります。

供用開始から 37 年と焼却施設の平均供用年数である 30.5 年※を既に超えており、改造整備からも 18 年を経過することから、設備・機器の劣化や故障の他、建屋自体の老朽化といった多くの問題がみられます。

※：廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き(ごみ焼却施設編)(令和 3 年 3 月改定 環境省)

12 頁 全連続焼却施設の稼働終了時の供用年数より

表 2.1.2.4 大空町一般廃棄物焼却処理施設の概要

項 目	内 容
施設名称	大空町一般廃棄物焼却処理施設
所在地	大空町東藻琴 780 番地の 2
処理対象廃棄物	可燃ごみ
運転形式	バッチ運転
処理能力	6t/日、1 炉
建設年月	昭和 59 年(1984 年)8 月、改造整備：平成 15 年(2003 年)3 月
主な設備・仕様	排ガス冷却設備：水噴射式ガス冷却方式 排ガス処理設備：バグフィルタ 飛灰処理設備：薬剤処理

出典：一般廃棄物処理実態調査(令和 2 年度 環境省)

表 2.1.2.5 大空町一般廃棄物焼却処理施設の修繕経費等の推移

項目	単位	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)
焼却炉修繕費	千円	22,291	22,129	22,820	26,908	26,125	32,483
焼却炉稼働日数	日	269	271	259	277	240	259
ごみ焼却量	t	1,037	1,072	1,099	1,163	1,020	1,026
1t 当りの修繕費	円/t	21,500	20,600	20,800	23,100	25,600	31,700

出典：大空町住民福祉課

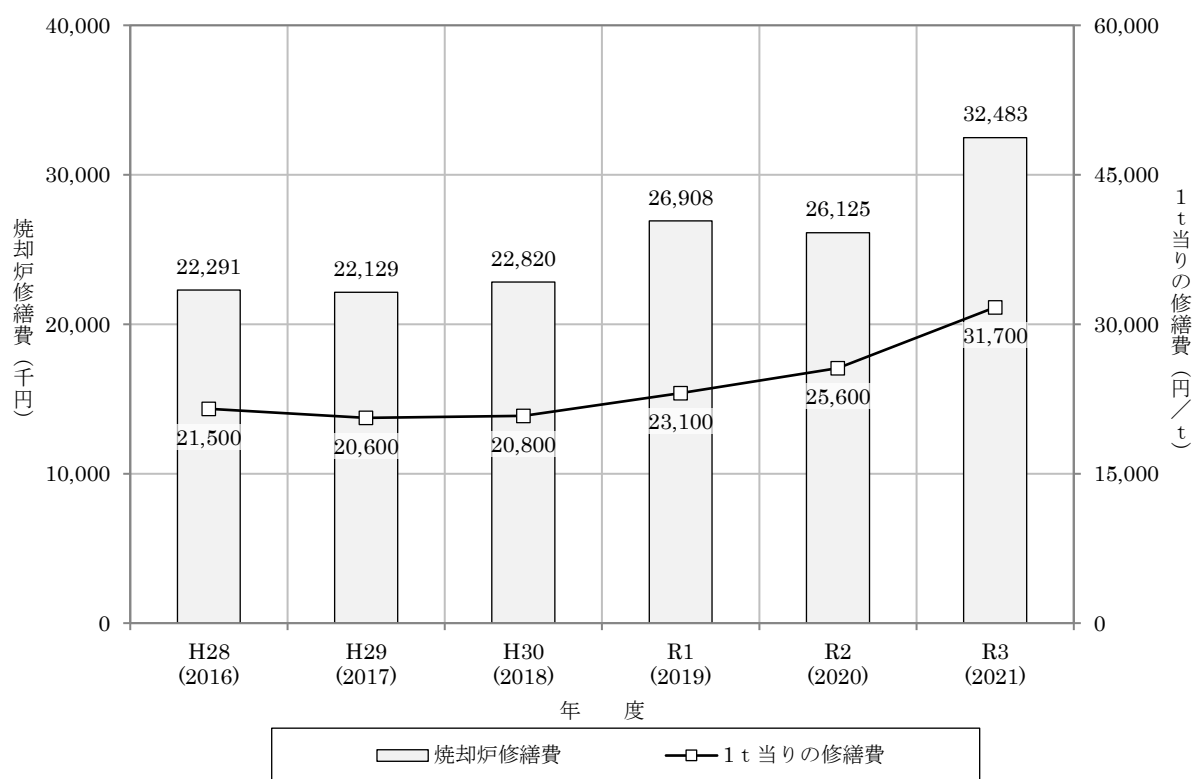


図 2.1.2.4 大空町一般廃棄物焼却処理施設の修繕経費等の推移

(2) ごみ燃料化施設

②斜里町エコクリーンセンター資源化施設

平成 24 年(2012 年)に使用開始された施設であり、斜里町内で発生した一般ごみ、燃えないごみ及び粗大ごみ中の可燃物、堆肥化残渣を対象に固形燃料化を行い、固形燃料(RDF)を生成しています。

固形燃料には、廃棄物由来の塩素が混入しており、一般のボイラーで燃焼させるとダイオキシン類の発生原因となることから、供給先が限られます。

このため当該施設では、供用開始から 4 年後には 2,322t もの余剰生成物が発生しました。

その後、塩素濃度が比較的高い生成物でも受入れ可能な室蘭市の製鉄所への売却と、北斗市のセメント工場に処理委託を行うことで余剰生成物は令和 3 年度(2021 年度)時点で 253t にまで減少しました。

しかしながら、施設の運転管理費と生成物の運搬費用の高騰(現在も約 7～8 割を町外へ輸送)並びに民間・売却価格が市場や企業側に左右されることを理由に、広域・焼却処理への転換を目指す方向です。

表 2.1.2.6 斜里町エコクリーンセンター資源化施設の概要

項 目	内 容
施設名称	斜里町エコクリーンセンター資源化施設
所在地	斜里町字富士 138 番地 3
年間処理量	1,686t /年
生成物保管量	142t/年
生成物生産量	1,190t/年
生成物搬出量	915t/年
対象品目※	一般ごみ、燃えないごみ及び粗大ごみ中の可燃物、堆肥化残渣
処理方法※	固形燃料化、高温高压処理方式＋選別・成形方式
供給先の確保状況	燃料用、その他
処理能力	10t/日
使用開始年度	平成 24 年度(2012 年度)

※：斜里町一般廃棄物処理基本計画 令和 5 年度～令和 19 年度(令和 5 年 3 月策定)

出典：一般廃棄物処理実態調査(令和 2 年度 環境省)

(3) 粗大ごみ処理施設

③網走市廃棄物処理場(破碎施設)

埋立ごみや粗大ごみ等を破碎・減容化と併せて資源物を分別・回収する中間処理施設であり、その他、施設内では家具や自転車など利用できる廃棄物のリユース・リペアを実施しています。

平成 29 年(2017 年)の供用開始で、後述する④リサイクル施設と同じ敷地内に立地する比較的新しい施設ではありますが、将来の更新等の際は、斜網地区による広域利用の可能性などを検討することが求められます。

表 2.1.2.7 網走市廃棄物処理場(破碎施設)の概要

項 目	内 容
施設名称	網走市廃棄物処理場(破碎施設)
所在地	網走市字明治 144 番地の 4
年間処理量	4,097t/年
処理対象廃棄物	粗大ごみ、不燃ごみ、その他
処理方式	破碎
処理能力	15t/日
使用開始年度	平成 29 年度(2017 年度)
リユース・リペア の対象品目	家具、自転車

出典：一般廃棄物処理実態調査(令和 2 年度 環境省)

(4) その他、資源化等を行う施設

④網走市廃棄物処理場(リサイクル施設)

主に日本容器包装リサイクル協会との引き取り・契約を実施しているガラスびん(無色、茶色、その他)、ペットボトル、プラスチック製容器包装の他、金属といった資源物を回収・分別するリサイクル施設です。

平成 29 年(2017 年)の供用開始で、前述した③粗大ごみ等の破碎施設と同じ敷地内に立地する比較的新しい施設であり、将来の更新等の際は、斜網地区による広域利用の可能性などを検討することが求められます。

表 2.1.2.8 網走市廃棄物処理場(リサイクル施設)の概要

項 目	内 容
施設名称	網走市廃棄物処理場(リサイクル施設)
所在地	網走市字明治 144 番地の 4
年間処理量	2,166t/年
施設区分	ストックヤード
処理対象廃棄物	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、プラスチック
内容別の処理能力	選別：11.0t/日、圧縮・梱包：11.0t/日
全体の処理能力	17t/日
使用開始年度	平成 29 年度(2017 年度)

出典：一般廃棄物処理実態調査(令和 2 年度 環境省)

⑤美幌町リサイクルセンター(ペットボトル、発泡スチロール)

主に日本容器包装リサイクル協会との引き取り・契約を実施しているペットボトルや発泡スチロール等の資源物を回収・分別するリサイクル施設です。

平成9年(1997年)の供用開始で、後述する⑥美幌町リサイクルセンター(プラスチック)と同じ計画地内に立地する施設です。

当該施設は既に更新期を迎える※一方、⑥は平成17年(2005年)の供用開始と比較的新しい施設であり、将来の更新等の際は、斜網地区による広域利用の可能性などを検討することが求められます。

※：北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画(令和4年7月)

表 2.1.2.9 美幌町リサイクルセンター(ペットボトル、発泡スチロール)の概要

項 目	内 容
施設名称	美幌町リサイクルセンター
所在地	美幌町字登栄3番地の1
年間処理量	123t/年
施設区分	リサイクルセンター(補助金)
処理対象廃棄物	ペットボトル、発泡スチロール
内容別の処理能力	圧縮・梱包：4.0t/日
全体の処理能力	3.75t/日
使用開始年度	平成9年度(1997年度)

出典：一般廃棄物処理実態調査(令和2年度 環境省)

⑥美幌町リサイクルセンター(プラスチック)

主に日本容器包装リサイクル協会との引き取り・契約を実施しているプラスチック製容器包装等の資源物を回収・分別するリサイクル施設です。

平成 17 年(2005 年)の供用開始で、前述した⑤美幌町リサイクルセンター(ペットボトル、発泡スチロール)と同じ計画地内に立地する施設です。

当該施設は比較的新しい施設で令和 12 年度(2030 年度)に更新期を迎える※一方、⑤は平成 9 年(1997 年)の供用開始と既に更新期を迎えています※。

将来の更新等の際は、斜網地区による広域利用の可能性などを検討することが求められます。

※：北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画(令和 4 年 7 月)

表 2.1.2.10 美幌町リサイクルセンター(プラスチック)の概要

項 目	内 容
施設名称	美幌町リサイクルセンター
所在地	美幌町登栄 3 番地の 1
年間処理量	268t/年
施設区分	リサイクルセンター(補助金)
処理対象廃棄物	プラスチック
内容別の処理能力	圧縮・梱包：4.0t/日
全体の処理能力	3.5t/日
使用開始年度	平成 17 年度(2005 年度)

出典：一般廃棄物処理実態調査(令和 2 年度 環境省)

⑦小清水町リサイクルセンター

主に日本容器包装リサイクル協会との引き取り・契約を実施しているガラスびん(無色、茶色、その他)、ペットボトル、プラスチック製容器包装の他、紙類といった資源物を回収・分別するリサイクル施設です。

平成 28 年(2016 年)4 月の運転開始に対し、建物自体は旧中斗美小学校を利用した比較的古いものであり、将来の更新等の際は、斜網地区による広域利用の可能性などを検討することが求められます。

表 2.1.2.11 小清水町リサイクルセンターの概要

区 分	内 容
施設名称	リサイクルセンター
所在地	小清水町字中里 26 番地の 1 の内(旧中斗美小学校)
施設の概要	【ビン】手選別(茶色、透明、その他に分別)を行った後、保管
	【缶】全自動金属圧縮機(磁選機付きコンベア、圧縮機)
	【ペットボトル】 ペットボトル減容器
	【容器包装プラスチック】 その他プラスチック圧縮梱包機
	【発泡スチロール】 発泡スチロール減容器
	【紙製容器包装、紙バック、段ボール、新聞・雑誌】 手選別を行った後、保管
処理能力	3t/日
運転開始年月	平成 28 年(2016 年)4 月

出典：小清水町一般廃棄物処理基本計画 平成 28 年度～令和 12 年度(令和 4 年 3 月改定)

⑧大空町リサイクルセンター

主に日本容器包装リサイクル協会との引き取り・契約を実施しているガラスびん(無色、茶色、その他)、ペットボトル、プラスチック製容器包装の他、紙類や金属といった資源物を回収・分別するリサイクル施設です。

平成 11 年(1999 年)の供用開始で令和 7 年度(2025 年度)に更新期を迎えます※。

将来の更新等の際は、斜網地区による広域利用の可能性などを検討することが求められます。

※：北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画(令和 4 年 7 月)

表 2.1.2.12 大空町リサイクルセンターの概要

項 目	内 容
施設名称	大空町リサイクルセンター
所在地	大空町女満別中央 254 番地の 1
年間処理量	561t/年
施設区分	リサイクルセンター(補助金)
処理対象廃棄物	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、プラスチック、布類、その他
内容別の処理能力	選別：1.8t/日、圧縮・梱包：1.8t/日
全体の処理能力	1.8t/日
使用開始年度	平成 11 年度(1999 年度)

出典：一般廃棄物処理実態調査(令和 2 年度 環境省)

(5) 保管施設

⑨美幌町リサイクルセンター資源保管庫

前述した⑤と⑥のリサイクルセンターと同じ計画地内に立地する施設で、(⑤と⑥で)分別・回収されたガラス類、ペットボトル、プラスチック製容器包装といった資源物を一時保管する施設です。

平成11年(1999年)に供用開始と比較的古い施設であり、将来の更新等の際は、⑤、⑥と一体となった斜網地区による広域利用の可能性などを検討することが求められます。

表 2.1.2.13 美幌町リサイクルセンター資源保管庫の概要

項 目	内 容
施設名称	美幌町リサイクルセンター資源保管庫
所在地	美幌町登栄3番地の1
年間保管量	47t/年
施設区分	ストックヤード
処理対象廃棄物	ガラス類、ペットボトル、プラスチック
保管分類数	3
面積	屋内面積：198㎡、屋外面積：942㎡
使用開始年度	平成11年度(1999年度)

出典：一般廃棄物処理実態調査(令和2年度 環境省)

⑩斜里町リサイクルセンター

主に日本容器包装リサイクル協会との引き取り・契約を実施しているガラスびん(無色、茶色、その他)、ペットボトル、プラスチック製容器包装の他、紙類や金属類といった資源物を回収・分別するリサイクル施設です。

平成 13 年(2001 年)に供用を開始した比較的古い施設であり、将来の更新等の際は、斜網地区による広域利用の可能性などを検討することが求められます。

表 2.1.2.14 斜里町リサイクルセンターの概要

項 目	内 容
施設名称	斜里町リサイクルセンター
所在地	斜里町西町 36 番地
年間保管量	418t/年
施設区分	容器包装リサイクル推進施設
対象品目※	紙類、びん類、缶類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、発泡スチロール、衣類、小型家電
処理方法※	圧縮・圧縮梱包・梱包・溶解
施設規模※	850.77 m ²
使用開始年度	平成 13 年度(2001 年度)

※：斜里町一般廃棄物処理基本計画 令和 5 年度～令和 19 年度(令和 5 年 3 月策定)

出典：一般廃棄物処理実態調査(令和 2 年度 環境省)

⑪大空町リサイクルセンタースtockヤード

前述した⑧のリサイクルセンターと同じ計画地内に立地する施設であり、(⑧では)分別・回収された紙類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック製容器包装といった資源物を一時保管する施設です。

⑧が平成 11 年(1999 年)の供用開始で令和 7 年度(2025 年度)に更新期を迎える※一方、当該⑪の供用開始は 3 年後の平成 14 年(2002 年)です。

将来の更新等の際は、斜網地区による広域利用の可能性などを検討することが求められます。

※：北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画(令和 4 年 7 月)

表 2.1.2.15 大空町リサイクルセンタースtockヤードの概要

項 目	内 容
施設名称	大空町リサイクルセンタースtockヤード
所在地	大空町女満別中央 254 番地の 1
年間保管量	561t/年
施設区分	stockヤード
処理対象廃棄物	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、プラスチック、布類、その他
保管分類数	15
面積	屋内面積：645 m ² 、屋外面積：200 m ²
使用開始年度	平成 14 年度(2002 年度)

出典：一般廃棄物処理実態調査(令和 2 年度 環境省)

(6) 堆肥化施設

⑫網走市生ごみ堆肥化施設

網走市生ごみ堆肥化施設は平成 29 年(2017 年)3 月の供用開始から 6 年目を迎え、家庭から出る生ごみや事業所等から出る生ごみ、剪定枝を対象とし堆肥化处理しています。

生ごみ堆肥化施設は生ごみを副資材と混合し、水分調整を行った後、床面に通気設備を施した発酵槽で、発酵分解と水分蒸散を促進させ堆肥化します。

堆肥は選別機でふるいにかけた後、製品化され、市内幼稚園、保育園、小中学校等の花壇や菜園で使用される他、イベント等で市民に配布しています。

表 2.1.2.16 網走市生ごみ堆肥化施設

項 目	内 容
施設名称	生ごみ堆肥化施設
所在地	網走市字明治 144 番地の 4
処理方法	発酵堆肥化
処理能力	13.0t/日
設備の概要	受入貯留ヤード、破袋機、剪定枝用破砕機、混合ヤード、発酵槽、 バイオグリーン高温発酵処理システム、選別機
処理対象物	生ごみ、剪定枝
竣工	平成 29 年(2017 年)3 月

出典：網走市一般廃棄物処理基本計画 平成 22 年度～令和 7 年度(令和 2 年度見直し版)

⑬斜里町エコクリーンセンター生ごみ堆肥化施設

斜里町エコクリーンセンター生ごみ堆肥化施設は、平成 24 年(2012 年)4 月の供用開始から 11 年目を迎え、斜里町内における生ごみを堆肥化处理しています。

堆肥化处理においては、副資材としてバーク(樹皮)等を混合して発酵させています。

エコクリーンセンター生ごみ堆肥化施設は、稼働当初より生ごみから発生する汚水の処理が課題となっていました。

対策として、町民への水切りの徹底を啓発し、破れやすい生分解性の袋に変更することで現在は汚水の発生を抑制しています。一方で、生分解性の袋の 1 枚当りの製造単価が高価であり、料金を上回っている実態があります。

また、生ごみの処理は資源化施設と併せて民間委託にて行っていますが、全体的な人員不足の状態にあります。

出典：斜里町一般廃棄物処理基本計画 令和 5 年度～令和 19 年度(令和 5 年 3 月策定)

表 2.1.2.17 斜里町エコクリーンセンター生ごみ堆肥化施設

項 目	内 容
施設名称	斜里町エコクリーンセンター生ごみ堆肥化施設
所在地	斜里町字富士 138 番地 3
処理方法	横型平面式(スクープ式)
処理能力	9t/日
処理対象物	生ごみ
竣工	平成 24 年(2012 年)4 月

出典：斜里町一般廃棄物処理基本計画 令和 5 年度～令和 19 年度(令和 5 年 3 月策定)

⑭小清水町生ごみ堆肥化施設

小清水町生ごみ堆肥化施設は、平成 18 年(2006 年)7 月の供用開始から 17 年目を迎え、小清水町内における生ごみを民間委託にて堆肥化处理しています。

堆肥化处理においては、副資材として麦わら、貝化石、おがくず、米糠を混合して発酵させています。

生成した堆肥はコマツナを使用した植害調査や成分分析を行い、特殊肥料として定期的に町民に対して無償還元を行っています。

また、堆肥の品質を維持するため、一般ごみとして収集区分している魚以外の骨・貝殻・カニの殻の他、楊枝・バラン・ラップなどを混入しないよう、啓発活動を行っています。

出典：小清水町一般廃棄物処理基本計画 平成 28 年度～令和 12 年度(令和 4 年 3 月改定)

表 2.1.2.18 小清水町生ごみ堆肥化施設

項 目	内 容
施設名称	生ごみ堆肥化施設
所在地	小清水町字旭 261 番地 4 の内
処理方法	堆積方式
処理能力	2.5t/日
処理対象物	生ごみ
竣工	平成 18 年(2006 年)7 月

出典：小清水町一般廃棄物処理基本計画 平成 28 年度～令和 12 年度(令和 4 年 3 月改定)

(7) 一般廃棄物最終処分場

⑮網走市廃棄物処分場(一般廃棄物最終処分場)

網走市一般廃棄物最終処分場は、平成 30 年(2018 年)4 月 1 日の供用開始から約 5 年目を迎え、ここでは不燃ごみと、生ごみの中間処理後の残渣物の他に、可燃ごみについては破碎・減容化した中で埋立処分しています。

令和 4 年(2022 年)10 月の残余容量調査の結果によると、埋立容量に対する供用開始から約 4 年の利用割合は約 43%であり($60,210 \text{ m}^3 \div 139,000 \text{ m}^3 \times 100 = 43.32\%$)、埋立終了である令和 15 年度(2033 年度)の予定よりも残余容量が逼迫していることが伺えます。

表 2.1.2.19 網走市廃棄物処分場(一般廃棄物最終処分場)の概要

項 目	内 容
施設名称	網走市廃棄物処分場(一般廃棄物最終処分場)
所在地	網走市字明治 144 番地の 4
処理対象廃棄物	破碎ごみ・処理残渣, 粗大ごみ
埋立開始年度	平成 30 年度(2018 年度)
埋立地面積	21,600 m^2
施設全体容量	139,000 m^3
埋立終了年度	令和 15 年度(2033 年度)
浸出水の処理	凝集沈殿、砂ろ過、下水道放流
処分場の構造	準好気性埋立構造

出典：一般廃棄物処理実態調査(令和 2 年度 環境省)

表 2.1.2.20 網走市廃棄物処分場(一般廃棄物最終処分場)の残余容量調査の結果

供 用 開 始 日	平成30年(2018年)10月
調 査 年 月 日	令和4年(2022年)10月
経 過 年 数	4年
埋 立 開 始 時	139,000 m^3
今 回 調 査 時	60,210 m^3

出典：埋立残余容量計算書(令和 4 年度 網走市)

⑩美幌町一般廃棄物最終処分場(第Ⅲ期)

防衛省の民生安定助成事業で整備された美幌町一般廃棄物最終処分場は、平成 24 年(2012 年)4 月の供用開始から 11 年目を迎え、ここでは不燃ごみに加えて、可燃ごみ、そして生ごみについても直接埋立による処分をしています。

令和 4 年(2022 年)には、次頁の表に示す自走式破砕機を新たに設置し、粗大ごみなどの破砕・減容化を実施しています。

また令和 2 年(2020 年)10 月 16 日時点の残余容量調査によると、埋立容量 97,000 m³に対して、供用開始から約 5 年の埋立期間で 39,000 m³の使用との結果であり、残余容量は 58,000 m³です。

今後も例年どおりの量を埋立てた場合、残余年数は 3.36 年後と見込まれ、令和 6 年(2024 年)2 月中には満杯となることが予想されることから、次期最終処分場供用開始までの減量化を進めていきます。

現在、令和 8 年(2026 年)10 月の供用開始を目標に、新たな一般廃棄物最終処分場(第Ⅳ期)の建設に向けた事業計画を検討しています。

表 2.1.2.21 美幌町一般廃棄物最終処分場(第Ⅲ期)の概要

項 目	内 容
施設名称	美幌町一般廃棄物最終処分場(第Ⅲ期)
所在地	美幌町登栄 3 番地の 1
埋立容量	覆土を含む：11,633 m ³ 、覆土を含まない：2,822 m ³
処理対象廃棄物	可燃ごみ、不燃ごみ、破砕ごみ・処理残渣、粗大ごみ
埋立開始年度	平成 24 年度(2012 年度)
埋立地面積	16,240 m ²
施設全体容量	97,000 m ³
埋立終了年度	令和 8 年度(2026 年度)
浸出水の処理	凝集沈殿、生物処理(脱窒あり)、消毒
処分場の構造	準好気性埋立構造

出典：一般廃棄物処理実態調査(令和 2 年度 環境省)

表 2.1.2.22 美幌町破碎処理施設の概要

区 分	内 容
施設名称	美幌町破碎処理施設
所在地	美幌町登栄 3 番地の 1
施設の概要	自走式破碎機(2 軸シュレッダ)
	【処理能力】 33.3t/日(8 時間/日)
	破碎可能原料：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、木くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、ゴムくず、がれき類
運転開始年月	令和 4 年(2022 年)8 月

出典：美幌町建設部環境管理課

表 2.1.2.23 美幌町一般廃棄物最終処分場(第Ⅲ期)の残余容量調査の結果

供 用 開 始 日	平成 24 年(2012 年)4 月
調 査 年 月 日	令和 2 年(2020 年)10 月 16 日
項 目	廃棄物残余量
埋 立 開 始 時	97,000 m ³
今 回 調 査 時	39,000 m ³
差	58,000 m ³

(残余年数の算出)

- ・ 5 年間の年間平均埋立容量 (58,000 m³/5 年 = 11,600 m³/年)
- ・ 残余年数の算出 (39,000(m³)/11,600(m³/年) = 3.36 年)

出典：一般廃棄物処理場(第Ⅲ期埋立処分場)残余容量調査報告書(令和 2 年度 美幌町)

⑰斜里町エコクリーンセンター最終処分場

斜里町エコクリーンセンター最終処分場は、平成 24 年(2012 年)4 月の供用開始から 11 年目を迎え、ここでは不燃物の他、粗大ごみの破碎処理後の残渣やボイラー焼却灰を埋立処分しています。

下表に示すとおり、令和 2 年度(2020 年度)の環境省一般廃棄物処理実態調査による残余容量は 6,659 m³であり、施設全体容量 16,988 m³に対して約 40%(6,659 m³÷16,988 m³×100=39.20%)の割合を示します。

表 2.1.2.24 斜里町エコクリーンセンター最終処分場の概要

項 目	内 容
施設名称	斜里町エコクリーンセンター最終処分場
所在地※	斜里郡斜里町西町 36 番地
埋立容量	覆土を含む：872 m ³ /年、覆土を含まない：321t/年
残余容量	6,659 m ³
埋立廃棄物※	不燃物、粗大残渣、ボイラー焼却灰
埋立開始年度	平成 24 年度(2012 年度)
埋立地面積	6,207 m ²
施設全体容量	16,988 m ³
浸出水の処理方法※	接触ばっ気法＋生物学的脱窒素法＋凝集沈殿＋砂ろ過＋消毒
処理能力	20 m ³ /日
処分場の構造	準好気性埋立構造

※：斜里町一般廃棄物処理基本計画 令和 5 年度～令和 19 年度(令和 5 年 3 月策定)

出典：一般廃棄物処理実態調査(令和 2 年度 環境省)

表 2.1.2.25 斜里町エコクリーンセンター最終処分場の処分物の内訳

(単位：t/年)

区分	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)
不適物	184	184	155	166	170
粗大残渣	140	115	75	78	78
焼却灰	57	56	37	31	19
計	381	355	267	275	267

出典：斜里町一般廃棄物処理基本計画 令和 5 年度～令和 19 年度(令和 5 年 3 月策定)

表 2.1.2.26 斜里町エコクリーンセンター最終処分場の残余容量調査の結果

供 用 開 始 日	平成 24 年度(2012 年度)
調 査 年 月 日	令和 4 年(2022 年)10 月 1 日
項 目	廃棄物残余量
埋 立 開 始 時	16,988 m ³
今 回 調 査 時	4,174 m ³

出典：埋立地測量調査報告書(令和 4 年度 斜里町)

⑱小清水町第2期一般廃棄物処分場

小清水町第2期一般廃棄物処分場では、一般ごみ(可燃ごみ+不燃ごみ)と自走式破碎機による破碎処理を行った粗大ごみを埋立処分しており、17年が経過しています。

次頁の表に示すとおり、令和4年(2022年)11月時点の残余容量調査によると、軽微変更後の埋立容量 39,581 m³に対して、供用開始から約 17.6 年の埋立期間で 83.98%の使用との結果であり、残余割合は 16.02%です。

今後も例年どおりの量を埋立てた場合、残余年数は約 3.4 年程度と見込まれ、令和7年度(2025年度)中には満杯となることが想定されます。

表 2.1.2.27 小清水町第2期一般廃棄物処分場の概要

項 目	内 容
施設名称	小清水町第2期一般廃棄物処分場
所在地	小清水町上徳 449 番地 1
埋立容量※	36,000 m ³ (令和3年度(2021年度)に軽微変更により 39,581 m ³ に変更)
残余容量※	6,341 m ³ (軽微変更後)
埋立対象物	可燃ごみ、不燃ごみ、破碎ごみ処理残渣、粗大ごみ
埋立開始年度	平成 17 年度(2005 年度)
埋立面積	9,000 m ²
浸出水処理方式※	回転円板法+凝集沈殿槽+消毒
浸出水処理能力※	31 m ³ /日
処分場の構造	準好気性埋立構造

※：小清水町一般廃棄物処理基本計画 平成 28 年度～令和 12 年度(令和 4 年 3 月改定)

出典：一般廃棄物処理実態調査(令和 2 年度 環境省)

表 2.1.2.28 小清水町粗大ごみ破碎施設の概要

区 分	内 容
名 称	粗大ごみ破碎施設
所在地	小清水町字上徳 449 番地の 1
施設の概要	自走式破碎機(2 軸シュレッダ)
	【処理能力】 可燃ごみ 24.43t/日(5 時間/日)
運転開始年月	平成 19 年(2007 年)4 月

出典：小清水町一般廃棄物処理基本計画 平成 28 年度～令和 12 年度(令和 4 年 3 月改定)

表 2.1.2.29 小清水町第 2 期一般廃棄物処分場の残余容量調査の結果

供 用 開 始 日	平成 17 年(2005 年)6 月	経過年月	17.6 年
調 査 年 月 日	令和 4 年(2022 年)11 月		
項 目	埋立残余量	使用比率	
埋 立 開 始 時	※39,581 m³	0%	
今 回 調 査 時	33,240 m³ (39,581 m³－6,341 m³)	83.98%	

※：軽微変更後の数値を示す。

(残余年数の算出) $6,341 \text{ m}^3 / 1,885 \text{ m}^3/\text{年} = 3.4 \text{ 年}$

出典：令和 4 年度第 2 期一般廃棄物最終処分場残余容量調査業務より

⑭大空町一般廃棄物最終処分場

大空町一般廃棄物最終処分場は、平成 16 年(2004 年)3 月 9 日の供用開始から 19 年目を迎え、ここでは不燃ごみに加えて、可燃ごみの中間焼却処理後の焼却灰を埋立処分しています。

令和 3 年(2021 年)9 月時点の残余容量調査より、埋立残余量は 8,686 m³であり、今後も例年どおりの量を埋立てた場合、残余年数は 6.6 年後と見込まれ、令和 10 年度(2028 年度)3 月中には満杯となることが予想されます。

表 2.1.2.30 大空町一般廃棄物最終処分場

項 目	内 容
施設名称	大空町一般廃棄物最終処分場
所在地	大空町女満別住吉 680 番地の 1
埋立容量	覆土を含む：603 m ³ /年度、覆土を含まない：800t/年度
処理対象廃棄物	焼却残渣(主灰)、不燃ごみ、破碎ごみ・処理残渣、粗大ごみ
埋立開始年	平成 16 年(2004 年)3 月
埋立地面積	7,100 m ²
施設全体容量	34,900 m ³
埋立終了年度	令和 7 年度(2025 年度)
浸出水の処理	凝集沈殿、生物処理(脱窒あり)、砂ろ過、消毒、活性炭処理
処分場の構造	準好気性埋立構造

出典：一般廃棄物処理実態調査(令和 2 年度 環境省)

表 2.1.2.31 大空町一般廃棄物最終処分場の残余容量調査の結果

供 用 開 始 日	平成16年(2004年) 3月9日	経過年月		17.5年
調 査 年 月 日	令和3年(2021年)9月			
項 目	埋立残余量	年間推計埋立量※		
		廃棄物埋立量※	覆土量※	合計※
今 回 調 査 時	8,686m³	1,185.24m³	118.52m³	1,303.76m³

※：平成 30 年から令和 3 年における 4 ヶ年平均値。覆土量は廃棄物埋立量に対し 10%を想定
(残余年数の算出) $8,686 \text{ m}^3 / 1,303.76 \text{ m}^3 = 6.6 \text{ 年}$

出典：埋立地測量調査報告書(令和 3 年度 大空町)

第3節 ごみ排出量と原単位の実績・推移

本項では、斜網地区の各市町におけるごみ排出量と1人1日当りの排出量(以下「原単位」という。)の変遷について、平成24年度(2012年度)から令和3年度(2021年度)の推移(以下「過去10ヶ年」という。)を整理します。

また、平成28年度(2016年度)を境に、それ以前の推移(以下「前期5ヶ年」という。)と、それ以降の推移(以下「後期5ヶ年」という。)とを比較した中で、特性を整理します。

3-1 網走市におけるごみ排出量と原単位の推移

網走市のごみ排出量と原単位について、過去 10 ヶ年の推移を次頁からの表と図で整理します。

ごみ総排出量は令和 3 年度(2021 年度)で 11,792t と、9 年前の平成 24 年度(2012 年度)に対して約 86%と減少しており($11,792\text{t} \div 13,751\text{t} \times 100 = 85.73\%$)、一方、原単位の比較では約 98%($971\text{g/人} \cdot \text{日} \div 992\text{g/人} \cdot \text{日} \times 100 = 97.88\%$)と微減でした。

後期 5 ヶ年の原単位では、4 年前の平成 29 年度(2017 年度)に対して約 110%の割合で増加($971\text{g/人} \cdot \text{日} \div 898\text{g/人} \cdot \text{日} \times 100 = 108.13\%$)しており、特に家庭系ごみ排出量の原単位は、令和 3 年度(2021 年度)で 642g/人・日と 5 ヶ年で最高値を示しています。

ごみ排出量の内訳をみると埋立ごみが多く、全体割合でも増加傾向を示すことが特徴です。

後期 5 ヶ年の推移では 3,446t から 4,604t と増加し、また割合としては、令和 3 年度(2021 年度)で約 39%($4,604\text{t} \div 11,792\text{t} \times 100 = 39.04\%$)と最大値を示します。

内訳で次に多いのは生ごみで 3,666t から 2,927t と減少傾向を示すこと、また全体の約 2 割程度を占める資源物は、令和 3 年度(2021 年度)で 2,089t と(前期 5 ヶ年で)最も少ない値でした。

表 2.1.3.1 網走市におけるごみ排出量と原単位の推移

		実 績 値									
		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
行政区人口(人)		37,880	37,333	37,080	36,513	35,974	35,440	34,898	34,283	33,832	33,277
家庭系ごみ	生ごみ(t)						2,469	1,943	1,948	2,162	2,218
	紙おむつ類(t)						680	996	955	778	560
	容器包装プラ(t)	詳細内訳なし(分別区分の変更)					608	586	579	578	610
	埋立ごみ(t)						1,841	2,224	2,289	2,354	2,351
	資源物(t)						2,037	2,032	2,046	1,971	1,974
	粗大ごみ(t)						94	86	84	94	83
	小計(t)	7,981	7,883	7,419	7,435	7,393	7,729	7,867	7,901	7,937	7,796
事業系ごみ	生ごみ(t)						1,197	1,319	1,313	853	709
	紙おむつ類(t)						262	272	307	284	285
	容器包装プラ(t)	詳細内訳なし(分別区分の変更)					127	96	66	32	25
	埋立ごみ(t)						1,605	1,274	1,843	1,911	2,253
	資源物(t)						136	633	204	195	115
	粗大ごみ(t)						58	137	116	57	39
	小計(t)	5,203	4,971	4,681	4,525	4,553	3,385	3,731	3,849	3,332	3,426
全 体	生ごみ(t)						3,666	3,262	3,261	3,015	2,927
	紙おむつ類(t)						942	1,268	1,262	1,062	845
	容器包装プラ(t)						735	682	645	610	635
	埋立ごみ(t)						3,446	3,498	4,132	4,265	4,604
	資源物(t)						2,173	2,665	2,250	2,166	2,089
	粗大ごみ(t)						152	223	200	151	122
	集団・拠点回収(t)	567	594	558	559	569	498	504	699	639	570
	合計(t)	13,751	13,448	12,658	12,519	12,515	11,612	12,102	12,449	11,908	11,792
合計の原単位(g/人・日)		992	987	935	939	951	898	950	995	962	971
〃 平均値		961					955				
家庭系ごみ排出量： 資源物を含む(t)							7,729	7,867	7,901	7,937	7,796
上記の原単位(g/人・日)							597	618	631	641	642
〃 平均値							626				
家庭系ごみ排出量： 資源物を除く(t)							5,692	5,835	5,855	5,966	5,822
上記の原単位(g/人・日)							440	458	468	482	479
〃 平均値							465				

出典：網走市市民環境部生活環境課

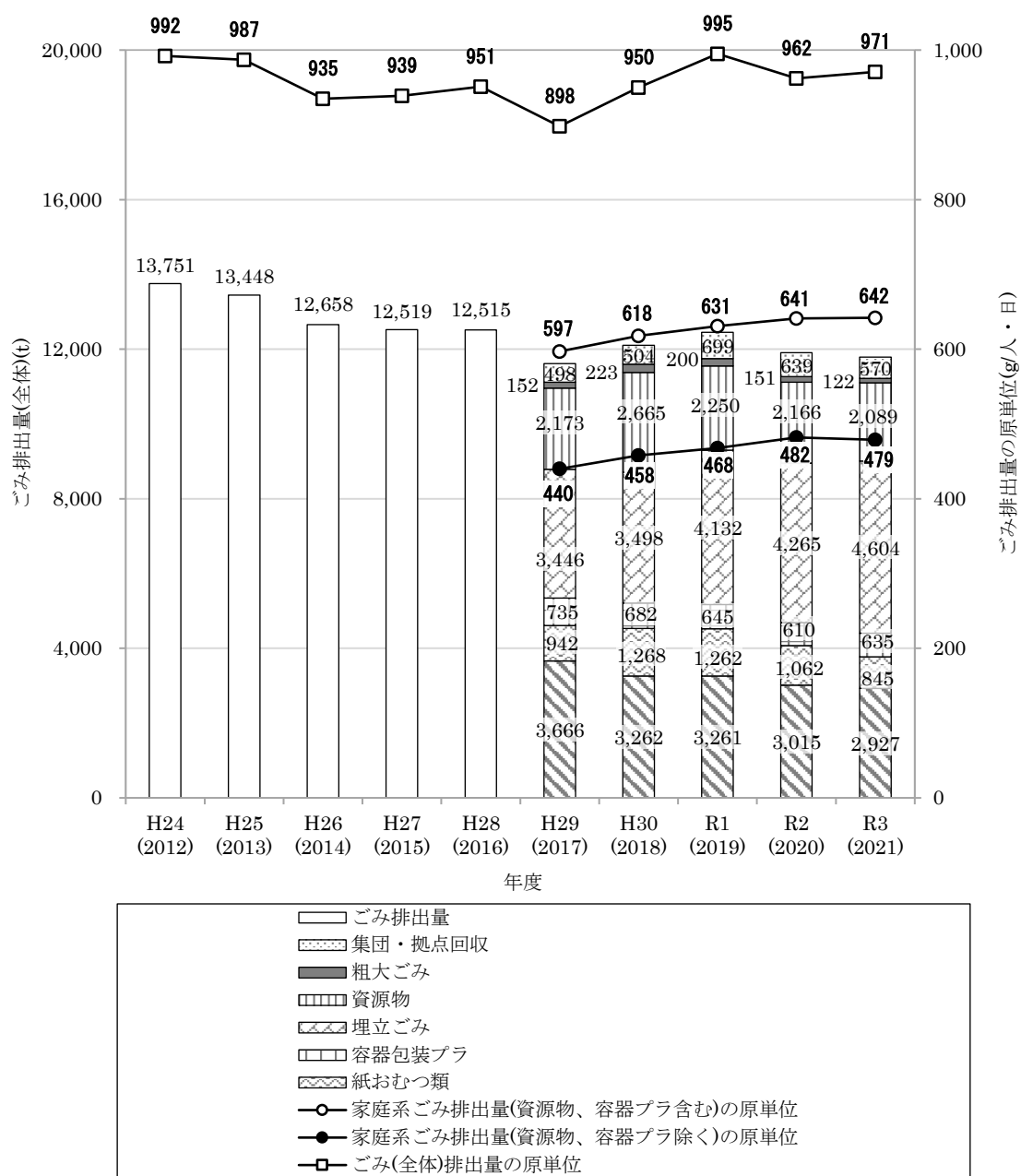


図 2.1.3.1 網走市におけるごみ排出量と原単位の推移

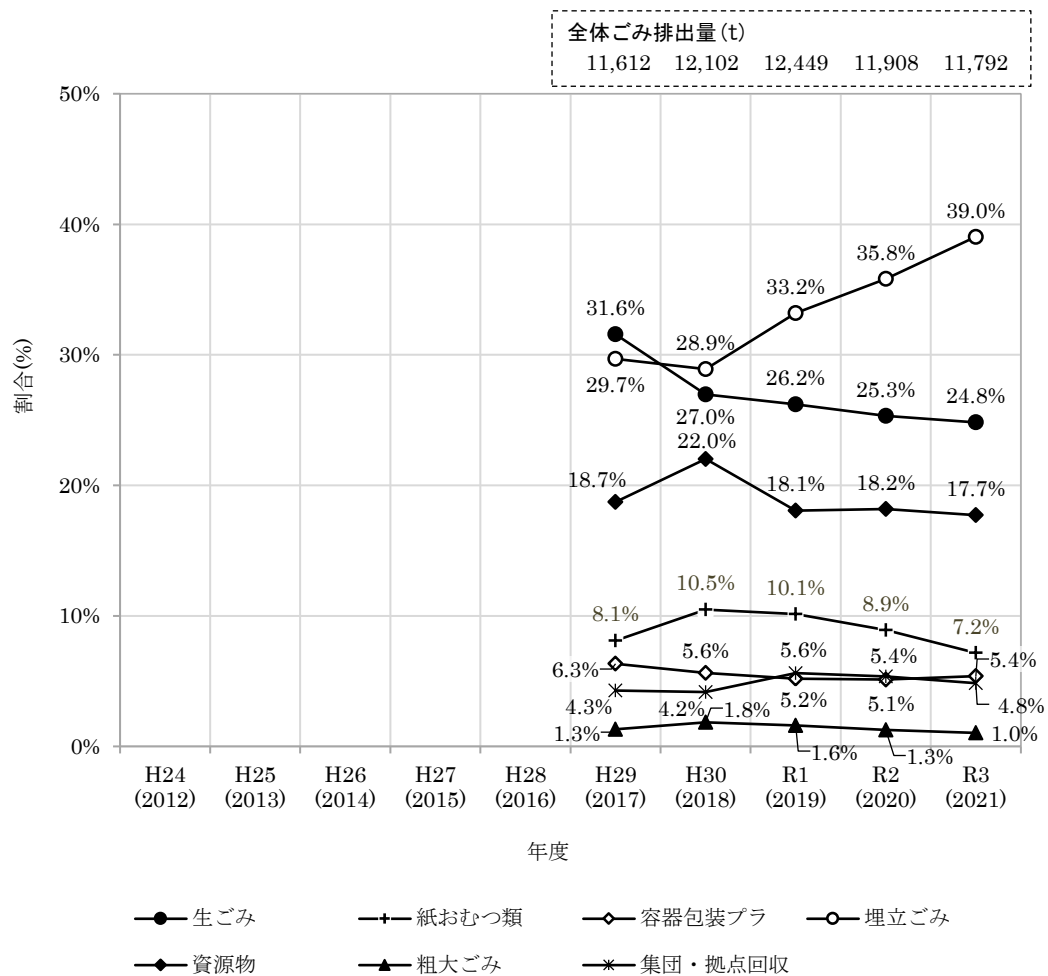


図 2.1.3.2 網走市におけるごみ排出量の内訳・割合の推移

3-2 美幌町におけるごみ排出量と原単位の推移

美幌町のごみ排出量と原単位について、過去 10 ヶ年の推移を次頁からの表と図で整理します。

ごみ総排出量は令和 3 年度(2021 年度)で 8,786t と、9 年前の平成 24 年度(2012 年度)に対して約 98%と微減ですが($8,786t \div 8,984t \times 100 = 97.80\%$)、原単位の比較では約 112%($1,312g/人 \cdot 日 \div 1,167g/人 \cdot 日 \times 100 = 112.43\%$)と増加傾向を示します。

特に直近 2 ヶ年の原単位の上昇が顕著です。

令和 2 年度(2020 年度)の家庭系・資源ごみを含むが 841g/人・日と平成 24 年度(2012 年度)との対比で約 107%($841g/人 \cdot 日 \div 783g/人 \cdot 日 \times 100 = 107.40\%$)、また資源ごみを除くが 695g/人・日と同対比で約 115%($695g/人 \cdot 日 \div 602g/人 \cdot 日 \times 100 = 115.45\%$)の割合であり、後者がより増加していることが伺えます。

ごみ排出量の内訳をみると混合ごみが最も多く、全体割合でも増加傾向を示すことが特徴です。

混合ごみの割合は令和 3 年度(2021 年度)で約 79%($6,931t \div 8,786t \times 100 = 78.89\%$)と、平成 24 年度(2012 年度)の約 75%($6,734t \div 8,984t \times 100 = 74.96\%$)に対し増加傾向を示します。

内訳で次に多いのは資源物であり、令和 3 年度(2021 年度)の割合で約 19%($1,668t \div 8,786t \times 100 = 18.98\%$)と平成 24 年度(2012 年度)の約 23%($2,070t \div 8,984t \times 100 = 23.04\%$)に対し減少傾向を示します。

表 2.1.3.2 美幌町におけるごみ排出量と原単位の推移

		実 績 値									
		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
行政区画人口(人)		21,033	20,835	20,608	20,257	20,000	19,680	19,316	19,087	18,660	18,349
家庭系ごみ	混合ごみ(t)	4,506	4,634	4,473	4,568	4,322	4,421	4,390	4,300	4,587	4,421
	粗大ごみ(t)	28	20	19	23	24	27	24	24	22	22
	その他ごみ(t)	102	116	111	115	299	125	151	191	139	113
	資源物(t)	1,389	1,435	1,300	1,277	1,229	1,079	1,107	1,113	993	1,066
	小計(t)	6,025	6,205	5,903	5,983	5,874	5,652	5,672	5,628	5,741	5,622
事業系ごみ	混合ごみ(t)	2,228	1,918	1,919	2,148	2,204	2,323	2,084	1,967	2,513	2,510
	粗大ごみ(t)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他ごみ(t)	50	48	47	54	152	65	72	87	76	52
	資源物(t)	681	594	556	598	623	563	523	506	542	602
	小計(t)	2,959	2,560	2,522	2,800	2,979	2,951	2,679	2,560	3,131	3,164
全体	混合ごみ(t)	6,734	6,552	6,392	6,716	6,526	6,744	6,474	6,267	7,100	6,931
	粗大ごみ(t)	28	20	19	23	24	27	24	24	22	22
	その他ごみ(t)	152	164	158	169	451	190	223	278	215	165
	資源物(t)	2,070	2,029	1,856	1,875	1,852	1,642	1,630	1,619	1,535	1,668
	合計(t)	8,984	8,765	8,425	8,783	8,853	8,603	8,351	8,188	8,872	8,786
合計の原単位(g/人・日)		1,167	1,153	1,120	1,188	1,209	1,198	1,184	1,175	1,299	1,312
〃 平均値		1,167					1,234				
家庭系ごみ排出量： 資源ごみ含む(t)		6,025	6,205	5,903	5,983	5,874	5,652	5,672	5,628	5,741	5,622
上記の原単位(g/人・日)		783	816	785	809	802	787	805	808	841	839
〃 平均値		799					816				
家庭系ごみ排出量： 資源ごみ除く(t)		4,636	4,770	4,603	4,706	4,645	4,573	4,565	4,515	4,748	4,556
上記の原単位(g/人・日)		602	627	612	636	635	637	647	648	695	680
〃 平均値		622					662				

出典：美幌町建設部環境管理課

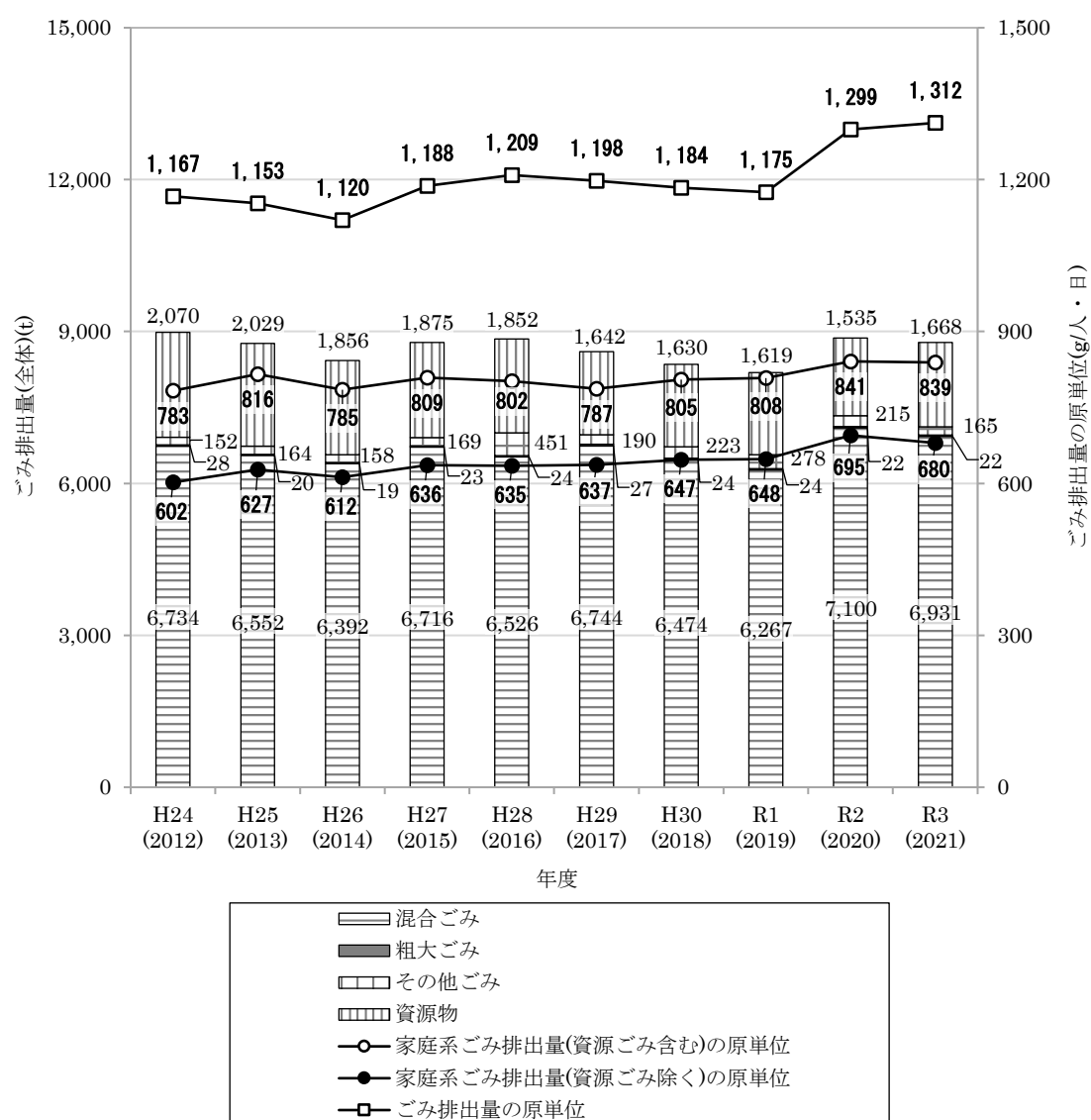


図 2.1.3.3 美幌町におけるごみ排出量と原単位の推移

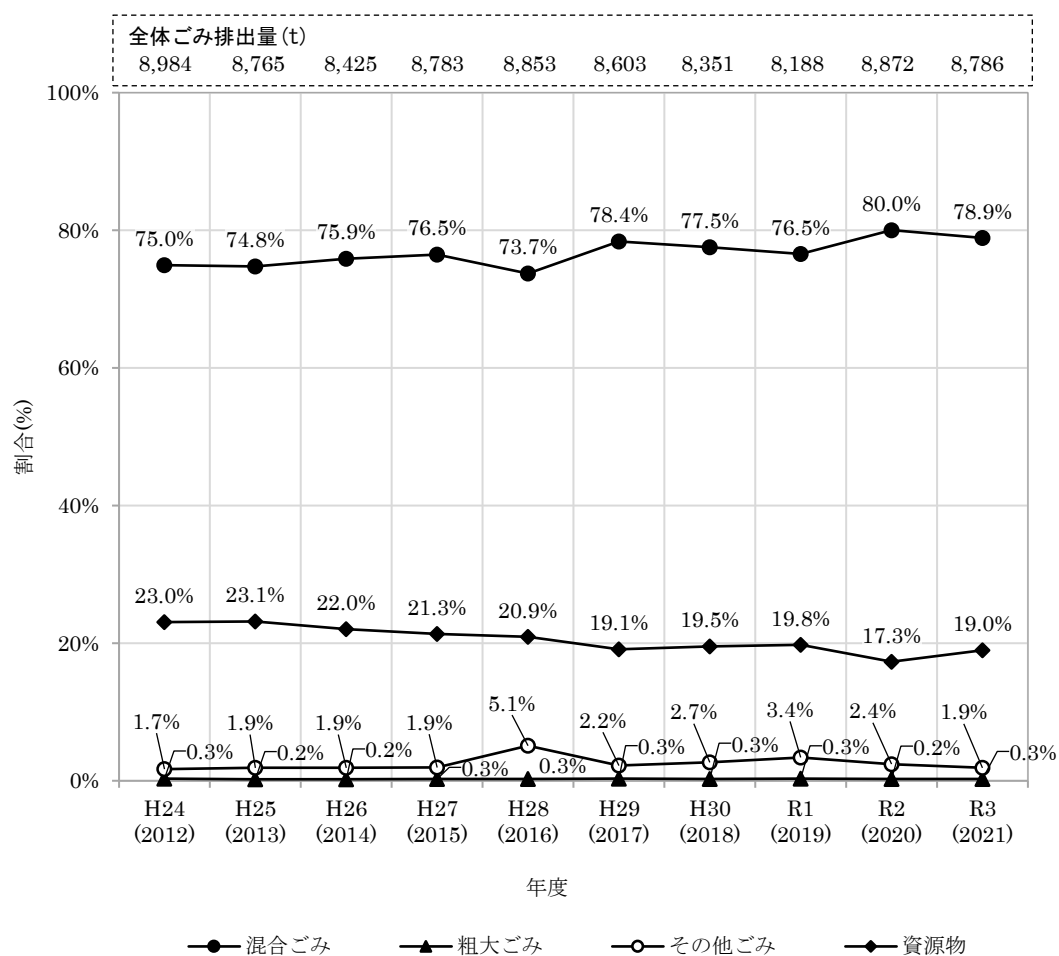


図 2.1.3.4 美幌町におけるごみ排出量の内訳・割合の推移

3-3 斜里町におけるごみ排出量と原単位の推移

斜里町のごみ排出量と原単位について、過去 10 ヶ年の推移を次頁からの表と図で整理します。

ごみ総排出量は令和 3 年度(2021 年度)で 3,869t と、9 年前の平成 24 年度(2012 年度)に対して約 86%と減少しており($3,869t \div 4,514t \times 100 = 85.71\%$)、一方、原単位の比較では約 98%($973t \div 989t \times 100 = 98.38\%$)と微減でした。

原単位は平成 27 年度(2015 年度)の 1,054 g/人・日をピークに、令和元年度(2019 年度)は 951g/人・日と最小値を更新し、直近 3 ヶ年は 1,000g/人・日を下回るなど減少傾向を示します。

一方家庭系の原単位では、資源ごみ含むが後期 5 ヶ年平均で 668 g/人・日と、前期 5 ヶ年平均 646 g/人・日に対して約 103%と増加し($668g/人・日 \div 646g/人・日 \times 100 = 103.41\%$)、また資源ごみを除くについても、後期 5 ヶ年平均で 505 g/人・日と、前期 5 ヶ年平均の 491g/人・日に対して約 103%($505g/人・日 \div 491g/人・日 \times 100 = 102.85\%$)と、どちらも増加していることが伺えます。

ごみ排出量の内訳をみると、一般ごみと生ごみの割合が比較的多く、前者の割合が増える一方、後者は減少傾向を示すことが特徴です。

一般ごみの割合は、令和 3 年度(2021 年度)で約 38%($1,480t \div 3,869t \times 100 = 38.25\%$)と、平成 24 年度(2012 年度)の約 33%($1,508t \div 4,514t \times 100 = 33.41\%$)に対し増加傾向を示します。

一方、生ごみについては、令和 3 年度(2021 年度)の割合で約 29%($1,109t \div 3,869t \times 100 = 28.66\%$)と平成 24 年度(2012 年度)の約 35%($1,559t \div 4,514t \times 100 = 34.54\%$)に対し減少傾向を示します。

資源物の割合は、平成 24 年度(2012 年度)で約 23%($1,035t \div 4,514t \times 100 = 22.93\%$)に対し、令和 2 年度(2020 年度)で約 25%($1,017t \div 4,035t \times 100 = 25.20\%$)と 10 ヶ年で最も多い割合を示します。

表 2.1.3.3 斜里町におけるごみ排出量と原単位の推移

		実 績 値									
		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
行政区人口(人)		12,476	12,251	12,086	11,935	11,794	11,672	11,515	11,442	11,182	10,893
家庭系ごみ	一般ごみ(t)	1,030	1,041	997	1,055	1,050	1,096	1,102	1,101	1,086	1,062
	生ごみ(t)	976	916	873	860	802	802	780	750	743	668
	燃えないごみ(t)	0	0	68	83	78	95	99	100	117	99
	粗大ごみ(t)	238	302	178	171	153	136	173	134	167	139
	資源物(t)	650	679	751	679	657	765	649	668	713	588
	小計(t)	2,894	2,938	2,867	2,848	2,740	2,894	2,803	2,753	2,826	2,556
事業系ごみ	一般ごみ(t)	478	483	455	488	470	459	451	464	384	418
	生ごみ(t)	583	595	574	616	614	581	543	545	388	441
	燃えないごみ(t)	0	0	0	10	18	11	10	10	11	11
	粗大ごみ(t)	174	264	123	200	178	158	140	10	122	140
	資源物(t)	385	395	346	429	395	323	366	191	304	303
	小計(t)	1,620	1,737	1,498	1,743	1,675	1,532	1,510	1,220	1,209	1,313
全 体	一般ごみ(t)	1,508	1,524	1,452	1,543	1,520	1,555	1,553	1,565	1,470	1,480
	生ごみ(t)	1,559	1,511	1,447	1,476	1,416	1,383	1,323	1,295	1,131	1,109
	燃えないごみ(t)	0	0	68	93	96	106	109	110	128	110
	粗大ごみ(t)	412	566	301	371	331	294	313	144	289	279
	資源物(t)	1,035	1,074	1,097	1,108	1,052	1,088	1,015	859	1,017	891
	合計(t)	4,514	4,675	4,365	4,591	4,415	4,426	4,313	3,973	4,035	3,869
合計の原単位(g/人・日)		989	1,045	989	1,054	1,023	1,039	1,026	951	986	973
〃 平均値		1,020					995				
家庭系ごみ排出量： 資源ごみ含む(t)		2,894	2,938	2,867	2,848	2,740	2,894	2,803	2,753	2,826	2,556
上記の原単位(g/人・日)		634	657	650	654	635	679	667	659	691	643
〃 平均値		646					668				
家庭系ごみ排出量： 資源ごみ除く(t)		2,244	2,259	2,116	2,169	2,083	2,129	2,154	2,085	2,113	1,968
上記の原単位(g/人・日)		491	505	480	498	483	500	512	499	516	495
〃 平均値		491					505				

出典：斜里町総務部環境課

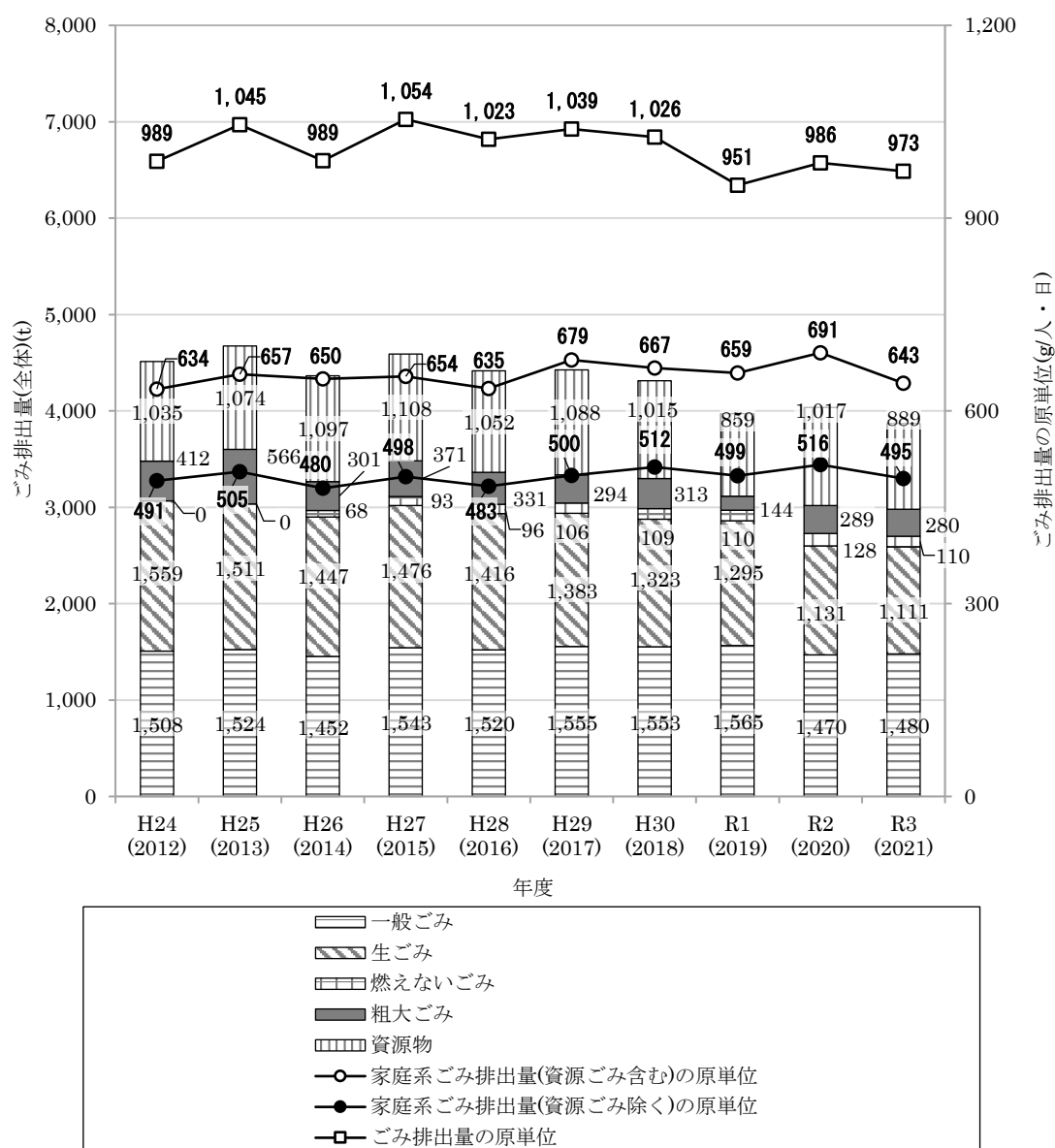


図 2.1.3.5 斜里町におけるごみ排出量と原単位の推移

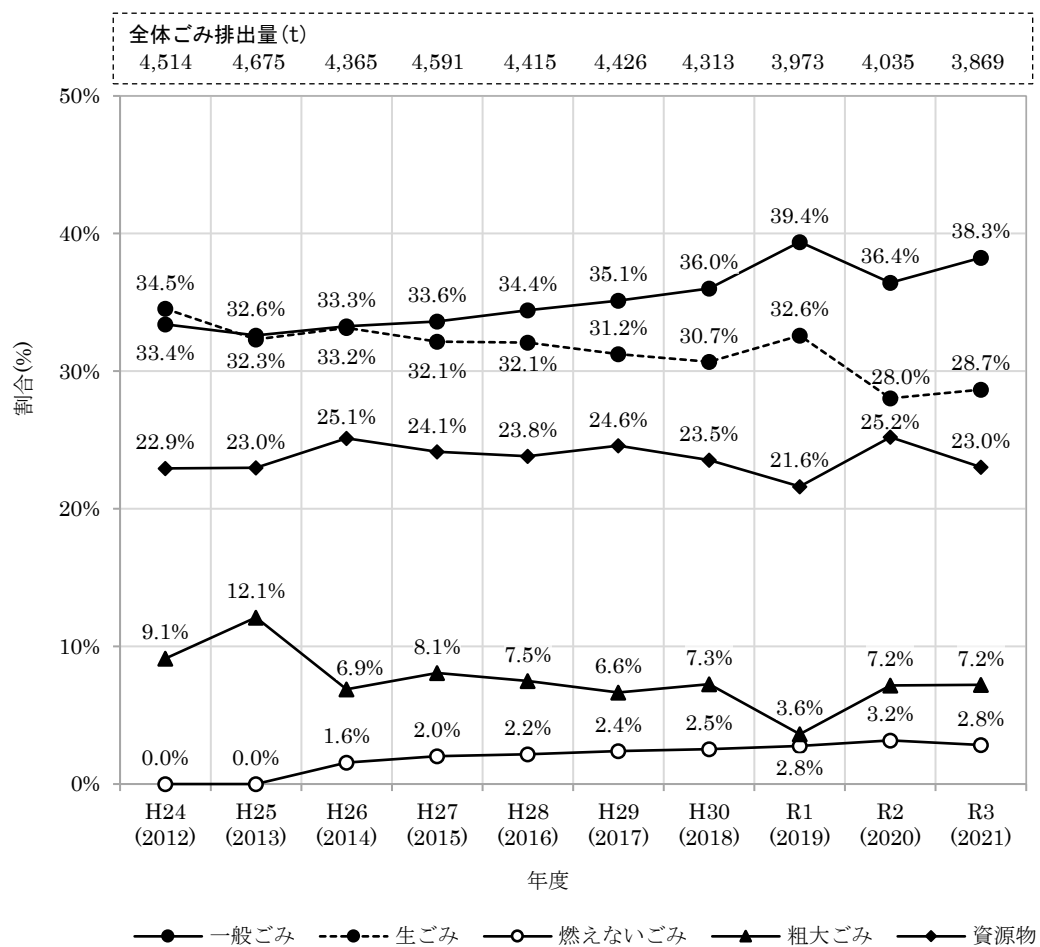


図 2.1.3.6 斜里町におけるごみ排出量の内訳・割合の推移

3-4 小清水町におけるごみ排出量と原単位の推移

小清水町のごみ排出量と原単位について、過去 10 ヶ年の推移を次頁からの表と図で整理します。

ごみ総排出量は令和 3 年度(2021 年度)で 1,639t と、9 年前の平成 24 年度(2012 年度)に対して約 108%と増加しています($1,639t \div 1,517t \times 100 = 108.04\%$)。特に令和 3 年度(2021 年度)の一般ごみが 1,078t と多いのは、コロナ禍のため町民の外出が減り、不要な物を減らすといった行動が影響したと考えられます。

原単位の比較では、家庭系の資源ごみを含むが 973g/人・日と平成 24 年度(2012 年度)との対比で約 125%($973g/人・日 \div 780g/人・日 \times 100 = 124.74\%$)、資源ごみを除くが 803g/人・日と同対比で約 133%($803g/人・日 \div 603g/人・日 \times 100 = 133.17\%$)の割合であり、後者がより増加していることが伺えます。

ごみ排出量の内訳をみると一般ごみが最も多く、全体割合でも増加傾向を示すことが特徴です。

一般ごみは令和 3 年度(2021 年度)で約 66%($1,078t \div 1,639t \times 100 = 65.77\%$)と、平成 24 年度(2012 年度)の約 54%($817t \div 1,517t \times 100 = 53.86\%$)に対し増加傾向を示します。

内訳で次に多いのは生ごみであり、令和 3 年度(2021 年度)の割合で約 15%($251t \div 1,639t \times 100 = 15.31\%$)と平成 24 年度(2012 年度)の約 22%($335t \div 1,517t \times 100 = 22.08\%$)に対し減少傾向を示します。

また資源物についても、令和 3 年度(2021 年度)の割合で約 12%($195t \div 1,639t \times 100 = 11.90\%$)と平成 24 年度(2012 年度)の約 15%($225t \div 1,517t \times 100 = 14.83\%$)に対し減少傾向を示します。

表 2.1.3.4 小清水町におけるごみ排出量と原単位の推移

		実 績 値									
		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
行政区人口(人)		5,315	5,306	5,265	5,152	5,067	4,999	4,914	4,821	4,687	4,614
計画 収集 ごみ	一般ごみ(t)	462	380	458	497	496	485	469	470	478	477
	生ごみ(t)	331	308	293	285	261	295	280	256	239	251
	粗大ごみ(t)	21	27	21	24	24	22	23	25	22	23
	資源物(t)	225	214	205	210	192	180	182	192	202	195
	小計(t)	1,039	929	977	1,016	973	982	954	943	941	946
直搬 ごみ	一般ごみ(t)	355	490	394	330	347	535	471	399	481	601
	生ごみ(t)	4	4	1	0	1	1	0	0	0	0
	小計(t)	359	494	395	330	348	536	471	399	481	601
全 体	一般ごみ(t)	817	870	852	827	843	1,020	940	869	959	1,078
	生ごみ(t)	335	312	294	285	262	296	280	256	239	251
	粗大ごみ(t)	21	27	21	24	24	22	23	25	22	23
	資源物(t)	225	214	205	210	192	180	182	192	202	195
	集団回収(t)	119	121	118	113	121	107	99	99	95	92
	合計(t)	1,517	1,544	1,490	1,459	1,442	1,625	1,524	1,441	1,517	1,639
家庭系ごみ排出量： 資源ごみ含む(t)		1,517	1,544	1,490	1,459	1,442	1,625	1,524	1,441	1,517	1,639
上記の原単位(g/人・日)		780	797	775	776	778	891	850	819	884	973
〃 平均値		781					883				
上記、集団回収を除く原単位(g/人・日)		719	735	714	716	712	832	794	763	829	919
〃 平均値		719					827				
家庭系ごみ排出量： 資源ごみ除く(t)		1,173	1,209	1,167	1,136	1,129	1,338	1,243	1,150	1,220	1,352
上記の原単位(g/人・日)		603	624	607	604	609	733	693	654	711	803
〃 平均値		609					719				

※：令和３年度の一般ごみについて、農作物被害で廃棄された玉ねぎ 913t を含まない。

出典：小清水町町民生活課

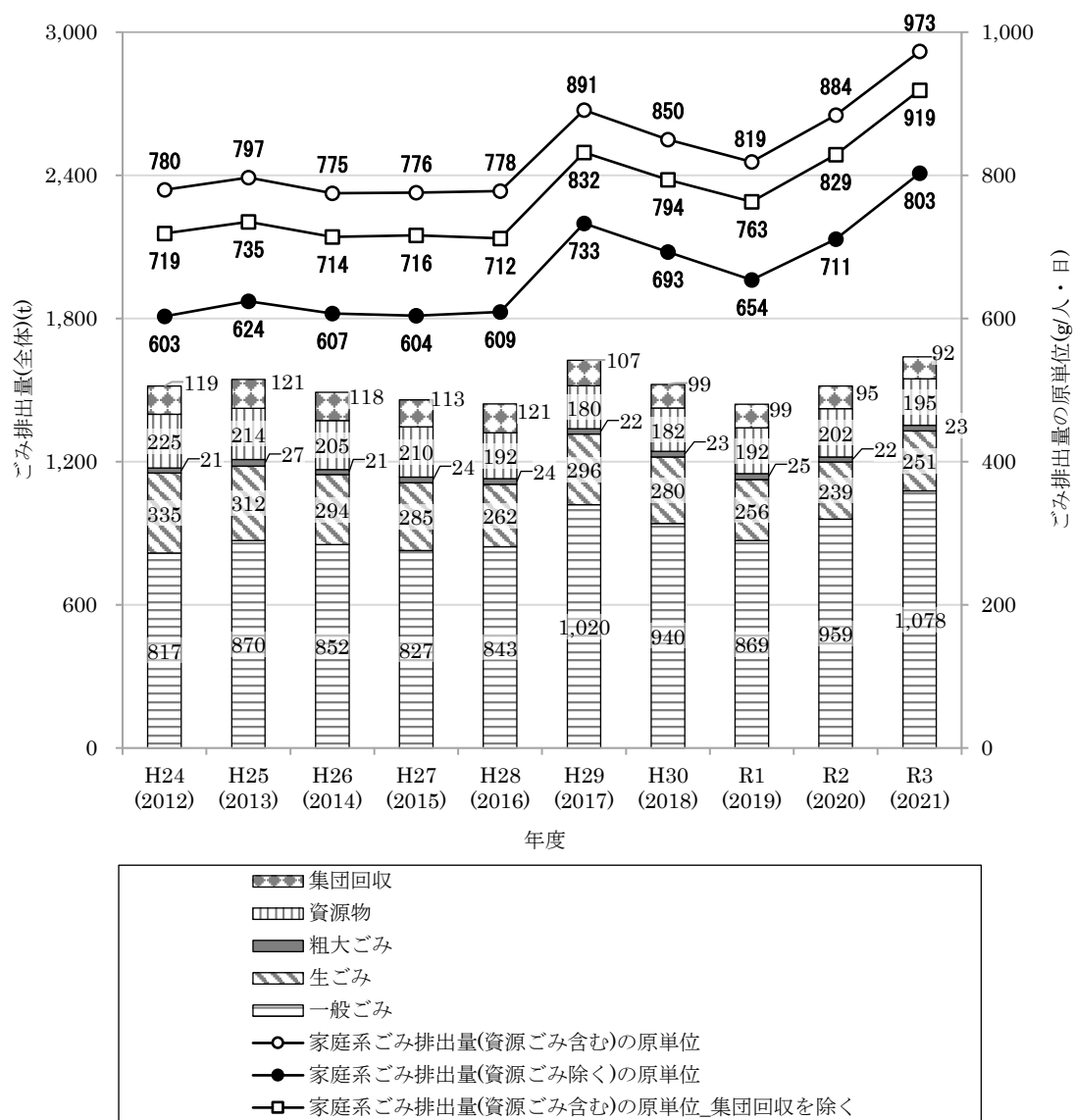


図 2.1.3.7 小清水町におけるごみ排出量と原単位の推移

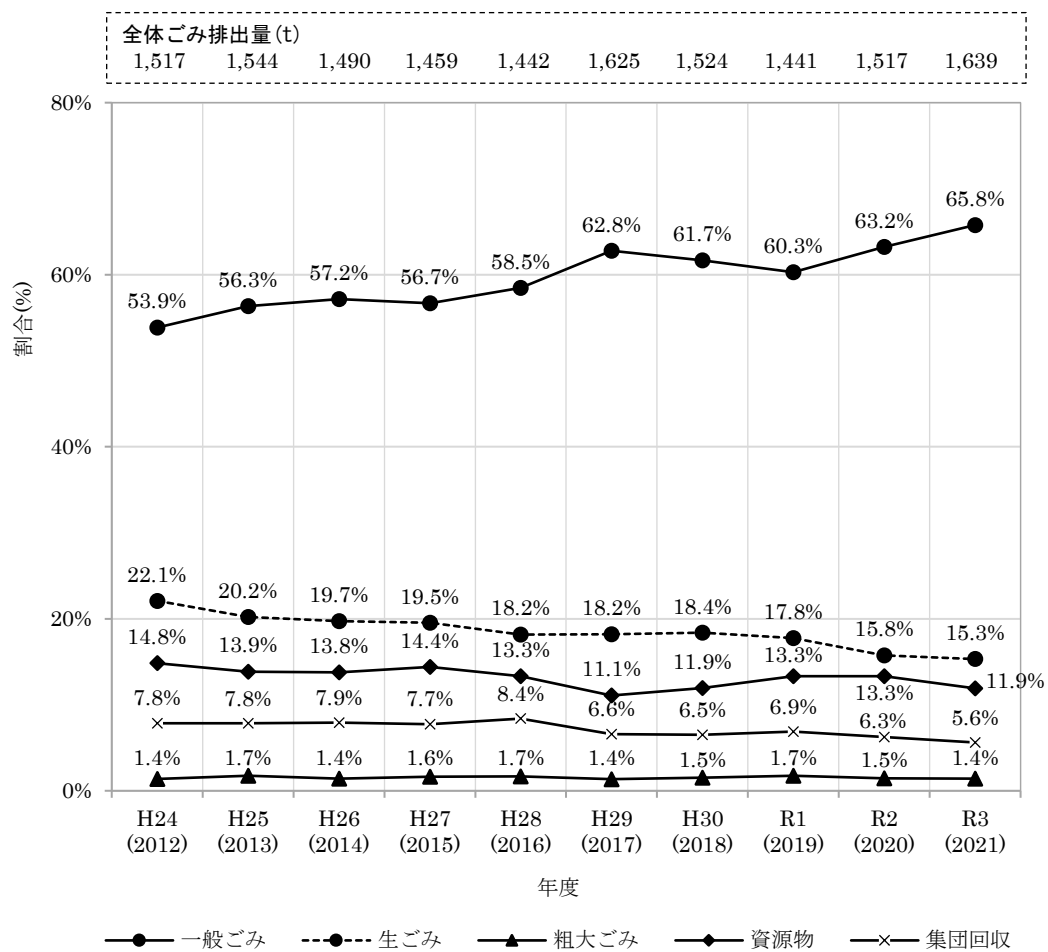


図 2.1.3.8 小清水町におけるごみ排出量の内訳・割合の推移

3-5 大空町におけるごみ排出量と原単位の推移

大空町のごみ排出量と原単位について、過去 10 ヶ年の推移を次頁からの表と図で整理します。

ごみ総排出量は令和 3 年度(2021 年度)で 2,023t と、9 年前の平成 24 年度(2012 年度)に対して約 71%と減少しています($2,023t \div 2,842t \times 100 = 71.18\%$)。

原単位の比較では、家庭系の資源ごみを含むが 807g/人・日と平成 24 年度(2012 年度)との対比で約 83%($807g/人 \cdot 日 \div 971g/人 \cdot 日 \times 100 = 83.11\%$)、資源ごみを除くが 605g/人・日と同対比で約 81%($605g/人 \cdot 日 \div 744g/人 \cdot 日 \times 100 = 81.32\%$)の割合と、双方ともに着実に減少していることが伺えます。

ごみ排出量の内訳をみると不燃ごみが最も多く、全体割合では減少傾向を示し、代わりに可燃ごみの割合が増加傾向を示していることが特徴です。

不燃ごみは令和 3 年度(2021 年度)で約 31%($632t \div 2,023t \times 100 = 31.24\%$)と、平成 24 年度(2012 年度)の約 44%($1,257t \div 2,842t \times 100 = 44.23\%$)に対し減少傾向を示します。

内訳で次に多いのは可燃ごみであり、令和 3 年度(2021 年度)の割合で約 29%($590t \div 2,023t \times 100 = 29.16\%$)と平成 24 年度(2012 年度)の約 21%($590t \div 2,842t \times 100 = 20.76\%$)に対し増加傾向を示します。

資源物については、令和 3 年度(2021 年度)の割合で約 25%($505t \div 2,023t \times 100 = 24.96\%$)と平成 24 年度(2012 年度)の約 23%($664t \div 2,842t \times 100 = 23.36\%$)に対し微増傾向を示します。

表 2.1.3.5 大空町におけるごみ排出量と原単位の推移

		実 績 値									
		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
行政区画人口(人)		8,001	7,874	7,738	7,574	7,427	7,303	7,248	7,124	6,983	6,869
計画 収集 ごみ	可燃ごみ(t)	523	536	539	539	569	564	542	533	496	529
	不燃ごみ(t)	340	330	300	304	311	344	327	323	314	318
	生ごみ(t)	320	297	294	273	252	273	286	285	274	276
	粗大ごみ(t)	11	15	11	13	15	19	14	16	18	20
	小計(t)	1,194	1,178	1,144	1,129	1,147	1,200	1,169	1,157	1,102	1,143
直搬 ごみ	可燃ごみ(t)	67	69	67	69	70	84	73	66	64	61
	不燃ごみ(t)	917	716	795	724	684	553	381	449	469	314
	小計(t)	984	785	862	793	754	637	454	515	533	375
全 体	可燃ごみ(t)	590	605	606	608	639	648	615	599	560	590
	不燃ごみ(t)	1,257	1,046	1,095	1,028	995	897	708	772	783	632
	生ごみ(t)	320	297	294	273	252	273	286	285	274	276
	粗大ごみ(t)	11	15	11	13	15	19	14	16	18	20
	資源物(t)	664	686	622	637	582	621	628	603	561	505
	合計(t)	2,842	2,649	2,628	2,559	2,483	2,458	2,251	2,275	2,196	2,023
家庭系ごみ排出量： 資源ごみ含む(t)		2,842	2,649	2,628	2,559	2,483	2,458	2,251	2,275	2,196	2,023
上記の原単位(g/人・日)		971	922	930	926	913	922	851	875	859	807
〃 平均値		932					863				
家庭系ごみ排出量： 資源ごみ除く(t)		2,178	1,963	2,006	1,922	1,901	1,837	1,623	1,672	1,635	1,518
上記の原単位(g/人・日)		744	683	710	695	699	689	613	643	640	605
〃 平均値		706					638				

出典：大空町住民課

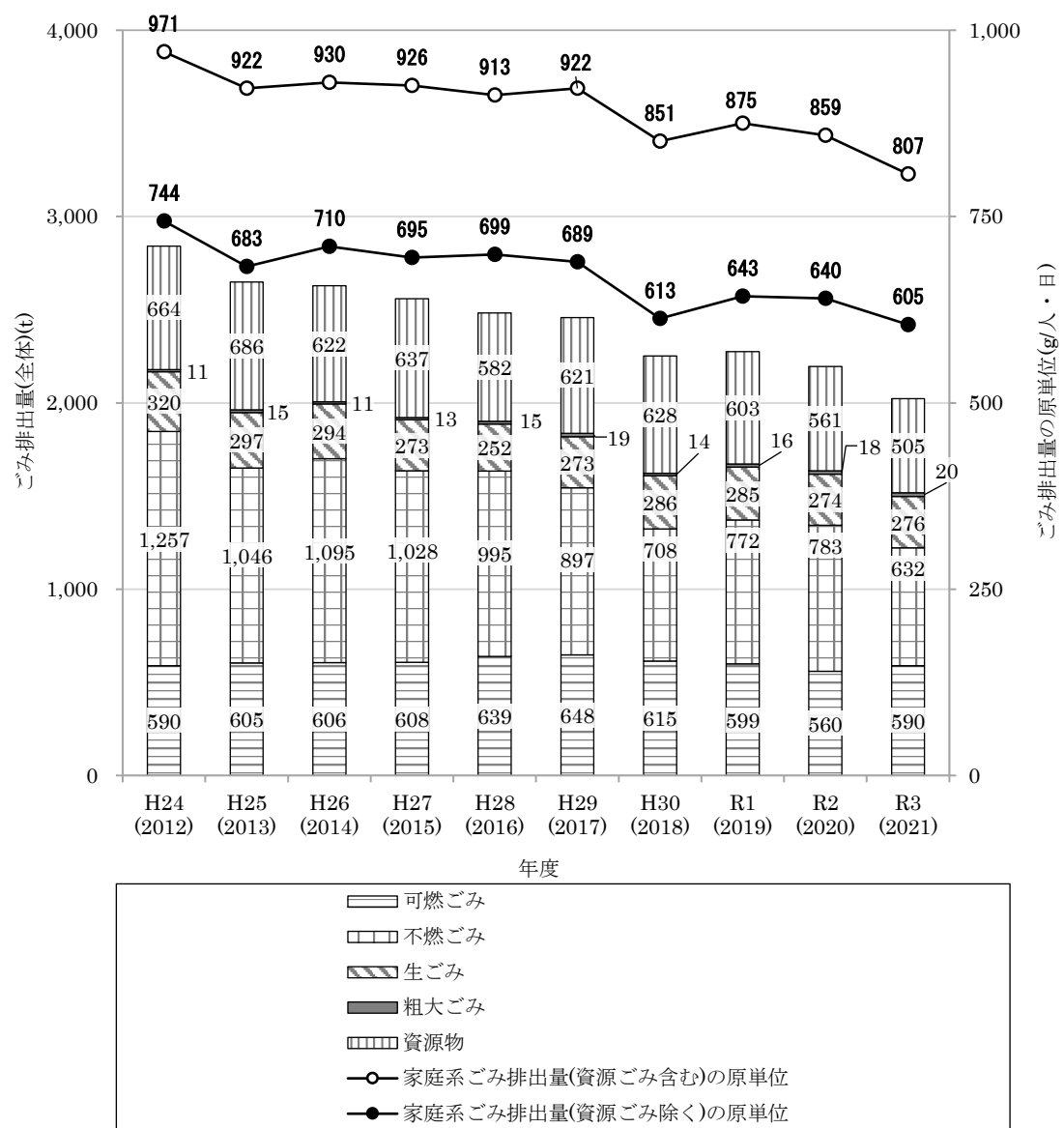


図 2.1.3.9 大空町におけるごみ排出量と原単位の推移

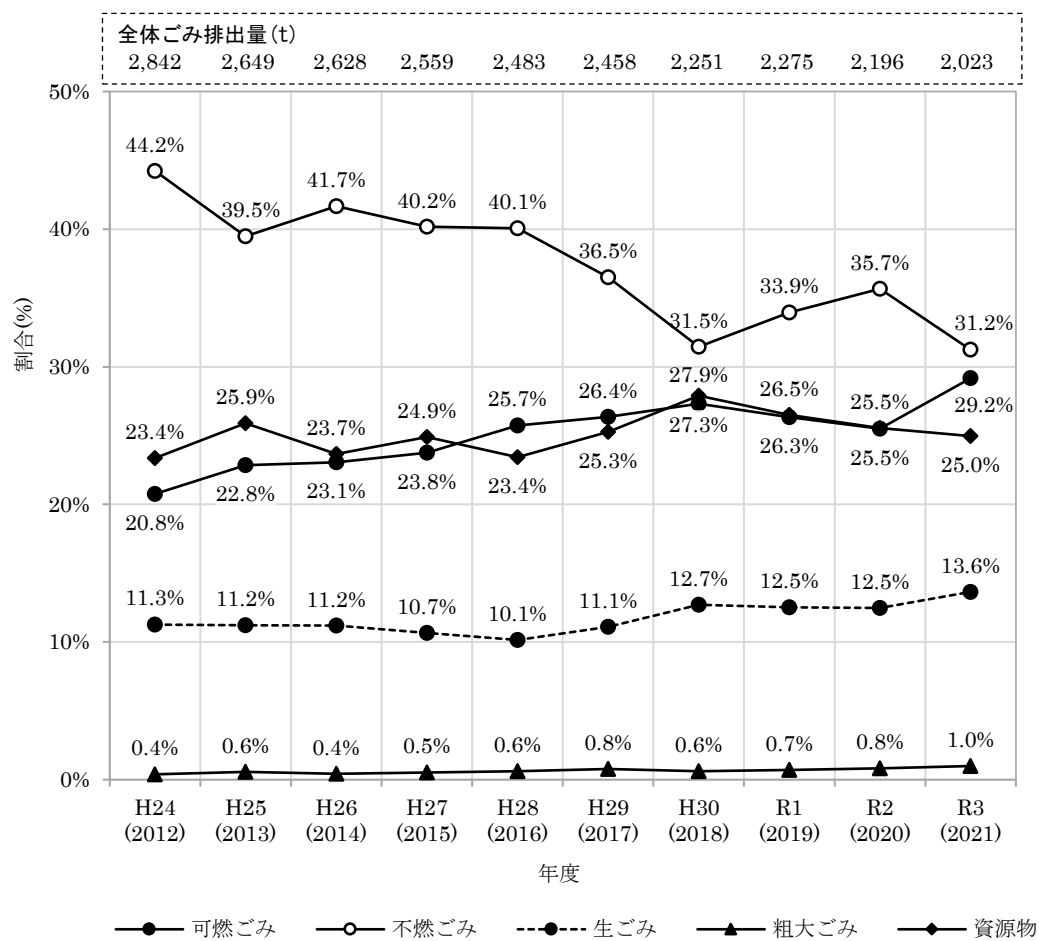


図 2.1.3.10 大空町におけるごみ排出量の内訳・割合の推移

3-6 原単位(1人1日当り排出量)の比較

(1) 全体ごみ排出量

全体ごみ排出量に関する各市町の原因単位を下図に整理します。

北海道計画では、原単位目標値を令和6年度(2024年度)で900g以下と設定しており、現時点では大空町が当該数値を満たす結果です。

小清水町は令和2年度(2020年度)まで満たしていましたが、令和3年度(2021年度)は900gを超えており、コロナ禍のため町民の外出が減り、断捨離が進んだことによる廃棄物の増加が影響したと考えられます。

美幌町では令和3年度(2021年度)で1,312gと北海道計画目標値の約1.5倍と高く(1,312g÷900g=1.46倍)、直近3ヶ年でも増加していること、また網走市では9年前と同様の約1,000g近くの増加傾向を示しており、排出抑制など課題であることが伺えます。

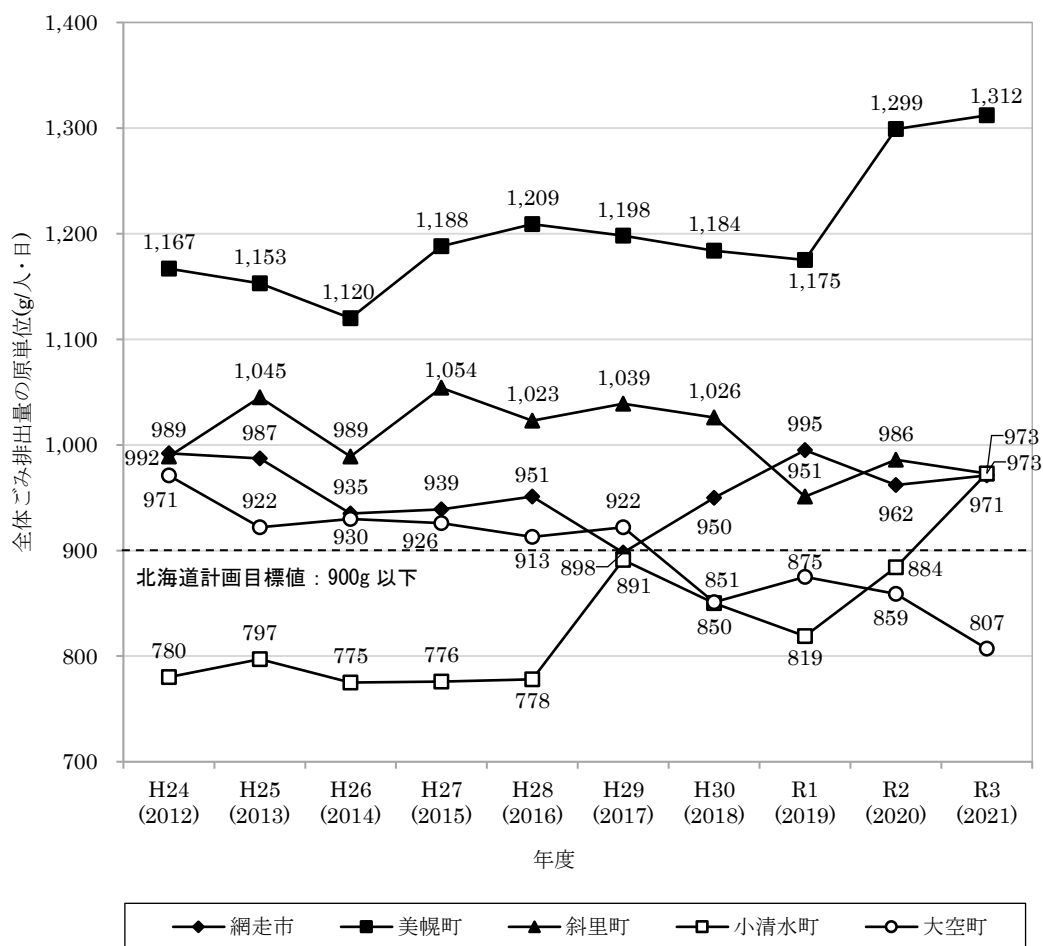


図 2.1.3.11 1人1日当りの全体ごみ排出量の推移

(2) 家庭系ごみ排出量(資源ごみ含む)

資源ごみを含む家庭系ごみ排出量に関する各市町の詳細を下図に整理します。

小清水町と大空町については、統計上、事業系のごみ排出量を含むことから比較的高い数値となります。

北海道計画では、原単位の目標値を令和 6 年度(2024 年度)で 550g 以下と設定しており、現時点で当該数値を満たす自治体はありません。

小清水町と大空町を除く 1 市 2 町では、美幌町が令和 3 年度(2021 年度)で 839g と北海道計画目標値の約 1.5 倍と高く($839g \div 550g = 1.53$ 倍)、また網走市とともに後期 5 ヶ年でも増加傾向を示しており、家庭系ごみの排出抑制など課題であることが伺えます。

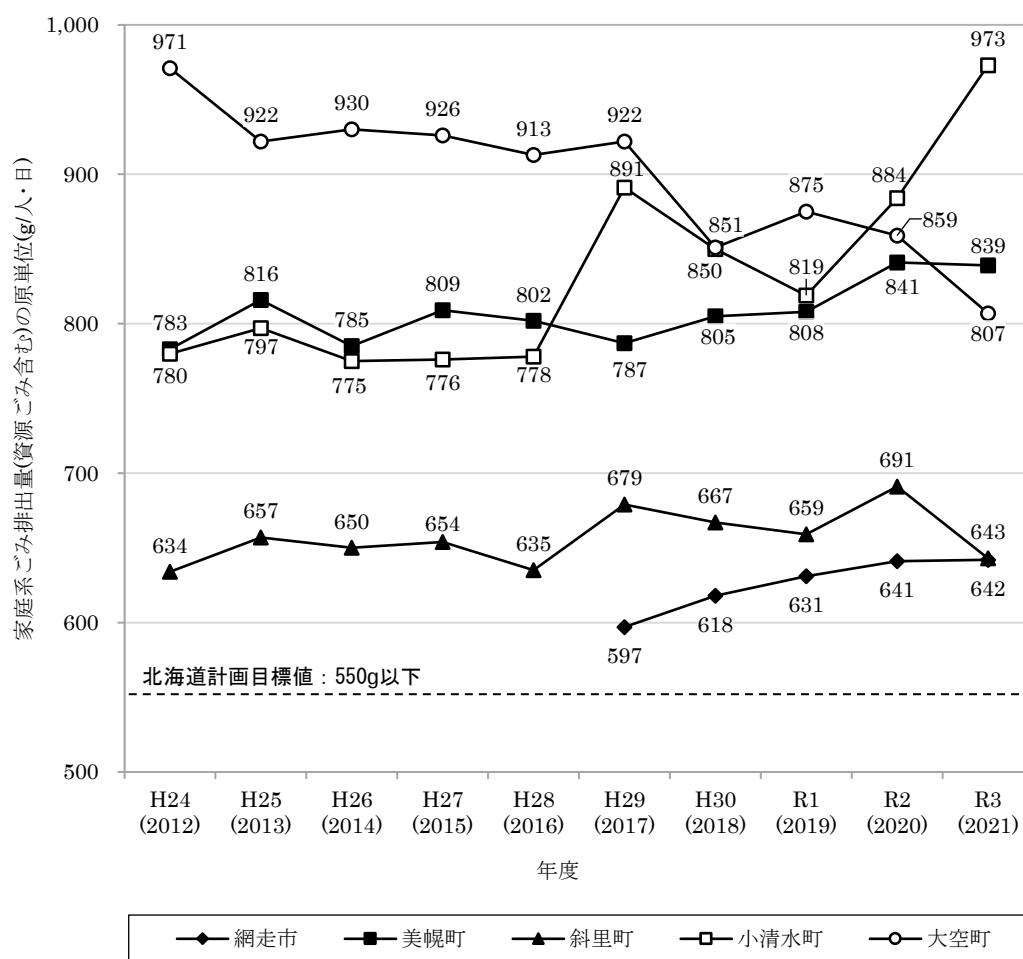


図 2.1.3.12 1 人 1 日当りの家庭系ごみ排出量(資源ごみ含む)の推移

(3) 家庭系ごみ排出量(資源ごみ除く)

資源ごみを除く家庭系ごみ排出量の原単位について、下図に整理します。

小清水町と大空町については、統計上、事業系のごみ排出量を含むことから比較的高い数値となります。

北海道計画では、原単位の目標値を令和 6 年度(2024 年度)で 440g 以下と設定しており、現時点で当該数値を満たす自治体はありません。

小清水町と大空町を除く 1 市 2 町では、美幌町が令和 3 年度(2021 年度)で 680g と北海道計画目標値の約 1.6 倍と高く($680\text{g} \div 440\text{g} = 1.55$ 倍)、次いで斜里町が 495g と後期 5 ヶ年の中で最も低い数値を示します。

網走市は 4 年前の平成 29 年度(2017 年度)で 440g と、北海道計画目標値を満たしていましたが、令和 2 年度(2020 年度)で 482g と増加傾向を示しており、家庭系ごみの排出抑制など課題であることが伺えます。

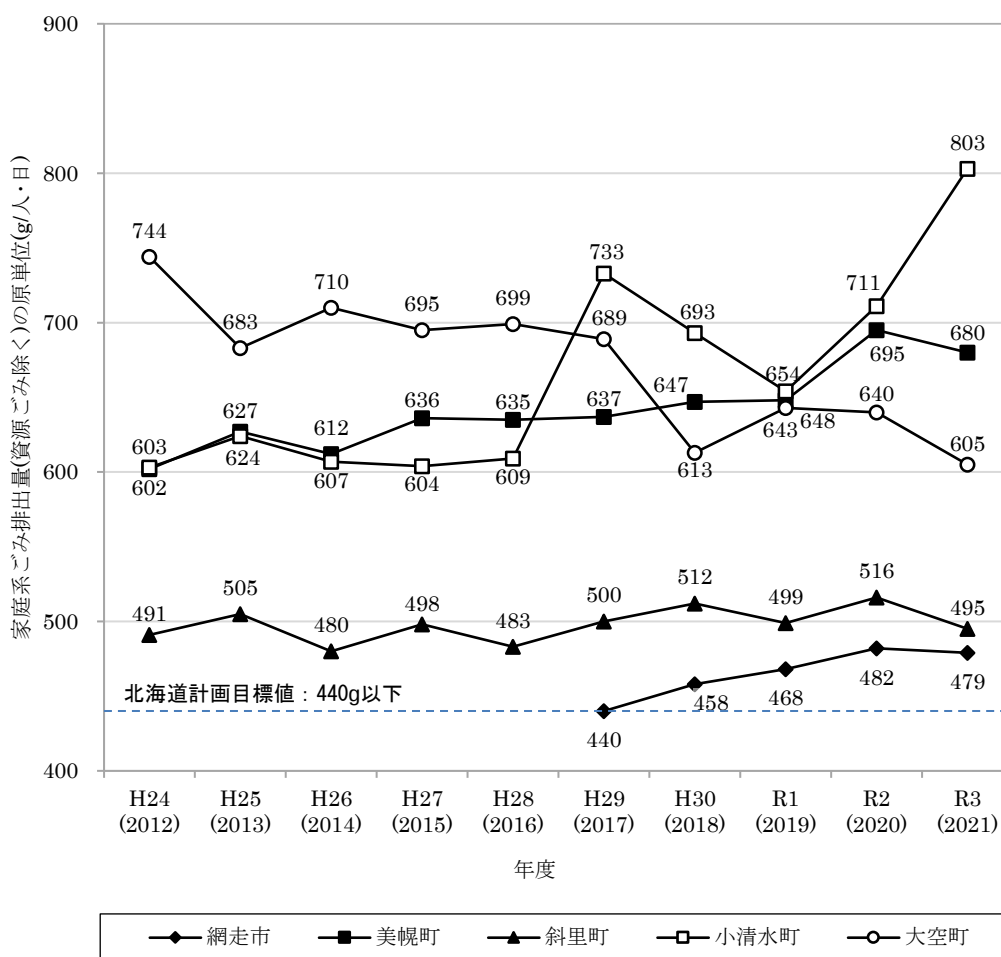


図 2.1.3.13 1 人 1 日当りの家庭系ごみ排出量(資源ごみ除く)の推移

第4節 ごみ処理の評価

(1) ごみ処理評価の基準

斜網地区の各市町におけるごみ処理の実態について北海道の平均値を基準に評価します。

評価指標については、「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(平成25年(2013年)4月に一部改訂)の3つのガイドラインより、各市町で評価可能なものとして下表に示す項目を抽出しました。

また評価基準となる年度は、国・北海道による最新の公表値(環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」)である令和2年度(2020年度)のデータを採用しています。

表 2.1.4.1 評価指標の項目と算出方法

評価指標の項目※ (単位を示す)	算出方法
①1人1日当りごみ排出量 (g/人・日)	□ $\text{ごみ総排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)} \div \text{計画収集人口} \div 366 \text{ 日}$
②廃棄物からの資源回収率 (%)	□ $(\text{資源化量}-\text{RDF 資源化量(及びその他エネルギー利用を主目的とした生成物量)}) \div \text{ごみ総排出量} \times 100$
③廃棄物からの最終処分量の割合 (%)	□ $\text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$
④1人当り年間処理経費 (円/人・年)	□ $\text{廃棄物処理に要する総費用} \times (\text{経常費用}-\text{経常収益}) \div \text{計画収集人口}$
⑤減量率 (%)	□ $(\text{直接資源化量}+\text{直接焼却量}+\text{焼却以外の中間処理量}) \div \text{ごみ処理量} \times 100$
⑥リサイクル率 (%)	□ $(\text{直接資源化量}+\text{中間処理後再生利用}+\text{集団回収量}) \div (\text{ごみ処理量}+\text{集団回収量}) \times 100$

※：評価指標の項目②・⑤・⑥は数値が大きいほど評価が高い。項目①・③・④は大きいほど評価が低い。

(2) 網走市ごみ処理評価の結果

網走市では、1人1日当たり排出量が933gと北海道の平均値(以下「道平均」という。)の947gよりも若干少ない一方、減量率・リサイクル率に関する評価指標が低く、特に廃棄物からの資源回収率が20.8%で道平均との評価指標が88.7、また廃棄物からの最終処分量の割合が63.6%で評価指標が25.9とかなり低い評価となっています。

1人当たり年間処理経費が14,861円と道平均の19,732円よりも安価ですが、一方で資源回収率が低く、最終処分量の割合が高いことを踏まえると、分別・収集の徹底や、比較的成本を要する中間処理の実施が望まれることが伺えます。

表 2.1.4.2 網走市の評価指標の算出結果

評価指標の項目(単位を示す)	道平均※1	網走市の評価(北海道との比較)	
		数値※1	評価指標※2
①1人1日当たり排出量(g/人・日)	947	933	101.5
②廃棄物からの資源回収率(%)	23.4	20.8	88.7
③廃棄物からの最終処分量の割合(%)	16.5	63.6	25.9
④1人当たり年間処理経費(円/人・年)	19,732	14,861	132.8
⑤減量率(%)	92.4	87.3	94.5
⑥リサイクル率(%)	23.4	21.8	93.0

※1：一般廃棄物処理実態調査(令和2年度 環境省)

※2：評価指標の項目②・⑤・⑥は数値が大きいほど評価が高い。項目①・③・④は大きいほど評価が低い。

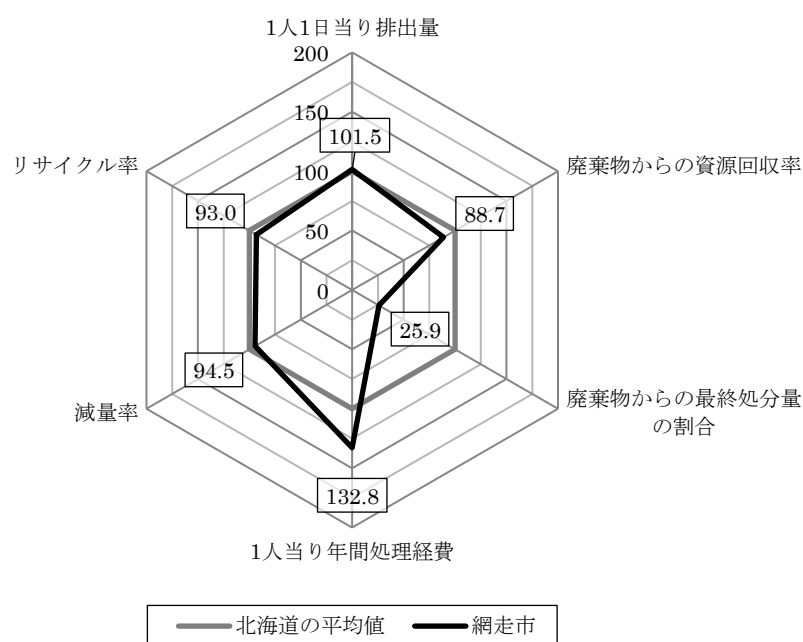


図 2.1.4.1 網走市のごみ処理評価の結果

(3) 美幌町ごみ処理評価の結果

美幌町では、1人1日当り排出量が1,289gと道平均である947gに対して1.4倍(1,289g÷947g=1.36倍)と高い状況です。また道平均との評価指標では、廃棄物からの資源回収率と減量率が共に68.4と100.0を下回り、特に廃棄物からの最終処分量の割合が19.6、減量率が17.3とかなり低い評価となっています。

1人当り年間処理経費が14,351円と道平均の19,732円よりも安価ですが、前述した評価が低く埋立処分に依存していることを踏まえると、分別・収集の徹底や、中間処理の実施が強く望まれることが伺えます。

表 2.1.4.3 美幌町の評価指標の算出結果

評価指標の項目(単位を示す)	道平均※1	美幌町の評価(北海道との比較)	
		数値※1	評価指標※2
①1人1日当り排出量(g/人・日)	947	1,289	73.5
②廃棄物からの資源回収率(%)	23.4	16.0	68.4
③廃棄物からの最終処分量の割合(%)	16.5	84.0	19.6
④1人当り年間処理経費(円/人・年)	19,732	14,351	137.5
⑤減量率(%)	92.4	16.0	17.3
⑥リサイクル率(%)	23.4	16.0	68.4

※1：一般廃棄物処理実態調査(令和2年度 環境省)

※2：評価指標の項目②・⑤・⑥は数値が大きいほど評価が高い。項目①・③・④は大きいほど評価が低い。

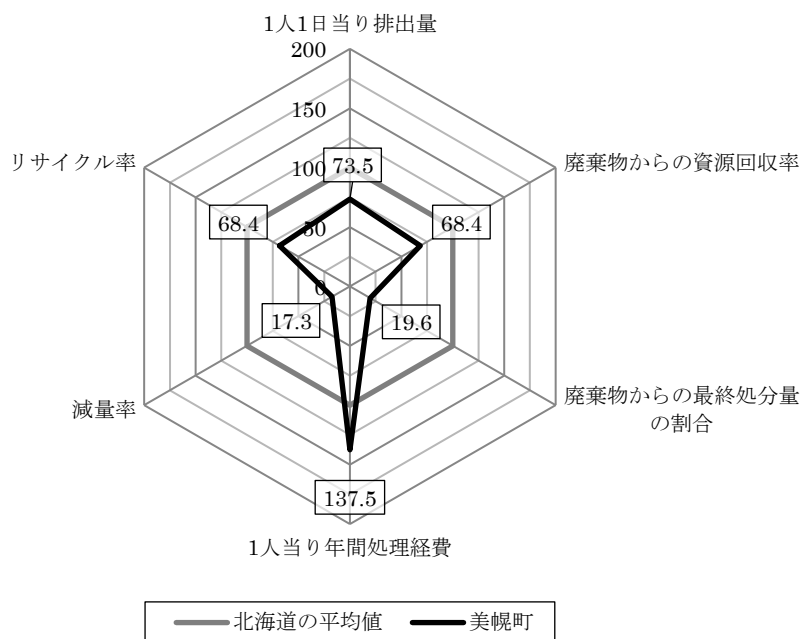


図 2.1.4.2 美幌町のごみ処理評価の結果

(4) 斜里町ごみ処理評価の結果

斜里町では、1人1日当り排出量が986gと道平均である947gよりも若干多いですが、道平均との評価指標では廃棄物からの資源回収率が197.3、減量率104.8、そしてリサイクル率197.2など評価が高く、特に「廃棄物からの最終処分量の割合」については224.7と全国的にみても優れた評価となっています。

一方、1人当り年間処理経費が35,387円と、道平均の19,732円に対して1.8倍と割高です(35,387円÷19,732円=1.79倍)。高温高圧処理施設にて製造している固形燃料の処理費に要するコスト過大が町財政の負担となっていることが伺えます。

表 2.1.4.4 斜里町の評価指標の算出結果

評価指標の項目(単位を示す)	道平均※1	斜里町の評価(北海道との比較)	
		数値※1	評価指標※2
①1人1日当り排出量(g/人・日)	947	986	96.0
②廃棄物からの資源回収率(%)	23.4	46.2	197.3
③廃棄物からの最終処分量の割合(%)	16.5	7.3	224.7
④1人当り年間処理経費(円/人・年)	19,732	35,387	55.8
⑤減量率(%)	92.4	96.8	104.8
⑥リサイクル率(%)	23.4	46.2	197.2

※1：一般廃棄物処理実態調査(令和2年度 環境省)

※2：評価指標の項目②・⑤・⑥は数値が大きいほど評価が高い。項目①・③・④は大きいほど評価が低い。

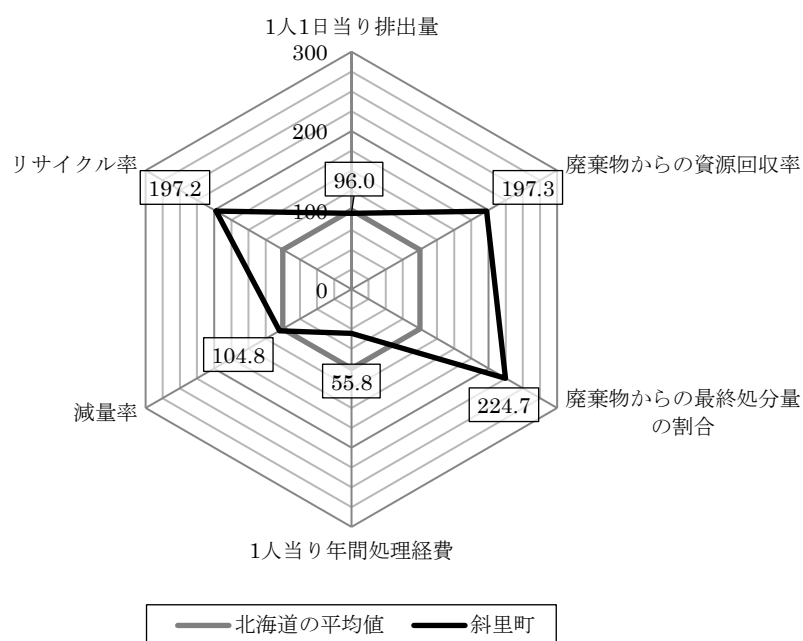


図 2.1.4.3 斜里町のごみ処理評価の結果

(5) 小清水町ごみ処理評価の結果

小清水町では、1人1日当り排出量が894gと道平均である947gよりも若干少ない結果です。道平均との評価指標では、廃棄物からの資源回収率が116.5、リサイクル率が118.7と高い評価である一方、最終処分量の割合が25.5、減量率が33.9とかなり低い評価となっています。

1人当り年間処理経費が12,764円と道平均の19,732円よりも安価ですが、最終処分量の割合が高いなど埋立処分に依存していることを踏まえると、比較的成本を要する中間処理の実施が望まれることが伺えます。

表 2.1.4.5 小清水町の評価指標の算出結果

評価指標の項目(単位を示す)	道平均※1	小清水町の評価(北海道との比較)	
		数値※1	評価指標※2
①1人1日当り排出量(g/人・日)	947	894	106.0
②廃棄物からの資源回収率(%)	23.4	27.3	116.5
③廃棄物からの最終処分量の割合(%)	16.5	64.5	25.5
④1人当り年間処理経費(円/人・年)	19,732	12,764	154.6
⑤減量率(%)	92.4	31.3	33.9
⑥リサイクル率(%)	23.4	27.8	118.7

※1：一般廃棄物処理実態調査(令和2年度 環境省)

※2：評価指標の項目②・⑤・⑥は数値が大きいほど評価が高い。項目①・③・④は大きいほど評価が低い。

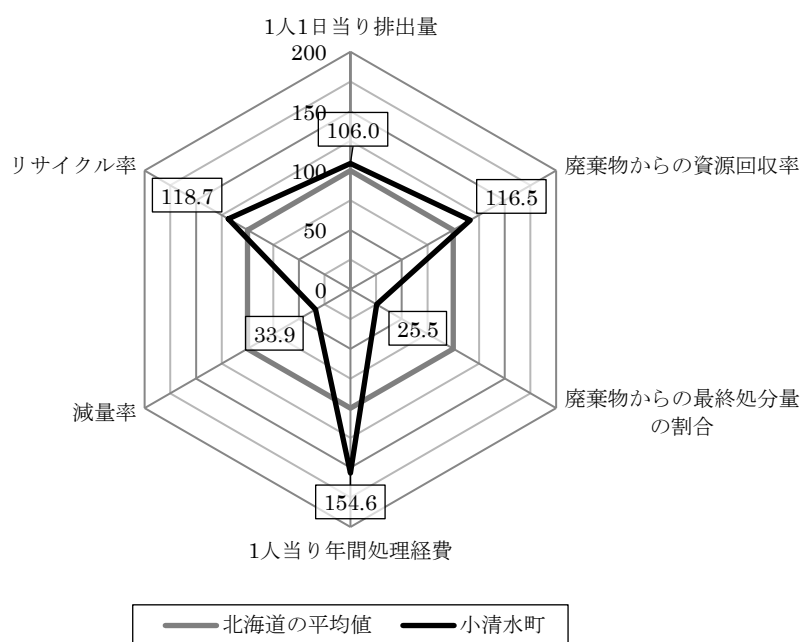


図 2.1.4.4 小清水町のごみ処理評価の結果

(6) 大空町ごみ処理評価の結果

大空町では、1人1日当り排出量が829gと道平均である947gよりも若干少ない結果です。道平均との評価指標では、廃棄物からの資源回収率と174.4と高い評価である一方、最終処分量の割合が36.4%で評価指標が45.3と低い評価です。

また、1人当り年間処理経費が27,893円と、道平均の19,732円に対して1.4倍と割高です(27,893円÷19,732円＝1.41倍)。焼却中間処理を実施している本町ですが、減量率など効果が十分に発揮されていないこと、また焼却に要するコストが町財政の負担となっていることが伺えます。

表 2.1.4.6 大空町の評価指標の算出結果

評価指標の項目(単位を示す)	道平均※1	大空町の評価(北海道との比較)	
		数値※1	評価指標※2
①1人1日当り排出量(g/人・日)	947	829	114.1
②廃棄物からの資源回収率(%)	23.4	40.8	174.4
③廃棄物からの最終処分量の割合(%)	16.5	36.4	45.3
④1人当り年間処理経費(円/人・年)	19,732	27,893	70.7
⑤減量率(%)	92.4	67.3	72.9
⑥リサイクル率(%)	23.4	40.8	174.3

※1：一般廃棄物処理実態調査(令和2年度 環境省)

※2：評価指標の項目②・⑤・⑥は数値が大きいほど評価が高い。項目①・③・④は大きいほど評価が低い。

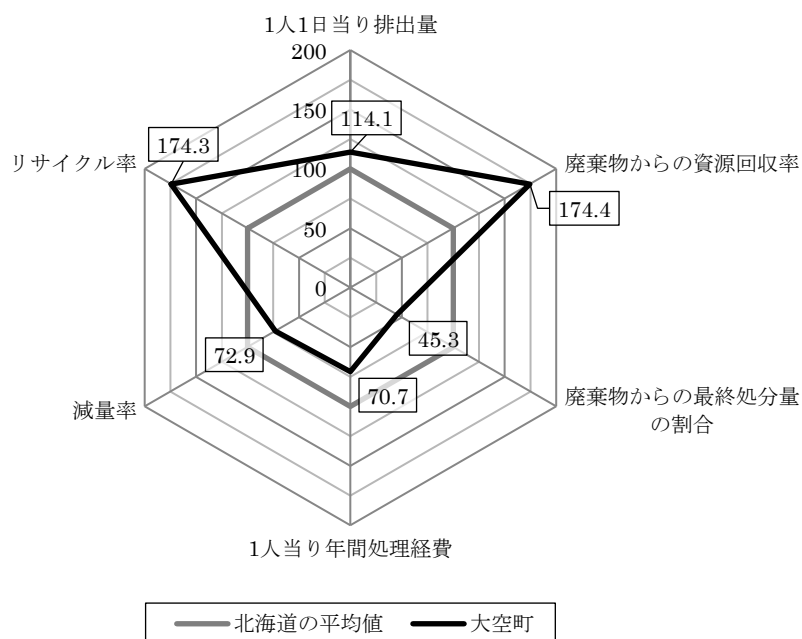


図 2.1.4.5 大空町のごみ処理評価の結果

(7) 総論(各結果の比較)

総論として道平均に対する斜網地区の各市町の評価を整理します。

①1人1日当りごみ排出量は、美幌町で1,289gと多く、道平均値に対し73.5と評価が低いことが伺えます。

②廃棄物からの資源回収率に関する評価指標をみると、斜里町で197.3と高い評価である一方、網走市で88.7、美幌町で68.4と評価が低く、資源物の分別・収集が望まれます。

③廃棄物からの最終処分量は、斜里町で224.7と全国的にみても優れた評価である一方、網走市25.9、美幌町19.6、小清水町25.5と軒並み低く、また焼却中間処理を実施している大空町についても45.3と道平均を下回ります。

④1人当り年間処理経費は、上記②と③並びに⑥リサイクル率が低い網走市と美幌町ではコスト面で有利な評価である一方、高温高压や焼却など中間処理を実施している斜里町で55.8、大空町で70.7と不利な評価です。

以上より斜網地区の課題としては、網走市や美幌町では資源物の分別・収集の徹底による資源回収率・リサイクル率の向上と、小清水町も含めて埋立処分に依存した廃棄物処理行政から脱却すること、また斜里町や大空町では、維持管理などのコスト面で負担の少ない廃棄物エネルギーの利用に向けて、中間処理施設の整備を如何に推進するかが課題と言えます。

表 2.1.4.7 評価指標の算出結果のまとめ

(△：道平均を上回る、▼：平均値を下回る)

評価指標の項目 (単位を示す)	道平均※1	北海道との比較評価 (上段は数値※1、下段は評価指標※2を示す。)				
		網走市	美幌町	斜里町	小清水町	大空町
①1人1日当りごみ排出量 (g/人・日)	947 100.0	933 △101.5	1,289 ▼73.5	986 ▼96.0	894 △106.0	829 △114.1
②廃棄物からの資源回収率 (%)	23.4 100.0	20.8 ▼88.7	16.0 ▼68.4	46.2 △197.3	27.3 △116.5	40.8 △174.4
③廃棄物からの最終処分量 の割合 (%)	16.5 100.0	63.6 ▼25.9	84.0 ▼19.6	7.3 △224.7	64.5 ▼25.5	36.4 ▼45.3
④1人当り年間処理経費 (円/人・年)	19,732 100.0	14,861 △132.8	14,351 △137.5	35,387 ▼55.8	12,764 △154.6	27,893 ▼70.7
⑤減量率 (%)	92.4 100.0	87.3 ▼94.5	16.0 ▼17.3	96.8 △104.8	31.3 ▼33.9	67.3 ▼72.9
⑥リサイクル率 (%)	23.4 100.0	21.8 ▼93.0	16.0 ▼68.4	46.2 △197.2	27.8 △118.7	40.8 △174.3

※1：一般廃棄物処理実態調査(令和2年度 環境省)

※2：評価指標の項目②・⑤・⑥は数値が大きいほど評価が高い。項目①・③・④は大きいほど評価が低い。

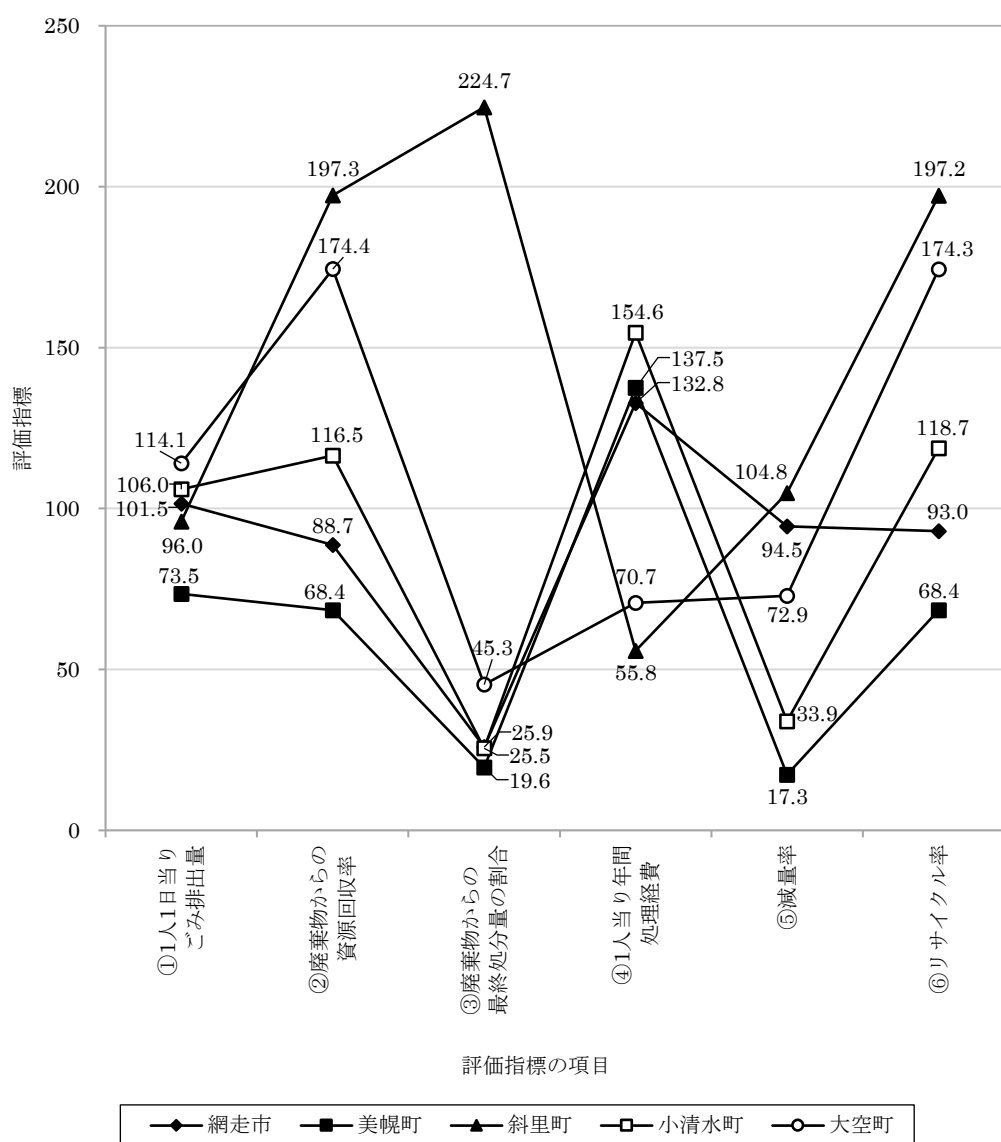


図 2.1.4.6 評価指標の算出結果のまとめ

【評価指標の算出】

〈北海道〉令和2年度(2020年度)

①1人1日当り排出量 (g/人・日)	= 1,810,945 t/年 ÷ 5,226,324 人 ÷ 366 日 × 1,000,000 = 947g/人・日
②廃棄物からの資源回収率 (%)	= (34,612 + 280,672 + 109,004)t/年 ÷ 1,810,945 t/年 × 100 = 23.4%
③廃棄物からの最終処分量の割合 (%)	= 298,532 t/年 ÷ 1,810,945t/年 × 100 = 16.5%
④1人当り年間処理経費 (円/人・年)	= 103,124,141 千円/年 ÷ 5,226,324 人 × 1000 = 19,732 円/人・年
⑤減量率 (%)	= (34,612 + 1,086,476 + 450,643)t/年 ÷ 1,701,228t/年 × 100 = 92.4%
⑥リサイクル率 (%)	= (109,004 + 34,612 + 280,672) ÷ (1,701,228 + 109,004) × 100 = 23.4%

〈網走市〉令和2年度(2020年度)

①1人1日当り排出量 (g/人・日)	= 11,842t/年 ÷ 34,696 人 ÷ 366 日 × 1,000,000 = 933g/人・日
②廃棄物からの資源回収率 (%)	= (21+2019+422)t/年 ÷ 11,842t/年 × 100 = 20.8%
③廃棄物からの最終処分量の割合 (%)	= 7,530t/年 ÷ 11,842t/年 × 100 = 63.6%
④1人当り年間処理経費 (円/人・年)	= 515,630 千円/年 ÷ 34,696 人 × 1000 = 14,861 円/人・年
⑤減量率 (%)	= (21+0+9,477)t/年 ÷ 10,875t/年 × 100 = 87.3%
⑥リサイクル率 (%)	= (422+21+2,019)t/年 ÷ (10,875+422)t/年 × 100 = 21.8%

① 1人1日当り排出量(g/人・日)

= ごみ総排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量) ÷ 計画収集人口 ÷ 366 日

② 廃棄物からの資源回収率(%)

= (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) ÷ ごみ総排出量
= 総資源化量 ÷ ごみ総排出量

③ 廃棄物からの最終処分量の割合(%)=最終処分量 ÷ ごみ総排出量

④ 1人当り年間処理経費(円/人・年)

= (建設改良費 + 処理及び維持管理費 + その他) ÷ 計画収集人口

⑤ 減量率(%)=(直接資源化量+直接焼却量+焼却以外の中間処理量) ÷ ごみ処理量

⑥ リサイクル率(%)

= (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) ÷ (ごみ処理量 + 集団回収量)

【評価指標の算出】

〈美幌町〉 令和 2 年度(2020 年度)

① 1 人 1 日当り排出量 (g/人・日)	= 8,962t/年÷19,001 人÷366 日×1,000,000 = 1.289g/人・日
② 廃棄物からの資源回収率 (%)	= (842+594+0)t/年÷8,962t/年×100 = 16.0%
③ 廃棄物からの最終処分量の割合 (%)	= 7,526t/年÷8,962t/年×100 = 84.0%
④ 1 人当り年間処理経費 (円/人・年)	= 272,685 千円/年÷19,001 人×1000 = 14,351 円/人・年
⑤ 減量率 (%)	= (842+0+594)t/年÷8,962t/年×100 = 16.0%
⑥ リサイクル率 (%)	= (0+842+594)t/年÷(8,962+0)t/年×100 = 16.0%

〈斜里町〉 令和 2 年度(2020 年度)

① 1 人 1 日当り排出量 (g/人・日)	= 4,035t/年÷11,182 人÷366 日×1,000,000 = 986g/人・日
② 廃棄物からの資源回収率 (%)	= (601+1,264+0)t/年÷4,035t/年×100 = 46.2%
③ 廃棄物からの最終処分量の割合 (%)	= 296t/年÷4,035t/年×100 = 7.3%
④ 1 人当り年間処理経費 (円/人・年)	= 395,693 千円/年÷11,182 人×1000 = 35,387 円/人・年
⑤ 減量率 (%)	= (601+0+3,306)t/年÷4,035t/年×100 = 96.8%
⑥ リサイクル率 (%)	= (0+601+1,264)t/年÷(4,034+0)t/年×100 = 46.2%

① 1 人 1 日当り排出量(g/人・日)

= ゴミ総排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)÷計画収集人口÷366 日

② 廃棄物からの資源回収率(%)

= (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)÷ゴミ総排出量

= 総資源化量÷ゴミ総排出量

③ 廃棄物からの最終処分量の割合(%)=最終処分量÷ゴミ総排出量

④ 1 人当り年間処理経費(円/人・年)

= (建設改良費+処理及び維持管理費+その他)÷計画収集人口

⑤ 減量率(%)=(直接資源化量+直接焼却量+焼却以外の中間処理量)÷ゴミ処理量

⑥ リサイクル率(%)

= (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)÷(ゴミ処理量+集団回収量)

【評価指標の算出】

〈小清水町〉令和2年度(2020年度)

①1人1日当り排出量 (g/人・日)	= 1,520t/年÷4,648人÷366日×1,000,000 = 894g/人・日
②廃棄物からの資源回収率 (%)	= (84+235+96)t/年÷1,520t/年×100 = 27.3%
③廃棄物からの最終処分量の割合 (%)	= 981t/年÷1,520t/年×100 = 64.5%
④1人当り年間処理経費 (円/人・年)	= 59,328千円/年÷4,648人×1000 = 12,764円/人・年
⑤減量率 (%)	= (84+0+353)t/年÷1,396t/年×100 = 31.3%
⑥リサイクル率 (%)	= (96+84+235)t/年÷(1,396+96)t/年×100 = 27.8%

〈大空町〉令和2年度(2020年度)

①1人1日当り排出量 (g/人・日)	= 2,120t/年÷6,983人÷366日×1,000,000 = 829g/人・日
②廃棄物からの資源回収率 (%)	= (0+866+0)t/年÷2,120t/年×100 = 40.8%
③廃棄物からの最終処分量の割合 (%)	= 771t/年÷2,120t/年×100 = 36.4%
④1人当り年間処理経費 (円/人・年)	= 194,774千円/年÷6,983人×1000 = 27,893円/人・年
⑤減量率 (%)	= (0+561+866)t/年÷2,120t/年×100 = 67.3%
⑥リサイクル率 (%)	= (0+0+866)t/年÷(2,120+0)t/年×100 = 40.8%

① 1人1日当り排出量(g/人・日)

= ゴミ総排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)÷計画収集人口÷366日

② 廃棄物からの資源回収率(%)

= (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)÷ゴミ総排出量

= 総資源化量÷ゴミ総排出量

③ 廃棄物からの最終処分量の割合(%)=最終処分量÷ゴミ総排出量

④ 1人当り年間処理経費(円/人・年)

= (建設改良費+処理及び維持管理費+その他)÷計画収集人口

⑤ 減量率(%)=(直接資源化量+直接焼却量+焼却以外の中間処理量)÷ゴミ処理量

⑥ リサイクル率(%)

= (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)÷(ゴミ処理量+集団回収量)

表 2.1.4.8 年度別廃棄物処理経費の推移

		廃棄物のうち最終処分される割合 (%)	収集 1t 当り 経費 (建設費除く) (円/t)	中間処理 1t 当り 経費 (建設費除く) (円/t)	最終処分 1t 当り 経費 (建設費除く) (円/t)	人口 1 人 当り年間 「収集」経費 (円/人・年)	人口 1 人 当り年間 「処理」経費 (円/人・年)
網走市	H28	81.3	22,899	5,649	6,003	4,342	8,156
	H29	51.4	30,319	19,249	10,759	5,913	12,069
	H30	63.6	31,398	20,035	9,684	6,227	13,733
	R1	64.0	32,462	19,863	11,727	6,526	14,624
	R2	63.6	32,629	20,501	12,060	6,632	14,861
美幌町	H28	80.8	24,262	10,783	14,975	5,177	11,495
	H29	83.0	25,902	14,645	16,942	5,204	12,601
	H30	82.0	27,167	15,196	14,687	5,484	11,786
	R1	81.8	28,133	13,327	15,741	5,888	13,736
	R2	84.0	31,581	14,798	15,583	6,445	13,736
斜里町	H28	8.5	39,856	58,620	114,524	7,840	33,042
	H29	7.8	36,864	57,165	125,036	8,069	32,944
	H30	8.7	36,885	61,628	160,054	7,925	32,820
	R1	6.2	41,984	63,539	140,108	8,454	38,405
	R2	7.3	36,493	68,208	118,176	8,426	35,387
小清水町	H28	60.0	24,387	44,612	15,285	4,697	10,624
	H29	64.0	29,919	49,976	10,629	5,895	13,119
	H30	70.1	24,124	37,419	9,359	4,761	11,984
	R1	62.0	24,581	38,897	11,320	4,909	12,611
	R2	64.5	24,837	43,938	11,796	5,039	12,674
大空町	H28	40.7	35,167	52,017	40,711	8,260	24,234
	H29	39.0	36,262	50,671	39,765	8,511	24,163
	H30	33.8	38,058	55,772	66,554	8,848	27,243
	R1	34.6	41,382	56,687	56,034	9,805	27,831
	R2	36.4	41,270	60,329	54,412	9,557	27,893

出典：システム評価支援ツール(平成 28 年～令和 2 年 環境省)

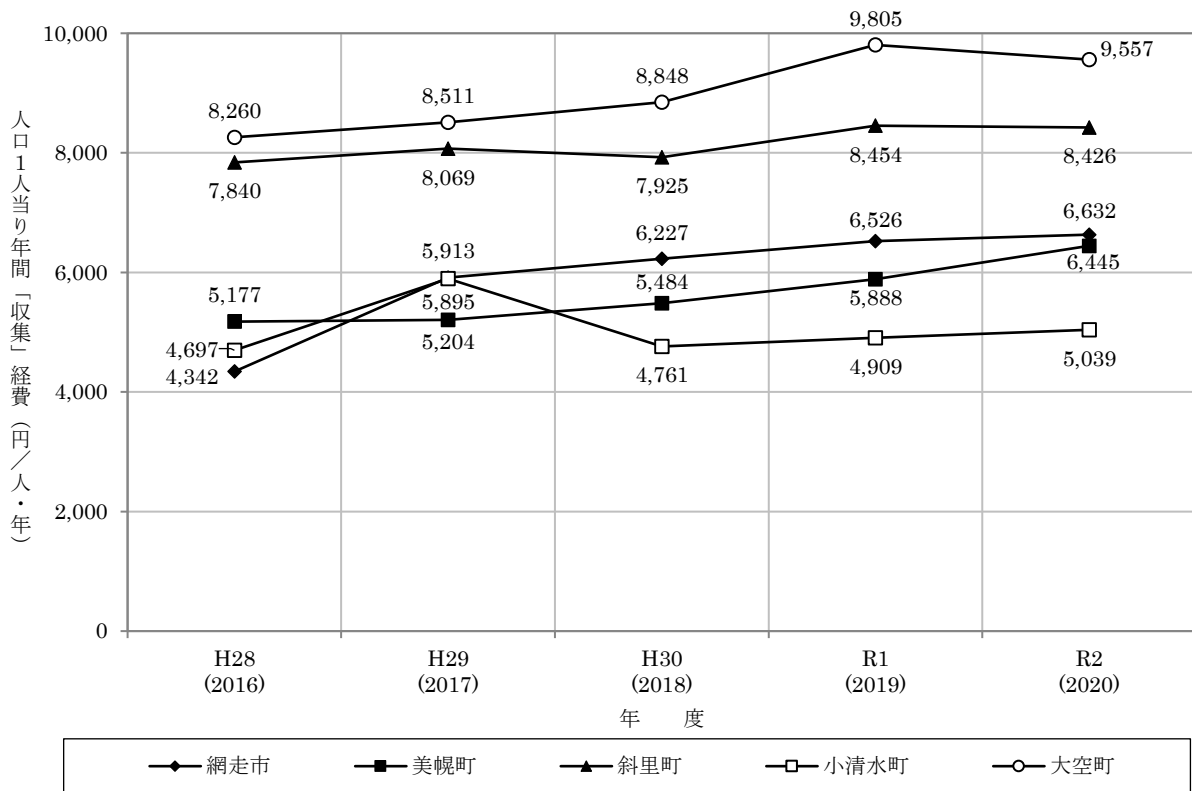


図 2.1.4.7 人口1人当り年間「収集」経費の推移

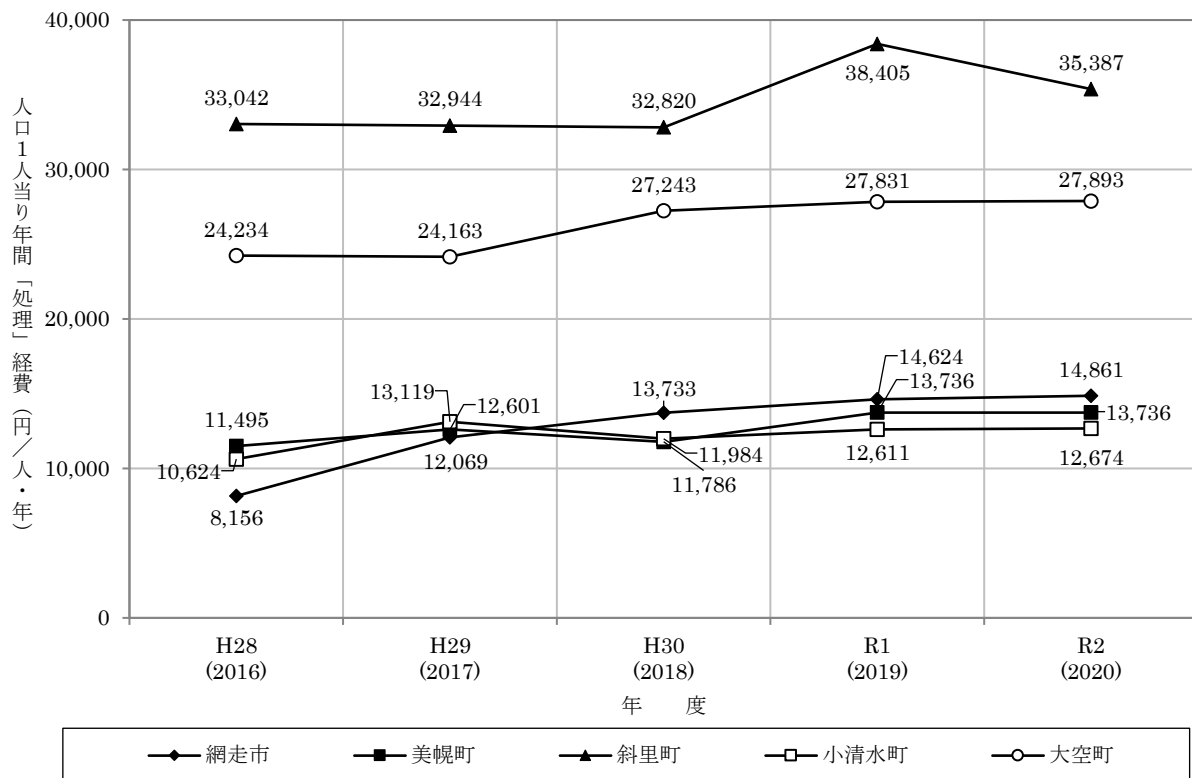


図 2.1.4.8 人口1人当り年間「処理」経費の推移

第5節 ごみ処理の課題

5-1 ごみの排出抑制に関する課題

原単位について、一部の自治体では道平均を大きく下回ること、更に近年、増加傾向を示す自治体も複数みられることから、斜網地区の方向性として、ごみ排出量の抑制と減量化を徹底することが求められます。

また原単位が高い自治体では、リサイクル率が低くなる傾向がみられます。

各家庭からの排出時における資源物とその他の一般ごみ等との分別が100%達成により近づくことができるよう、ごみ収集のルールを如何に周知・徹底するかが課題です。

更に、観光入込客数が多い斜里町では、家庭系の原単位が比較的低い一方、事業系を含む全体ごみ排出量の原単位が高い傾向です。ホテル・旅館など観光地から生じる事業系ごみの排出抑制について、関係者が一体となって取り組む必要があります。

5-2 中間処理に関する課題

(1) スケールメリットの発現を視野に入れた施設の広域化・集約化

斜網地区における各市町の間中間処理について、可燃ごみの処理では、焼却や高温高圧の他、破碎・減容後に埋立、更には生ごみも含めて直接埋立するなど様々な方式で個別処理しているのが実情です。

廃棄物の資源回収率の高い自治体では、1人当り年間処理経費が高くなる傾向もみられることから、スケールメリットによるコスト抑制*など効果的な施設整備に向けて、規模の適正化並びに広域化と集約化を検討する必要があります。

※：処理能力の低い小規模施設を複数整備するよりも集約して大規模施設を整備する方がコスト的に有利となる。

(2) 処理生成物の受入れ・利用先の確保

一般ごみの固形燃料化や生ごみの堆肥化といった地区内の中間処理施設では、資源化した生成物や生ごみ堆肥の受入れ先が無いといった問題がみられます。

特に斜里町エコクリーンセンターの生成物については、廃棄物由来の塩素が混入しているため一般ボイラーでの利用が困難であり、現在は室蘭市や北斗市といった遠方の民間施設への売却や処理委託を行っている状況です。

広域化・集約化による中間処理の実施により大量の生成物の確保が期待できる一方、品質の安定化と受入れ可能な利用者を如何に確保していくかが課題です。

(3) 広域化を視野に入れた焼却処理施設の整備検討

その他中間処理施設に関する課題としては、斜網地区で唯一稼働している大空町一般廃棄物焼却処理施設が供用開始から39年目を迎え、広域・集約化計画で既に更新期と設定されていることです。

当該焼却処理施設は環境や維持管理などコスト面で不利なバッチ運転の仕様です。建替え・新設の際は、広域化・集約化による可燃ごみ処理量の確保など全連続炉施設の設置に向けた検討が求められるところです。

(4) 生ごみに関する新たなエネルギー利用の検討

斜網地区では、美幌町を除く1市3町で生ごみの堆肥化处理を実施しており、前述した受入れ先や維持管理における人員不足の他、汚水排水の処理が極めて困難であるなど、ハード・ソフトの両面で様々な問題がみられます。

また大空町における生ごみの堆肥化に関しては、当町での処理ではなく、津別町に生ごみを運搬し、堆肥処理を委託している状況です。

以上の問題・課題を踏まえ、生ごみの処理方法については引き続き検討を進めます。

今後、広域による生ごみの焼却処理の他、メタン発酵で得られたバイオガスをエネルギーとして利用するなど新たな利用と合わせて検討することが望まれます。

(5) 広域・連携による資源物の分別収集の検討

斜網地区の全ての自治体では、ガラスびん(無色、茶色、その他)、ペットボトル、プラスチック製容器包装について、日本容器包装リサイクル協会との引き取り・契約を実施しています。

選別や梱包などに必要な既存のリサイクル施設は下表のとおりであり、各市町で施設を整備し、個別のリサイクル体系を構築している状況です。

施設の供用開始から 25 年以上と古いものから、平成 29 年度(2017 年度)と比較的新しいものもあり、将来、更新する際は、広域化・集約化による一体的なリサイクル体系の実現などを検討することが望まれます。

また「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「プラスチック資源循環法」という。)」の施行により、プラスチック使用製品廃棄物(以下「製品プラ」という。)の分別収集、再商品化について、網走市では進める必要があります(=義務化)、過疎地域の 4 町では進めるよう努めなければなりません(=努力義務)。

網走市、そして 4 町においては、広域・連携により斜網地区が一体となった分別収集並びに再商品化のルートの確立を目指す必要があります。

表 2.1.5.1 斜網地区における主なリサイクル施設の一覧表

施設名称	供用開始年度	全体の処理能力
網走市廃棄物処理場 (リサイクル施設)	平成 29 年度 (2017 年度)	17t/日
美幌町リサイクルセンター (ペットボトル、発泡スチロール)	平成 9 年度 (1997 年度)	3.75t/日
美幌町リサイクルセンター (プラスチック)	平成 17 年度 (2005 年度)	3.5t/日
斜里町リサイクルセンター	平成 13 年度 (2001 年度)	—
小清水町リサイクルセンター	平成 18 年度 (2006 年度)	—
大空町リサイクルセンター	平成 11 年度 (1999 年度)	1.8t/日

5-3 最終処分に関する課題

(1) 最終処分に依存したごみ処理行政の脱却

斜網地区における廃棄物の最終処分量の割合をみると、網走市 63.6%、美幌町 84.0%、小清水町 64.5%と北海道の平均値 16.5%を大きく上回り、また可燃ごみを焼却処理している大空町についても 36.4%と平均値を上回るなど、埋立処分に依存した地域であることが伺えます。

一般廃棄物最終処分場の残余年数の確保については、国の基本方針における地方公共団体の役割の一つとして数値目標とともに示されています。

また斜網地区と清里町を含む斜網ブロックで最終処分率が高いことは、広域・集約化計画でも課題として示されており、ごみ排出量の抑制と、地域に適した中間処理による資源化の推進及び埋立ごみの減量化・減容化が強く望まれます。

(2) 一般廃棄物最終処分場の計画的な整備と広域利用の検討

斜網地区における一般廃棄物最終処分場の残余容量と満杯となる年度・予定を次頁の表に整理します。

美幌町では令和 6 年度(2024 年度)、小清水町では令和 7 年度(2025 年度)に既存の処分場が満杯になると予測されており、この 2 町では新たな一般廃棄物最終処分場の整備・検討を進めています。

今後、令和 9 年度(2027 年度)以降、網走市、大空町、そして斜里町の順に満杯になることが見込まれるため、新たな整備計画の他、先行して整備する 2 町との広域利用の可能性などを検討することが求められます。

表 2.1.5.2 斜網地区における一般廃棄物最終処分場の一覧表

施設名称	供用開始年度	残余容量と満杯となる年度 ^{※1}	
		残余容量	満杯となる年度
網走市廃棄物処分場 (一般廃棄物最終処分場)	平成 30 年度 (2018 年度)	60,210 m ³	令和 12 年度 (2030 年度) ^{※2}
美幌町一般廃棄物最終処分場 (第Ⅲ期)	平成 24 年度 (2012 年度)	54,800 m ³	令和 6 年度 (2024 年度)
斜里町エコクリーンセンター 最終処分場	平成 24 年度 (2012 年度)	4,174 m ³	令和 10 年度 (2028 年度)
小清水町第 2 期一般廃棄物処分場	平成 17 年度 (2005 年度)	6,341 m ³ 軽微変更後 ^{※3}	令和 7 年度 (2025 年度)
大空町一般廃棄物最終処分場	平成 16 年度 (2004 年度)	8,686 m ³	令和 10 年度 (2028 年度)

※1：残余容量調査の結果より(網走市、斜里町、小清水町：令和 4 年度、美幌町：令和 2 年度、大空町：令和 3 年度)。

※2：網走市の満杯となる年度は現在検討中の延命化対策の達成率が 80%以上となる場合の推計である。

※3：小清水町の処分場は、堰堤の軽微変更による埋立容量の増加を見込んだものである。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念

斜網地区は、オホーツクの雄大な自然と多様な生態系に恵まれた地域です。

この豊かな自然環境を後世に遺していくためには、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を実現する必要があります。

循環型社会において、製品等が廃棄物となった場合の施策の優先順位は『発生抑制(＝リデュース:Reduce)』、『再使用(＝リユース:Reuse)』、『再生利用(＝リサイクル:Recycle)』の3Rに基づく廃棄物の分別や排出量の削減です。

1人1日当りのごみ排出量が比較的多い斜網地区では、3Rに加えて『不要なものを買わない・断る(リフューズ:Refuse)』を含む4R運動を積極的に推進するよう各種施策を進めることが求められます。

本計画では、斜網地区が掲げるごみ排出量に関する目標(削減)値の達成に向けて、広域・連携による中間処理施設の整備など一体的に取り組むべき施策の内容を構築し、地域における持続可能な循環型社会の形成を目指します。

本計画の策定による地域が一体となったごみ処理施策の推進は、国際社会全体で取り組む持続可能な開発目標「SDGs」の理念の達成に向けた地域の指針になることが期待されます。

SDGsの17のゴールと169のターゲットについて、本計画との関連性が深いものを下表に、また基本理念と施策の方向性を示す概念図を次頁に整理します。

表 2.2.1.1 SDGs との関連性

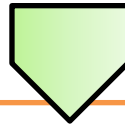
目標 (Goal)		ターゲット(原文の一部を抜粋)
	11.住み続けられるまちづくりを	☐ 廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当りの環境上の悪影響を軽減。
	12.つくる責任つかう責任	☐ 廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に抑制。

〔循環型社会形成の構築〕

環境負荷の少ない社会を構築するため、「リフューズ(Refuse)・リデュース(Reduce)・リユース(Reuse)・リサイクル(Recycle)」の4Rを基本理念とし、住民・事業者・行政の協働による“ごみの減量化”及び“再資源化”の推進を図り、次世代につなげる美しい自然環境と安心で安全なまちづくりを目指す。



住民・事業者・行政



〔施策の方向性〕

I. 住民・事業者・行政の役割に応じた取組

各活動主体が、それぞれの役割に応じて行動し、ごみの発生抑制と資源循環に取り組む。

II. 廃棄物の減量化

ごみ排出量の減量化の為に、住民一人ひとりが日常生活における排出抑制と減量化に取り組む。

III. 資源リサイクルの推進

資源ごみの有効的な回収を行うために、リサイクルボックス等の回収拠点の整備、拡大を行うとともに、ホームページ、広報誌等でリサイクルに関する情報発信と啓発に取り組み住民意識の向上を図る。

IV. 環境汚染を防止

一般廃棄物処理に伴う環境汚染を未然に防止するため、地域住民、事業者の協力のもと、長期的な視野で適正な処理を図る。

図 2.2.1.1 基本理念の概念図

第2節 基本方針

前述した斜網地区の課題を踏まえ、本節では広域によるごみ処理に関する以下の基本方針を掲げます。

(1) 発生抑制と再使用の推進

近年、増加している1人1日当りの家庭系ごみ排出量や、観光地も含むまち全体のごみ排出を抑制するよう、循環型社会形成推進基本法における優先順位が高い3R(リデュース、リユース、リサイクル)と、『不要なものは買わない・断る(リフューズ)』を含む4R運動について、住民・事業者・行政が一体となって取り組みます。

(2) 焼却処理施設の建替え・広域による新設整備

現在、各市町で個別処理している可燃ごみについて、前述の課題では、ごみ集約化によるスケールメリットに優れた中間処理施設の整備・必要性を示しました。

一般廃棄物焼却処理施設について、広域による新設整備に向け検討を進めるものとします。

集約化による可燃ごみ処理量を確保することで既存のバッチ運転から準連続炉、更には全連続炉にする等、環境への配慮や維持管理などコスト面で有利な仕様とします。

(3) 地域特性を踏まえた廃棄物エネルギーの利用

広域焼却処理施設の新設整備にあたっては、国の基本方針の基本的な方向である「廃棄物のエネルギー源としての有効利用」を推進します。

有効利用に関し、前述した斜網地区の課題では、一般ごみの固形燃料化は、ごみ質の問題(塩素濃度が高い)から地域内での受入れ先が不足し、遠方での受入れとなり運搬コストが過大となるなど、困難になります。

同じく生ごみの堆肥化の課題である「新たなエネルギー利用への転換」を見据えた中で、地域性を十分考慮した廃棄物エネルギーの利用を進めます。

(4) 最終処分量における残余容量と年数の確保

広域焼却処理施設の新設整備並びに廃棄物エネルギーの利用を斜網地区の各市町が一体的に進めること、また発生抑制や適正な循環的利用を行ってもなお廃棄物として排出されるごみについては、破碎等の処理・減容化を条件とした埋立最終処分を行うことで、斜網地区の課題である最終処分に強く依存したごみ処理行政からの脱却と、一般廃棄物最終処分場の残余容量と年数の確保を目指します。

新しく整備される一般廃棄物最終処分場については、広域焼却処理施設で発生する焼却灰や災害廃棄物の処分など広域連携による利用の可能性を検討します。

(5) 製品プラなど新たな分別収集・処理への対応

斜網地区で排出されるプラスチック容器包装廃棄物(以下「容リプラ」という。)については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき分別収集及び再商品化が既に各市町で実施されています。

容リプラは資源物として収集される一方、容リプラ以外の製品プラについては、同じプラスチックという素材であるにも関わらず、廃棄物として処分されています。

このような状況に対し、令和 4 年度(2022 年度)のプラスチック資源循環法の施行により、市町村においては製品プラの分別収集、再商品化の義務化、もしくは努力義務が課せられました。

製品プラなど、将来において求められる新たな分別収集の枠組みについては、斜網地区における共通の課題として認識し、広域連携による処理・方向性を検討します。

第3節 ごみの排出量及び処理量の見込み

本節では、斜網地区の各市町のごみ処理基本計画より、各市町がごみの排出抑制・減量化に向けた目標値として設定した「将来ごみの排出量及び処理量の見込み」を整理します。

また、令和10年度(2028年度)の供用開始を目指す広域連携による焼却処理施設の整備に向けて、当該整備年度における計画可燃ごみ量を設定します。

3-1 網走市におけるごみの排出量及び処理量の見込み

網走市では、ごみの排出抑制・減量化に向けた目標値として設定する将来ごみの排出量及び処理量の見込みなど整理・検討に必要な「ごみ処理基本計画」については、令和 5 年度(2023 年度)より策定を進めることとなります。

今後、検討を予定する令和 14 年度(2032 年度)を目標とした将来ごみ(全体) 排出量等に対して、可燃ごみ処理量の設定のみを目的とした斜網地区による事前協議・報告書^{※1}の結果、本市における、令和 10 年度(2028 年度)の計画可燃ごみ処理量は 6,028t/年と設定されました。

この設定値は、ごみ質調査の結果^{※2}から想定した可燃ごみ排出量 6,727t に対し、「北海道廃棄物処理計画 [第 5 次]」における廃棄物の排出抑制に関する指標である一般廃棄物の排出量の目標値^{※3}を考慮した数値です。

当該 6,028t を斜網地区による広域で焼却処理する本市の(現時点の)暫定値とし、令和 5 年度(2023 年度)よりごみ全体排出量との調整など精査を進めます。

※1：一般廃棄物広域処理検討業務(令和 3 年度 網走市)

※2：埋立ごみ種類別組成分析調査業務(令和 3 年度 網走市)

※3：道内における一般廃棄物の排出量の現状、平成 29 年度の 1,873 千 t に対し、目標である令和 6 年度では 1,700 千 t 以下と、7 年間で 9.2%の削減率が示されており、当該年数で割り返した年間 1.3%を準用した(9.2%÷7 年間=1.314%≒1.3%)。

表 2.2.3.1 計画期間と目標年度

(単位：t)

将来目標年度	計画可燃ごみ将来量の設定
令和 3 年度 (2021 年度)	6,640
令和 4 年度 (2022 年度)	6,553
令和 5 年度 (2023 年度)	6,465
令和 6 年度 (2024 年度)	6,378
令和 7 年度 (2025 年度)	6,290
令和 8 年度 (2026 年度)	6,203
令和 9 年度 (2027 年度)	6,115
令和 10 年度 (2028 年度)	6,028

出典：一般廃棄物広域処理検討業務(令和 3 年度 網走市)

3-2 美幌町におけるごみの排出量及び処理量の見込み

目標年度である令和 14 年度(2032 年度)の美幌町ごみ排出量に関する目標値の考えを、町のごみ処理基本計画※¹より整理します。

本町のごみ排出量に関する主な課題としては、原単位が令和 3 年度(2021 年度)で 1,312g/人・日と多く、かつ増加傾向であることです。特に家庭系・資源ごみを除く原単位の増加が顕著であり、また内訳・割合では、埋立処分される混合ごみの増加に対し、資源物が減少していることが挙げられます。

北海道計画では令和 6 年度(2024 年度)の原単位の目標値を 440g/人・日以下、また一般廃棄物のリサイクル率については 30%以上を掲げています。

本町では、この道目標値を令和 8 年度(2026 年度)に向けて段階的に達成することを目指します。

- 当該目標値の達成並びに将来人口の減少を考慮した中での令和 14 年度(2032 年度)の全体ごみ排出量は 7,316t です。
- また斜網地区による広域で焼却処理する美幌町の計画可燃ごみ処理量は、令和 10 年度(2028 年度)で 4,218t と設定します。

内訳としては次頁の表に示すとおり、分別・収集する可燃ごみが 4,202t、また粗大ごみ等に対する破碎・選別後の可燃ごみが 16t と、以上の 2 項目が該当します。

※1：美幌町一般廃棄物処理基本計画 令和 4 年度～令和 18 年度(令和 4 年 3 月策定)

表 2.2.3.2 美幌町のごみ排出量の計画目標値

		実績値	ごみ排出量の計画目標値			
			計画策定時	中間目標	焼却開始時	目標年度
		R3 (2021)	R4 (2022)	R9 (2027)	R10 (2028)	R14 (2032)
行政区域人口(人)		18,349	18,253	16,975	16,731	15,787
家庭系 事業系	混合ごみ(t)	6,931	6,439	5,084		
	可燃ごみ(t)				4,202	4,073
	可燃ごみ(t) (粗大の 80%)				16	16
	不燃ごみ(t)				842	819
	不燃ごみ(t) (粗大の 20%)				4	4
	その他の不燃ごみ(t)	165	213	210	210	210
	粗大ごみ(t)	22	21	20		
	小計(t)	7,118	6,673	5,314	5,274	5,122
資源物	家庭系(t)	1,066	1,093	1,157	1,140	1,073
	事業系(t)	602	695	1,120	1,120	1,121
	合計(t)	1,668	1,788	2,277	2,260	2,194
全体ごみ排出量(t)		8,786	8,461	7,591	7,534	7,316
上記の原単位(g/人・日)		1,312	1,270	1,225	1,230	1,266
家庭系ごみ排出量： 資源ごみ含む(t)		5,622	5,182	3,891	3,834	3,615
上記の原単位(g/人・日)		839	778	628	626	626
家庭系ごみ排出量： 資源ごみ除く(t)		4,556	4,089	2,734	2,694	2,542
上記の原単位(g/人・日)		680	614	441	440	440

出典：美幌町一般廃棄物処理基本計画 令和 4 年度～令和 18 年度(令和 4 年 3 月策定)

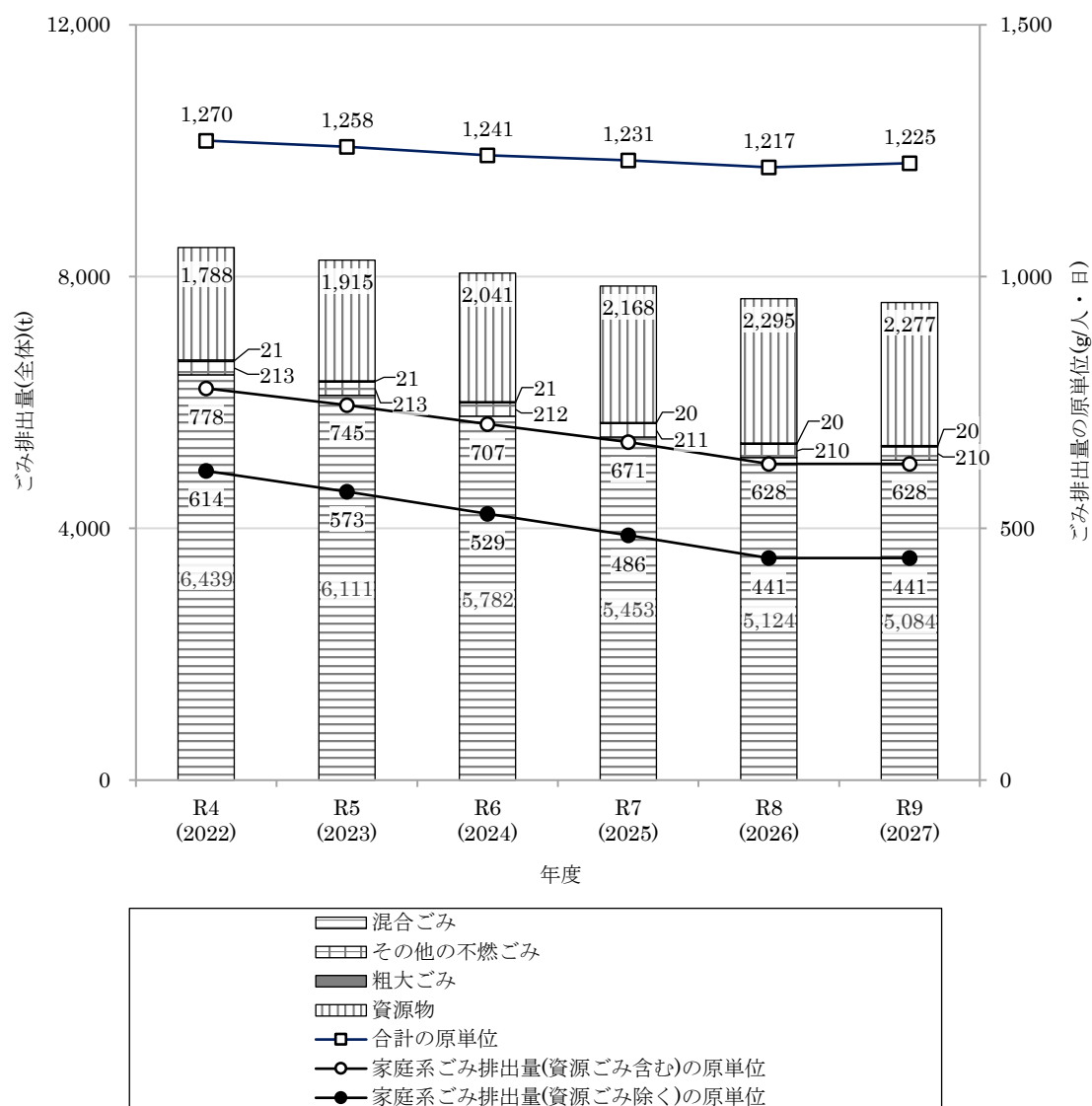


図 2.2.3.1 美幌町のごみ排出量の計画目標値【令和4年度～令和9年度】

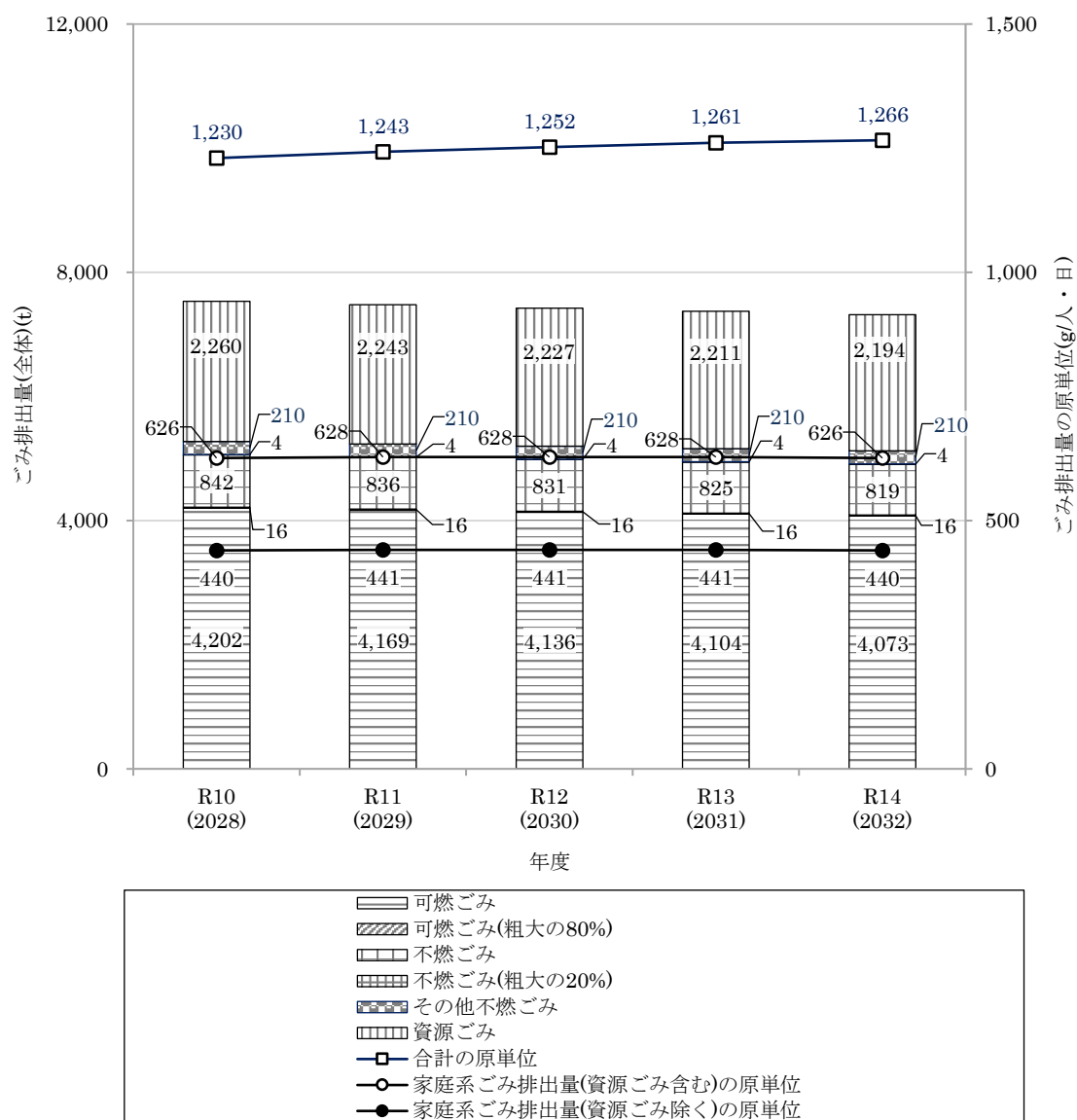


図 2.2.3.2 美幌町のごみ排出量の計画目標値【令和 10 年度～令和 14 年度】

3-3 斜里町におけるごみの排出量及び処理量の見込み

目標年度である令和 14 年度(2032 年度)の斜里町ごみ排出量に関する目標値の考えを、町のごみ処理基本計画※¹より整理します。

北海道計画では、道内における一般廃棄物の排出量の現状、平成 29 年度(2017 年度)の 1,873 千 t に対し、目標である令和 6 年度(2024 年度)では 1,700 千 t 以下と、7 年間で 9.2%の削減率を示しています。

本町では、当該年数で割り返した年間 1.3%を準用($9.2\% \div 7 \text{年間} = 1.314\% \div 1.3\%$)した中で、令和 19 年度(2037 年度)におけるごみ減量目標を 3,400t 以下とすること、またリサイクルの目標率については、堆肥化处理を廃止する場合の 27%以上とすることを目指します。

- 当該目標値の達成並びに将来人口の減少を考慮した中での令和 14 年度(2032 年度)の全体ごみ排出量は 3,670t です。
- また斜網地区による広域で焼却処理する斜里町の計画可燃ごみ処理量は、令和 10 年度(2028 年度)で 2,770t と設定します。

内訳としては次頁の表に示すとおり、分別・収集する一般ごみ(=可燃ごみ)が 1,323t、生ごみ(=可燃ごみ)が 1,196t、また粗大ごみ等に対する破碎・選別後の可燃ごみが 251t と、以上の 3 項目が該当します。

※1：斜里町一般廃棄物処理基本計画 令和 5 年度～令和 19 年度(令和 5 年 3 月策定)

表 2.2.3.3 斜里町のごみ排出量の計画目標値

		実績値	ごみ排出量の計画目標値			
			計画策定時	中間目標	焼却供用開始	目標年度
		R3 (2021)	R4 (2022)	R9 (2027)	R10 (2028)	R14 (2032)
行政区域人口(人)		10,893	11,109	10,413	10,273	9,715
家庭系 ごみ	一般ごみ(t)	1,062	1,058	937	926	881
	生ごみ(t)	668	750	703	693	657
	燃えないごみ(t)	99	93	87	86	81
	粗大ごみ(t)	139	142	133	132	124
	資源物(t)	588	668	677	668	633
	小計(t)	2,556	2,711	2,537	2,505	2,376
事業系 ごみ	一般ごみ(t)	418	452	403	397	370
	生ごみ(t)	441	549	511	503	469
	燃えないごみ(t)	11	10	9	9	8
	粗大ごみ(t)	140	161	150	147	137
	資源物(t)	303	343	338	331	310
	小計(t)	1,313	1,515	1,411	1,387	1,294
全 体	一般ごみ(t)	1,480	1,510	1,340	1,323	1,251
	生ごみ(t)	1,109	1,299	1,214	1,196	1,126
	燃えないごみ(t)	110	103	96	95	89
	粗大ごみ(t)	279	303	283	279	261
	資源物(t)	891	1,011	1,015	999	943
	合計(t)	3,869	4,226	3,948	3,892	3,670
合計の原単位(g/人・日)		973	1,042	1,039	1,035	1,032
家庭系ごみ排出量： 資源ごみ含む(t)		2,556	2,711	2,537	2,505	2,376
上記の原単位(g/人・日)		643	669	668	666	668
家庭系ごみ排出量： 資源ごみ除く(t)		1,968	2,043	1,860	1,837	1,743
上記の原単位(g/人・日)		495	504	489	489	490

出典：斜里町一般廃棄物処理基本計画 令和5年度～令和19年度(令和5年3月策定)

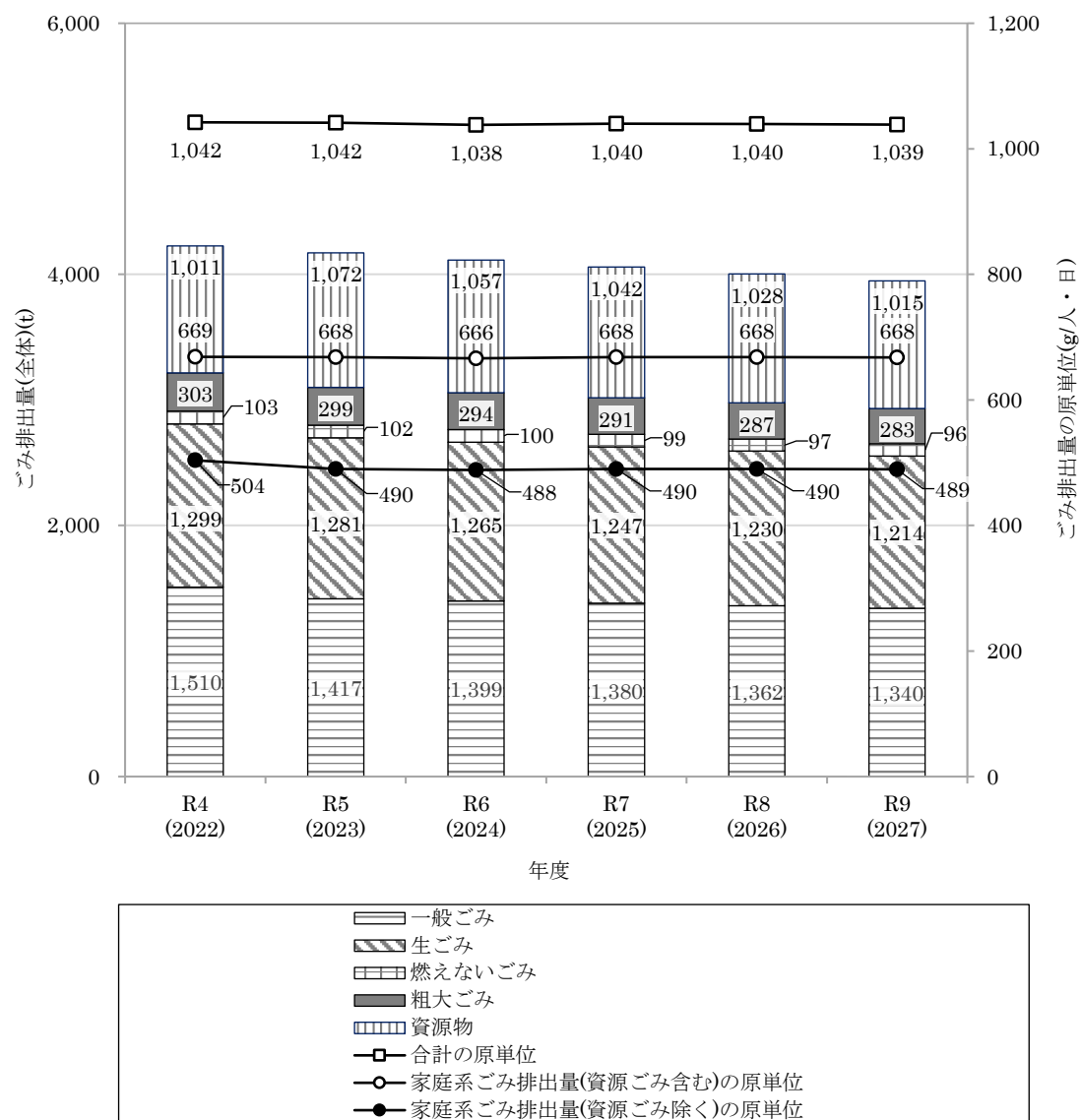


図 2.2.3.3 斜里町のごみ排出量の計画目標値【令和 4 年度～令和 9 年度】

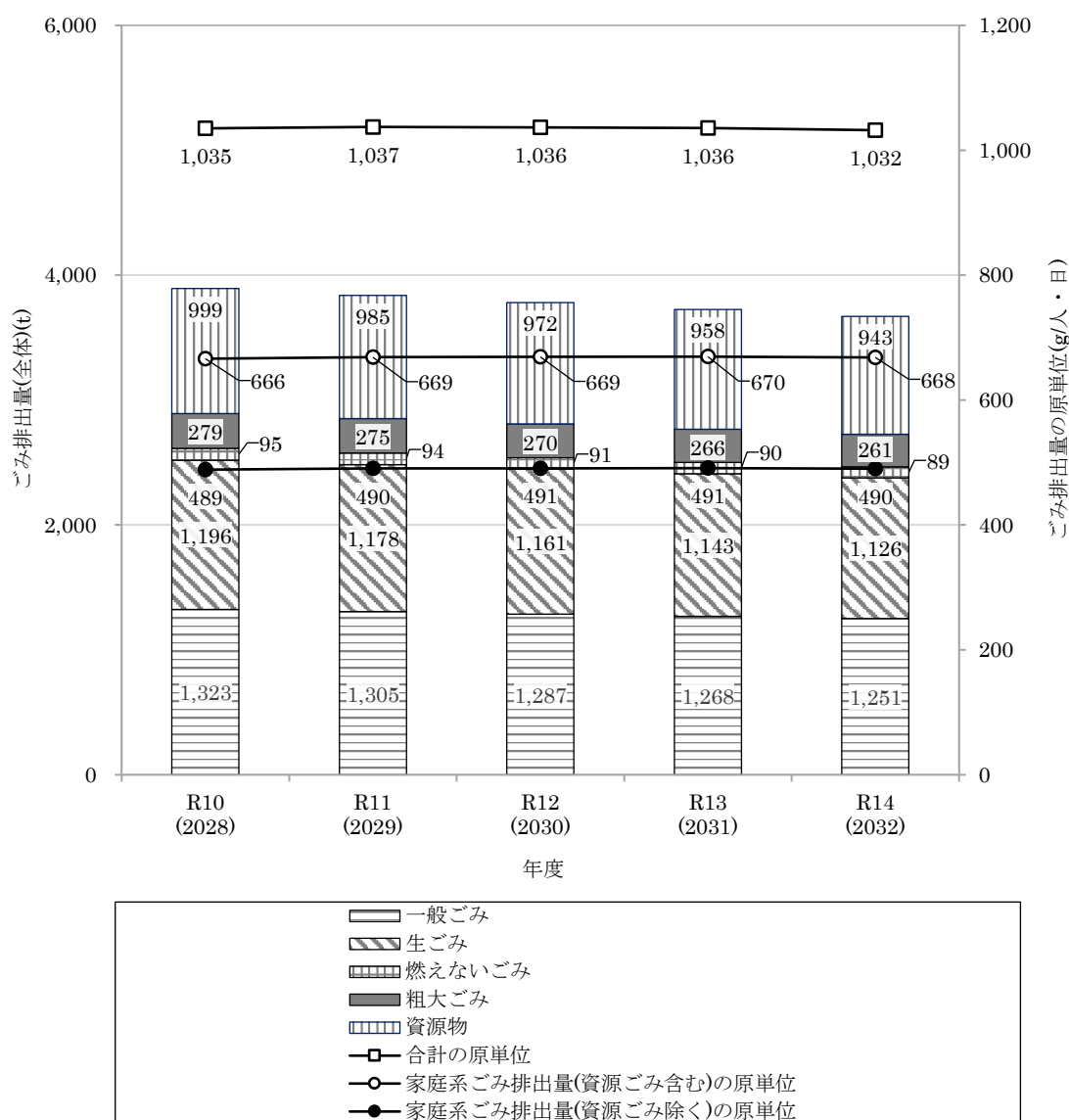


図 2.2.3.4 斜里町のごみ排出量の計画目標値【令和 10 年度～令和 14 年度】

3-4 小清水町におけるごみの排出量及び処理量の見込み

目標年度である令和 14 年度(2032 年度)の小清水町ごみ排出量に関する目標値の考えを、町のごみ処理基本計画※¹より整理します。

北海道計画では、道内における一般廃棄物の排出量の現状、平成 29 年度(2017 年度)の原単位 961g に対し、目標である令和 6 年度(2024 年度)では 900g と、目標年次に対し約 5%の削減率を示しています。

本町では、当該削減率を参考にした中で、町計画の目標年度の令和 12 年度(2030 年度)における 1 人 1 日当りのごみ排出量の目標を約 790g と設定し※²、令和 2 年度(2020 年度)の実績値 829g に対して約 5%削減することを目指します。

- 当該目標値の達成並びに将来人口の減少を考慮した中での令和 14 年度(2032 年度)の全体ごみ排出量は 1,289t です。
- また斜網地区による広域で焼却処理する小清水町の計画可燃ごみ処理量は、令和 10 年度(2028 年度)で 705t と設定します。

内訳としては次頁の表に示すとおり、分別・収集する一般ごみ(=可燃ごみ)が 490t、生ごみ(=可燃ごみ)が 215t と、以上の 2 項目が該当します。

※1：小清水町一般廃棄物処理基本計画平成 28 年度～令和 12 年度(令和 4 年 3 月改定)

※2：集団回収を除く原単位を示す。

表 2.2.3.4 小清水町のごみ排出量の計画目標値

		実績値	ごみ排出量の計画目標値			
			計画策定時	中間目標	焼却供用開始	目標年度
		R3 (2021)	R4 (2022)	R9 (2027)	R10 (2028)	R14 (2032)
行政区域人口(人)		4,614	4,606	4,390	4,343	4,159
計画 収集 ごみ	一般ごみ(t)	477	466	433	—	—
	生ごみ(t)	251	234	216	215	205
	粗大ごみ(t)	23	22	19	21	18
	資源物(t)	195	197	183	180	170
	可燃ごみ(t)	—	—	—	232	218
	不燃ごみ(t)	—	—	—	191	181
	小計(t)	946	919	851	839	792
直搬 ごみ	一般ごみ(t)	601	471	434	—	—
	可燃ごみ(t)	—	—	—	258	244
	不燃ごみ(t)	—	—	—	172	163
	小計(t)	601	471	434	430	407
全 体	一般ごみ(t)	1,078	937	867	—	—
	生ごみ(t)	251	234	216	215	205
	粗大ごみ(t)	23	22	19	21	18
	資源物(t)	195	197	183	180	170
	可燃ごみ(t)	—	—	—	490	462
	不燃ごみ(t)	—	—	—	363	344
	集団回収(t)	92	94	93	92	90
	合計(t)	1,639	1,484	1,378	1,361	1,289
家庭系ごみ排出量： 資源ごみ含む(t)		1,639	1,484	1,378	1,361	1,289
上記の原単位(g/人・日)		973	883	860	856	847
上記、集団回収を除く原単位 (g/人・日)		919	827	802	798	788
家庭系ごみ排出量： 資源ごみ除く(t)		1,352	1,193	1,102	1,089	1,029
上記の原単位(g/人・日)		803	710	688	685	676

出典：小清水町一般廃棄物処理基本計画平成 28 年度～令和 12 年度(令和 4 年 3 月改定)

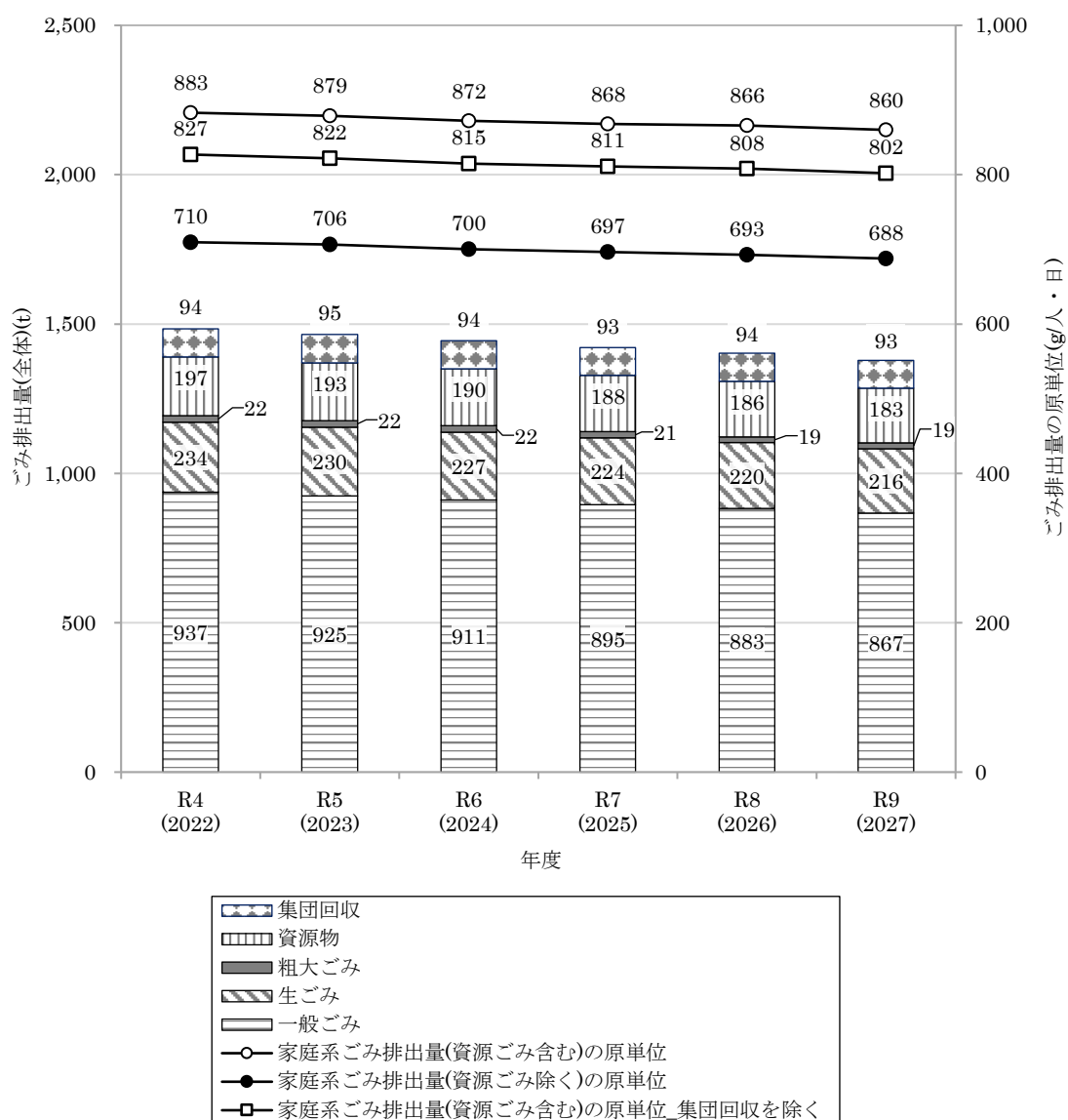


図 2.2.3.5 小清水町のごみ排出量の計画目標値【令和 4 年度～令和 9 年度】

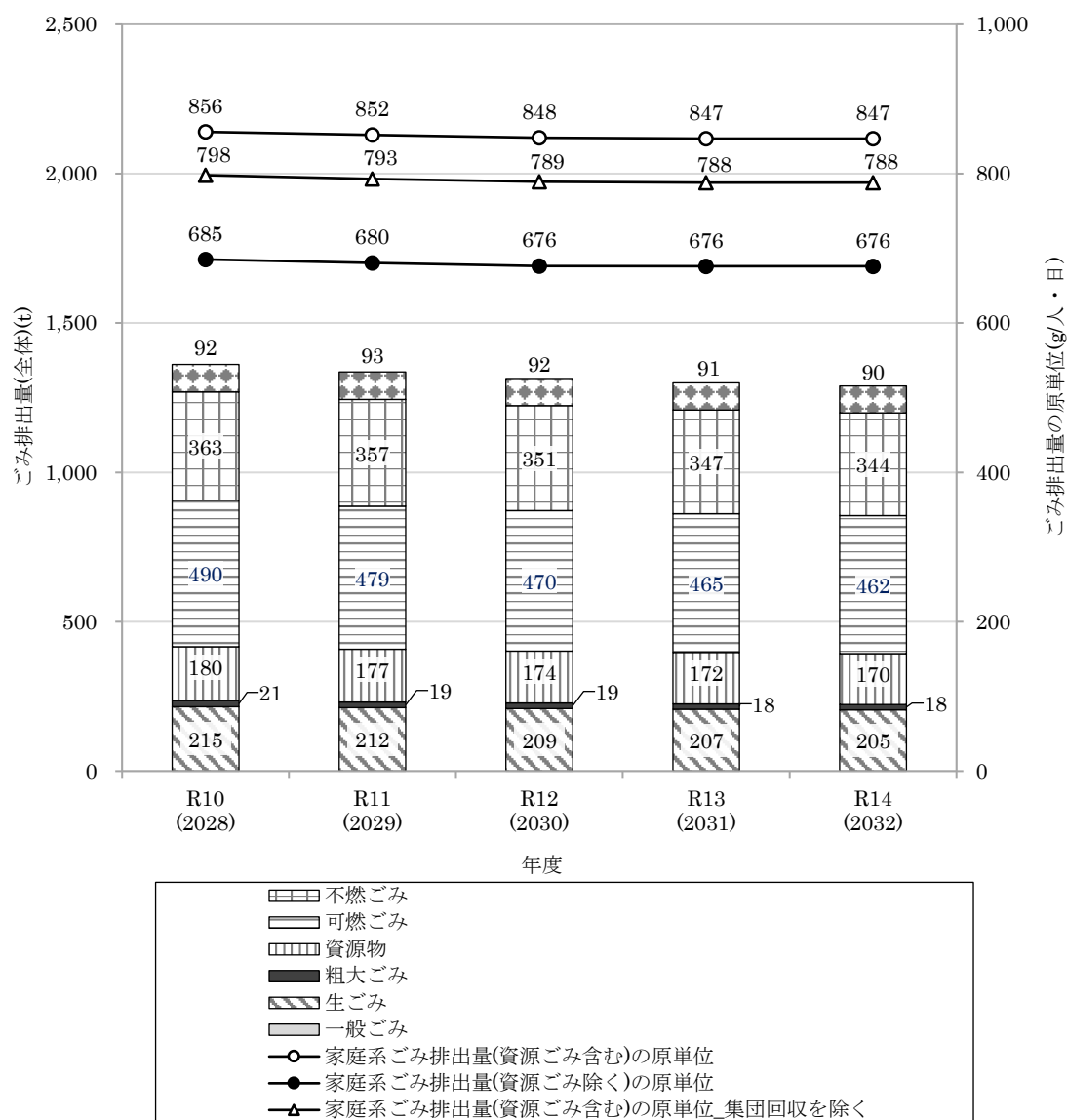


図 2.2.3.6 小清水町のごみ排出量の計画目標値【令和 10 年度～令和 14 年度】

3-5 大空町におけるごみの排出量及び処理量の見込み

目標年度である令和 14 年度(2032 年度)の大空町ごみ排出量に関する目標値の考えを、町のごみ処理基本計画※¹より整理します。

北海道計画では、道内における一般廃棄物の排出量の現状、平成 29 年度(2017 年度)の原単位 961g に対し、目標である令和 6 年度(2024 年度)は 900g と設定しています。

大空町では平成 30 年度(2018 年度)で 851g と、その年以降、直近である令和 3 年度(2021 年度)においても目標値を満たす傾向が続いています。

将来における本町のごみ排出量の原単位については、引き続き北海道の目標値を満たすこと、そして更なる減量化を目指すよう、町計画の目標年度の令和 19 年度(2037 年度)の目標値を 800g と設定します。

- 当該目標値の達成並びに将来人口の推移を考慮した中での令和 14 年度(2032 年度)の全体ごみ排出量は 1,901t です。
- また斜網地区による広域で焼却処理する大空町の計画可燃ごみ処理量は、令和 10 年度(2028 年度)で 732t と設定します。

内訳としては次頁の表に示しており、分別・収集する可燃ごみが 499t、生ごみ(＝可燃ごみ)が 233t と、以上の 2 項目が該当します。

※1：大空町一般廃棄物処理基本計画 平成 29 年度～令和 13 年度(平成 29 年 3 月策定)

表 2.2.3.5 大空町のごみ排出量の計画目標値

		実績値	ごみ排出量の計画目標値			
			計画策定時	中間目標	焼却供用開始	目標年度
		R3 (2021)	R4 (2022)	R9 (2027)	R10 (2028)	R14 (2032)
行政区域人口(人)		6,869	6,969	6,687	6,630	6,400
計画 収集 ごみ	一般ごみ(t)	529	529	447	442	421
	不燃ごみ(t)	318	318	265	262	250
	生ごみ(t)	276	276	235	233	221
	粗大ごみ(t)	20	20	13	13	12
	小計(t)	1,143	1,143	960	950	904
直搬 ごみ	可燃ごみ(t)	61	61	57	57	54
	不燃ごみ(t)	314	529	495	490	466
	小計(t)	375	590	552	547	520
全 体	可燃ごみ(t)	590	539	504	499	475
	不燃ごみ(t)	632	812	760	752	716
	生ごみ(t)	276	251	235	233	221
	粗大ごみ(t)	20	14	13	13	12
	資源物(t)	505	541	507	502	477
	合計(t)	2,023	2,157	2,019	1,999	1,901
家庭系ごみ排出量： 資源ごみ含む(t)		2,023	2,157	2,019	1,999	1,901
上記の原単位(g/人・日)		807	848	827	824	812
家庭系ごみ排出量： 資源ごみ除く(t)		1,518	1,616	1,512	1,497	1,424
上記の原単位(g/人・日)		605	635	619	617	608

出典：大空町一般廃棄物処理基本計画 平成 29 年度～令和 13 年度(平成 29 年 3 月策定)

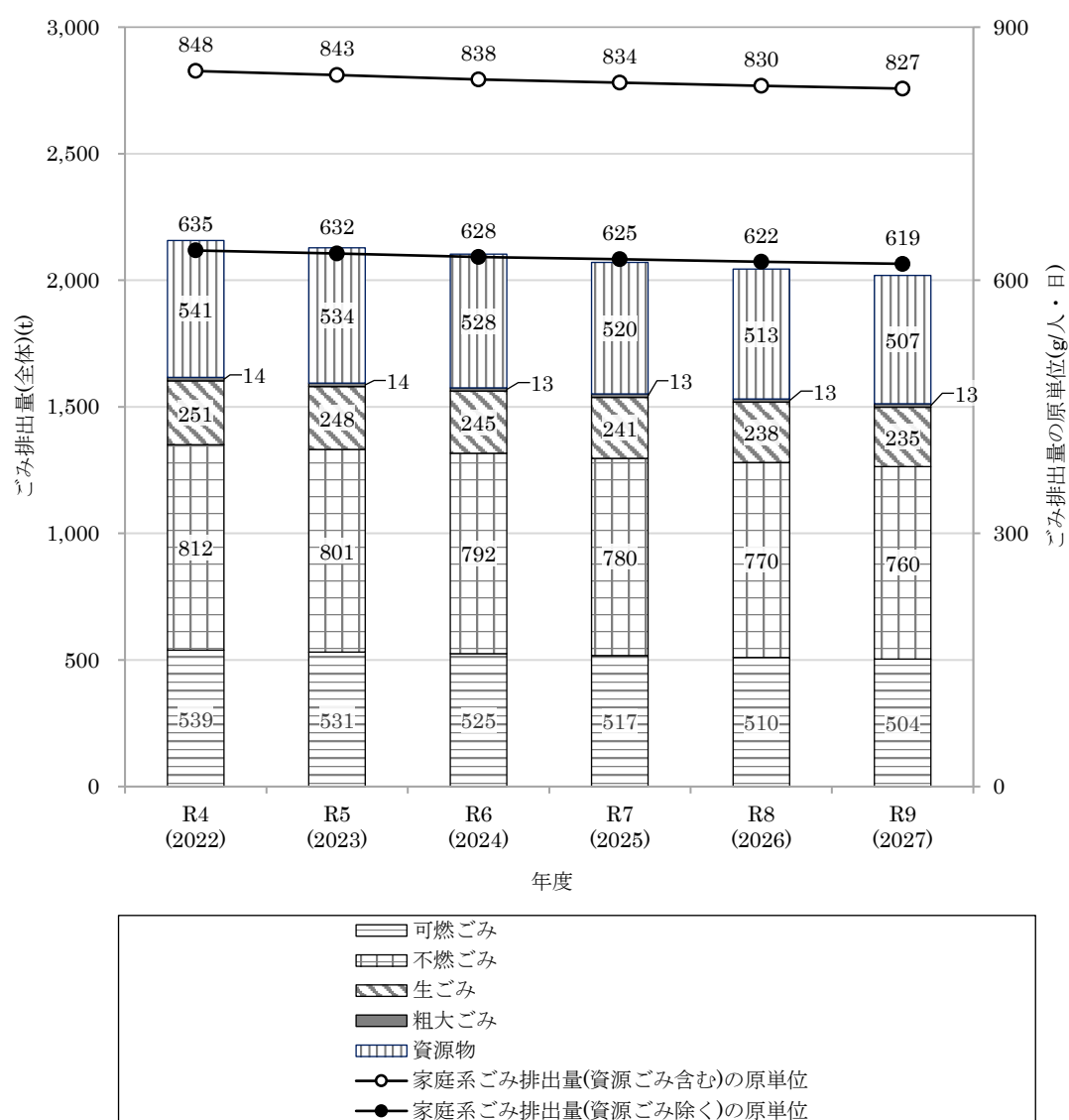


図 2.2.3.7 大空町のごみ排出量の計画目標値【令和 4 年度～令和 9 年度】

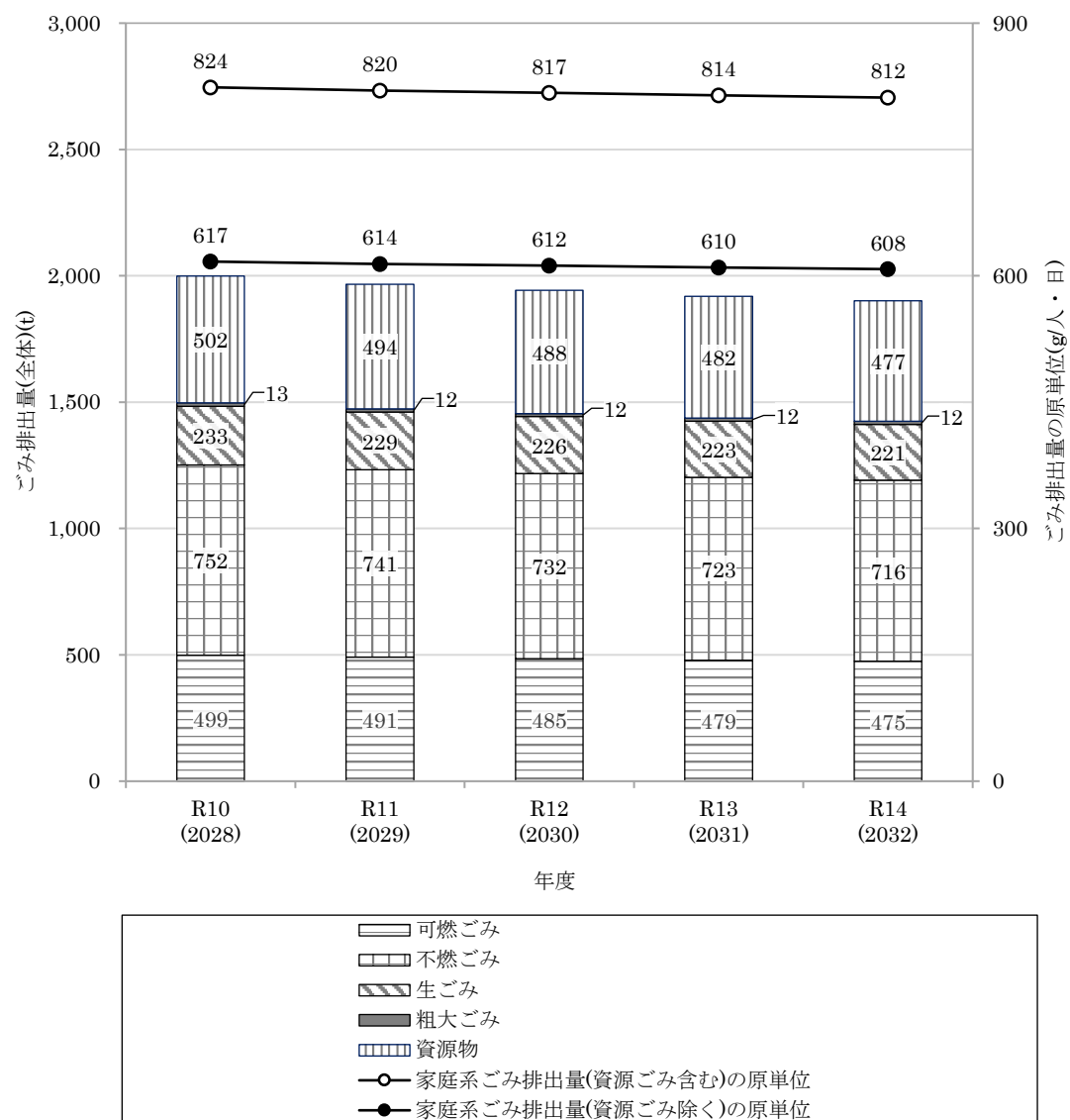


図 2.2.3.8 大空町のごみ排出量の計画目標値【令和 10 年度～令和 14 年度】

3-6 計画可燃ごみ処理量

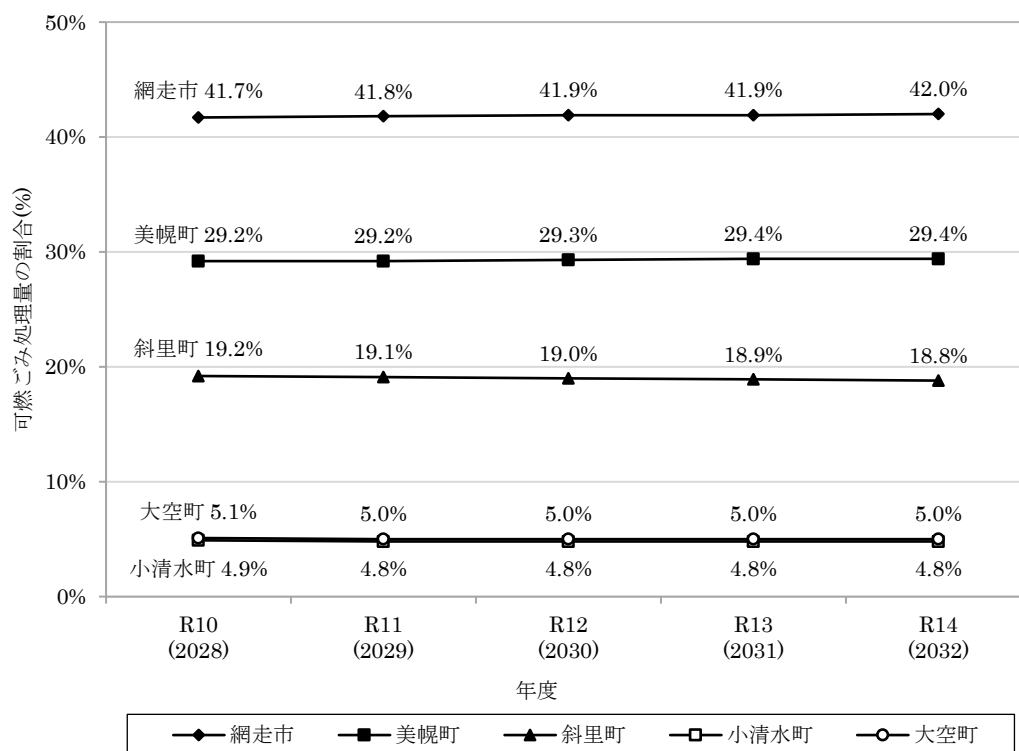
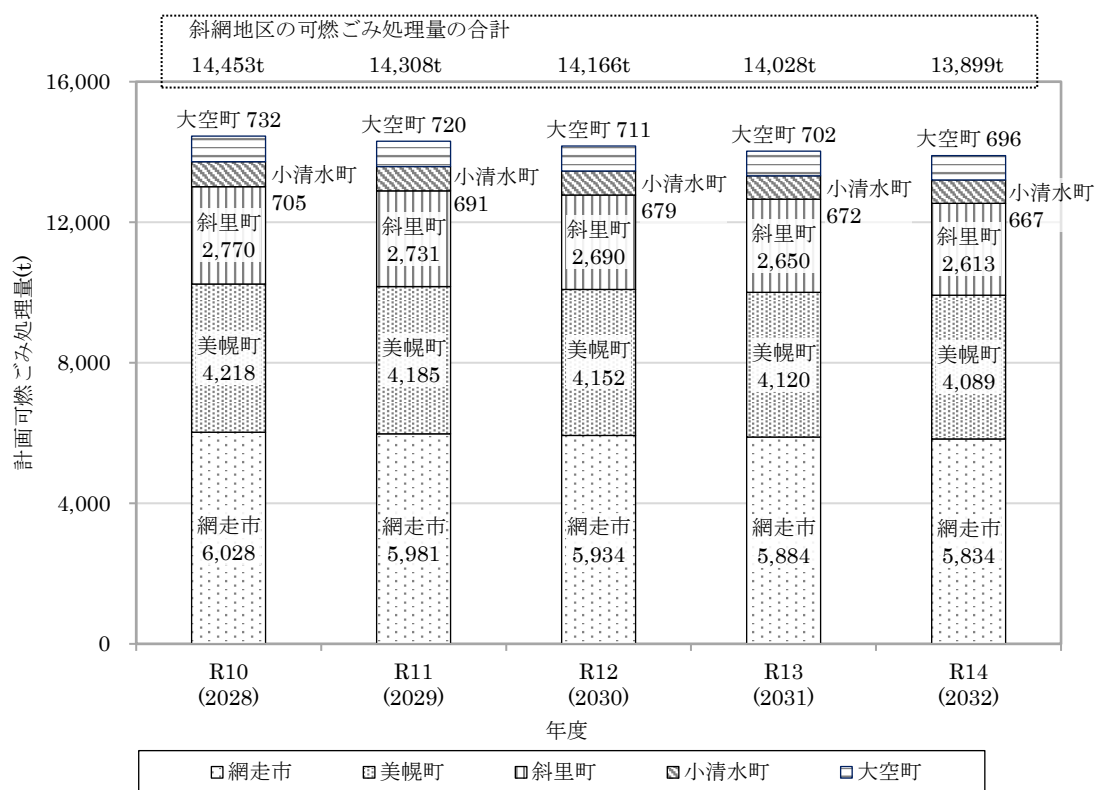
本項では、広域連携による焼却処理施設の整備・供用開始を予定する令和 10 年度(2028 年度)から計画目標年度である令和 14 年度(2032 年度)までの計画可燃ごみ処理量を下表に整理します。

令和 10 年度(2028 年度)における斜網地区の計画可燃ごみ処理量は 14,453t となります。

表 2.2.3.6 斜網地区の計画可燃ごみ処理量【令和 10 年度～令和 14 年度】

自治体名	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)	令和 13 年度 (2031 年度)	令和 14 年度 (2032 年度)
網走市※	6,028t 41.7%	5,981t 41.8%	5,934t 41.9%	5,884t 41.9%	5,834t 42.0%
美幌町	4,218t 29.2%	4,185t 29.2%	4,152t 29.3%	4,120t 29.4%	4,089t 29.4%
斜里町	2,770t 19.2%	2,731t 19.1%	2,690t 19.0%	2,650t 18.9%	2,613t 18.8%
小清水町	705t 4.9%	691t 4.8%	679t 4.8%	672t 4.8%	667t 4.8%
大空町	732t 5.1%	720t 5.0%	711t 5.0%	702t 5.0%	696t 5.0%
斜網地区の合計	14,453t 100%	14,308t 100%	14,166t 100%	14,028t 100%	13,899t 100%

※：網走市については、「令和 3 年度 一般廃棄物広域処理検討業務」で設定した令和 10 年度 6,028t を暫定値とし、令和 11 年度以降は「網走市人口ビジョン(平成 27 年 7 月策定)」による将来人口の減少率を反映している(当該数値の調整など精査については、令和 5 年度から作成する網走市ごみ処理基本計画で行う)。



第4節 ごみの排出抑制・減量化計画

4-1 各市町の取組

本項では、ごみの排出抑制・減量化に向けた住民、事業者、そして自治体の役割について、斜網地区の各市町の一般廃棄物処理基本計画より整理します。

(1) 網走市

①市民による取組

市民は、普段の生活から出るごみが環境に影響を与えているということを自覚するとともに、ごみの排出抑制を図り、資源は有限であるという認識をもって、できるだけ地域のなかで循環させるように、ごみの排出抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の取り組みの推進を図ることが求められます。

また、市が行う排出抑制などに関する施策や取り組みに積極的に参加、協力し、実践することが求められます。

②事業者による取組

事業者は、事業系ごみの排出者であることを自覚し、事業所から発生する廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用に自ら努める他、環境に配慮して、使い捨て製品の販売自粛、過剰包装の自粛、拡大生産者責任をふまえた長寿命化製品の開発、販売、使用済み製品の引き取りなどを推進するとともに、職場意識の改善に努め、循環型社会の形成に貢献するような独自の取り組みが求められます。

また、市が行う排出抑制や再使用、再生利用に関する施策や取り組みに積極的に参加、協力し、実践することが求められます。

③行政による取組

市は、市内の一般廃棄物の排出抑制に関して、市民・事業者の自主的な参加・活動のための協働意識を促し、それらの推進を図るとともに、一般廃棄物の処理責任者として、ごみの分別収集やリサイクル、廃棄物処理施設の整備など、一般廃棄物の処理に関わる使命感を持ち、地域の環境に負荷を与えない適正な措置を講じます。

また、排出事業者としての立場からも、公共事業をはじめとする事業活動に伴う廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用を行い、環境に負荷を与えないような適正処理に努めます。

出典：網走市一般廃棄物処理基本計画 平成22年度～令和7年度(令和2年度見直し版)

(2) 美幌町

①町民による取組

町民は、一般ごみの排出者としてごみをなるべく出さない生活習慣を目指すことが求められます。

不必要な商品は購入しない、食材の使い切り・食べ切りの徹底といった排出抑制の考え、故障時の修理の励行等による商品の長期間使用の推進といった再使用の考え、そしてフリーマーケットやリサイクルショップの利用等による製品の再使用の考えを実践し、地域における循環型社会の形成に努めます。

②事業者による取組

事業者には、事業系ごみの排出者として、事業所から発生する廃棄物の排出抑制や再使用、再生使用が求められます。

環境配慮型製品の製造・販売・提供、梱包材の最小限化と使い捨て容器の自粛等の取り組みの他、地域的な課題として農業系廃棄物の減量化と、資源等への有効利用を実践し、地域における循環型社会の形成に努めます。

また、町が実施する廃棄物の排出抑制及び適正な循環利用に関する取り組みに積極的に参加、協力するものとします。

③行政による取組

町は地域における循環型社会の形成を実現するよう、町民、そして町内の事業者に向けて積極的な啓発活動を行い、廃棄物の排出抑制に係る自主的な活動の普及を促進します。

そしてエコバッグ・マイバッグ運動や、「資源回収活動」、環境配慮型製品の周知・啓発を行い、町民と事業者の意識向上に努めます。

また、町自らが公共事業に携わる事業者として、「もの」の長期間使用を推進するなど、排出抑制策を率先して実施します。

出典：美幌町一般廃棄物処理基本計画 令和4年度～令和18年度(令和4年3月策定)

(3) 斜里町

①町民による取組

住民は、自らが廃棄物の排出者であることを自覚して、3R を意識した循環型のライフスタイルへの転換を図ることが望まれます。そのため、商品等の購入時、使用時及び廃棄時等の各段階において、排出抑制・再使用・再生利用を意識した取り組みを進めることにより、環境への負荷を低減する生活を実施していくことが求められます。

また、本町や地域が実施するごみ排出抑制や資源化等の取り組みに積極的に参加・協力することが求められます。

②事業者による取組

事業者は、環境に配慮した事業活動に努めるとともに、自らの排出事業者責任を果たすことが求められます。

排出抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講じ、本町や地域が実施する廃棄物の排出抑制及び循環利用に関する取り組みに積極的に参加・協力することが求められます。

また、環境マネジメントシステムの導入による事業活動における環境効率性の向上、消費者の発生抑制・再使用・再生利用に関する行動を促すような製品・サービスの提供の他、自ら消費者としてグリーン購入を実施するなどの環境に配慮した積極的な取り組みが求められます。

③行政による取組

町は、一般廃棄物の処理の責任を負う主体として、ごみの排出抑制・再使用・再生利用及び適正処理を推進するとともに、自らが事業者として、循環型社会形成に向けて率先して取り組みます。

また、住民や事業者に対する情報提供、普及告発、環境教育を実施しての取り組みを促進する他、住民・事業者が連携して循環型社会形成に向けた施策を総合的、計画的に進めます。

出典：斜里町一般廃棄物処理基本計画 令和 5 年度～令和 19 年度(令和 5 年 3 月策定)

(4) 小清水町

①町民による取組

ごみの排出者であるという自覚と責任を持ち、従来のライフスタイルを見直し、3R(排出抑制：リデュース、再使用：リユース、再生利用：リサイクル)に努めることが大切です。環境への負荷をできる限り低減していくために、商品の購入時、使用時、廃棄時等の各段階において、排出抑制(リデュース)、再使用(リユース)といった 2R を優先した取り組みを実践するものとします。

また、町が実施する排出抑制及び適正な循環的利用に関する施策や取り組みに、積極的に参加、協力し、ごみ問題に対する関心と理解を深めます。

②事業者による取組

自己処理責任のもと、事業活動のあらゆる場面でごみの発生抑制に努めるとともに、可能な限り再使用、減量化、再生利用等を推進し、環境に配慮した事業活動に努めます。事業活動に伴い排出される温室効果ガスの排出量及び削減効果の把握に努めるものとします。

また、町が実施する廃棄物の排出抑制及び適正な循環利用に関する取り組みに、積極的に参加、協力するものとします。

③行政による取組

小清水町は、町内の一般廃棄物の処理責任者として、ごみの分別徹底の啓発、ごみの減量に関して住民の自主的な活動を促進するとともに、ごみの適正処理を推進します。

また、排出事業者の立場として、公共事業をはじめとする事業活動に伴う廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用、適正処理の確保を図る他、グリーン購入やグリーン契約に努めるなど、環境に配慮した行政運営を推進します。

出典：小清水町一般廃棄物処理基本計画平成 28 年度～令和 12 年度(令和 4 年 3 月改定)

(5) 大空町

①町民による取組

ごみの排出者であるという自覚と責任を持ち、事業者・町と一体となっておごみの減量・資源化に努めることが大切です。環境への負荷をできる限り低減していくために、商品の購入時、使用時、廃棄時等の各段階において、3Rに加えて『不要なものは買わない・断る(リフューズ: Refuse)』を含む4R運動を実践するものとします。

また、町や団体が実施する教育・啓発活動に積極的に参加、協力し、ごみ問題に対する関心と理解を深めます。

②事業者による取組

自己処理責任のもと、町民・町と一体となっておごみの減量・資源化に努めることが大切です。

環境への負荷をできる限り低減していくために、可能な限り再使用、減量化、再生利用等を推進し、環境に配慮した事業活動に努めます。

また、町や団体が実施する教育・啓発活動に、積極的に参加、協力するものとします。

③行政による取組

本町では循環型社会の構築に向けて、町民・事業者と一体となっておごみの減量・資源化に取り組みます。

循環型社会の構築に向けた町民や事業者の取り組みに対する必要な支援や情報提供などを行うとともに、ごみの処理量並びに処理状況を毎年、的確に把握し、町民や事業者に周知します。

また、簡易包装商品の購入や、ごみの分別・リサイクル、グリーン購入の実践など、3Rの推進に向けた行動を自ら率先して行い、循環型社会の構築を推進するために必要な新たな施策の検討並びに意識・啓発などに取り組みます。

出典：大空町一般廃棄物処理基本計画 平成29年度～令和13年度(平成29年3月策定)

4-2 斜網地区の取組

本項では、ごみの排出抑制・減量化、そして斜網地区におけるごみ処理の広域化・集約化の実践に向けた住民、事業者、そして自治体の役割を整理します。

(1) 住民による取組

住民は今後もマイバッグの使用や食品廃棄物の排出抑制等、ごみ排出者としての自覚を持った排出抑制・資源化に向けた行動を行います。

また広域化による新たなごみの分別や収集頻度の内容を十分理解した中で、ルールを厳守し適正に対応するものとします。

ごみの排出抑制は、循環型社会の構築を目指す本計画の重要な要因の一つであり、ごみ問題に関してより理解・関心のある行動が求められます。

(2) 事業者による取組

事業者は今後も過剰梱包の抑制や使い捨て容器の抑制等、ごみ排出者としての自覚を持った排出抑制・資源化に向けた行動を行います。

また住民と同様に、広域化による新たなごみの分別や収集頻度の内容を十分理解した中で、ルールを厳守し適正に対応するものとします。

ごみ総量に対し事業者から出されるごみの量は大きな割合を占めることから、環境に配慮した事業形態の構築を率先して進めることが求められます。

(3) 行政による取組

行政はごみの排出抑制・資源化、そしてごみ処理の広域化・集約化の推進を担う責任者として、住民や事業者に求められる取り組みを促進すると共に、自らが主体となって実践するものとします。

また斜網地区が一体となった循環型社会の構築に向けて、各市町のごみ排出抑制の施策や、広域処理に関するごみ処理の状況など、ホームページ、広報誌等による情報共有の他、説明会を積極的に実施するなど周知・徹底に努めます。

4-3 主な施策

本項では、ごみの排出抑制・減量化に向けた主な施策の事例について、斜網地区の各市町の一般廃棄物処理基本計画等より整理します。

表 2.2.4.1 ごみの排出抑制・減量化のための主な施策の事例～教育・啓発活動

教育・啓発活動		
住民の役割	事業者の役割	行政の役割
○地域単位や団体などの自発的活動への参加・協力 ○ごみ処理施設などの見学会の他、出前講座、イベントなどへの参加 ○資源の浪費型から、環境に配慮したライフスタイルへの見直し ○SNS 等の利用による住民の他、全国の人々を交えた情報交換	○ごみ処理や廃棄物の抑制、SDGs などに関する従業員への環境教育の実施 ○ISO14001 やエコアクション21 を導入するなど、環境全般への配慮・取組 ○SNS 等の利用による事業者間での情報交換 ○企業主体によるイベントの実施(例：リユース食器の利用など)	○広報やインターネットによるごみ減量化・再生利用・分別情報の提供 ○ごみの出し方に関するパンフレット・カレンダーの配布 ○教育機関などでの副読本の配布 ○見学会、出前講座、イベントなどの開催 ○一般廃棄物排出事業者に対して減量化・資源化への取組を啓発・指導 ○ごみの減量化に積極的に取り組んでいる事業所を広報などで紹介 ○事業系廃棄物の自己処理の促進 ○多量排出事業者に対する減量化計画の策定を依頼 ○環境に配慮した公共事業の発注 ○携帯端末、アプリなどを利用したごみ収集日などの情報の提供 ○資源化ルートの開拓、過剰包装の抑制、再生資源の利用について啓発・指導

表 2.2.4.2 ごみの排出抑制・減量化のための主な施策の事例～排出抑制

排出抑制		
住民の役割	事業者の役割	行政の役割
○ごみ処理手数料への理解 ○環境配慮型製品の利用(過剰包装や使い捨て容器の辞退、簡易包装商品の利用・購入) ○ノーレジ袋運動(マイバッグや、マイ箸、マイカップなどの持参) ○レンタル・リース商品の活用 ○食品ロスの削減(計画的に食品を購入し使い切る) ○生ごみの減量並びに堆肥化といった自家処理の推進、水切りの徹底など ○物の長期間使用の推進(詰め替え商品の使用や修理による長期間使用など) ○携帯電話などの店頭回収の利用 ○不要な買いだめを行わない ○製品プラの過度な利用の抑制	○過剰包装の中止や使い捨て容器の自粛 ○詰め替え商品の販売や、ばら売り、量り売りの推進 ○レジ袋の削減 ○環境配慮型製品の製造・販売 ○製品の長寿命化やアフターサービス体制の充実 ○生ごみの自家処理・有効活用 ○廃棄物の減量化計画の策定や、目標の設定など ○飲食店では、作りすぎない、持ち帰りへの協力 ○裏紙の使用など、紙ごみの削減 ○適切な維持管理により、施設の長寿命化を図る ○製品プラの使用に対し、再商品化など環境に配慮した取組の実践	○ごみ処理手数料の徴収・継続と共に、料金や徴収方法、収集方法などの必要に応じた見直し ○環境配慮型製品の利用・推進 ○ノーレジ袋運動の啓発・推進 ○スーパー・小売店に対し、レジ袋の削減、過剰包装の自粛やトレイなどの回収促進の呼びかけ ○事業者として、物の長期間使用を推進するなど、自ら排出抑制策を実施 ○監視・パトロールによる不法投棄の防止 ○適切な維持管理により、施設の長寿命化を図る ○製品プラの回収と再資源化の検討

表 2.2.4.3 ごみの排出抑制・減量化のための主な施策の事例～再使用・再生利用

再使用・再生利用		
住民の役割	事業者の役割	行政の役割
○リターナブル容器を使用している商品の購入 ○リユース商品などの活用 ○フリーマーケット、リサイクルショップの活用 ○再生素材、リサイクル製品の購入 ○グリーン購入の実践 ○ごみ・資源物の分別・排出の徹底 ○資源物集団回収への参加 ○家電リサイクル法、パソコンリサイクル法の対象となる不要家電の小売店などへの引き渡し ○店舗回収などの利用 ○下取りサービスの活用	○使用済み製品・部品の再使用 ○容器包装資材の再使用 ○再使用が容易な製品や部品の開発・製造 ○再生品の販売・利用 ○資源回収ボックスの設置 ○グリーン購入の実践 ○分別排出の徹底 ○廃食用油の回収・有効利用 ○製造業者や流通業者による自主回収・資源化の促進 ○再資源化を実施する廃棄物処分業者への処分委託 ○資源化・リサイクル施設の整備 ○原材料の選定の際には廃棄物の排出が少ないものを選ぶ	○ごみ・資源物の適正な分別・排出に関する指導の実施(燃やすごみへの生ごみの混入禁止、資源物の汚れの除去、ペットボトルにおけるキャップやラベルの取り外しなど) ○回収業者に関する情報の収集と、住民・各種団体などへの情報提供 ○環境配慮型製品の購入 ○役場など公共施設内での資源物の回収 ○トナーカートリッジやビン類など引取りルートがあるものは回収協力店で引き取ってもらうよう徹底 ○集団回収の促進・補助制度の導入

第5節 広域連携に向けたごみの種類及び分別(可燃ごみ)の区分

斜網地区のごみ処理の広域化・集約化に関する課題としては、それぞれの自治体が資源化や焼却、固形燃料化、また焼却後の埋立ないし直接埋立など単独で処理していることが挙げられました※。

また令和4年(2022年)4月にプラスチック資源循環法が施行され、市町村においては製品プラ廃棄物の分別収集、再商品化の義務化、もしくは努力義務とされたこと、また施設整備の財源として活用される環境省の「循環型社会形成推進交付金」の交付要件として、過疎地域を除き、法に規定する「プラスチック使用製品廃棄物」等の分別収集及び再商品化に取り組む必要があることが規定されました。

広域化・集約化を進めるにあたっては、対象となるごみの収集頻度や分別体制を自治体間で調整する必要があること、そして定められた新たなルールを厳守するよう、住民や事業者への十分な周知・理解と協力が求められます。

以上を踏まえ、斜網地区における広域化・集約化の実現に向けて、第2編第1章第1節(p.2-2~7)で示す斜網地区の各市町の現在のごみ処理フローに対して、将来、可燃ごみの焼却処理と、網走市においては製品プラの分別・収集を視野に入れた新たなフローを検討・整理します。

※：北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画(令和4年7月)

5-1 網走市の新たなごみ処理フロー

(1) 可燃ごみの分別の実施

網走市のごみ収集について、現在の主な収集区分は、「資源物」、「容器包装プラスチック類」、「生ごみ」、「粗大ごみ」、「埋立ごみ」、「使用済み紙おむつ類」です。

このうち、斜網地区で広域処理する可燃ごみの分別区分を以下のとおりとします。

- 「生ごみ」については、「貝殻・草花・(ティッシュ等の)紙類・竹串」を新たに分別します。
- 「埋立ごみ」については、「可燃ごみ」、「製品プラ」、「不燃ごみ」の3つに分別します。
- 上記、新たに分別する2項目に「使用済み紙おむつ類」を加えた「可燃ごみ」について、一括して収集する等、今後、必要に応じて検討を進めます。
- その他、広域で焼却処理する対象物としては、生ごみの堆肥化処理後の残渣や、粗大ごみの破碎処理で分別する焼却可能な可燃物とします。

(2) 製品プラの分別の実施

プラスチック資源循環法が施行され、本市では製品プラ廃棄物の分別収集、再商品化を進める必要があります(=義務化)。

過疎地域に該当しない網走市では、製品プラ等の分別収集及び再商品化の取り組みを推進します。

現在は埋立ごみに含まれる製品プラを新たに分別・収集しべール化すること、そして既に資源物として収集しているガラスびん(無色、茶色、その他)、ペットボトル、プラスチック製容器包装と共に、日本容器包装リサイクル協会での引き取りを検討します。

将来的には、過疎地域である4町との広域・連携により斜網地区が一体となった分別収集及び再商品化のルートの確立を目指します。

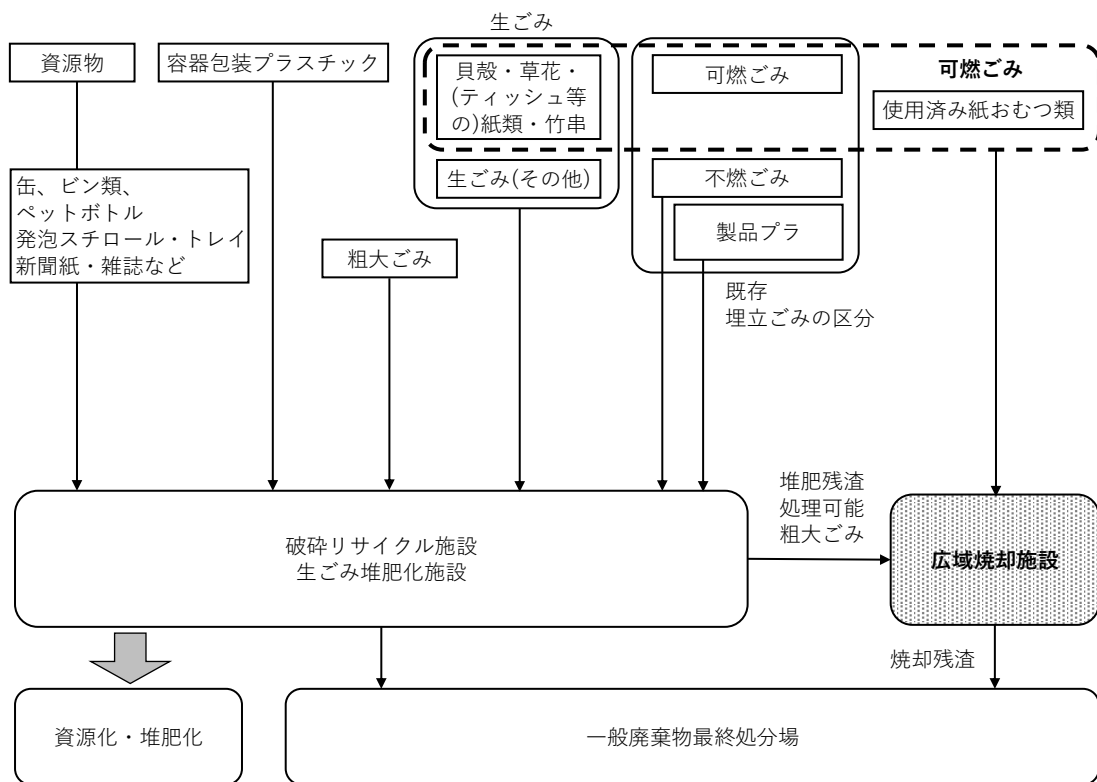


図 2.2.5.1 将来における網走市のごみ処理の流れ

表 2.2.5.1 将来における網走市の可燃ごみの分別区分

(■：可燃ごみの対象)

埋立ごみ	生ごみ	使用済み紙おむつ類
■皮革・ゴム類 ■マスク ■たばこの吸い殻 ■粘着シート ■スポンジ ■ふきん・ぞうきん ■ゴム手袋 ■かまぼこ板 ■梱包バンド	■ティッシュ ■キッチンペーパー ■割りばし・竹串 ■貝殻 ■草花・小枝	■紙おむつ ■生理用品 ■ペットシート ■猫砂

※：市のごみ処理ガイドブックによる「埋立ごみ」、「生ごみ」、「使用済み紙おむつ類」の既存の分別区分に対し、将来可燃ごみとして分別・収集するものを抜粋して表に整理する。

出典：ごみの分け方 出し方(令和 4 年度版 網走市)

5-2 美幌町の新たなごみ処理フロー

(1) 可燃ごみの分別の実施

美幌町のごみ収集について、現在の主な収集区分は、「一般ごみ」、「資源ごみ」、「その他プラスチック(容器包装プラスチック類)」、「粗大ごみ」です。

このうち、斜網地区で広域処理する可燃ごみの分別区分を以下のとおりとします。

■ 「一般ごみ」を「可燃ごみ」と「不燃ごみ」の2つに大別します。

「可燃ごみ」は、生ごみ、布くず、木・草類、皮革製品・ゴム製品、そしてプラスチック類(商品)が該当します。

また「不燃ごみ」は、せともの・ガラス類が該当します。

■ その他、広域焼却処理する対象物としては、玉ねぎや野菜くずなど農業廃棄物と、農作物への被害・抑制に向けて計画的に駆除するエゾシカ等の有害鳥獣とします。

(2) 製品プラの分別の実施・検討

プラスチック資源循環法が施行され、本町においては製品プラの分別収集、再商品化が努力義務とされました。

過疎地域に該当する美幌町では、網走市が先導的・主体的に進める製品プラの分別収集及び再商品化のルートの確立について、広域処理を視野に入れた分別・収集などの検討を進めます。

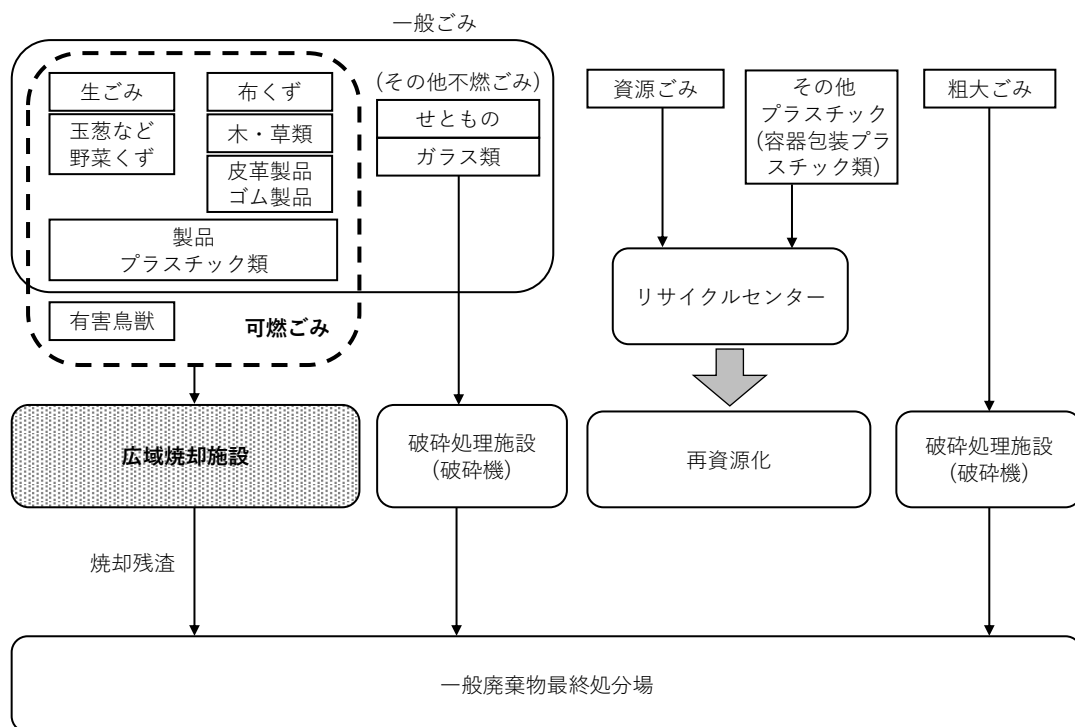


図 2.2.5.2 将来における美幌町のごみ処理の流れ

表 2.2.5.2 将来における美幌町の可燃ごみの分別区分

(■：可燃ごみの対象)

一般ごみ
■生ごみ ■布くず ■木・草類 ■皮革製品・ゴム製品 ■プラスチック製品(容器包装ではないもの)

※：町のごみ処理ガイドブックによる「一般ごみ」の既存の分別区分に対し、将来可燃ごみとして分別・収集するものを抜粋して表に整理する。

出典：保存版 ごみ分別辞典(美幌町)

5-3 斜里町の新たなごみ処理フロー

(1) 可燃ごみの分別の実施

斜里町のごみ収集について、現在の主な収集区分は、「一般ごみ」、「生ごみ」、「燃えないごみ」、「粗大ごみ」、「資源物」です。

このうち、斜網地区で広域処理する可燃ごみの分別区分を以下のとおりとします。

- 「一般ごみ」と「生ごみ」を「可燃ごみ」とします。
- 「燃えないごみ」の内、かばん類やゴム製のホース、靴・長靴・サンダルなどを「可燃ごみ」として分別します。
- 上記、「可燃ごみ」として分別する 3 項目について、一括して収集する等、今後、必要に応じて検討を進めます。

(2) 製品プラの分別の実施・検討

プラスチック資源循環法が施行され、本町においては製品プラの分別収集、再商品化が努力義務とされました。

過疎地域に該当する斜里町では、網走市が先導的・主体的に進める製品プラの分別収集及び再商品化のルートの確立について、広域処理を視野に入れた分別・収集などの検討を進めます。

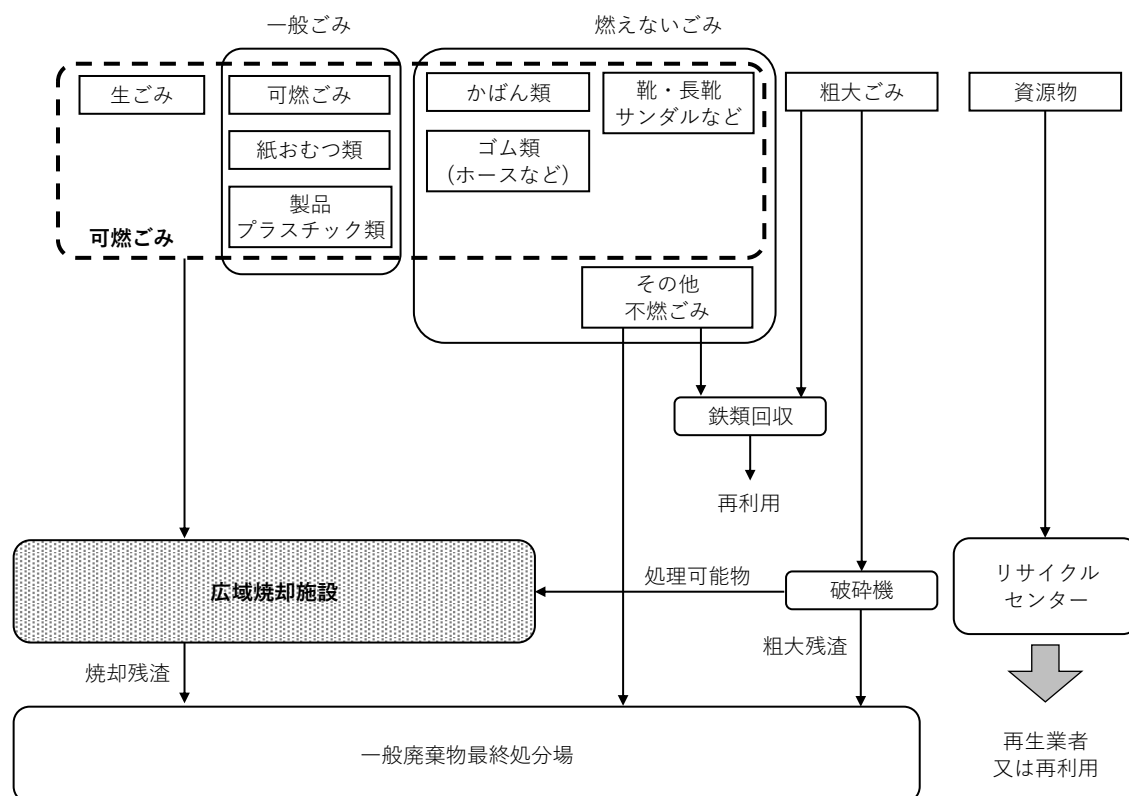


図 2.2.5.3 将来における斜里町のごみ処理の流れ

表 2.2.5.3 将来における斜里町の可燃ごみの分別区分

(■：可燃ごみの対象)

一般ごみ	燃えないごみ	生ごみ
■ひと洗いしても汚れがとれない容器包装プラスチック ■衣類(再利用できないもの) ■紙くず ■座布団・クッション・枕 ■たばこの吸い殻 ■小さなおもちゃ(指定回収袋に入らないもの、電池で動くものを除く) ■猫砂、犬糞 ■おむつ ■ビデオテープ、CD、DVD	■かばん類 ■ゴム製のホースなど ■靴、長靴、サンダルなど	■家庭や事業所から出る「調理くず」「食べ残し」

※：町のごみ処理ガイドブックによる「一般ごみ」、「燃えないごみ」、「生ごみ」の既存の分別区分に対し、将来可燃ごみとして分別・収集するものを抜粋して表に整理する。

出典：ごみ分別の手引き(平成 29 年 8 月作成 斜里町)

5-4 小清水町の新たなごみ処理フロー

(1) 可燃ごみの分別の実施

小清水町のごみ収集について、現在の主な収集区分は、「生ごみ」、「一般ごみ」、「粗大ごみ」、「資源物」、「有害ごみ」です。

このうち、広域処理する可燃ごみの分別区分を以下のとおりとします。

- 「生ごみ」を「可燃ごみ」とします。
- 「一般ごみ」を「可燃ごみ」と「不燃ごみ」の2つに大別します。
「可燃ごみ」は、紙類、木製品、衣類・布、プラスチックが該当します。
また「不燃ごみ」は、せともの・ガラス類が該当します。
- 上記、「可燃ごみ」として分別する2項目について、一括して収集する等、今後、必要に応じて検討を進めます。
- その他、広域処理する対象物としては、玉ねぎや野菜くずなど農業廃棄物とします。

(2) 製品プラの分別の実施・検討

プラスチック資源循環法が施行され、本町においては製品プラの分別収集、再商品化が努力義務とされました。

過疎地域に該当する小清水町では、網走市が先導的・主体的に進める製品プラの分別収集及び再商品化のルートの確立について、広域処理を視野に入れた分別・収集などの検討を進めます。

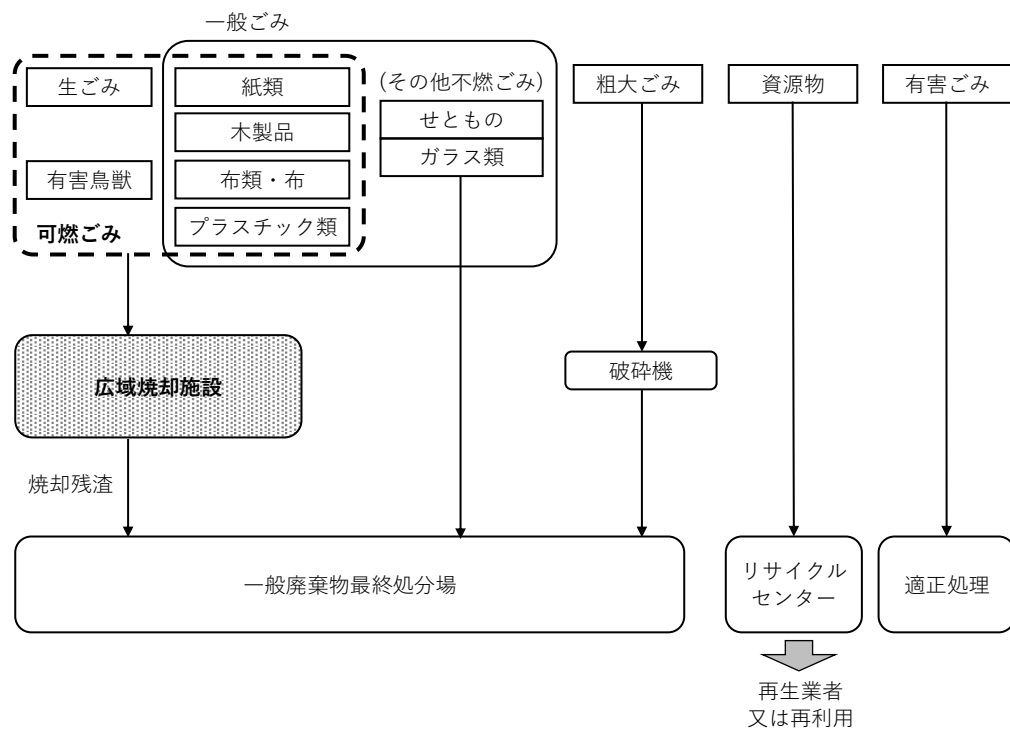


図 2.2.5.4 将来における小清水町のごみ処理の流れ

表 2.2.5.4 将来における小清水町の可燃ごみの分別区分

(■：可燃ごみの対象)

一般ごみ		その他
【紙類】	■紙おむつ	■貝殻 ■かに殻 ■CD・DVD ■ゴム製品(ゴム手袋、長靴、ゴムホースなど)
	■紙くず・写真	
	■たばこの吸い殻	
	■封筒・はがき	
【木製品】	■花火・マッチ	
	■まな板	
【衣類・布】	■服などの衣類	
	■ぬいぐるみ	
	■バッグ	
【プラスチック】	■台所用品	
	■バケツ	
	■文房具	
	■ポリタンク	

※：町のごみ処理ガイドブックによる「一般ごみ」、「その他」の既存の分別区分に対し、将来可燃ごみとして分別・収集するものを抜粋して表に整理する。

出典：ごみの分別・収集(小清水町 Web)

5-5 大空町の新たなごみ処理フロー

(1) 可燃ごみの分別の実施

大空町のごみ収集について、現在の主な収集区分は、「燃やすごみ」、「生ごみ」、「燃やせないごみ」です。

このうち、斜網地区で広域処理する可燃ごみの分別区分を以下のとおりとします。

- 「燃やすごみ」は、今後も「可燃ごみ」とします。
- 「生ごみ」は今後も生ごみとし、可燃ごみとする検討を行います。
- 「燃やせないごみ」の内、貝殻、加熱調理前の骨、ペットトイレ用の砂などは、「可燃ごみ」とします。
- 上記、「可燃ごみ」として分別する 3 項目について、一括して収集する等、今後、必要に応じて検討を進めます。

(2) 製品プラの分別の実施・検討

プラスチック資源循環法が施行され、本町においては製品プラの分別収集、再商品化が努力義務とされました。

過疎地域に該当する大空町では、網走市が進める製品プラの分別収集及び再商品化のルートの確立について、広域処理を視野に入れた分別・収集などの検討を進めます。

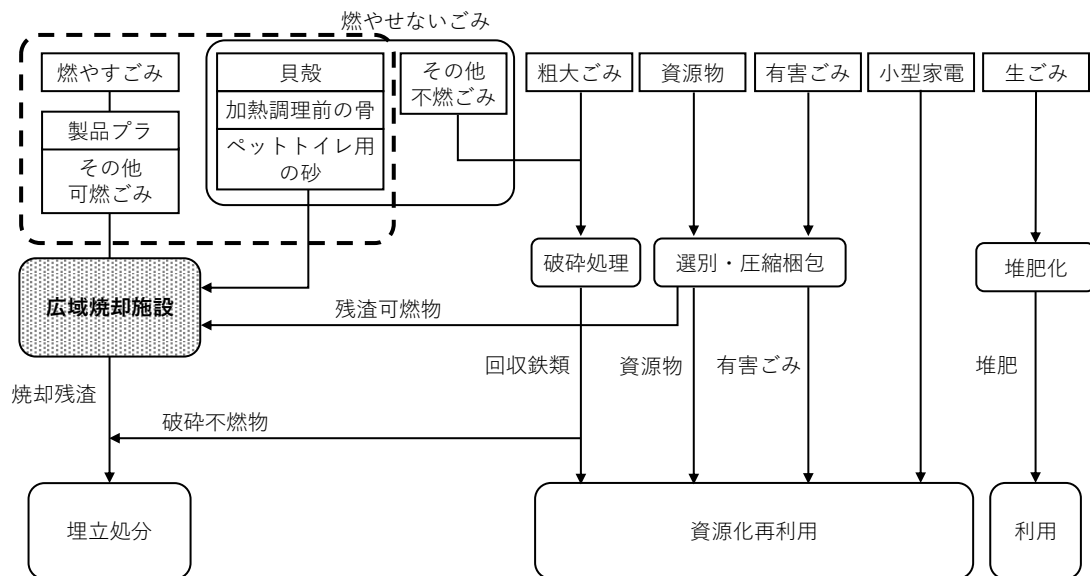


図 2.2.5.5 将来における大空町のごみ処理の流れ

表 2.2.5.5 将来における大空町の可燃ごみの分別区分

(■：可燃ごみの対象)

一般ごみ	生ごみ	燃やせないごみ
【紙くず】 ■ちり紙 ■紙おむつ ■たばこの吸い殻 ■内側が銀色の紙パック 【製品プラ】 ■バケツ・洗面器・食品保存タッパ ■ビデオテープ ■CD、DVD、BD(ケース含む) ■おもちゃ ■食品保存ラップ、資源にできない汚れたプラスチック、ペットボトル 【布類・革類・ゴム類】 ■靴、カバン ■ぬいぐるみ、汚れた衣類、布類 【木製品・枝など】 ■割り箸、竹串、まな板、しゃもじ ■枯葉、小枝(乾燥した葉、細かな枝)	■食事の食べ残し ■調理くず ■カニの甲羅 ■エビの殻 ■漬物、ぬか ■梅干しの種 ■フライドチキンの骨 ■貝の身 ■コーヒーがら、お茶がら ■粉ミルク ■ペットフード ■トウモロコシの実、皮、芯	■貝殻 ■加熱調理前の大きな骨 ■ペットトイレ用の砂

※：町のごみ処理ガイドブックによる「燃やすごみ」、「生ごみ」、「燃やせないごみ」の既存の分別区分に対し、将来可燃ごみとして分別・収集するものを抜粋して表に整理する。

出典：ごみ・資源の分類表(大空町)

第 6 節 ごみの適正な処理及び処分に向けた計画

6-1 広域による収集運搬計画

(1) 可燃ごみに関する新たなごみ収集区分の設定

現在のごみ収集区分に対し、広域で集約・処理する新たな可燃ごみの区分については、第 2 編第 2 章第 5 節(p.2-111~121)に記載のとおりです。

広域による可燃ごみの集約化を進めるに当たり、対象となるごみの品目や収集頻度、分別体制について、今後、斜網地区で協議・調整し、新たなごみ収集区分として設定します。

また分別区分に関する新たなルールを厳守するよう、住民や事業者の方々への説明会やホームページ、広報誌等への掲載、ガイドブックの作成など十分な周知・理解と協力を得るものとします。

(2) 製品プラに関する新たなごみ収集区分の設定

網走市では、製品プラを新たに分別収集します。

収集・保管場所については、プラスチック製容器包装と同じ網走市廃棄物処理場(リサイクル施設)の他、新設整備する広域焼却処理施設の周辺など将来の広域処理と合わせた検討を進めます。

(3) 斜里町における中継施設の整備・検討

広域焼却処理施設の計画地は、斜網地区の各市街地から概ね 30km 圏内の中心に位置する大空町を建設候補地として検討しています。

当該地への運搬について、美幌町・小清水町は国道 334 号線の利用、また網走市からは道道 102 号線の利用など比較的距離の短い円滑な移動が期待できます。

一方、斜里町からの運搬については、オホーツク管内で特別豪雪地帯に指定される清里町近くを経由し、冬期・豪雪時の移動が限られること、更に町内ウトロ地区からは約 70 km圏と離れており、塵芥車(=収集車)による一日数回の往復が現実的に困難です。

以上の収集運搬に関する課題により、斜里町内には一時収集拠点となる中継施設の整備を検討します。

(4) ごみ収集(運搬)料金の設定

広域焼却処理施設への可燃ごみの収集運搬に際し、市内・町内の各家庭からの収集に加えて、広域焼却処理施設への運搬費用が新たに計上されることとなります。

今後、大空町を除く 1 市 3 町の計画可燃ごみ量の排出量に対して、運搬に必要な塵芥車(=収集車)の仕様と必要台数を想定し、これに燃料費と人件費を計上した中で収集運搬費用を検討します。

6-2 広域による中間処理計画

(1) 広域焼却処理施設の建設候補地

広域焼却処理施設の建設候補地は既存の大空町一般廃棄物焼却処理施設の更新に併せて計画します。

建設においては、環境影響評価を実施し、居住環境に十分留意した施設整備を行うものとします。

広域焼却処理施設の建設候補地を次頁に示します。

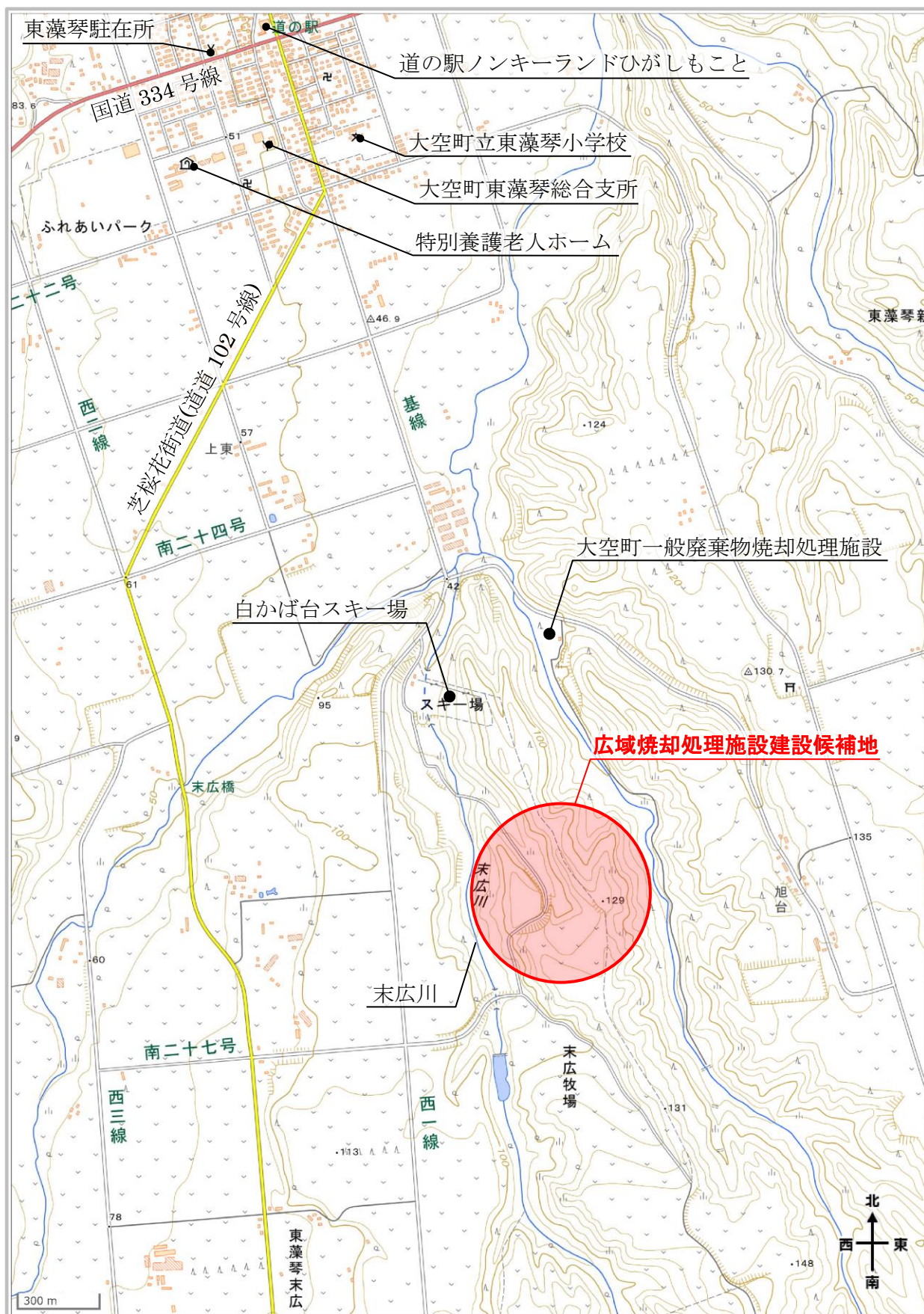


図 2.2.6.1 広域焼却処理施設の建設候補地の位置図

(2) 整備目標時期

斜網地区では前述の表 2.1.5.2(p.2-77)に記すとおり、令和 10 年度(2028 年度)までに美幌町、小清水町、そして網走市、大空町、斜里町の順に一般廃棄物最終処分場が満杯になると予測される等、残余年数が逼迫した状況です。

新設整備する広域焼却処理施設については、焼却処理による(埋立可燃ごみの)減容化を早期に実現するよう、令和 10 年度(2028 年度)の供用開始を目指すものとし、斜網地区における一般廃棄物最終処分場の残余容量と年数を確保します。

(3) 計画可燃ごみ量の設定

斜網地区における計画可燃ごみ量は、第 2 編第 2 章第 3 節(p.2-36～59)に記載のとおりです。

このうち広域焼却処理施設の供用開始を目指す令和 10 年度(2028 年度)の計画可燃ごみ量は下表のとおりであり、当該合計である 14,453t/年を焼却処理規模の検討に必要な条件として設定します。

表 2.2.6.2 令和 10 年度(2028)における計画可燃ごみ量の見込み

(単位：t)

	網走市	美幌町	斜里町	小清水町	大空町	合計
計画可燃ごみ量	6,028	4,218	2,770	705	732	14,453
可燃ごみ	6,028	4,202	1,323	490	499	12,542
生ごみ	—	—	1,196	215	233	1,644
その他可燃物※	—	16	251	—	—	267

(斜網地区の可燃ごみ対象については、第 2 編第 2 章第 5 節(p.2-111～121)に記載)

※：可燃ごみ・粗大ごみ等の破碎・選別後の可燃物を示す。

(4) 可燃ごみ(内訳)に関する今後の方針

広域焼却処理の対象である計画可燃ごみの内訳は、第 2 編第 2 章第 5 節(p.2-111~121)に記載のとおりです。この中に含まれる生ごみや製品プラ、また特殊な一般廃棄物に関する今後の方針を整理します。

①生ごみへの対応

斜網地区では、生ごみを可燃ごみとして広域焼却処理する方向性に対し、メタン発酵で得られたバイオガスをエネルギーとして利用するなど新たなエネルギー利用の可能性を併せて検討します。

②製品プラへの対応

製品プラについて、今後、網走市では分別収集し再利用する一方、過疎地域に該当する他 4 町では可燃ごみとして焼却処理することを検討中です。

網走市が進める製品プラの分別収集及び再商品化のルートの確立について、広域処理を視野に入れた積極的な 4 町の参加などの検討を進めます。

③特殊な一般廃棄物への対応

広域焼却処理の対象として、美幌町では農作物への被害・抑制に向けて計画的に駆除するエゾシカ等の有害鳥獣や、小清水町においても玉ねぎや野菜くずなど農業廃棄物といった一般家庭から排出されない特殊なものを含みます。

その他特殊な一般廃棄物としては、在宅医療廃棄物である包帯やガーゼの繊維くず、書類などの紙くず、厨芥や実験動物の死体などが挙げられ、広域焼却処理の対象とするか、今後検討を進めます。

(5) 焼却処理規模の設定

令和 10 年度(2028 年度)の計画可燃ごみ量 14,453t/年を踏まえ、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領〔2017 改訂版〕」に基づく算出方法から、焼却処理施設の規模を設定します。

施設規模は日平均可燃ごみ処理量を実稼働率で除することで算出されますが、全連続式運転方式または間欠運転方式の採用により実稼働率は異なります。

下表に示すとおり、①全連続運転及び②日曜日を休日とした間欠運転方式、③土日を休日とした間欠運転方式の 3 パターンで算出し、最大値である③の 58t/日を施設規模として設定します。

表 2.2.6.3 施設規模の算出結果

運転方式のケース	施設規模 算出結果	〈計算式〉 ・ 計画年間日平均処理量 ÷ 実稼働率 ÷ 調整稼働率※
①24 時間 全連続運転式	54t/日	・ 39.60t/日 ÷ 0.767 ÷ 0.96 ※実稼働率：実稼働日数 280 日 ÷ 365 日 = 0.767
②16 時間 間欠運転式(日休)	49t/日	・ 39.60t/日 ÷ 0.811 ※実稼働率：実稼働日数 296 日 ÷ 365 日 = 0.811
③16 時間 間欠運転式(土日休)	58t/日	・ 39.60t/日 ÷ 0.693 ※実稼働率：実稼働日数 253 日 ÷ 365 日 = 0.693

※：調整稼働率とは、稼働予定日であっても不測の故障の修理や、やむを得ない一時休止等の為に処理能力が低下することを考慮した係数である。以下、係数の設定はごみ処理施設整備の計画・設計要領 p.488 より。

- ・ 全連続運転式：96%で設定する。
- ・ 間欠運転式：毎日休止時間があり、また毎週休止日が設定されていることから、不測の故障の修理時の対応は、「稼働時間を延長する」、「休止日を振替える」、「ごみピット容量に余裕をとる」等の対応が可能なことから、一般的には調整稼働率を考慮しない。

表 2.2.6.4 実稼働率の算出～(年間)実稼働日数の算出設定

運転方式のケース	(年間)実稼働日数の算出設定の内訳
①24 時間 全連続運転式	補修整備期間 30 日 + 点検期間 30 日 + 停止期間 7 日 + 起動期間 9 日 + 停止に要する期間 9 日 = 85 日 → 365 日 - 85 日 = 280 日
②16 時間 間欠運転式(日休)	年間日曜日 52 日 + 年末年始 5 日 + 施設補修日 12 日 = 69 日 → 365 日 - 69 日 = 296 日
③16 時間 間欠運転式(土日休)	年間土曜日日曜日 104 日 + 年末年始 3 日 + 施設補修日 5 日 = 112 日 → 365 日 - 112 日 = 253 日

出典：ごみ処理施設整備の計画・設計要領〔2017 改訂版〕(全国都市清掃会議)

(6) エネルギー利用に関する検討

①エネルギー回収率の確保

広域焼却処理施設の整備にあたっては、環境省のエネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル(令和3年(2021年)4月改訂)に基づく循環型社会形成推進交付金の活用を視野に入れたエネルギー回収率を確保することを基本とします。

今回計画する58t/日の施設規模に対する交付要件は、エネルギー回収率11.5%であり、斜網地区においては地理的・社会的に不利な豪雪地域として10.0%を満たす必要があります。

今後、焼却処理方式・仕様の検討にあたっては、コスト過多でエネルギー回収率に不利な白煙防止装置を設置しない等、可能な範囲で11.5%の達成を目指します。

②新たな技術の活用・検討

上記マニュアルで、現状の技術では70t/日程度未満の小規模施設においては、発電設備そのものを設置することが困難な場合が多いため、小規模施設においては無理な計画とならないよう十分な検討を要することが記されています。

70t/日を下回る施設規模に関するエネルギー利用はロードヒーティングや暖房といった場内での熱利用など、国の基本方針が目指すエネルギー源としての廃棄物の有効利用に限界があることが伺えます。

今後の動向として、生ごみのメタン発酵で得られたバイオガスのエネルギー利用や、小規模施設でも発電可能な新技術の開発に着目し、循環共生型の地域社会の構築に資するエネルギー利用について引き続き検討します。

(7) 概算工事費の設定

計画可燃ごみ量 14,453t/年並びに必要な焼却処理規模 58t/日を踏まえ、広域焼却処理施設の概算工事費を設定します。

概算工事費は当該規模 58t/日に対し、次頁の表に示す文献・報告書等の実績・実勢価格を参考に t 当り単価 160,000 千円を反映した結果、9,280,000 千円となります。

t 当り単価は、資機材等の物価や人件費など将来の増加(社会的割引率 4%/年)を見据えた金額です。

今後、コスト圧縮を視野に入れた中で、広域焼却処理施設に関する具体的な条件や仕様などの検討を進めます。

表 2.2.6.5 焼却炉の仕様・能力と概算工事費の設定

計画可燃ごみ量 (見込み)	焼却炉の仕様・能力など				概算工事費 ／処理能力	概算工事費
	焼却炉	稼働時間	炉数	処理能力		
14,453t/年	29t 炉	16 時間	×2 機	58t	160,000 千円/t	9,280,000 千円

表 2.2.6.6 文献による熱回収施設実勢価格動向
～R2 年度実績値^{※1}に R5、R8 は社会的割引率(4%/年)を反映

(単位：千円/t)

規 模	R2 年度(2020 年度)	R5 年度(2023 年度)	R8 年度(2026 年度)
	—	社会的割引率：1.125	社会的割引率：1.265
100t/日以上	94,515	106,329	119,561
50～99t/日	97,052	109,184	122,771
49t/日以下	124,512	140,076	157,508

※1：文献「ウエイスト マネジメント」による熱回収施設実勢価格動向

表 2.2.6.7 北海道内類似規模施設の建設費単価(処理量 t/日当り)
～R2 年度報告書単価^{※2}に R5、R8 は社会的割引率(4%/年)を反映

(単位：千円/t)

規 模	R2 年度(2020 年度)	R5 年度(2023 年度)	R8 年度(2026 年度)
	—	社会的割引率：1.125	社会的割引率：1.265
30t/日未満	208,000	234,000	263,120
30～50t/日未満	123,000	138,375	155,595
50～100t/日未満	75,000	84,375	94,875
100t/日以上	70,000	78,750	88,550

※2：ごみ処理広域化・集約化委託業務報告書(令和 3 年 3 月 北海道環境生活部)

(8) 工程計画の設定

令和 10 年度(2028 年度)の供用開始を目標とした広域焼却処理施設の整備並びに既存の大空町焼却処理施設の解体工事に向けた工程計画を下表に整理します。

整備計画にあたっては、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用するものとします。

表 2.2.6.8 広域焼却処理施設の整備・工程計画の設定

年度	項目	内容など備考
令和 4 年度 (2022 年度)	☐ 施設整備基本構想	
	☐ 一般廃棄物処理広域化基本計画	・広域対象となる計画可燃ごみ量の設定
令和 5 年度 (2023 年度)	☐ 循環型社会形成推進地域計画	・広域焼却処理施設及び浄化槽設置整備に関する地域計画書を策定
令和 6 年度 (2024 年度)	☐ エネルギー回収型廃棄物処理施設基本計画	・測量、地質調査、生活環境影響調査 ・広域焼却処理施設の基本計画の策定
令和 7 年度 (2025 年度)	☐ 〃基本設計	・指名業者の選考 → 実施設計図書
	☐ 〃設置届出書	・実施設計図書、生活環境影響評価
令和 8 年度 (2026 年度)	☐ 〃工事	・1 年目(全体工事の約 35%程度)
令和 9 年度 (2027 年度)	☐ 〃工事	・2 年目(全体工事費の約 65%程度)
	☐ 大空町旧焼却処理施設の解体計画設計	・ダイオキシン類調査等を含む
令和 10 年度 (2028 年度)	☐ エネルギー回収型廃棄物処理施設・供用開始	
	☐ 大空町旧焼却処理施設の解体工事、施工管理	

6-3 単独による中間処理計画

(1) 大空町焼却処理施設の廃止・解体

第2編第1章第2節(p.2-11、p.2-13)に示すとおり、既存の大空町焼却処理施設については既に更新期を迎え、設備・機器の劣化や故障の他、建屋自体の老朽化といった多くの問題がみられます。

また当該施設は環境や維持管理などコスト面で不利なバッチ運転の仕様であることから、新設整備する広域焼却処理施設の供用開始後は速やかな廃止・解体を進めるものとします。

(2) 斜里町エコクリーンセンター資源化施設の利用

第2編第1章第2節(p.2-15)に示すとおり、既存の斜里町エコクリーンセンター資源化施設では、廃棄物由来の塩素が原因による余剰生成物の発生並びに遠方の民間施設への売却など処理費が過大で町財政の負担となるなどの問題がみられます。

当該施設は、平成24年度(2012年度)の供用開始であり、広域焼却処理施設を整備する令和10年度(2028年度)で11年目を迎えます。

広域焼却処理施設整備後の資源化施設については、次期一般廃棄物最終処分場での浸出水処理施設としての利用や、粗大ごみの屋内処理・保管場としての利用などの検討を進めます。

(3) リサイクル・保管庫など既存施設の広域利用の検討

第 2 編第 1 章第 2 節(p.2-13~35)で示す斜網地区のリサイクル施設、保管庫等の状況を下表に整理します。

当該既存の施設については、広域焼却処理施設の供用開始の際に、住民や事業所等から直接搬入される可燃ごみを受入れて、広域施設に運搬する拠点として利用することが考えられます。

点検整備や補修など適正な維持管理による機器・施設の長寿命化の他、将来、求められる機能・役割を視野に入れた中で、必要に応じて増設や機器更新を行うなどの検討を進めます。

また施設の更新・建替え新設の際は、斜網地区による広域利用の可能性を検討します。

表 2.2.6.9 リサイクル・保管庫など施設の状況

	処理能力	供用開始年度	広域・集約化計画による更新期
網走市廃棄物処理場 (破碎施設)	17t/日	平成 29 年度 (2017 年度)	令和 24 年 (2042 年)より
網走市廃棄物処理場 (リサイクル施設)	17t/日	平成 29 年度 (2017 年度)	令和 24 年 (2042 年)より
美幌町リサイクルセンター (ペットボトル、発泡スチロール)	3.75t/日	平成 9 年度 (1997 年度)	令和 2 年 (2020 年)より
美幌町リサイクルセンター (プラスチック)	3.5t/日	平成 17 年度 (2005 年度)	令和 12 年 (2030 年)より
小清水町リサイクルセンター	16t/日	平成 28 年度 (2016 年度) 運転開始※2	—
大空町リサイクルセンター	1.8t/日	平成 11 年度 (1999 年度)	令和 6 年 (2024 年)より
美幌町リサイクルセンター 資源保管庫	47t/年※1	平成 11 年度 (1999 年度)	—
斜里町リサイクルセンター	418t/年※1	平成 13 年度 (2001 年度)	—
大空町リサイクルセンター ストックヤード	561t/年※1	平成 14 年度 (2002 年度)	—

※1：資源保管庫については、年間保管量を示す。

※2：小清水町リサイクルセンターについて、建物自体は旧中斗美小学校を利用。

6-4 最終処分計画

(1) 残余容量と年数の確保

広域で集約・処理する新たな可燃ごみの区分に対し、斜網地区の各市町で今後も埋立処分するごみの区分は、第2編第2章第5節(p.2-111~121)に記載のとおりです。

各市町では、ごみ排出量の抑制と、地域に適した中間処理による資源化の推進及び埋立ごみの減量化・減容化に努め、一般廃棄物最終処分場の残余容量と年数の確保を目指します。

(2) 焼却灰の埋立処分

広域焼却処理施設で発生する焼却灰については、斜網地区内の一般廃棄物最終処分場で埋立処分することを基本とします。

広域・集約化計画では、ごみ処理施設(焼却、資源化、一般廃棄物最終処分場等)は、設置場所が特定の市町村に集中しないようブロック内市町村の役割分担を検討する必要性が示されています。

広域焼却処理及び焼却灰の埋立処分といった役割分担に関する協議・調整を進めます。

(3) 一般廃棄物最終処分場の適正な管理

一般廃棄物最終処分場については、定期的な水質検査を実施し、環境問題が無いかを確認するなど、周辺環境に十分配慮します。

また各市町において埋立てを終了した一般廃棄物最終処分場については、施設を廃止するまで、周辺環境に十分配慮しながら適正な管理に努めます。

(4) 一般廃棄物最終処分場に関する情報の公開

廃棄物処理法の改正(平成23年(2011年)4月1日施行)において、廃棄物処理施設の維持管理状況に関する情報の公表が義務付けられました。

一般廃棄物最終処分場に埋立処分した廃棄物の種類及び数量並びに水質の測定結果など施設の運営管理状況について、各市町のホームページ、広報誌等を通じた情報公開を引き続き行います。

6-5 その他の計画

(1) 広域連携による災害廃棄物の処理

国の基本方針では、災害廃棄物の適正な処理を確保し、かつ可能な限り分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保することが方針として示されました。

また「北海道災害廃棄物処理計画(平成 30 年(2018 年)3 月)」においても、災害からの早期の復旧・復興に向けて発災時に道が対応すべき事項や、被災した市町村が災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要となる事項や関係機関の役割、備えておくべき事項等を取りまとめています。

今後、新たに整備する広域焼却処理施設や一般廃棄物最終処分場については、上記目標の達成に向けた役割を担うよう、斜網地区、更にはオホーツク管内を含めた広域連携による利用などの検討を進めます。

斜網地区の各市町における災害廃棄物処理計画の策定状況と災害廃棄物の発生量を下表に整理します。

表 2.2.6.10 災害廃棄物処理計画の策定状況と災害廃棄物の発生量

(単位：t)

	策定状況	対象災害	災害廃棄物発生量
網走市	済	網走沖の地震	1,989,000
美幌町	策定中	標津断層帯地震	2,100
		網走川・美幌川氾濫	204
斜里町	環境省モデル事業による策定	標津断層帯の地震	200,800
		網走沖の地震	171,200
小清水町	策定中	標津断層帯による地震被害	26,445
		網走沖の地震による津波被害	15,303
		3 河川の同時氾濫	16,766
大空町	済	網走沖地震	15,500

出典：網走市災害廃棄物処理計画(令和 3 年 2 月)

美幌町災害廃棄物処理計画(骨子案)(令和 4 年 3 月)

斜里町災害廃棄物処理計画策定モデル事業(平成 29 年度)

小清水町災害廃棄物処理計画(令和 4 年 2 月)

大空町災害廃棄物処理計画(令和 3 年 3 月)

(2) 計画の進捗管理

本計画を着実に推進し、実効性のあるものとするよう各種施策などに関するチェックなど事業評価を行います。

事業評価については、斜網地区による協議会を通して、具体的な数値目標の達成状況の他、国や北海道による数値目標との照合など進捗管理を行います。

斜網地区の各市町による数値目標は下表のとおりです。

表 2.2.6.11 斜網地区の数値目標の設定

自治体	数値目標の設定に関する内容
網走市	□ 可燃ごみ排出量について、北海道計画目標削減率 1.3%/年を準用し、現在の可燃ごみ排出量 6,727t/年に対し、令和 10 年度(2028)で 6,028t/年とします。 ※ ごみの排出抑制・減量化に向けた目標値の設定は、「ごみ処理基本計画」については、令和 5 年度(2023)より策定する予定。 ※ 令和 4 年度(2022)より、市民参加による「網走市廃棄物減量化等推進懇話会」を開催し、現状のごみ処理行政に関する問題意識を共有した中で、減量化に向けた必要な施策を検討中。
美幌町	□ 北海道計画目標値を準用し、令和 8 年度(2026)で家庭系・資源ごみを除く 1 人 1 日当りのごみ排出量を 440g 以下、リサイクル率 30%以上とします。
斜里町	□ ごみ(全体)排出量について、北海道計画目標削減率 1.3%/年を準用し、現在の排出量 3,869t/年に対し、令和 19 年度(2037)で 3,400t/年以下とします。 ※ 令和 14 年度(2032)で 3,670t/年。 □ 堆肥化処理を廃止する場合、リサイクルの目標率は、27%以上とします。
小清水町	□ 1 人 1 日当りのごみ排出量(集団回収を除く)について、北海道計画目標値(約 5%の削減率)を準用し、現在 829g に対し、令和 12 年度(2030)で 790g 以下とします。
大空町	□ 1 人 1 日当りのごみ排出量について、北海道計画目標値の 900g は既に達成済です。今後の目標としては、令和 19 年度(2037)で 800g と、更なる減量化を推進します。

(3) 将来的における清里町の参加など

広域・集約化計画の斜網ブロックに属する清里町では、単独の焼却処理施設が整備されています。

当該施設は、大空町の既存の焼却処理施設と同様のバッチ運転の仕様であり、昭和 58 年(1983 年)の供用開始後、平成 29 年(2017 年)の基幹的設備改良から 5 年を経過します。

清里町では、令和 3 年度(2021 年度)に策定した「機器補修・更新計画(令和 4 年度(2022 年度)～令和 17 年度(2035 年度))」に基づき、令和 17 年度までは利用する意向です。

本計画では、広域焼却処理施設の稼働期間中に清里町が広域参加する可能性^{*}も視野に入れるなど、各施設の稼働年数等から広域化の可能性を考慮し、協議検討を重ねていくものとします。

下記に清里町の焼却処理施設の諸元を記します。

※：第 2 編第 3 節 3-6 計画可燃ごみ処理量(p.2-100)に示すとおり、斜網地区における計画可燃ごみ処理量は、供用開始を予定する令和 10 年度(2028 年度)の 14,453t が最大であり、その後、令和 14 年度(2032 年度)で 13,899t と減少することから施設に余力が生じます。

表 2.2.6.12 清里町清掃センターの概要

項 目	内 容
施設名称	清里町清掃センター
所在地	清里町江南 807
処理対象廃棄物	可燃ごみ、不燃ごみ
炉形式	バッチ運転
処理能力	10t/日、1 炉
建設年月	昭和 58 年(1983 年)、 基幹的設備改良：平成 29 年(2017 年)
主な設備・仕様	焼却方式：ストーカ式

出典：一般廃棄物処理実態調査(令和 2 年度 環境省)

参考資料

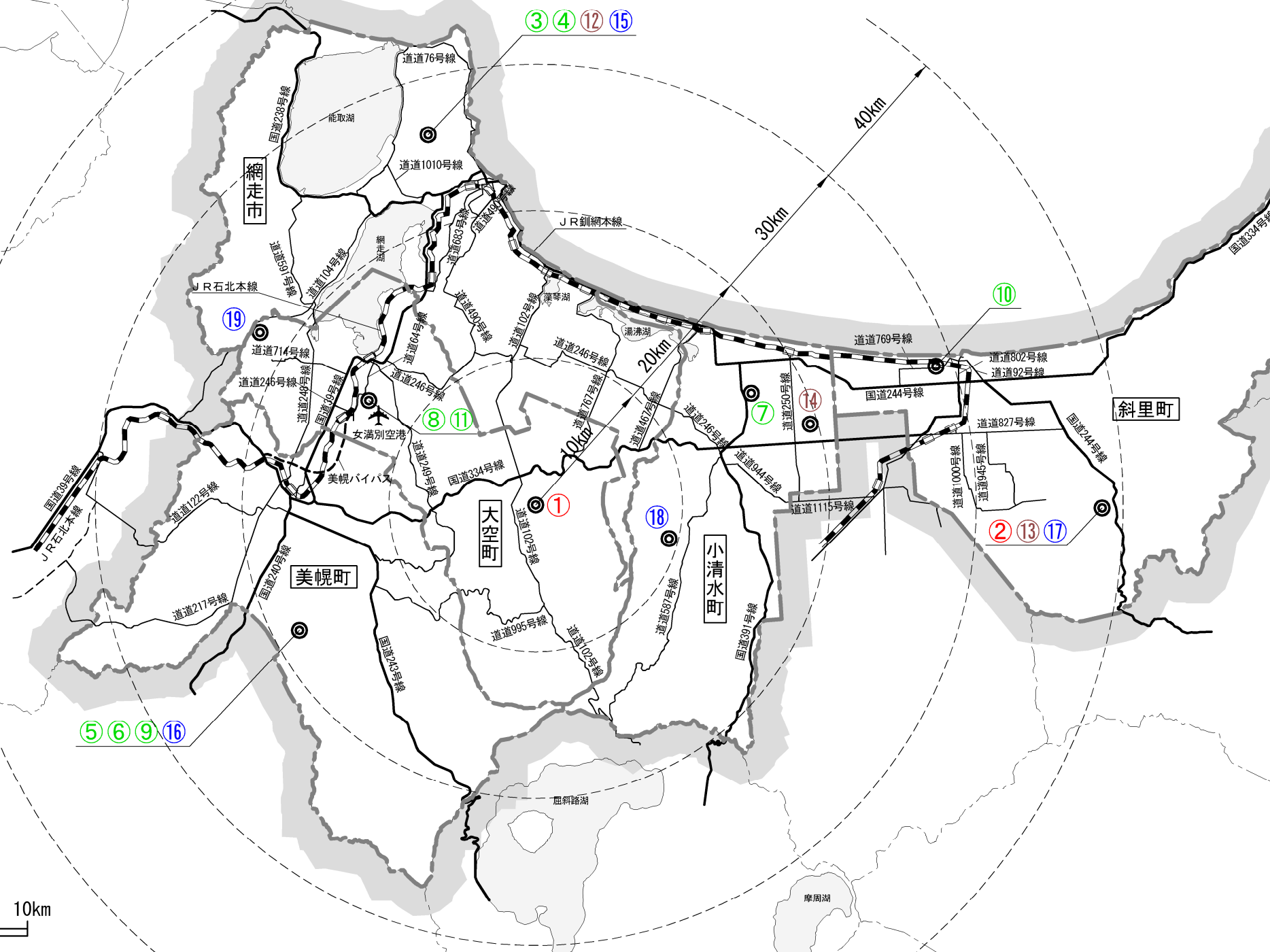
斜網地区施設位置図

凡 例

①	大空町一般廃棄物焼却処理施設
②	斜里町エコクリーンセンター資源化施設

③	網走市廃棄物処理場（破砕施設）
④	網走市廃棄物処理場（リサイクル施設）
⑤	美幌町リサイクルセンター（ペットボトル、発泡スチロール）
⑥	美幌町リサイクルセンター（プラスチック）
⑦	小清水町リサイクルセンター
⑧	大空町リサイクルセンター
⑨	美幌町リサイクルセンター資源保管庫
⑩	斜里町リサイクルセンター
⑪	大空町リサイクルセンターストックヤード

⑫	網走市生ごみ堆肥化施設
⑬	斜里町エコクリーンセンター生ごみ堆肥化施設
⑭	小清水町生ごみ堆肥化施設
⑮	網走市廃棄物処分場（最終処分場）
⑯	美幌町一般廃棄物最終処分場（Ⅲ期）
⑰	斜里町エコクリーンセンター最終処分場
⑱	小清水町第２期一般廃棄物処分場
⑲	大空町一般廃棄物最終処分場



A horizontal scale bar with vertical tick marks at 0, 5, and 10 km. The text '0', '5', and '10km' is placed above the corresponding tick marks.

【網走市におけるごみの分別・収集】

危険ごみ・有害ごみ	資源物の日に収集
資源物	週1回収集
容器包装プラスチック	週1回収集
生ごみ	週2回収集
使用済み紙おむつ類	週2回収集
分別して残ったもの	
埋立ごみ	週1回収集

食器類	金属類	皮革・ゴム類	粘着シート
梱包バンド	マスク	たばこの吸い殻	プラスチック製品

ハンガー	バケツ	おもちゃ	CD・CDケース
------	-----	------	----------

その他、生ごみ堆肥化処理の残渣を燃やすごみとする。

■容器包装プラスチック

① プラマークがついている	② 商品を入れたり包んでいるもの
③ 中身が商品のもの	④ 商品が消費されたら不要な容器や包装

ボトル容器	チューブ容器	緩衝材	カップ・パック・フィルム
ラップ	お菓子の袋	調味料容器	卵のパック

■生ごみ

食品くず	ティッシュ	キッチンペーパー	割りばし・竹串
貝殻	ティーバッグ	草花・小枝	ペットフード

※；生ごみ破袋の阻害要因となるもの。

スポンジ	ふきん・ぞうきん	ゴム手袋	かまぼこ板
------	----------	------	-------

■使用済み紙おむつ類

紙おむつ	生理用品
ペットシート	猫砂

【凡例】

○	可燃ごみ対象
△	ベール圧縮化が困難な際は可燃ごみ対象

■ チェック 生活環境課清掃リサイクル係
； 令和4年9月16日

出典；令和4年度版 網走市 ごみの分け方 出し方

【美幌町におけるごみの分別・収集】

■一般ごみ

生ごみ



布くず

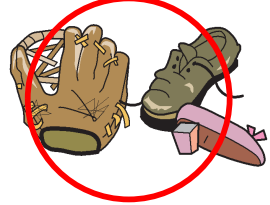
(古衣料として回収できないもの)



木・草類



皮革製品・ゴム製品



プラスチック類(商品)

※商品の容器・包装は
その他プラスチックとなります。

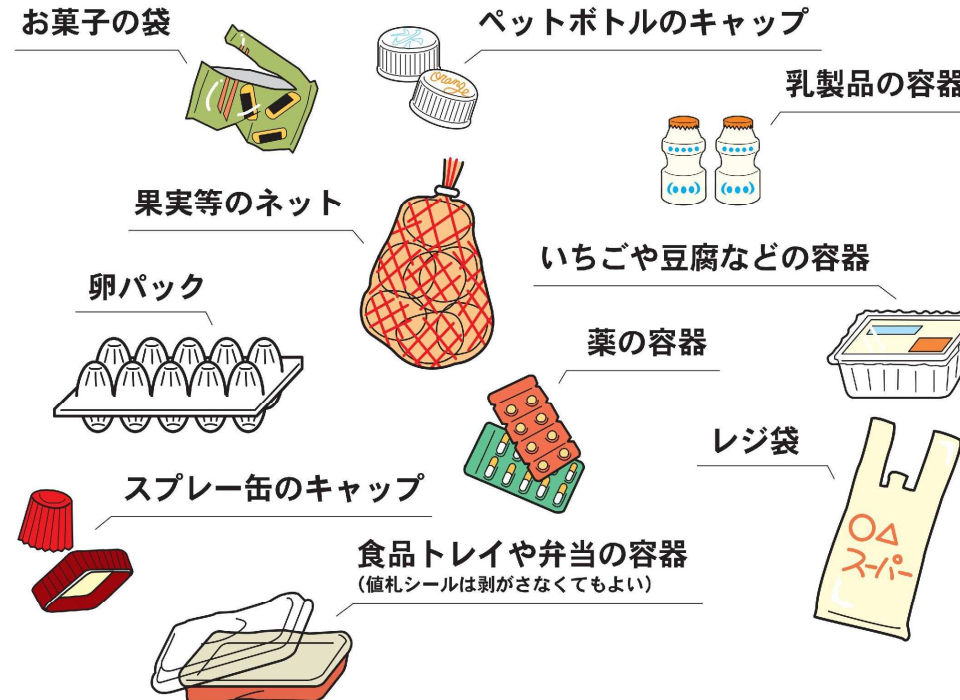


せともの・ガラス類

※袋にマジックで「危険」と表示する。



■その他フラ（容器包装プラスチック類）

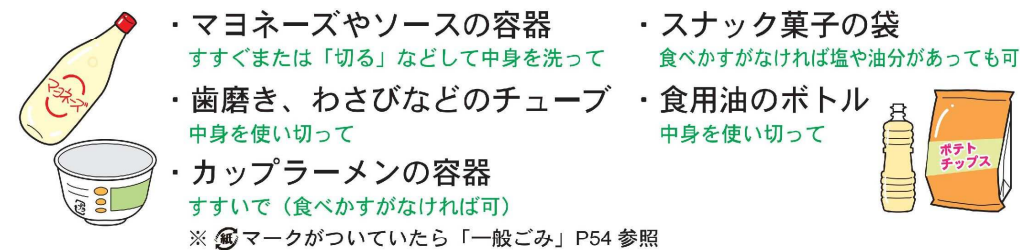


※汚れが付いているものは軽くすすぐかふき取ってください。

(水洗いをした場合は、水を切ってから出してください。)

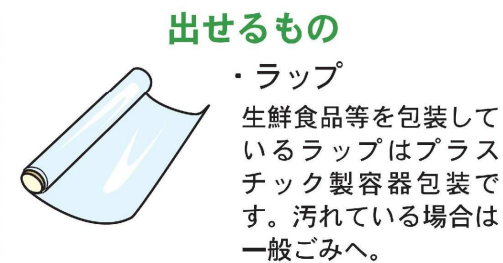
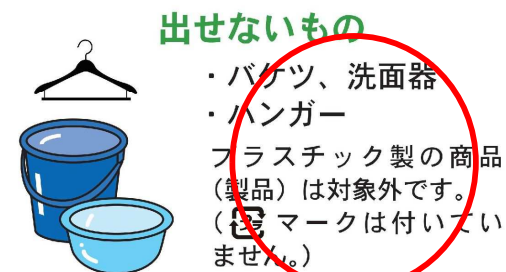
※値札や商品の表示シールがはがしにくい場合は、はがさずそのまま出してください。

次のようなものもその他プラスチックに出せます！

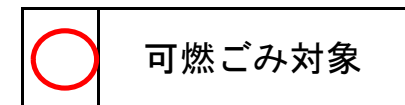


※マークがついていたなら「一般ごみ」P54 参照

間違いやすい例



【凡例】



■ チェック 環境管理課環境衛生グループ
； 令和4年9月16日

【斜里町におけるごみの分別・収集】

■一般ごみ



【ひと洗いしても汚れがとれない再利用できる物は容器包装プラスチック】回収ボックスへ



【衣類】



【紙くず】



【座布団・クッション・枕】



【たばこの吸いがら】

火を完全に消してから



【小さなおもちゃ】

指定袋に入らない物は粗大ごみ
電池で動く物は小型家電



【猫のトイレ砂、犬糞】



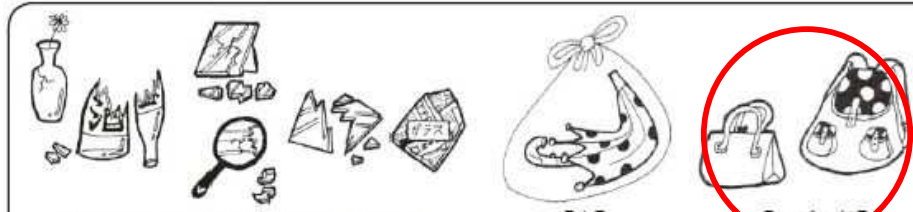
【おもちゃ】

汚物は取り除く



【ビデオテープ、CD、DVD】

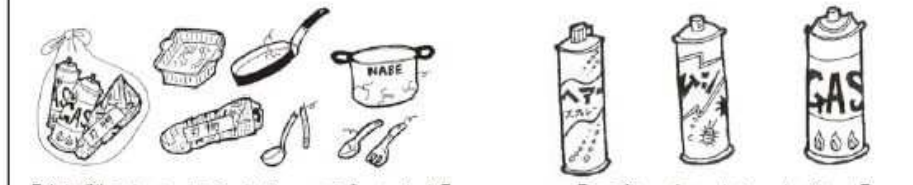
■燃えないごみ



【汚れたビン、割れたガラス、鏡など】
紙に包んで注意書きをしてください。

【傘】

【かばん類】



【金属製のなべ、フライパン、スプーンなど】
包丁、はさみなどは紙で包んで注意書きを
してください。

【スプレー缶、カセットボンベ】
穴を開けて、中のガスを出してください。



【植木鉢、茶碗など】
紙に包んで注意書きを
してください。

【ゴム製のホースなど】

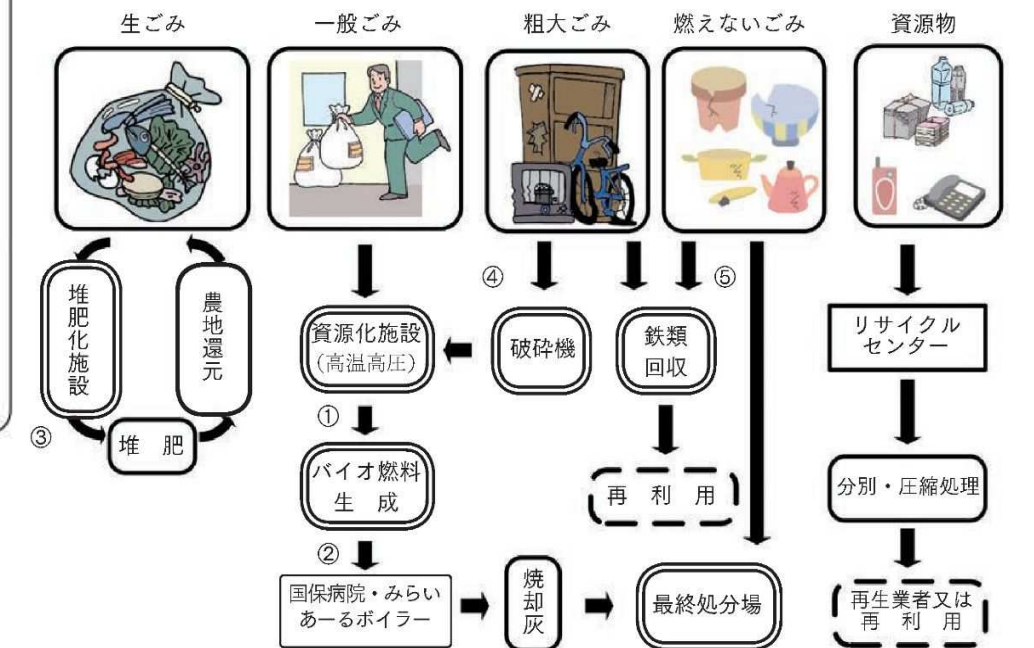
【靴、長靴、サンダルなど】

■容器包装プラスチック類



■生ごみ

家庭や事業所から出る
「調理くず」「食べ残し」



【凡例】

	可燃ごみ対象
--	--------

■ チェック 総務部
； 令和4年9月16日

出典；平成29年8月作成 斜里町 ごみ分別の手引き

【小清水町におけるごみの分別・収集】

■一般ごみ

紙類



紙おむつ／紙くず／写真／吸い殻／封筒／はがき

木製品



花火／マッチ／まな板

衣類・布



服などの衣類／ぬいぐるみ／バッグ

プラスチック



台所用品／バケツ／文房具／ポリタンク

金属



なべ／フライパン／スプーン／カセットボンベ

可燃ごみと不燃ごみに分ける必要はありません。

生ごみや資源物に当てはまらない、紙くずやガラス、陶器、金属製品などが一般ごみです。

※生ごみの焼却処理は未定（第1候補が焼却、第2候補が堆肥化施設を継続）である。

陶磁器・ガラス



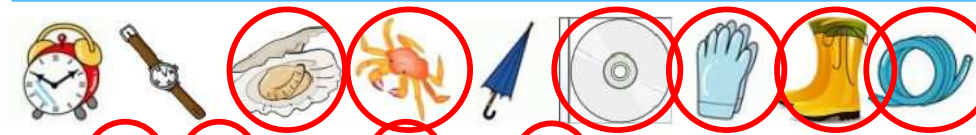
【注意】割れると危険！ 新聞等で包む

小型家電



電話機・携帯電話／ラジカセ／パソコン（CRTモニター不可）／アイロン／電子レンジ

その他



時計／貝殻／かに殻／傘／CD・DVD／ゴム製品

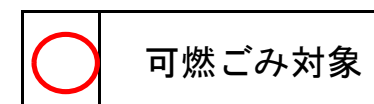
「衣類」や「小型家電」は、リサイクルできるものがあります。

ごみ袋に入れて出す資源物

プラスチック製容器包装



【凡例】



■ チェック 町民生活課住民活動係
；令和4年9月15日

出典；小清水町Web ごみの分別・収集

燃やすごみ

「赤文字」の指定ごみ袋で出してください。

紙くず

- ちり紙
- 紙おむつ ※汚物はトイレへ!
- タバコの吸い殻 ※火元に注意!
- 内側が銀色の紙パック



製品プラスチック

- バケツ、洗面器、食品保存タッパ
- ビデオテープ
- CD、DVD、BD(ケース含む)
- おもちゃ

※家庭で使う食品保存ラップ、資源にならない汚れたプラスチックやペットボトルも「燃やすごみ」です。



布類・革類・ゴム類

- 靴、カバン
- めいぐるみ、汚れた衣類、布類



木製品、枝など

- 割りばし、竹串、まな板、しゃもじ
- 枯葉、小枝(乾燥した葉、細かな枝)

※土湿じりの枯葉、小枝、生花、生草、長めの枝や水分を含んだ枯葉などは「燃やせないごみ」へ



焼却炉の故障につながるので、金属類は絶対に入れないでください!

生ごみ

「緑文字」の指定ごみ袋で出してください。

「生ごみ」として処理できる生ごみ

- 食事の食べ残し
- 調理くず
- カニの甲羅
- エビの殻
- 漬物、ぬか
- 梅干しの種
- フライドチキンの骨



- 貝の身

※貝殻は「燃やせないごみ」

- コーヒーがら、お茶がら
- 粉ミルク
- ペットフード
- トウモロコシの実、皮、芯

※トウモロコシの芯も生ごみとして処理できるようになりました!



生ごみは堆肥化処理します。指定の袋は、袋も一緒に堆肥化できる素材なので、生ごみ以外を入れず、必ず指定の袋で出してください。

燃やせないごみ

「青文字」の指定ごみ袋で出してください。

金属類

- フライパン、なべ、ヤカン
- クッキングホイル
- 金属製のキャップ

※資源にならない汚れた空き缶なども「燃やせないごみ」になります。

※刃物などの危険なものは厚紙などで包み、「危険物」であることを表示してください。



セトモノ、ガラス類

- コップ、カップ、茶碗、皿
- 鏡

※資源にならない汚れたびん類なども「燃やせないごみ」になります。

※ガラス製品は厚紙などで包み、「危険物」であることを表示してください。



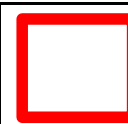
その他

- 貝殻 **加熱調理前の骨**
- かさ、ペット **トイレ用の砂** など
- ライター

※必ずガス抜きを!



【凡例】



可燃ごみ対象
生ごみは可燃ごみにするか
検討中

■ チェック 住民課住民グループ
; 令和4年9月16日

用語集

広域ごみ処理基本計画の用語集

あ 行	一般廃棄物	☐ 廃棄物処理法において産業廃棄物としてあげられているもの以外の廃棄物をいう。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。
	一般廃棄物会計基準	☐ 国が 2007 年(平成 19 年) 6 月に示した一般廃棄物処理事業のコスト分析手法等のガイドライン。市町村の一般廃棄物処理事業における 3R 化の推進を目的としている。
	一般廃棄物処理基本計画	☐ 廃棄物処理法において、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならないとされている。一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本となる計画(一般廃棄物処理基本計画)と、②基本計画に基づき各年度ごとに、一般廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画(一般廃棄物処理実施計画)から構成されるものであり、それぞれごみに関する部分、生活排水に関する部分から構成されている。 このうち基本計画は 10～15 年の長期計画とし、おおむね 5 年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うことが適切であるとされている。
	SDGs（持続可能な開発目標）	☐ Sustainable Development Goals の略で、2015 年(平成 27 年)9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている 2016 年(平成 28 年) から 2030 年(令和 12 年)までの国際目標。17 のゴールと 169 のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
か 行	環境影響評価	☐ 事業の実施が環境に及ぼす影響を調査、予測、評価し、環境の保全のための措置による環境影響を総合的に評価する制度。事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、意見を聞いたうえで事業計画を作成する。
	間欠運転方式	☐ 連続して焼却処理ができるごみ焼却施設で、1 日 16 時間稼働など間欠運転するものをいう。1 日中廃棄物を焼却し続けられている全連続運転方式とは異なり、朝から夕方までといった決まった時間のみ稼働するのが特徴である。

さ 行	災害廃棄物	☐ 自然災害が原因で発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対応するため、市町村がその処理を実施する廃棄物。
	最終処分場	☐ 廃棄物を焼却・資源化・再利用し、最後に残ったものを埋立処分する場所のこと。
	在宅医療廃棄物	☐ 在宅医療に伴って発生する廃棄物。一般家庭から排出されるが、注射針等、感染性・危険性があるものを含むため、明確なルート、排出方法が患者に示される必要がある。
	資源化	☐ ごみとして出されるものの中から、利用できるものを分別収集や中間処理施設等で選別により取り出し再利用することをいう。資源として分けられたごみが同じ製品、あるいは別の新たな製品の原材料として再生利用されるマテリアルリサイクルや、熱利用を行うサーマルリサイクル等がある。
	収集運搬	☐ 廃棄物の保管、積み込み、積み替え運び、荷卸しのこと。廃棄物処理法では収集と運搬は単独の用語で用いられている。自治体の処理経費に占める収集運搬費用は大きなウェイトを占めており、収集運搬の効率化が求められている。
	集団回収	☐ 町内会・子供会・PTAなどの地域団体が、定期的に「古紙・衣類・空き缶」などの資源物を回収し、資源回収業者に引き渡し再生利用を図ること。
	循環型社会	☐ 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
	循環型社会形成推進基本計画	☐ 循環型社会形成推進基本法に基づいて、循環型社会のイメージを明らかにするとともに、廃棄物処理やリサイクル推進について、施策の基本的方向性を示している。
	焼却灰	☐ 焼却炉でゴミを焼却した時に燃えがらとして残り、炉の底から排出される灰であり、主灰とも言う。これに対して焼却時に発生する灰ガスに含まれる煤塵（ばいじん：集塵灰のこと）を焼却飛灰といい、主灰よりも粒子が細かい。
	生活環境項目	☐ 環境基本法に基づいて定められた水質汚濁に係る環境基準の一つ。生活環境の保全に関する項目で、河川、湖沼、海域ごとに類型を設けて各項目における基準値が定められる。

		9 項目が設けられており、その中でも生活排水の影響を表す指標として、①COD（化学的酸素要求量）、②BOD（生物化学的酸素 要求量）、③全窒素、④全リン、⑤LAS などが用いられる。
	3R	☐ 3R とは、①リデュース(Reduce)・発生抑制、②リユース(Reuse)・再使用、③リサイクル(Recycle)・再資源化の3つの「R」のこと。
	全連続運転方式	☐ 連続して焼却処理ができるごみ焼却施設で、1 日 24 時間連続稼働するものをいう。大量のごみを処理できてほぼ完全燃焼できる利点がある。
た 行	調整稼働率	☐ 焼却処理施設の規模・設定において、実稼働日数の算出に用いる係数。稼働予定日であっても不測の故障の修理や、やむを得ない一時休止等の為に処理能力が低下することを考慮した係数である。
	中間処理	☐ 廃棄物の処分方法のうち、脱水、乾燥、焼却、破碎、発酵などの最終処分以外の様々な無害化、安定化、減容化処理の総称。物理的、化学的または生物学的手段によって、廃棄物の形状、形態を変え、生活環境の保全や人の健康に支障が生じないようにする。
	適正処理困難物	☐ 一般廃棄物のうち、市町村が適正に収集・処理する上で著しい支障があるとして指定した廃棄物。
は 行	廃棄物処理法	☐ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律。生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的に、1970 年(昭和 45 年)に制定され、廃棄物の定義や処理責任の主体、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めている。
	1 人 1 日当りの排出量「原単位」	☐ 住民 1 人が 1 日に排出するごみ量のこと。ごみ排出量を人口と年間日数で除した値で、g/人・日で表される。
	バッチ運転	☐ 固定バッチ式と機械化バッチ式があり、焼却炉へのごみの投入から焼却炉の運転、焼却灰の搬出までの一連の流れを人が行う型式を固定バッチ式といい、機械が行う形式を機械化バッチ式という。最初に投入されたごみが焼却処理されている間、新たにごみを投入しない点で連続式と異なる。 なお、「バッチ」とは、作業の一連の流れのことで、連続式と対をなす概念である。
	プラスチック使用製品廃棄物	☐ プラスチック使用製品廃棄物のうち廃棄物処理法で規定された産業廃棄物に該当するもの又はプラスチック副産物（製品の製造、加工、修理又は販売その他の事業活動に伴い

		副次的に得られるプラスチック)を指す。具体的には、工場や店舗等における事業活動に伴って生じる廃プラスチック、事業活動に伴って排出されるボールペンやクリアファイル、バインダー等。
	プラスチック製容器包装	☐ 商品を入れる容器と商品を包む包装のうち、商品と分かれることで不要になるプラスチック製の容器と包装のこと。
	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	☐ 製品の設計から廃棄物の処理まで、プラスチックの商流全てにおける資源の循環等の取組を促進するための法律。令和4年(2022年)4月1日施行。プラスチック使用製品廃棄物の市区町村の分別収集・再商品化、製造・販売事業者等による自主回収、排出事業者の排出抑制・再資源化等が主な政省令・告示事項である。
ま 行	メタン発酵	☐ 微生物(メタン生成菌等)が生ごみや下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥といった有機物から、メタンガスを生成する働きのこと。
や 行	容器包装リサイクル協会	☐ 財団法人日本容器包装リサイクル協会のこと。現在、主務5省(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境)が容器包装リサイクル法に基づき指定する再商品化業務を行う法人に指定されている。
	容器包装リサイクル法	☐ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律。一般廃棄物のうち容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により減量化を図るとともに資源の有効利用を図ることを目的に1995年(平成7年)に制定された。
ら 行	リサイクル (Recycle)	☐ 再使用できない循環資源を他の用途で利用すること。他の製品の原材料として利用することを「マテリアルリサイクル」といい、熱回収などに利用することを「サーマルリサイクル」という。
	リデュース (Reduce)	☐ 再利用や長期間の使用などによってごみの発生を抑制し、ごみの総量を減らすこと。
	リフューズ (Refuse)	☐ ごみになるものを家庭に持ち込まない。不必要なものは買わない、断ること。必要のない量を購入しない、過剰包装を断るなどもリフューズの一つである。
	リユース (Reuse)	☐ 不用になった製品を、基本的な形は変えずに再び使用すること。自らが使用できない場合には他の人に譲ったり、リサイクルショップなどを利用することもリユースの一つである。